# 令和3年第3回定例会

市議会会議録

令和3年8月27日 (開会) 令和3年9月17日 (閉会)

垂 水 市 議 会

令和三年第三回定例会会議録

(令和三年九月)

垂 水 市 議

会

### 第3回定例会会議録目次

第1号(8月27日)(金曜日)	
1 . 開 会	4
1. 開 議	4
1.会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1.諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1.報告第5号 上程	9
報告	
1.報告第6号~報告第8号 一括上程	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第50号・議案第51号 一括上程	1 3
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第52号 上程	1 5
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第53号~議案第55号 一括上程	1 5
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第56号 上程	1 7
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第57号~議案第61号 一括上程	2 1
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 陳情第11号・陳情第12号 一括上程	2 4
陳情第11号 産業厚生委員会付託	
陳情第12号 総務文教委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	2 4
1. 日程報告	2 5
1.散 会	2 5
第2号(9月7日)(火曜日)	
1 . 開	2 8
1. 報告第9号 上程	2 8
報告	
1. 議案第62号 上程	2 8

	説明	明、質	<b></b> 疑、	各常任委員会付託	
1.	<b>—</b> ∱	般質問	∄ <b></b>		2 9
	德福	留 邦	『治	議員	2 9
	1	新型	빌그ㅁ	ナウイルスワクチン接種について	
		(1)	ワク	チン接種	
		ア	一直	5齢者及び64歳以下の接種率は	
		1	, ロ	クチン接種終了の目途について	
		ウ	7 接	種率向上のための取組について	
		(2)	3 🖪	]目接種の開始時期は	
	2	人口	増、	人口減について	
		(1)	それ	ぞれの取組に違いはあるのか	
		(2)	現在	Eの取組状況について	
	前日	田	隆	議員	3 3
	1	本市	可の自	主防災組織について	
		(1)	災害	時に実働可能な自主防災組織はどれくらいあり、課題は何か実態	
			を聞	1 <	
		(2)	自主	E防災組織の活性化は図られたか。今後、どのように改善や取組を	
			図っ	ていけばよいのか伺う	
	2	要支	え 援者	の避難支援体制と個別支援計画について	
		(1)	避難	行動要支援者の把握と名簿の作成、管理、情報の更新と名簿の活	
			用は	てどのようにしているのか現状を伺う	
		(2)	避難	行動要支援者の避難支援体制の現状と課題について	
		(3)	個別	支援計画作成の現状と課題解決策	
	3	本市	可の農	業について	
		(1)	耕作	放棄地・荒廃農地の発生防止と解消策について	
		(2)	農地	中間管理機構の利活用状況と課題	
		(3)	農業	担い手の経営形態や将来像はどのように変わるか伺う	
	4	上之	宮匠	差路の側溝復旧工事について	
		, ,		賃借工事が遅れていた理由と上之宮砂防ダムの進捗状況について	
		(2)	復旧	工事概要と狭隘化した側溝部分の対策工事はどうするのか伺う	
		(3)	農地	1の復旧について	
	森	_	<del>-</del> –		4 3
	1			ナウイルス感染症について	
		(1)	学校	におけるデルタ株への対応及び子どもの居場所の確保と学びの保	

	ア	′ 学校における予防対策は	
	イ	多様な学びの提供について	
	(2)	庁内のコロナ対策は十分か	
	(3)	新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦への対応について	
2	人口	減少対策について	
	(1)	令和2年国勢調査速報値によると人口ビジョンの推計よりも早く人口	
		減が進んでいるが、その要因をどのように考えるか	
	(2)	合計特殊出生率及び未婚率について	
	(3)	人口減少が進む垂水市において、今後どのような対策を行うか市長の	
		思いを伺う	
3	現状	の公民館を取り巻く課題と今後の地域運営の在り方及び展望	
	(1)	公民館の現状の位置づけについて	
	(2)	公民館が担っている業務と現在の組織が合致しているか	
	(3)	地域運営組織の必要性について	
堀	内 貴	志 議員	5 7
1	「ま	ん延防止等重点措置」の適用を受けて	
	(1)	「まん延防止等重点措置」の適用を受けて、本市の対策、要請等の実	
		態について	
		~営業補償の範囲は	
	(2)	県内に緊急事態宣言が発令された場合の措置	
		~「まん延防止等重点措置」との違いは	
2	新型	!コロナウイルスの感染防止対策について	
	(1)	ワクチン接種の実施状況	
	(2)	最近 (第5波) の感染者の実態と傾向について	
		~年齢別の実態と感染源の傾向	
	(3)	療養先の実態	
	ア	自宅療養者の有無と看護体制	
	イ	妊婦のワクチン接種の対応は	
	(4)	子どもの感染症対策について	
	ア	学校内外における児童生徒の安全確保	
	イ	小中学校で感染者が発覚した場合の対応について	
池	田みす	- ず 議員	6 7
1	垂水	(市のスポーツ合宿について	

障について

(1) 夏休み期間のスポーツ合宿の状況について	
(2) コロナ感染対策と経済効果について	
2 コロナ禍における女性の負担軽減について	
(1) 学校や市役所等での生理用品無償提供について	
(2) 災害発生時の避難所における生理用品の備蓄について	
(3)困難を抱える女性が相談しやすい環境づくりと場づくりについて	
3 コロナ禍における選挙対策について	
(1) 投票率低下を防ぐための対策について	
池山 節夫 議員	7 4
1 新型コロナ対策について	
(1) 感染拡大に伴う医療体制について	
(2)小・中学生、園児、妊婦のワクチン接種について	
(3) 小・中学校の分散登校、オンライン授業について	
(4) 学校での抗体検査キットの使用方法について	
2 経済対策について	
(1) プレミアム付商品券について	
(2) 刀剣山について	
3 垂水市庁舎等の在り方について	
(1) 垂水市新庁舎整備基本条件調査研究委託業務について	
(2) 耐震診断について	
(3) 市民への広報と説明について	
1. 日程報告	8 4
1.散 会	8 4
第3号(9月8日) (水曜日)	
1 . 開 議	8 6
1.一般質問	8 6
梅木 勇 議員	8 6
1 有害鳥獣対策について	
(1)被害と捕獲状況について	
(2) 猟友会について	
(3) 耕作放棄地について	
(4) 他市町との連携について	
2 桜島・錦江湾ジオパークについて	

	(1)	認定後の取組は	
	(2)	猿ヶ城渓谷について	
篠	原 靜	爭則 議員	9 4
1	労賃	<b>歯者不足について</b>	
	(1)	外国人労働者の雇用状況について	
	(2)	外国人労働者の雇用制度について	
	(3)	外国人労働者及び雇い主に対する支援について	
2	振興	具会合併について	
	(1)	本市の限界集落の状況について	
	(2)	合併における行政主導について	
3	新片	子舎建設について こうしゅう	
	(1)	市長の考え方について(本庁舎・消防庁舎)	
新	原	勇 議員	0 6
1	消防	ちについて	
	(1)	消防署建設について	
	(2)	消防団手当について	
	(3)	出初式の日程について	
2	マイ	<sup>'</sup> ナンバーカードについて	
	(1)	現在交付率と市民にとっての利点は	
		コンビニでの住民票等の発行利用はできないか	
3	窓口	1での支払いについて	
	(1)	キャッシュレスでの支払いはできないのか	
4	児童	重クラブについて アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	` ′	牛根地区の児童クラブの設置場所について	
		他の児童クラブから改善して欲しい意見はないか	
5		家・空き店舗・人口増対策について	
		家屋全棟調査において明らかとなった空き家の棟数は	
		空き家バンクの登録につなげるには	
		空き家・空き店舗を居抜きで貸し出す方法	
		垂水市の子育て支援策はどのようなものがあるのか	
6		<b>重</b> ワクチン接種について	
		成人用肺炎球菌の2回目からの補助等はないのか	
		帯状疱疹ワクチンの助成について	
7	新月	「舎建設について	

北方 貞明 議員
1 ごみステーションについて
(1) 各振興会へごみステーションの実態調査についてアンケート調査をさ
れたが、調査項目とその結果は
2 民生委員の活動について
(1)毎月の活動報告が義務付けられているが、その実態は
(2) 民生委員法では、報酬は無給となっているが、本市での報酬及び活動
費はどうなっているか
3 教育関係について
(1) 市内の通学路の危険箇所は何か所把握しているか
(2)人口減少する中、児童生徒も年々減少しているが、牛根3小学校の今
後についてどのように考えているか
4 コスモス苑でのコロナワクチン2回未満接種者利用停止について
(1) 16名がサービス停止の対象であったが、現在の状況は
持留 良一 議員
1 新型コロナから命と暮らしを守るための対策を
(1) 事業者への十分な補償と営業支援を
ア 飲食店に限定せず、売上が減少したすべての事業者を対象とし、市
独自の支援を行うこと
イ 市独自の固定費補助などの対策を講じること
(2) 自治体のPCR検査拡充のためにも県が主導して財政的支援と検査を
実施するよう強く要望すること
(3) 学校での対策として、クラスター対策と簡易検査の実施を
ア 教職員等については、簡易検査を頻回に行う必要があるのではない
カゝ
イ 陽性者が出た場合の対応は。濃厚接触者を狭くみず、広めの行政検
査を行うことを求めたいが対応は
ウ 学童保育所対策として、広い場所を確保しておくことが必要ではな
いか (3密対策)
エ 不織布マスクの支給の必要性は
(4) 濃厚接触者(自宅待機等)への休業補償と生活支援(買い物等)を行
う必要性があるのではないか
2 学校給食センターの民間委託に問題はないのか

(1) 第3の候補予定地はあるのか

- (1)業務コストを抑えられたのか。人材は確保できたのか。コスト削減されるとしても民間委託と直営調理の利点・欠点を整理し、削減コストに見合うかどうか検討されたのか。そのことは将来的にも確定的といえるのか
- (2) 委託する時、どのようなケースが偽装請負となるのか
- 3 熱中症から命を守る対策の必要はどうあるべきか
  - (1) この5年間の熱中症の実態の特徴と対策はどうなっているか。全国的 には、経済的理由で設置や使用ができない方が少ないケースもあるが、 本市はどうか
  - (2) 新型コロナ対策で外出自粛が求められている。家庭内での熱中症対策が一層重要になっている。生活保護受給者、低所得者、高齢者、障がい者等にエアコン等の購入・設置費用及び使用にかかる電気代への助成の検討が必要と考えるがどうか
- 4 個人情報保護条例は個人の権利利益を保護することだが、時代に見合う権 利保障になっているか。改正の必要性は
  - (1)本市の条例は、目的にあった内容になっていると考えるか。また、課題としてどのように捉えているか
  - (2)条例で要配慮個人情報に「出身地」や「LGBT」はどのような扱いになっているか。要配慮個人情報の収集は原則禁止の扱いか。取り扱う場合も審議会の意見を聞くことになっているか。今後も堅持する必要があるが問題ないか
  - (3) 個人情報を本人以外から収集した場合は、本人への通知義務はあるのか。また、個人情報の提供を希望しない場合は、除外申請ができるべきだがどうか
  - (4) 不当に収集された個人情報の消却を請求できるのか
  - (5) 第9条 電子計算組織結合の際の保護措置の理解は、「外部機関との オンライン結合(情報連係)は、個人情報を処理するために、その自 治体以外の機関との通信回線による電子計算組織の結合を行ってはな らない」という理解でいいのか。これからも必要な措置と考えるがど うか

- 1 農業振興について
  - (1) 中間管理事業について
  - (2)活動火山周辺地域防災営農対策事業の内容

	2 災害の状況は			
	(1)梅雨から8月豪雨			
	3 水産業、商工業持続化給付金について			
	(1)減額の理由は			
	4 市庁舎について			
	(1) 耐震診断について			
	1.日程報告 ······		1	4 8
	1.散 会		1	4 8
第	第4号(9月17日)(金曜日)			
	1. 開 議		1	5 0
	1.諸般の報告		1	5 0
	1.報告(令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告	·書の報告について)	1	5 0
	1. 議案第52号・議案第56号~議案第62号・陳	情第12号 一括上程	1	5 0
	委員長報告、質疑、討論、表決			
	1.委員会の閉会中の継続審査の件について		1	5 4
	閉会中の継続審査			
	1. 議案第63号~議案第71号 一括上程		1	5 4
	決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査			
	1. 意見書案第14号・意見書案第15号 一括上程	<u></u>	1	5 5
	説明、質疑、討論、表決			
	1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件につ	いて 上程	1	5 5
	閉会中の継続調査			
	1.各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい	て 上程	1	5 5
	閉会中の継続調査			
	1.閉 会		1	5 6

#### 令和3年第3回垂水市議会定例会

#### 1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内容
8	• 2 7	金	本会議		会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討 論、一部表決、一部委員会付託
8	• 28	土	休 会		
8	• 2 9	日	"		
8	• 3 0	月	11		
8	• 3 1	火	"		(質問通告期限:正午)
9	• 1	水	"		
9	• 2	木	"		
9	• 3	金	"		
9	• 4	土	"		
9	• 5	日	"		
9	• 6	月	"		
9	• 7	火	本会議		一般質問
9	• 8	水	本会議		一般質問
9	• 9	木	休 会	委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
9	• 1 0	金	"	委員会	総務文教委員会 (議案審査)
9	• 1 1	土	"		
9	• 1 2	日	"		
9	• 1 3	月	"		
9	• 1 4	火	11		
9	· 1 5	水	11		
9	• 1 6	木	11	委員会	議会運営委員会
9	• 1 7	金	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質 疑、討論、一部表決、一部委員会付託

#### 2. 付議事件

件 名

報告第 5号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市個人情報保護条例及び垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)

報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて (垂水市手数料条例の一部を改正する条例)

- 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度垂水市一般会計補正予算(第 5号))
- 報告第 9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 議案第50号 令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第51号 令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 議案第52号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第53号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第54号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第55号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第56号 令和3年度垂水市一般会計補正予算(第6号) 案
- 議案第57号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第58号 令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第59号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第60号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第61号 令和3年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号) 案
- 議案第62号 令和3年度垂水市一般会計補正予算(第7号) 案
- 意見書案第14号 妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書
- 意見書案第15号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

#### 陳 情

陳情第11号 放課後児童健全育成事業に関する陳情

陳情第12号 分煙環境整備に関する陳情

## 令和3年第3回定例会

会 議 録

第1日 令和3年8月27日

#### 本会議第1号(8月27日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新	原		勇		8番	感	王寺	耕	造
2番	森		武	_		9番	持	留	良	_
3番	前	田		隆	1	0番	北	方	貞	明
4番	池	田	みす	ナザ	1	1番	池	山	節	夫
5番	梅	木		勇	1	2番	德	留	邦	治
6番	堀	内	貴	志	1	3番	篠	原	靜	則
7番	Ш	越	信	男	1	4番	Ш	畑	三	郎

\_\_\_\_\_\_

欠席議員 0名

\_\_\_\_\_

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾脇雅弥	生活環境課長	紺 屋	昭 男
副市長	益 山 純 徳	農林課長	森	秀 和
総務課長	和 泉 洋 一	併 任		
企画政策課長	二川隆志	農業委員会		
庁舎建設総括監	園 田 昌 幸	事務局長		
財政課長	濵 久志	土木課長	東	弘 幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永	公 洋
市民課長	松尾智信	会計課長	港	耕作
併 任		監査事務局長	福島	哲 朗
選挙管理		消防長	後迫	浩一郎
		113 123 20	区 足	1日 사
委 員 会		教 育 長	坂 元	裕人
委 員 会 事務局長				
	草 野 浩 一	教 育 長	坂 元	裕人
事務局長	草 野 浩 一 篠 原 彰 治	教 育 長 教育総務課長	坂 元 野 村	裕人宏治
事務局長保健課長		教 育 長 教育総務課長 学校教育課長	坂 元 野 村 今 井	裕 人 宏 治 誠

議会事務局出席者

事務局長 榎園雅司 書 記 瀬脇恵寿

書 記 末松博昭

令和3年8月27日午前10時開会

△開 会

**〇議長(川越信男)** おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長(川越信男) これより、本日の会議を 開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたと おりであります。

△会議録署名議員の指名

〇議長(川越信男)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に より、議長において森武一議員、德留邦治議員 を指名いたします。

△会期の決定

○議長(川越信男) 日程第2、会期の決定を 議題といたします。

去る8月20日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月17日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月17日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長(川越信男) 日程第3、諸般の報告を 行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和3年5月分、6月分及び 7月分の出納検査結果報告がありましたので、 写しをお手元に配付しておきましたから御了承 願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長(尾脇雅弥) 先日開催されました令和 3年第2回定例会後の議会に報告すべき主な事 項について報告いたします。

初めに、今月11日からの大雨に対します本市 の警戒態勢について御報告いたします。

停滞前線に伴う大雨により、本市でも、多いところで800ミリを超える大雨が10日間にわたり断続的に降り続いたところでございます。市では、今月12日午後5時に災害警戒本部を設置するとともに、同日午後5時半に市内全域に高齢者等避難情報を発令し、3か所の避難所を開設いたしました。その後、18日の午前9時25分には土砂災害警戒情報が発表されたことから、同日午前9時30分に市内全域に避難指示を発令したところでございます。その後も、19日の午前9時11分に災害警戒本部を解散するまでの間に合計7回の避難情報を発令し、警戒態勢を緩めることなく、職員一丸となって対応いたしました。

梅雨末期を思わせるような長雨でしたが、幸い本市では、人命に関わる重大な災害の発生は免れたところでございます。かねてから迅速な避難情報の発令を心がけており、今後も人的被害ゼロを目指した防災・減災対策に努めてまいります。

今回の記録的な長雨では、九州地方を中心と する広い範囲において、甚大な被害が発生いた しました。被災された方々に心からお見舞いを 申し上げますとともに、犠牲になられた方と御 遺族の皆様方に対し、深く、お悔やみを申し上 げます。

今回の大雨に関わる公共施設の被害について でございます。

道路や水路に流出しました土砂につきまして

は、建設業者や環境整備班で除去いたしましたが、公共土木施設災害で申請する箇所が高峠線で1件発生し、現在、通行止めとしております。10月下旬から11月初旬頃に災害査定を受けることとなっておりますが、査定後は早期復旧を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルスに関連して御報告 いたします。

まず、本市における発生状況についてでございますが、今月4日、71日ぶりとなる感染が確認され、その後も市民への感染が続いております。本市におきましては、26日現在、計90名が新型コロナウイルスに感染しております。感染に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い御回復を願っております。

また、県内の感染者が急増していることから、 今月20日から来月12日までの間、鹿児島県に 「まん延防止等重点措置」が適用されることと なり、今月13日に発令されていた県独自の緊急 事態宣言も来月12日まで延長されることとなり ました。

これを受けまして、本市では、速やかに対策 会議を開催し、市有施設の利用制限等の措置を 講じたところでございます。その際、私自ら、 感染防止対策の徹底等について、市民の皆様へ 注意を促しますとともに、御理解と御協力をお 願いしたところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連 につきまして御報告いたします。

65歳以上の高齢者につきましては、先月末を もって、ワクチン接種を予約された方のほぼ全 員が接種を完了したところでございます。現在、 64歳以下の方々の接種につきましても、順調に 進んでおります。

ワクチンの接種率でございますが、今月25日 現在、高齢者につきましては、2回目の接種が 終了された方の割合は接種対象者全体の88.1% となっているところでございます。また、12歳 以上の方につきましては、1回目の接種が終了された方の割合は接種対象者全体の68.6%、2回目の接種が終了された方の割合は56.9%となっているところでございます。

接種を希望される方へのワクチン接種につきましては、10月下旬までにほぼ終了するよう、 肝属郡医師会と随時協議を行いながら進めているところでございます。

次に、経済対策について報告いたします。

鹿児島県に「まん延防止等重点措置」が適用され、措置区域外の全ての市町村においても営業時間短縮の要請等がなされたことから、本市の対象となる約40店舗の飲食店を職員が直接訪問し、今月20日から来月12日までの営業時間短縮並びに協力金の申請手続等についての周知を行ったところでございます。

次に、本市独自の取組であります持続化給付金につきましては、商工業事業者235事業者、 垂水市漁協41事業者、牛根漁協30事業者、合計306事業者の申請があり、全ての申請事業者に対して給付を行ったところでございます。

また、水産業の景気回復と養殖魚のPR対策として、7月22日から3月26日まで「ブリ・カンパチ丼フェア」を道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、味処海の桜勘において、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、開催しております。

商工業の景気回復を図る「支え合おう垂水市」プレミアム付商品券につきましては、約4,400世帯の市民の皆様から購入していただいたところであり、市内商工業者の景気回復につながるものと考えております。

次に、新型コロナ関連以外の事項につきまして御報告いたします。

初めに、企画政策関係についてでございます。 まず、積水ハウスと本市との事業連携につき まして御報告いたします。

去る6月30日、積水ハウスなどの合同会社と

垂水未来創造商社との間で、道の駅たるみずは まびらの北側にホテルを建設するための契約が 締結されたとの報告を受けているところでござ います。令和5年夏頃、仮称ではありますが 「フェアフィールド・バイ・マリオットホテ ル・かごしま たるみず」として開業を目指し、 これから建設が進められるとのことでございま す。このホテルの建設により、道の駅を拠点と する様々な体験活動やレジャーの開発、新しい 人の流れ、雇用の創出などが図られ、さらなる 地域の活性化に寄与するものと期待をしており ます。

次に、日本航空と本市におきましては、それぞれが持つ物的・人的・知的資源を有効に活用し、地域全体の活性化を図ること等を目的に連携協定を締結したところであり、去る7月2日に文化会館にて調印式を行ったところでございます。日本航空と本市は、これまでも、タイ王国の首都バンコクにありますトンロー日本市場や福岡空港内において本市の特産品の販売・PRなど、連携した取組を行っております。今後は、日本航空の持つノウハウや流通ネットワーク等の経営資源と、本市の持つ様々な特産品などの地域資源を掛け合わせることで、本市の地域課題の解決と活性化に向けて、一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今月11日、第2回垂水市庁舎等のあり方検討 委員会を開催いたしました。今回の委員会にお

次に、庁舎建設関係についてでございます。

きましては、市議会において庁舎整備検討特別 委員会が設置されたことに加え、庁舎整備のための様々な基本条件を調査するための委託契約 に関する報告を行ったところでございます。

また、協議事項として、耐震診断業務に関する基本的な情報や知識等の共有を行いながら、 今後出されます耐震診断結果への対応について、 外部検討委員会として取りまとめを行うことな どが確認されました。

なお、詳細につきましては、本日の本会議終 了後、庁舎整備検討特別委員会において御報告 をさせていただきます。

次に、生理の貧困への支援についてでござい ます。

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が昨今、顕在化してきており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっております。

本市におきましては、これまでも、全ての小・中学校において保健室に生理用品を常備し、養護教諭や女性の職員がいつでも対応できる体制を整えているところでございます。今回、この対応に加えまして、本庁や両支所、子育て支援センターなどの公共施設や小・中学校のトイレに生理用品を備えることで、自由に受け取ることが可能となるよう、その提供方法につきまして工夫をしたいと考えているところでございます。このようなことから、今議会に、生理用品の購入等に関する予算につきまして上程をさせていただいております。

なお、災害発生時の避難所等における生理用 品の備蓄に関しましては、現予算で購入し、既 に防災倉庫に備蓄したところでございます。

本市におきましては、生理用品の提供だけではなく、それを一つのきっかけとして、生理の 貧困にある女性の背景や事情に丁寧に向き合い、 きめの細かい、寄り添った支援が充実するよう、 今後とも取り組んでまいります。

次に、保健関係についてでございます。

先月14日から16日にかけて、自殺対策事業の一環として、市内の全小・中学校において児童生徒向けに「SOSの出し方教育授業」を、教員向けに「SOSの受け止め方研修」を実施いたしました。本日の南日本新聞にも大きく掲載をされておりました。この「SOSの出し方教育授業」と「SOSの受け止め方研修」を同時

に市内全ての小・中学校で実施したのは、大隅 地域で本市が初めてであり、また全国でもあま り例のない取組となっているところでございま す。

小規模校につきましては、GIGAスクールを活用したリモートでの授業として実施され、小学校では講話とグループワークを、中学校では講話とワークシートを活用した学習を、それぞれ併用した形で行ったところでございます。受講した児童生徒におきましては、発言も活発であり、講師の先生からは、子供たちが先生たちのことを信頼していること、周りに信頼できる大人たちがいることの表れではないか、また垂水の子供たちはコミュニティーに、そして大人たちに守られているとの講評を頂いたところでございます。

この「SOSの出し方教育授業」につきましては、現在の小学校6年生が中学3年生になるまでの4年間、継続した実施を考えており、この事業を通じて感情表現が成長過程である児童生徒に知識や表現する力をしっかりと身につけさせてまいりたいと考えているところでございます。

次に、農林関係についてでございます。

令和2年7月初旬の梅雨前線豪雨の国の災害 復旧補助事業の進捗状況でございます。農業用 施設14件、林道用施設2件、農地22件の合計38 件について、先月19日をもって全て完了いたし ました。そのほか、国の災害復旧補助事業の採 択要件を満たさない農業用施設1件、農地24件 の合計25件につきましても、市単独災害復旧工 事を行い、完了しております。

今後とも、施設の点検や事前対策を怠らず、 防災・減災対策に努めてまいります。

また、農業委員会では、平成26年度より、作物に被害を与える害虫や鳥獣の巣となっている耕作放棄地解消に取り組んでいただいております。本年度は、中俣地区の耕作放棄地667平方

メートルにトウモロコシを作付し、農業委員と 江ノ島幼稚園、和光保育園の園児、協和小学校、 牛根小学校の児童クラブの児童と一緒に収穫作 業を行ったところでございます。トウモロコシ 畑には、園児・児童の元気な笑い声があふれて おりました。

耕作放棄地につきましては、その解消に向けた取組が今年度で8年目を迎え、12筆、7,632平方メートルの土地が再生されたところでございます。本市の農地を守っていくため、引き続き、農地パトロールや市独自の補助金による再生促進事業などの取組を進めてまいります。

さて、5月の臨時議会で承認を得て任命されました農業委員10名は、6月1日に辞令交付式を終え、新体制での業務をスタートしております。

また、農地利用最適化推進委員10名につきましても、7月1日より新体制となっております。 今後とも両委員と連携して、遊休農地の解消、 担い手への農地集約、新規就農者への支援等に 努めるとともに、同委員が農家の皆様のよき相 談役として本市の農業、農村のさらなる発展に 尽力されていることを期待しております。

次に、水産商工観光関係でございます。

毎年開催されております「たるみずふれあいフェスタ夏祭り」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となったところでございます。

夏祭りの中止を受け、これに代わり、新型コロナウイルス感染の早期終息と疫病退散を願い、垂水市商工会青年部が主催となって、今月21日の午後8時に柊原・中央・協和・牛根の市内4か所で約5分間、1か所につき100発ずつの花火の打ち上げが行われたところでございます。3密を避けるため、打ち上げ場所についての事前周知は行っておりませんが、周辺の堤防沿いには子供や高齢者など、多くの市民の皆様においでいただき、花火を堪能していただいたとこ

ろでございます。特に、今回初めての打ち上げ となりました協和・柊原に関しましては、大き な反響があったところでございます。

次に、スポーツ合宿の受入れ状況につきましては、7月後半から8月にかけまして、三重国体フェンシング成年女子鹿児島代表、鹿児島実業高校・鹿児島高校サッカー部、鹿児島商業・鹿児島女子高校剣道部、池田高校野球部、4競技10団体363人、滞在延べ人数約1,319人となっております。本市にとりまして大きな経済効果を上げていることから、今後も継続して誘致促進に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これらの合宿に際しましては、新型コロナウイルス感染防止対策や熱中症対策を徹底した上で受入れを行ったところでございます。

このほか、来月1日から30日までの間、鹿児島市の山形屋の7階レストランにおきまして、昨年に引き続き、垂水食材のメニューによります垂水味だよりが開催される予定となっております。本市農水畜産物の販売拡大につながる契機となりますよう、今後とも山形屋における事業展開を継続してまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係についてでございます。

先月3日、親子標本づくり講習会を市民館で 開催いたしました。市内の児童、保護者、合わ せて26人の参加があったところでございます。 今年度は、事前に希望のあった植物・昆虫・ 貝・岩石の4部門を対象とし、猿ヶ城渓谷や荒 崎海岸などの現地実習も取り入れて実施いたし ました。参加者は、県内の一流の講師による具 体的で分かりやすい説明に耳を傾け、標本作り

先月24日から開催された県中学校総合体育大会におきまして、垂水中央中学校の男女ソフトテニス部が見事、団体アベック優勝を飾り、九州大会に出場をいたしました。同校のソフトテニス部は、これまでもいろいろな大会で活躍し、実績を残しておりますが、男女ともに優勝は今

に熱心に取り組んでおりました。

回が初めてであったとのことでございます。

団体のほかにも、女子のペアが2チームと男子競泳の1人が九州大会に出場しております。 団体を含めて全国大会への出場はかないません でしたが、垂水市民に元気と勇気を与えるすば らしい活躍だったと思うところでございます。

また、先月24日に開催されました県吹奏楽コンクールにおきまして、垂水小学校金管バンドが金賞を受賞し、初めて九州大会への出場がかなったところでございます。しかしながら、今月20日の九州大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で残念ながら出場を辞退せざるを得なくなりましたが、県大会で録音された演奏による審査が行われ、銀賞を受賞されたとのことでございます。今後の同小学校金管バンドのさらなる活躍を期待しております。

今月6日にオンラインで開催されました「未来を拓く鹿児島の教育シンポジウム」「かごしま『教育の情報化』フォーラム」におきまして、本市のGIGAスクール構想に関して、指導主事、新城小学校校長、垂水中央中学校教頭の3人が実践発表を行ったところでございます。

本市の取組は、これまでの先進的な取組が県内でも注目されているところであり、今後もAIドリルや遠隔授業、タブレット端末を家に持ち帰っての家庭学習での活用がさらに推進されることにより、子供たちの学力や情報活用能力が向上することを期待しているところでございます。

次に、社会教育関連についてでございます。 先月27日、市内の小・中学生を対象に、武家 屋敷群の麓を歩く垂水麓めぐりを開催いたしま した。講師には、まちづくりフォーラム・かご しま探検の会の東川隆太郎先生をお招きし、講 話や現地での解説をしていただいたところでご ざいます。先生の分かりやすいお話で、子供た ちの郷土の歴史・文化に対する興味・関心が高 まり、郷土への愛着が深まったものと考えてい るところでございます。

先月28日から29日にかけまして、大野ESD 自然学校で第13回キッズキャンプを実施いたし ました。市内在住の小学1年生から3年生まで の20人が参加し、野外炊事や川遊びなどの体験 を1泊2日で行ったところでございます。大野 地区の魅力ある自然に触れ、豊かな体験学習を 経験することができたものと考えているところ でございます。

今月1日、第15回錦江湾シーカヤック大会in垂水を道の駅たるみずはまびら、マリンパークたるみずの海岸で開催いたしました。今回の大会は、コロナ禍での開催ということで、参加者の制限、時間の短縮など、徹底した感染防止対策を講じた上で実施いたしました。様々な制限がある中、市内外から約70人の方々に御参加を頂き、会場周辺は家族連れでにぎわったところでございます。シーカヤック競漕大会、バナナボートやサップなどの体験会を通じ、参加者は親子の絆を深め、また海が大好きな青少年を育成する機会となったものと考えているところでございます。

今月2日には、「垂水市さわやかあいさつ運動推進標語」最優秀賞の授賞式を市長室で実施いたしました。市内小・中学校から773点の作品の応募があり、垂水小学校2年生の新徳菜々さんの標語「じぶんから」さきどりあいさつげんきよく」が最優秀賞として選考されたところでございます。受賞後、新徳さんからは、この標語には自分から元気よくあいさつをすることで自分も相手も気持ちよくなれるとの思いが込められています、との感想を頂きました。今後も、さわやかあいさつ運動を通じて、子供たちの健やかな育成と、地域における人と人との信頼関係の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

〇議長(川越信男) 以上で、諸般の報告を終

わります。

△報告第5号上程

○議長(川越信男) 日程第4、報告第5号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〇財政課長(濵 久志) おはようございます。 報告第5号損害賠償の額を定めることについ ての専決処分の報告について、地方自治法第 180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規 定によりまして、損害賠償の額を定めることに ついて専決処分いたしましたので、同条第2項 の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和3年3月31日午前10時頃、生活環境課のごみ収集車が、上馬場振興会のごみステーションに後進して近づく際、後方確認が不十分であったため、車両の後部がごみステーションのサッシ及び案内板に接触し、破損したものでございます。本件は、後方不注視による一方的過失であることから市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として修繕費11万5,250円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は全額、市が加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。所属長には、車の後方確認を徹底し、運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

〇議長(川越信男) 以上で、報告第5号の報告を終わります。

△報告第6号~報告第8号一括上程 〇議長(川越信男) 日程第5、報告第6号から日程第7、報告第8号までの報告3件を一括 議題とします。

件名の朗読を省略します。

報告第6号 専決処分の承認を求めることにつ

いて(垂水市個人情報保護条例及び垂水 市個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例) 報告第7号 専決処分の承認を求めることにつ いて(垂水市手数料条例の一部を改正す る条例)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度垂水市一般会計補正予算(第5号))

〇議長(川越信男) 報告を求めます。

○総務課長(和泉洋一) おはようございます。 報告第6号垂水市個人情報保護条例及び垂水 市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例の、専決処分の 承認を求めることについて御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、本市の関係条例に改正が生じたため、その関連部分について、垂水市個人情報保護条例、垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の2つの条例を一括で2条に条立てし、改正をしたものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条の垂水市個人情報保護条例は、 第22条の2中、「総務大臣」を「内閣総理大 臣」に改めましたのは、情報ネットワークシス テムの所管がデジタル庁に変更することに伴う ものでございます。

また、同条中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律におきまして、第19条第4号が新設され、これに伴い、改正前の第4号以降の号名を引用する号が1号ずつ繰り下げられたことによる号ずれが生じたものでございます。次に、第2条の垂水市個人番号の利用及び特

定個人情報の提供に関する条例も、第1条と同様に、法の改正により号ずれが生じたものでございます。

そのほか、第1条、第2条とも文言整理を行っております。

なお、改正法の施行期日が令和3年9月1日 とされましたことから、当該条例の一部を改正 する条例を専決処分し、この条例を令和3年9 月1日から施行しようとするものでございます。 以上で報告を終わりますが、御承認いただき ますようよろしくお願い申し上げます。

○市民課長(松尾智信) おはようございます。 報告第7号垂水市手数料条例の一部を改正す る条例の専決処分の承認を求めることについて、 御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができるとされたことによりまして、当該手数料の徴収事務を住所地市区町村長に委託することになりましたことから、本市の条例において手数料を定める必要がなくなりましたので、条例を改正したものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明 申し上げます。

別表第1中、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年法律第27号。以下この項において「法」 という)の施行に関する事項の項を削るもので ございます。

なお、改正法の施行期日が令和3年9月1日 とされましたことから、当該条例の一部を改正 する条例を専決処分し、この条例を令和3年9 月1日から施行しようとするものでございます。 以上で報告を終わりますが、御承認いただき

ますようよろしくお願い申し上げます。

**○財政課長(濵 久志)** 報告第8号専決処分 の承認を求めることについて御説明申し上げま す。

国の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に急施を要しましたので、令和3年6月28日に令和3年度垂水市一般会計補正予算(第5号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも601万3,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は113億2,487万円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務 費の需用費から扶助費は、新型コロナウイルス 感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経 費でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして6ページ の歳入明細にありますとおり、全額、国庫支出 金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(川越信男) ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ○持留良一議員 まず、報告第6号垂水市個人情報保護条例及び垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてなんですけども、今までは、基本的には大臣、総務大臣ということで、国が地方自治に基づく関与も基本的には245条の4を含めて各大臣ということになっていたわけです よね。

今回はデジタル関連法6法案があったわけですけども、それに伴って変更になったという大きな背景があるわけなんですけども、ソフトな、これ私はこの今まで、各大臣だったことによって一つのワンクッションを置かれていたと思うんですが、今回、内閣総理大臣ということは、実際にある意味、直接的な関与が強まっていくのではないかと。このデジタル法が、そもそもがそういう、内閣総理大臣に権限を集中するということになっていたわけですので、そういうことに関して、そういう懸念とか、私たちがそういう問題について個人情報を含めてそういう危険性はないのかどうなのかということを一つはお聞きしたいと思います。

今後、今、保護条例なんかでもそのレベルダウンだとか、もしくは自治体の条例制定権の制約が起こりかねないのではないかという懸念が広がっている中で、この大臣が、各総務大臣が内閣総理になることによっての権限の問題というのはどうなのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、報告第7号なんですけども、このマイナンバーカードの問題については、国のほうでも、こんなふうに今回の改正の概要を説明しているんですね。国と地方公共団体が共同で管理する法人への転換、そしてマイナンバーカード、電子証明書に関する事務について、国の関与と責任を明確化していくと。両方とも基本的には、その国の関与がさらに強まっていく危険性があるのではないかというふうに思うんですが、この報告第7号について、その辺りについて、懸念はないのか含めて説明をお願いしたいと思います。

〇総務課長(和泉洋一) 主務大臣が総務大臣 から内閣総理大臣になったことに関して懸念は ないかという御質問でございますが、基本的に、 個人番号保護に関しましては、その個人番号を 守ることに関して条例においても定めをしているところでございます。その点において、市においては個人番号の保護をしていくということに基本的に変わりはないことというふうに考えております。

国の施策に関しましては、今回9月1日においてデジタル庁を設置するということで、そこには主務大臣が就任をされるわけですので、特段、大きな、我々地方自治体の行政において大きな影響はないものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**〇市民課長(松尾智信)** 持留議員の質問にお答えします。

国の責任の明確化についての質問だったと思いますけれども、これまでは市町村が地方公共団体情報システム機構にマイナンバーカードの作成等に係る業務を委託しておりましたけれども、今回の改正により、機構がマイナンバーカードを発行する主体となり、機構は国と地方公共団体が共同で管理する法人に転換され、マイナンバーカード等に関する事務について財源措置も含めて、国の責任が明確にされたと考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 報告第6号なんですけど、ちょっと曖昧な回答だったと思うんですが。今まで総務大臣、これが内閣総理大臣に変わるということで、直接関与する、内閣総理大臣がですね、関与するという形になったわけですよね。

要するに、国は関連法で地方自治体にある意味介入する手がかりを与えることになってしまったのではないかというのが一つ危惧される。だからこそ、先ほど言いましたとおり、この個人情報保護制度も自治体を含めて一本化されますよね、今まで3つあったのが。一本化されるということになります。そうすると、先進的に頑張っていた保護条例なんかも含めて、これも

変えられていくと。一本化されていくと。

そうすると、先ほど言いましたように、レベルダウンになるんじゃないか。自治体の条例制定権が制約を受けるんじゃないかということを言っているわけ。だから、それぞれ自治体独自の団体自治としての自主性も損なわれていくのではないか。この変わることによってですね、直接関与されるわけですので、そういう懸念、危惧はないのかということを言ったわけです。この点について、お願いします。(発言する者あり)

○総務課長(和泉洋一) 今、議員が申された ような懸念につきましては、今後、我々も内容 について精査をいたしまして、必要な対応が取 れるのであれば、そのようなことを、自治体の レベルにおいてできる努力というのはやってい くということで考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 この問題、非常に重要な問題。 今回一般質問で取り上げるつもりでいるんです けども、その自治権がね、きちっと保障される かどうなのか、そこがやっぱり重要な関心事だ と思うんですよ。そうすると全体的なデジタル 法を見てみましても、そこが侵されていく、懸 念が広がっていく。

例えば、垂水市でこういう、子ども手当等を 含めて条例つくったけど、それはもう国のあれ に、規範に反するからそれは変えてくれという ことにされかねないということも懸念がされて いるんですよ。だから、その辺りをきちっと、 今言われたとおり守っていける、そういうこと が確信として言えるのかどうか、最後お聞きし ます。

**〇総務課長(和泉洋一)** 努力をいたしたいと 思います。

**○議長(川越信男)** ほかに質疑はありませんか。

○梅木 勇議員 報告第8号についてお聞かせ

ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者とは大体想像はつくんですけども、改めて「生活困窮者」とはどういう方々なのか、それと対象者は何名なのかお聞かせください。

**○福祉課長(篠原彰治)** まず、対象者という ことについてお答えさせていただきます。

この「対象者」というのは、国の制度におきまして、緊急小口資金、総合支援資金貸付け、こういった制度を経て初めて申請できる制度でございます。これについては、垂水市内においては対象者となり得る方々がまず11世帯ありまして、予算としましては、それに7世帯を足して25世帯の数を予算計上させていただきました。そして、あと、「生活困窮者」というのが結局「生活保護に準じる水準の困窮世帯」という

以上でございます。

〇議長(川越信男) ほかに質疑はありませんか。

ことで国のほうでは定義されております。

[「なし」の声あり]

**○議長(川越信男)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第6号から報告第8号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、報告第6号から報告第8号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。よって、報告第6号から報告第8号までの報告3 件については、委員会の付託を省略することに 決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第6号から報告第8 号までの報告3件を承認することに御異議あり ませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(川越信男) 異議なしと認めます。よって、報告第6号から報告第8号までの報告3件については、いずれも承認することに決定しました。

△議案第50号・議案第51号一括上程 ○議長(川越信男) 日程第8、議案第50号及 び日程第9、議案第51号の議案2件を一括議題 といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号 令和2年度垂水市水道事業会計剰 余金の処分及び決算の認定について 議案第51号 令和2年度垂水市病院事業会計決 算の認定について

〇議長(川越信男) ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

[公営企業決算特別委員長池山節夫議員 登壇]

〇公営企業決算特別委員長(池山節夫) おはようございます。去る6月21日の令和3年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました議案第50号令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第51号令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定についてを7月15日に公営企業決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を御

報告申し上げます。

審査に当たり、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そして、どのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かに重点を置き審査いたしました。

さらに、計数的なことについては、監査委員の審査意見書を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計では、水道料の未収状況について、委員から「今後の収納対策をどうするのか。また、徴収が困難な場合、救済策を検討しているのか」との質問に対し、「未収金の総体件数は昨年とあまり変わらないが、大口の利用者で納付が少し遅れるケースもある。滞納者は支払いにルーズな方が多いため、督促や給水停止予告、分納を繰り返しながら減らしている。救済策として、新型コロナの影響を受けた方々への徴収猶予をアナウンスしているが、相談があったのは会社から1件、個人からはなかった」との回答がありました。

次に、耐震管の配管設計について質問があり、「現在、耐久年数が80年から100年程度のものを設置している。従来のビニールタイプと異なり割高であるが、毎年価格調査を行い、単価に基づいて設計していきたい」との回答がありました。

また、「減少する給水人口への今後の対応は」という問いについて、「経営戦略では、人口減少のシミュレーションを用い、給水収益が減る方向で計画をしている。長期計画の中で耐震化工事や老朽管を布設替えしていくが、経費も、維持費等を考慮し予算作成している。値上

げの検討時期があった際は、皆さんに諮り理解 を得ていきたい」との回答がありました。

また、病院事業会計決算においては、委員から、「資産減耗費の額が大きいが、主な品目は」との質問に対し、「既存の電子カルテシステムを除却したためである。除却する際に減価償却費として5%の残存価格が残っていることから、その残存価格分が資産減耗費として増加した」との答弁がありました。

以上、主な質疑について申し上げました。

まとめといたしまして、監査委員の決算審査 意見書にもありますように、水道事業会計については収益の基礎となる給水人口の減少傾向が進む中、施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念されるが、新たな企業債の借入れを行ってはいるものの、企業債残高は前年より減少し、令和2年度は利益を出し、借入残高も順当に減少してきていることが経営努力として評価されており、病院事業においては、年々、高度化・専門化・多様化していく医療需要に対応するため、老朽化の進んだ医療機器の更新、施設の更新工事を行うなど、医療の質の向上と医療環境の充実に努めている点などが評価されています。

本委員会としては、両事業とも引き続き経営 基盤の安定化と経営の健全化に努めていただく よう求めるものであります。

以上の質疑なども踏まえた上で、議案第50号令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

次に、議案第51号令和2年度垂水市病院事業 会計決算の認定については、適正であると認め、 認定することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長(川越信男) ただいまの報告に対し、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告 のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(川越信男) 異議なしと認めます。よって、議案第50号令和2年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第51号令和2年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

△議案第52号上程

〇議長(川越信男) 日程第10、議案第52号垂 水市税条例の一部を改正する条例案についてを 議題といたします。

説明を求めます。

○税務課長(橘圭一郎) 議案第52号垂水市税 条例の一部を改正する条例案につきまして御説 明申し上げます。

令和3年度税制改正の大綱を受け、地方税法 等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日 に公布され、令和4年4月1日及び令和6年4 月1日から施行されることに伴い、条文を整理 するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御 説明申し上げます。

新旧対照表1ページ先頭の第24条個人の市民 税の非課税の範囲第2項につきましては、生計 を共にする国外居住親族の扶養親族としての範 囲の取扱いを見直し、16歳未満の者か控除対象 扶養親族に限ると規定するもので、政令改正に 併せて改正するものでございます。

次の第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましても、国外居住親族の扶養親族としての範囲の取扱いを見直し、16歳未満の者に限ると規定するもので、法律改正に併せて改正するものでございます。

下段の附則第5条につきましては、個人市民 税の所得割も同様に扶養親族を16歳未満のもの か控除対象扶養親族に限るとする規定の追加で ございます。

裏面2ページの第6条でございますが、一般的にセルフメディケーション税制と言われるもので、健康の保持増進や疾病予防として一定の取組を行っている者がその年中に自己または生計を共にする配偶者、その他の親族のために1万2,000円以上の対象医薬品を購入した場合における医療費控除の特例で、対象期間を令和4年度から令和9年度まで期間延長するものでございます。

次の第10条の2第24項につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い規定するもので、第26項につきましては産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、新たに追加規定するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○議長(川越信男) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(川越信男)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会 に付託いたします。

△議案第53号~議案第55号一括上程

〇議長(川越信男) 日程第11、議案第53号か

ら日程第13、議案第55号までの議案3件を一括 議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第53号 垂水市固定資産評価審査委員会委 員の選任について

議案第54号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第55号 人権擁護委員候補者推薦につき意 見を求めることについて

**○議長(川越信男)** 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

**〇市長(尾脇雅弥)** 議案第53号垂水市固定資 産評価審査委員会委員の選任について御説明を 申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります尾迫逸郎氏が令和3年9月27日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

選任しようとする尾迫逸郎氏の住所は、垂水 市田神2602番地1、生年月日は昭和27年10月14 日、委員の任期は3年でございます。

なお、本議案は地方税法第423条第3項の規 定に基づき、議会の同意を求めるものでござい ます。

御同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第54号垂水市教育委員会委 員の任命について御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります葛迫 幸平氏が令和3年10月17日をもって任期満了と なりますことから、同氏を再任しようとするも のでございます。

再任しようとする葛迫幸平氏の住所は、垂水 市市木365番地、生年月日は昭和29年12月21日、 委員の任期は4年でございます。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、 議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議案第55号人権擁護委員候補者推薦につきま して御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります山ヶ城芳子氏が令和3年12月31日をもって任期満了となりますことから、後任として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする沖眞理子氏の住所は、垂水 市市木421番地11、生年月日は昭和36年12月10 日でございます。

この人権擁護委員の任期は3年でございます。 以上で説明を終わりますが、御審議のほどお 願いいたします。

○議長(川越信男) ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員 協議会を開きますので、ただいまの議案を持っ て御参集願います。

午前11時1分休憩

午前11時25分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これ から質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(川越信男)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号から議案第55号までの議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第55号までの議 案3件については委員会への付託を省略するこ とに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(川越信男)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

まず、議案第53号について同意することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号について同意することに御 異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については同意すること に決定いたしました。

次に、議案第55号について適任とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については適任とすることに決定いたしました。

△議案第56号上程

○議長(川越信男) 日程第14、議案第56号令和3年度垂水市一般会計補正予算(第6号)案を議題とします。

説明を求めます。

**○財政課長(濵 久志**) 議案第56号令和3年 度垂水市一般会計補正予算(第6号)案につい て御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧くださ

い。

今回の主な補正は、人事異動に伴う人件費や 牛根小学校児童クラブ改修工事、新型コロナウ イルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業、 元垂水原田線地滑り工事等でございます。

今回、歳入歳出とも3億7,410万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は116億9,897万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表、地方債の補正を御 覧ください。

追加の内容でございますが、砂防施設整備事業は、公共事業等債から緊急自然災害防止対策事業債への組替えに伴うものでございます。

6ページをお開きください。

変更の内容でございますが、砂防施設整備事業は、追加で説明しました組替えに伴う減額でございます。

現年発生補助災害復旧事業は、道路降灰災害 復旧費の事業費の増額及び道路橋梁河川現年発 生補助災害復旧費から過年発生補助災害復旧費 への組替えに伴う減額でございます。

過年発生補助災害復旧費は、現年発生補助災 害復旧費からの組替えで、元垂水原田線地滑り 工事に伴う増額でございます。

臨時財政対策債は、今年度の発行可能額の確 定に伴い減額するものでございます。

今回の変更に伴う記載額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を7億8,460万7,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細書について主な事務 事業等の補正を御説明いたします。

12ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の 需用費は、公共施設感染予防対策事業として、 本庁舎及び出先機関における感染症防止のため 消毒液を購入するもので、財源は地方創生臨時 交付金でございます。

10目企画費の負担金、補助及び交付金は、各地区公民館が策定した地域振興計画に基づく事業に対するまちづくり交付金でございます。

11目電算費の備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策での移動制限により対面での打合せが困難な状況の中、オンラインでのミーティングの環境を構築するためのもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

18目ふるさと納税制度事業費の備品購入費は、 ふるさと納税により寄附を頂いた方々へのお礼 状や受領証明書、ワンストップ申請書等の作成 に使用しております封入封緘機が購入より約5 年経過し、不具合が発生していることから新た に機器を購入するもので、財源はふるさと応援 基金でございます。

13ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の需用費は、生理の貧困対策として、公共施設での生理用品配布に要する経費でございます。14ページをお開きください。

9目介護保険事業費、負担金、補助及び交付 金の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業 補助金は、施設内等での感染を防止するための 取組を行う市内の介護事業所に対して感染防止 対策等に係る費用の支援を行うもので、財源は 地方創生臨時交付金でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、負担金、 補助及び交付金の保育環境改善等事業費補助金 は、保育所等に対し、勤務する職員が感染症対 策の徹底を図りながら保育を継続的に実施して いくために必要な経費や、保育所等の消毒に必 要となる支援を行い、新型コロナウイルス感染 症の感染防止を目的とするものでございます。 同じく、保育所等業務効率化推進事業費補助金 は、保育所等における業務のICT化を行うた めのシステム導入や、保育士等の研修のオンライン化事業に要する経費を補助するものでございます。

5目放課後児童健全育成事業費の委託料から 備品購入費は、牛根小学校2階の空き教室であ る普通教室を児童クラブに改修するために要す る経費でございます。

15ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の委託料は、新型コロナワクチン接種に係るもので、当初、国からの予算配分が9月末までとなっておりましたが、ワクチン接種スケジュールが10月から11月にかけて終えることとされたため、委託契約期間を延長するために要する経費でございます。同じく、負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金は、先ほど介護保険事業費で御説明申し上げましたものと同様、施設内等での感染を防止するための取組を行う市内の医療機関に対して感染防止対策等に係る費用の支援を行うもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

16ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農業振興費、 負担金、補助及び交付金の経営継承・発展支援 事業補助金は、経営継承した農業後継者の経営 発展の取組を支援するものでございます。

7目防災営農対策事業費の負担金、補助及び 交付金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業 補助金で、事業の前倒しによる増額ございます。

17ページをお開きください。

12目農道整備事業費の工事請負費は、排水路 改修工事に要する経費でございます。

2項林業費6目治山費の委託料は、里山林等 保全管理促進事業に係るもので、民有保安林の 伐採箇所の増による増額でございます。

3項水産業費2目水産業振興費のページ下段 の役務費から18ページの負担金、補助及び交付 金は、水産事業者への持続化給付金の執行額確 定に伴う減額でございます。

3目漁港管理費の工事請負費は、垂水南漁港のしゅんせつ工事に係るもので、防波堤間の出入口部分のしゅんせつ工事に要する経費でございます。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の役務費、負担金、補助及び交付金は、商工業者への持続化給付金の執行額確定に伴う減額及び秋の産業祭補助金でございます。

3目観光費の委託料は、誘客促進事業に要する経費で、本市への宿泊者を対象に地元特産品をプレゼントするのに要する経費で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

19ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の 使用料及び賃借料は、重機借上料でございます。 同じく工事請負費は、橋梁改修のほか、市道の 舗装工事等に係る経費の増額でございます。

6項住宅費1目住宅管理費の需用費は、市営 住宅の修繕に要する経費の増額でございます。

20ページをお開きください。

9 款消防費1項消防費1目常備消防費の備品 購入費は、消防職員の新型コロナウイルス感染 症対策用の資機材の整備に要するもので、財源 は地方創生臨時交付金でございます。

5目災害応急対策費の委託料及び工事請負費 は、指定避難所である垂水中央運動公園体育館 に空調設備を整備するための経費で、財源は地 方創生臨時交付金でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の需用費は、生理の貧困対策に要する経費で、小・中学校に生理用品を配布することに要する経費でございます。

22ページをお開きください。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費 2目道路橋梁河川補助災害復旧費の工事請負費 は、元垂水原田線の地滑りのり面保護工事に要 する経費でございます。 4項その他公共施設災害復旧費1目道路降灰 災害復旧費の工事請負費は、事業費の不足が見 込まれることから増額を行うものです。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、基金繰入金、地方債、繰越金の一部などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○議長(川越信男) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**〇持留良一議員** 予算で大変、新型コロナ対策 も含めて必要な対策が取られているというふう に思います。

その中で若干気になったのが、児童福祉費、 民生費の牛根小児童クラブ改修のことなんです けども、今まで各地域で学童保育所ができて、 その過程の中でやっぱり利用する保護者、関係 者含めて議論を構築して、結果としてそれで結 果に結びつけていくということが結構反映され て、それでみんながいい施設ができたねと、利 用しやすいねということも含めてそんなふうに なってきたというふうに思うんですが。今回、 この牛根小学校の中での施設改修ということで、 基本的には学内ということで安心感もあるんで すけども、ただ、私も一度見に行ったんですけ ども、2階の奥ということもあったりしながら、 様々利用する面においては課題もあるのかなと いうことも感じたりしたんですけども。そうい う中で、そのプロセスの中でどんな形でそうい う関係者、保護者、利用者の立場での改修へ向 けた努力がされたのか、その点について疑問だ ったもんですから質疑をいたします。

〇福祉課長(篠原彰治) 牛根児童クラブの開

設の経緯についてということでお答えいたしま す。

まず、令和2年8月18日、牛根3小学校の保護者から、子育て環境の充実、学童クラブの早期設置に係る要望書の提出がなされました。このことを受けまして、令和2年10月16日、牛根地区公民館において、牛根3小学校の全保護者が参集する機会に児童クラブの説明会を行い、平日の利用が4人、長期休暇中の利用が8人の利用希望があることを確認いたしております。

同年10月27日に、教育委員会と一緒に牛根小学校に行きまして、校長と意見交換会を行いました。その際に、1階の教室は全て今現在も利用されている状況で、学校側からは2階の特別活動教室なら使用できるということで回答をいただいたところです。

同年12月に、児童クラブの開設に係る事前準備に福祉課としましては着手いたしまして、委託先予定のシルバー人材センターとも2階で開始する旨を伝えさせていただき、協議をさせていただいたところです。

令和3年4月1日から児童クラブの一部改修 をさせていただき、今回9月議会において、改 修工事についての予算を上程させていただいた ところです。

以上が現在に至るまでの経過でございます。以上です。

○持留良一議員 施設が2階だということで、 利用する側にとったらなかなか様々な課題もあるようなふうに聞いていたんですよね。その中で一部の方々からはそれ以外の対象というのは検討できないのかというのもちょっと寄せられたりしたんですけども、そういう中で出された意見、そして課題、その辺りはどんな形で解決されて今日のここに着工というふうになったのか、その点について。

**〇福祉課長(篠原彰治)** 今現在、持留議員から言われたような意見をちょっと散見といいま

すか、ちょこっと聞くところですが、私のほう で確認したところ、事前に造る前に、説明会を させていただいた時点ではそういった意見は出 ていなかったように聞いております。しかしな がらそういったことも実際あることから、先ほ ども申し上げたんですけれども、こちらとして も再度学校のほうに赴きまして協議をさせてい ただいたんですけれども、やはり2階しか空い ていないということ。あと、児童クラブについ ては、やはり国のほうからの通知に基づいて学 校施設内にあることが前提条件といいますか、 特別な事情を除いてということで、その際に2 階が使えるということであるならば当然国の指 針に基づいてそこに造らざるを得ないというこ とで、今事業のほうに着工させていただこうと 考えているところでございます。

以上です。

○持留良一議員 最後になります。ちょっと危惧するのは、あと安全対策、避難問題になると思うんですよ。向こう側のほうに非常階段があるというふうに思うんです。これは利用できるのか、ここを改修になるのか、そういう意味での安全対策はきちっとこの工事に反映されているのか。

○福祉課長(篠原彰治) 今、持留議員が言われたのは、その教室の奥のほうの階段だと思われますが、そこについては潰さないような形で。 安全対策に前回も現場を確認に行ったんですけれども、建築のほうとそこは潰さないような形で、十分使えるような形で検討させていただいているところです。

**○議長(川越信男)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(川越信男)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第57号~議案第61号一括上程 ○議長(川越信男) 日程第15、議案第57号か ら日程第19、議案第61号までの議案 5 件を一括 議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第57号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 案

議案第58号 令和3年度垂水市介護保険特別会 計補正予算(第1号) 案

議案第59号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号) 案

議案第60号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 案

議案第61号 令和3年度垂水市水道事業会計補 正予算(第1号) 案

〇議長(川越信男) 説明を求めます。

○市民課長(松尾智信) 議案第57号令和3年 度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ138万円を 追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,315万円 とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、令和2年度 国民健康保険特別会計決算に伴う繰出金の補正 及び会計年度任用職員の期末勤勉手当の補正で ございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

5款1項1目疾病予防費の7節報償費は、疾病予防に係る歯科衛生士の謝金を新たに増額し、糖尿病重症化予防事業に係る謝金を5款2項1目特定健康診査等事業費の7節報償費より組み替え増額するものです。

5款2項1目特定健康診査等事業費の7節報

償費は、疾病費の謝金等に不足を生じましたので、予算を組み替え減額するものです。

5款2項2目特定健診・特定保健指導未受診 者等対策費の11節役務費は、手数料に不足を生 じましたので増額するものでございます。

8ページを御覧ください。

8款4項繰出金は、令和2年度国民健康保険 特別会計決算に伴います法定外繰入金の精算で ございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上 げます。

戻りまして6ページをお開きください。

5 款県支出金は、歳出の職員手当の増額に伴います保険給付費等交付金の補正でございます。

8 款繰越金は、令和2年度国民健康保険特別 会計決算に伴います前年度繰越金でございます。 以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

〇保健課長(草野浩一) 議案第58号令和3年 度垂水市介護保険特別会計補正予算(第1号) 案につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

ろしくお願い申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億41万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億 5,601万円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、令和2年度 決算に伴う繰越金や国・県等への返還金、市負 担金の精算に伴う繰出金でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費の 委託料は、介護報酬等改定に伴うシステム改修 費用で、積立金は介護給付費準備基金への積立 金でございます。

4 款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目 償還金は、令和2年度事業費確定による国・県 及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でご ざいます。

9ページを御覧ください。

2項繰出金1目一般会計繰出金は、同じく令和2年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上 げます。

戻りまして6ページをお開きください。

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険 者保険料の現年度分保険料は、低所得者の保険 料軽減対策として、第1段階から第3段階まで の低所得者保険料減少分の財源補塡となる国の 内示額が見込みよりも増額になったことに伴い、 お示しの金額を減額するものでございます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目及び 3 目地域支援事業交付金は、事業費増額に伴う増額でございます。

4 目事業費補助金は、介護報酬等改定に伴う システム改修に係る補助分でございます。

4款支払基金交付金1項支払金交付金2目地 域支援事業支援交付金から7款繰入金1項一般 会計繰入金3目地域支援事業交付金までは、事 業費増額に伴う国・県等負担金の増額でござい ます。

7ページを御覧ください。

4目事業費繰入金の一般事務費繰入金は、介 護報酬等改定に伴うシステム改修費用の市負担 分を一般会計から繰り入れるものでございます。

5目低所得者保険料繰入金の現年分は、低所 得者の保険料軽減対策に係る減額となる保険料 相当分を一般会計から繰り入れるものでござい ます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入 金は、先ほど御説明申し上げました低所得者保 険料繰入金の一部を介護給付費財源に組替えす ることから減額するものでございます。

8款繰越金は、令和2年度決算額の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

〇生活環境課長(紺屋昭男) 議案第59号令和 3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補 正予算(第1号)案について御説明申し上げま す。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ197万5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,271万 6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和2年度繰越 金の確定に伴うものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説 明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目27節繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページを御覧 ください。

3款1項1目繰越金の1節前年度繰越金につきましては、令和2年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○水道課長(森永公洋) 議案第60号と議案第61号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第60号令和3年度垂水市簡易水道 事業特別会計補正予算(第1号)案について御 説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ254万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,157 万2,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、令和2年度簡易水道事業 特別会計の繰越金確定に伴い、同額を一般会計 へ繰り出すものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説 明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目繰出金の27節繰出金は、 令和2年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ 繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページを御覧 ください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料の1節 簡易水道使用料は、令和2年度簡易水道使用料 の未納額を滞納繰越分として計上するものでご ざいます。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額 補正しまして、収支の均衡を図っております。

3款繰越金1項1目繰越金の1節前年度繰越 金は、令和2年度簡易水道事業特別会計の繰越 金確定に伴い、繰越額を計上するものでござい ます。

続きまして、議案第61号令和3年度垂水市水 道事業会計補正予算(第1号)案について御説 明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、国庫補助金の内示 額増額に伴い、建設改良費の増額を行うもので ございます。

それでは、詳細につきまして参考資料により 御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、資本的収入及び支出のうち、資本的収入から御説明いたします。

3項1目国庫補助金は、配水管の耐震化工事 に対する補助金で、内示額が当初申請した額よ り多くなったための増額補正でございます。

次に、資本的支出について御説明いたします。 1款資本的支出1項建設改良費2目配水設備 工事費は、国庫補助金の内示増額を受けて、水 道管耐震化の進捗を図る目的で、補助金対象工 事となる水道管の布設替え工事を拡大して実施 するために、今年度中実施予定の布設替え工事 の一部を見直した上で、配水設備工事費の増額 補正を行うものです。

なお、補助金申請手続及び工期設定の都合上、 対象工事については、当初予算計上額の枠内に て既に発注済みです。

1ページにお戻りください。

第2条の資本的収入及び支出の資本的収入は 865万2,000円増額し、総額3,895万2,000円とし、 資本的支出は1,800万円増額し、総額2億444万 円とするものです。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(川越信男) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第58号介護保険の特別会 計補正予算について質疑をさせていただきたい と思います。

結果として諸支出金が出たと思うんですけども、これは基本的に制度改定に伴う利用者の減なのか、それとも事業量が大き過ぎたというか、見込みの違いによって生まれた結果なのか、この点について。金額が大きいために。

○保健課長(草野浩一) この国庫、県支払基金も含めての部分ですが、昨年度の介護給付費が見込みよりも少なかったという部分で、これが昨年度の通所サービスの新型コロナの影響で利用控え等あった関係で見込みよりも給付費がなかったということで、その分が返還という形で金額が少し大きくなっているところでございます。

以上でございます。

**〇議長(川越信男)** ほかにありませんか。 [「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも所 管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△陳情第11号・陳情第12号一括上程

〇議長(川越信男) 日程第20、陳情第11号及 び日程第21、陳情第12号の陳情 2 件を一括議題 といたします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第11号 放課後児童健全育成事業に関する 陳情

陳情第12号 分煙環境整備に関する陳情

○議長(川越信男) ただいまの陳情 2 件については、いずれも所管の常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会 議員の選挙について

〇議長(川越信男)日程第22、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、 県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分 6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、 町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条 の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の 得票数までを報告することといたしたいと思い ますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規 則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち 候補者の得票数までを報告することに決定いた しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

**○議長(川越信男)**ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に前 田隆議員、池田みすず議員及び梅木勇議員の3 名を指名します。

候補者名簿を配ります。

「候補者名簿配付]

〇議長(川越信男) 候補者名簿の配付漏れは ありませんか。

[「なし」の声あり]

O議長(川越信男) 配付漏れなしと認めます。 投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

「投票用紙配付]

〇議長(川越信男) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(川越信男) 異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。

それでは、順次投票願います。

[1番議員から順次投票]

1番 新原 勇議員

2番 森 武一議員

3番 前田 隆議員

4番 池田 みすず 議員

5番 梅木 勇議員

6番 堀 内 貴 志 議員

7番 川越信男議員

8番 感王寺 耕 造 議員

9番 持留良一議員

10番 北方貞明議員

11番 池 山 節 夫 議員

12番 德 留 邦 治 議員

13番 篠 原 靜 則 議員

14番 川畑三郎議員

O議長(川越信男) 投票漏れはありませんか。 [「なし」の声あり]

**〇議長(川越信男)** 投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。

開票を行います。

立会人の前田隆議員、池田みすず議員及び梅 木勇議員は、開票の立会いをお願いいたします。 「開票〕

〇議長(川越信男) 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

川越信男 13票

畑中香子君 1票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長(川越信男) 本日の日程は、以上で全

部終了しました。

△日程報告

**○議長(川越信男)**明28日から9月6日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月7日及び8日の午前9時 半から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規 定により、本会議終了後の全員協議会終了後か ら8月31日の正午までに、質問事項を具体的に 記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

**○議長(川越信男)** 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後0時13分散会

令和3年第3回定例会

会 議 録

第2日 令和3年9月7日

## 本会議第2号(9月7日)(火曜)

出席議員 13名

1番	新儿	原	勇	9者	持	留	良	_
2番	森	፲	大 一	1 0 社	1 北	方	貞	明
3番	前	田	隆	1 1 1	新 池	Щ	節	夫
4番	池川	田	タナず	1 2 看	善 德	留	邦	治
5番	梅	木	勇	1 3 看	<b>篠</b>	原	靜	則
6番	堀	内員	貴 志	1 4 看	川	畑	三	郎
7番	JII j	越信	言 男					

\_\_\_\_\_

欠席議員 1名

8番 感王寺 耕 造

\_\_\_\_\_

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	紺 屋	昭 男
副市長	益山純徳	農林課長	森	秀 和
総務課長	和 泉 洋 一	併 任		
企画政策課長	二川隆志	農業委員会		
庁舎建設総括監	園 田 昌 幸	事務局長		
財政課長	濵 久志	土木課長	東	弘 幸
税務課長	橘   畫一郎	水道課長	森 永	公 洋
市民課長	松尾智信	会計課長	港	耕作
併 任		監査事務局長	福 島	哲 朗
選挙管理		消防長	後 迫	浩一郎
委 員 会		教 育 長	坂 元	裕人
委 員 会 事務局長		教 育 長 教育総務課長		裕 人宏 治
	草 野 浩 一		坂 元	
事務局長	草 野 浩 一 篠 原 彰 治	教育総務課長	坂 元 野 村	宏治
事務局長保健課長		教育総務課長 学校教育課長	坂 元 野 村 今 井	宏治誠

\_\_\_\_\_

議会事務局出席者

事務局長 榎園雅司 書 記 瀬脇恵寿

書 記 末松博昭

令和3年9月7日午前9時30分開議

## △開 議

○議長(川越信男) おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△報告第9号上程

○議長(川越信男) 日程第1、報告第9号損 害賠償の額を定めることについての専決処分の 報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〇土木課長(東 弘幸) おはようございます。 報告第9号損害賠償の額を定めることについ ての専決処分の報告について、地方自治法第 180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規 定により、損害賠償の額を定めることについて、 専決処分いたしましたので、同条第2項の規定 により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和3年4月20日午後3時20分頃、土木課環境整備班が国道220号沿いの宮脇公園を除草作業中、草払い機により小石が飛散し、その小石が走行中の大型トレーラー助手席側の窓ガラスに当たり破損したものでございます。なお、相手方は窓ガラスの破損だけで、けがはありませんでした。

本件は、小石などの飛散防止対策を行っていなかったことから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として、車両修理費6万3,308円を支払うことで示談いたしました。

環境整備班には、除草作業に慎重を期すよう 指示したところでございます。

以上で報告を終わります。

〇議長(川越信男) 以上で、報告第9号の報告を終わります。

△議案第62号上程

〇議長(川越信男) 日程第2、議案第62号令和3年度垂水市一般会計補正予算(第7号)案を議題とします。説明を求めます。

**○財政課長(濵 久志)** 議案第62号令和3年 度垂水市一般会計補正予算(第7号)案につい て御説明申し上げます。

今回の補正は、8月11日から19日までの停滞 前線に伴う大雨による災害復旧事業でございま す。

今回、歳入歳出とも5,980万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は117億5,877万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、4ページの第2表、地方債の補正を御 覧ください。

変更の内容でございますが、現年発生補助災害復旧事業及び現年発生単独災害復旧事業の借入れを、右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入限度額を7億9,000万7,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いた します。8ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費 1目農林水産業施設単独災害復旧費の使用料及 び賃借料は、農業用施設及び林道施設の土砂除 去等に伴う重機借上料でございます。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施 設単独災害復旧費の委託料は、高峠線に係る測 量設計業務委託に要する経費でございます。同 じく、使用料及び賃借料は、河川の堆積土砂除 去に伴う重機借上料でございます。

2目道路橋梁河川補助災害復旧費の工事請負費は、高峠線に係る工事請負費に加え、市道及び排水路等の土砂除去に急施を要したため、工事請負費から重機借上料へ流用を行った額につ

いて、今回、増額を行うものでございます。

これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、5ページの事項別明細書の総括表及び7ページの歳入明細にお示ししてありますように、国庫支出金、繰越金、地方債を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(川越信男) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**〇梅木 勇議員** 災害復旧で高峠線が設計委託 と工事費の予算が計上されましたが、高峠線と は、市木からの野久妻から高峠に通ずる道路の ことでしょうか。どこですか、場所は。お聞か せください。

**〇土木課長(東 弘幸)** 高峠線の位置は、議員がおっしゃるとおり、野久妻から高峠に抜ける市道でございます。

**〇議長(川越信男)** よろしいですか。ほかに ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩します。次は、9時45分から再開します。

午前9時38分休憩

午前9時45分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

△一般質問

○議長(川越信男) 日程第3、これより一般 質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、質問時間は、答弁時間を含めて1時間

以内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。なお、8月27日の全員協議会にて了承されましたとおり、新型コロナウイルス対策の一環として、質問に対する答弁者のみ着席することとします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、12番、徳留邦治議員の質問を許可します。

[德留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 皆さん、おはようございます。 トップバッターで質問することに御協力いた だきまして、議員の皆さんに御礼を申し上げま す。どうもありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。 昨年の1月に、神奈川県に住む中国国籍の男性が国内で初めて新型コロナウイルスに感染したことが確認されましてから、約1年7か月が 経過しようとしております。

これまで、感染者は全国で右肩上がりに増加しておりまして、本市でも、今年の1月には、介護老人保健施設でのクラスターによりまして、施設利用の停止、さらには、隣接いたします垂水中央病院においても、緊急搬送患者の受入れが一時停止となる状態になりましたが、肝属郡医師会の先生方や看護師、または関係者の努力によりまして、早急に復旧したことで、ひとまずは安心したところでございました。

しかしながら、ここ最近になりまして、第5 波と言われておりますデルタ株の感染拡大の影響によりまして、全国で急激に新型コロナウイルス感染者が増えております。

今回の第5波については、これまでの感染状況をはるかに超える勢いで感染が広がっている

のではないかと感じております。本市におきましても、7月頃から、徐々にではありますが、 陽性患者が増えているようでございます。

国も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置で何とか患者の発生を抑え込もうと懸命に努力しておられますが、効果が薄いのが現状ではないでしょうか。専門家も言われておりますが、最大の効果をもたらすのは、やはりワクチン接種であると、私もそのように感じているところでございます。

そこで、本市の新型コロナウイルスワクチン の接種状況についてお聞きいたします。

9月議会初日に、市長の諸般報告の中で、接種状況の報告もありましたが、これまでの高齢者のワクチン接種率と64歳以下のワクチン接種率について、また、いつまでに接種対象者のワクチン接種を終了させるのか、終了のめどについて。さらに、接種対象者のワクチン接種率を少しでも上げるような本市独自の対策を考えていないのかをお聞かせください。

それと、外国人の就労者について、現在、垂 水市に何名の外国人就労者がいるのか、ワクチ ン接種はどうなっているのかをお尋ねいたしま す。

次に、人口減についてであります。

毎年度の施政方針におきまして、様々な事業 や対策が展開され、近年は子育て世代への支援 策も充実してきているようであります。産み育 てやすい環境の整備は、これからの垂水市を担 う子供や保護者の支援という観点からも、さら なる充実を期待しております。

今回お聞きしたいことは、これまで、人口減 対策として、先ほども申し上げましたことも含 め、様々な取組を行われておりますが、それ以 前の体制の初め頃には、人口増対策として取り 組まれていたと記憶しております。 つきまして は、取り組まれている目的や内容について、全 く違うものなのかどうかをお聞かせください。 これで、1回目の質問を終わります。

**〇保健課長(草野浩一)** 高齢者及び64歳以下 の接種率につきましてお答えいたします。

今月4日現在で申し上げますと、65歳以上の 高齢者につきましては、1回目の接種が終了さ れた方は、接種対象者6,430名に対し5,807名の 90.3%、2回目の接種が終了された方は5,724 名の89%となっております。

12歳以上64歳以下につきましては、1回目の接種が終了された方は、接種対象者6,813名に対し3,849名の56.5%、2回目の接種が終了された方は2,484名の36.5%となっております。

また、12歳以上の全体で申しますと、1回目の接種が終了された方の割合は72.9%、2回目の接種が終了された方の割合は62%となっております。

以上でございます。

続きまして、新型コロナワクチン接種の終了 するめどにつきましてお答えいたします。

ワクチン接種の終了する時期を考えるに当たっては、対象者の予約状況や接種の進捗状況を見なければなりません。その状況として、接種率につきましては、先ほど御説明申し上げたところでございますが、本市の接種状況において、2回目接種は、今月4日現在の鹿児島県全体42%と比べ20ポイント高い62%となっており、県内でも高い接種率となっております。

国において、ワクチンの接種終了時期は10月から11月との報道がある中で、本市においては現在、ワクチン接種を予約されている方々につきましては、1回目の接種は今月末までに終了し、2回目接種を遅くとも10月下旬までに完了する見込みで、接種が完了された方は、その10月下旬の時点では、接種計画の80%になることが予想され、接種計画に到達することから、全体としての接種事業は一定のめどに達するものと考えております。

しかし、この新型コロナワクチンの接種につ

きましては、国は接種する実施時期を令和4年 2月末まで行うとしており、今後、誕生日を迎 え、新たに接種対象者になる方、未接種または 1回目のみ接種済みの転入者、療養等のため今 まで接種できなかった方など、新たな接種者へ の接種する機会を確保する必要がございます。

一方で、今後は新たな接種対象者の数自体は 少なくなってくることから、これまでのように、 市内6医療機関で接種を継続して行うのではな く、接種を依頼しております肝属郡医師会と協 議を行い、10月以降の接種につきましては、ワ クチンを保管するための超低温冷凍庫を設置し ている市内の2医療機関に、曜日を限定した上 で接種を継続することとしております。

以上でございます。

続きまして、接種率を上げるための取組につきましてお答えいたします。

現在のワクチン予約状況を見ますと、年代が若くなるにつれて、低い傾向がございます。そこで、今月初めに、若い世代向けの内容も含んだ全戸チラシを配布し、いま一度、接種について考えていただくよう取組を行ったところでございます。

また、先ほど、10月からの接種体制について 申し上げたところでございますが、接種できる 曜日は限定いたしますが、接種する時間を平日 は夕方から、土曜日は午後からとして、働く世 代に接種しやすい環境を整えたところでござい ます。

今後もワクチン接種に関する啓発を続け、接種を希望する若い世代の方々が、少しでも接種 しやすい環境づくりに、引き続き努めてまいり たいと考えております。

以上でございます。

続きまして、外国人就労者の接種につきましてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種に 係る接種券を発送するに当たり、保健課では、 本市に住民票を登録されている外国籍を持つ方 全員に対し、接種券及び英文表記のワクチン説 明書と併せ、厚生労働省が公開している多言語 対応のホームページの案内文書を同封するなど、 より円滑に接種していただきやすい方法で御案 内を行ったところでございます。

次に、接種の状況でございますが、今月4日 現在、外国籍を持つ方のうち、ワクチン接種対 象年齢の方は274名でございますが、そのうち、 1回目の接種を終えられた方は4日現在で56名 の20.4%、2回目の接種を終えられた方は15名 の5.5%になっております。

以上でございます。

**○企画政策課長(二川隆志)** おはようございます。

人口増対策、人口減少対策、それぞれの取組 に違いがあるのかについてお答えいたします。

議員御承知のとおり、本市の人口は、市制施行以来、減少が続いており、昭和33年の市制施行時の3万4,789人から、令和2年10月に実施されました国勢調査の速報値におきましては、1万3,818人にまで減少しております。

御質問の人口増対策と人口減対策でございますが、議員の言われるとおり、始まりは確かに、人口の増加を目的として施策が展開されていたもので、全国的に人口が増加している中、一部の自治体におきまして、人口減少が進んでいる状況であったことで、人口増対策という言葉が定着したものではないかと考えております。

このような中、先ほども申し上げましたが、 全国的に人口が増え続けているにもかかわらず、 本市においては減少傾向が続いておりましたこ とから、人口増対策として取組を始めており、 平成元年に人口減少対策本部を設置して、企業 誘致、移住・定住政策を中心に、約4年間にわ たり取組を始めております。

人口減対策という言葉は、平成26年に策定しました垂水市人口減対策プログラムや平成26年

11月28日に公布されましたまち・ひと・しごと 創生法の目的に、我が国における急速な少子高 齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止 めをかけるとあり、このことから、人口増では なく人口減少の緩和という観点から取組が始め られたと理解しております。

人口増対策においても、いかに人口減に歯止めをかけるかという観点に変わりはなく、企業誘致や移住定住を中心に、より多くの方々の市内への入り込みを目指したものであり、現在は、企業誘致や移住定住の施策を充実させつつ、併せて、人口流出を抑制する施策の展開により、減少幅をいかに緩和するかに取組んでいるところでございます。

以上でございます。

○**徳留邦治議員** 2回目の質問に入らせていた だきます。

一問一答式でお願いをいたします。

1回目の答弁で状況を把握いたしました。

そこで、2回目の質問をいたしますが、国は デルタ株について、2回目のワクチン接種でか なりの効果があると担当も言われておりますが、 他国においては、3回目のワクチン接種が必要 であるとも言われており、既に、イスラエルで は、3回目のワクチン接種が始まっているよう でございます。

また、つい先日には、河野新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣が、2回目のワクチン接種を終えた人から3回目のワクチンの接種を行いたいとも言われておりましたが、そこで、本市での3回目のワクチン接種はいつ頃から始まるのか。接種時期について教えてください。

**〇保健課長(草野浩一)** 3回目接種につきましてお答えいたします。

議員が申されましたとおり、3回目接種に関しまして、その報道等がなされていることは承知しているところでございます。しかしながら、

現時点では、国からは3回目の接種について通知等が出されていないことから、現時点において、開始時期等についてお示しできないところでございます。

今後、国から具体的な接種時期や実施方法などが示された場合には、関係機関と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 3回目の質問でございますが、 ありがとうございました。

私の希望ですが、実際、今後のこともございますが、可能であるのならば、全ての国がワクチン接種を受けていただいて、このマスク生活に終わりを告げられればと考えているところであります。

最後に、一日も早く、この新型コロナウイルス感染症が終息することを願いまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは次に、人口増、人口減の2回目の質問に入らせていただきますが、これまで、20年以上にわたり、様々な対策に取り組まれてきましたが、人口が増えてないという現状があります。

このことは、これまで取り組まれた対策に効果があったのかどうか。また、このような取組や制度を、市民や対象者となられる方々へしっかりと周知されていないことなども1つの原因があるのではないかと私は思っています。

これからも懸命に取り組んでいただかなければならない対策でありますので、現在どのような取組や対策がなされているのか、今後どう周知されていくのかをお聞かせください。

**○企画政策課長(二川隆志)** 現在の取組状況 についてお答えさせていただきます。

平成8年4月1日から施行されました垂水市 定住促進条例は、2回の制度改正を経て、平成 15年4月1日に廃止されておりますが、この間、 465世帯989人が転入され、平成10年度には社会 動態がプラスに転じており、一定の効果があっ たものと思います。

さらに、平成17年には空き家バンク制度を創設し、空き家の有効活用を通して、垂水市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ってきたところでございます。

このほかにも、子育て支援や医療・福祉政策、 観光振興による交流人口の増加や定住促進のた めの住宅整備や空き家活用など、人口の流出抑 制及び増加を図るための政策に取り組んでいる ところであります。

現在の取組としては、転出抑制と移住促進の 観点から、平成25年度に創設しました空き家有 効活用推進事業に始まり、空き家リフォーム促 進、住宅取得助成、結婚新生活支援などの施策 を、垂水市移住・定住促進7事業として実施し ており、この施策による事業開始から、令和3 年5月末の実績は、転入者は140世帯304人、転 出抑制者120世帯444人でございます。

現在は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に 基づき、直接的な移住定住促進事業のみでなく、 産業・雇用に関すること、交流人口等、人の流 れに関すること、結婚・出産・子育てに関する こと、まちづくりに関すること等を総合的、戦 略的に取り組むことで、将来にわたって活力の ある垂水市を目指すこととしており、また、こ れらの情報発信につきましては、人口動態が大 きく変化します年度当初の4月号・5月号の広 報誌で、施政方針と併せて、市民の皆様にお知 らせしているところでございます。

これからも、機会を捉えた周知に努め、これ ら様々な取組により、人口減少幅の緩和に取り 組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 ありがとうございます。

それでは、これで私の質問を終わりますが、 これまで取り組まれてきたことには、何事も市 民の方々のために取り組んでいるという認識の下、これからも懸命に取り組んでいただきますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(川越信男) ここで暫時休憩いたします。次は、10時20分から再開します。

午前10時12分休憩

午前10時20分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。 [前田 隆議員登壇]

**〇前田 隆議員** おはようございます。

本日、2番手となります。今回も市民の代弁 者として、市民が聞いてほしいことや関心事等 について質問いたします。答弁をよろしくお願 いいたします。

さて、7月以降、新型コロナ感染爆発で医療体制が逼迫し、自宅療養中に、救える命も救えない非常事態が続いております。ワクチン接種を希望する人全員が早く打ち終わる日が来ることを願っております。そして、新型コロナの終息と日常生活が戻ることを皆さんと一緒に祈りたいと思います。

では、議長の許可をいただきましたので、質問に入っていきます。

1番目の本市の自主防災組織については、2 年前に一度、質問いたしましたが、今回改めて 質問いたします。

今年の3月、南日本新聞にも大きな見出しで、 自主防災組織実働に不安と、自治体アンケート の調査記事が掲載されておりました。災害時に 避難支援や救助活動が可能な自主防災組織は 26%、74%がメンバーの高齢化を課題に挙げ、 人材不足から、本来の活動をこなせない実態が 浮かび上がると報告しております。

本市もこのアンケートに回答されたと思いま

す。そこで、その関連の質問を2点ほどいたします。

1点目は、災害時に実働可能な自主防災組識はどれぐらいあり、課題が何か実態を聞く。2点目は、自主防災組織の活性化は図られたか。 今後どういう改善や取組を図っていけばいいのか何います。

まず、1点目について、自主防災組織の組織 化率は高いが、名簿だけの組織も多いと聞きま す。148振興会中、どれくらいが実働可能な自 主防災組織か、教えてください。

課題は前回、構成委員の高齢化やコミュニティの希薄化など、挙げておられましたが、ほかにもありましたら教えてください。

2点目の自主防災組織の活性化の取組については、2年前、答弁いただいた活性化策が3つありました。

1つ目は、活性化に寄与する地区防災計画策定の推進、2つ目は、地域防災リーダーの養成講座の受講と育成、3つ目は、出前講座を開催し、自主防災組織の活動推進と防災力の向上を図る、この3点でしたが、それについて、結果や状況をお聞かせください。また、この結果に対し、今後どう改善し、取り組んでいけばいいのかも伺います。

次に、2番目の避難行動要支援者の支援体制 と個別支援計画について質問に入ります。

市町村は災害時に自力避難が難しい障害者や 高齢者など、避難行動要支援者の名簿作成を義 務づけられ、名簿登録者の個別支援計画の作成 を努力義務化されております。個別支援計画は、 直近6月議会で持留議員も質問されております。

私は個別支援計画の前段、災害弱者の避難行動要支援者に関する質問を、まず2点いたします。

それでは1点目、避難行動要支援者の把握と 名簿作成管理、情報の更新と、名簿の活用はど のようにしているのか、現状を伺う。 2点目は、避難行動要支援者の支援体制の現 状と課題についてです。

これに関しては、要支援者への確実な避難勧告等の伝達、民生委員と避難支援員の安全確保などを教えてください。

以上2点をお聞きいたします。

次に、3番目の本市の農業について質問いたします。

人家近くの田畑に猿やイノシシが出没して、 農作物等の被害が出ているとの報告を数多く聞きます。その原因の1つが所有者の高齢化や離 農などで、耕作放棄地、荒廃農地が増え、そこ に潜んだりしていることが挙げられております。 耕作放棄地や荒廃農地の問題も大きな農業問題 です。

そこで1点目、耕作放棄地、荒廃農地の発生 防止と解消策について、どう取り組んでおられ るのか伺います。

次に2点目は、農地の貸し借りの仲介や問題 解決を目指す農地中間管理機構の本市における 利活用状況と課題について現状をお聞かせくだ さい

最後に、4番目の上之宮四差路の側溝復旧工 事について質問いたします。

大雨のたび、上部からの土砂や軽石が大量に 流出して、道路と田んぼに被害をもたらしてい た上之宮の四差路の側溝工事がようやく始まり ました。しかし、今回の大雨ではまた、土砂が 流出し、田んぼに被害が出ております。周辺住 民は、この対策工事に関心を持って見守ってお ります。その側溝復旧工事について2点質問い たします。

1点目は、側溝復旧工事が遅れていた理由と 上之宮砂防ダムの進捗状況について伺います。

土砂災害の現況は、砂防ダム付近の土砂や軽 石流出であります。その防止のため、砂防ダム を建設中と聞いておりますが、この進捗と見通 しもお聞かせください。 2点目は、復旧工事の概要と狭隘化した側溝 部分の対策工事はどうするのかについて伺いま す。

以上、2点について答弁をお願いいたします。 以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長(和泉洋一) おはようございます。 災害時に実働可能な自主防災組織はどれくら いあり課題は何か、実態を聞くについてお答え をいたします。

本市には、振興会単位あるいは地区単位の合計で、現在74の自主防災組織がございます。総務課には、役員交代などで、今年度も各組織から更新された組織編成図、名簿等の提出をいただいている組織も多く、それぞれ体制が整備されていると思っております。

その活動の実効性については、正確な実態把 握は困難ではありますが、活動に不安のある自 主防災組織もあるのではないかと考えておりま す。

実効性に不安がある理由としましては、構成 員の高齢化が挙げられるほか、構成員への成り 手がいないこと、また、地域コミュニティの希 薄化に伴う自主的な防災活動の停滞傾向など、 本市においても、現代の地域社会特有の状況が 見受けられます。

さらに、毎年の実働訓練など、活動が活発な 組織につきましても、昨年から続く新型コロナ への感染拡大を警戒し、訓練そのものを自粛せ ざるを得ない組織もございましたことから、活 動の継続や組織の実効性等は大きな課題である と認識をしております。

次に、自主防災組織の活性化は図れたか。今 後どう改善や取組を図っていけばいいのかにつ いてお答えをいたします。

まず、地区防災計画につきましては、令和元年度、国の事業を活用いたしまして、新たに牛根麓振興会と辺田自治公民館協議会による2つの地区防災計画が作成されております。当時の

振興会役員、消防分団、民生委員等の話し合いの中に市防災担当者も入りまして、自助・互助・共助の精神に基づいて、自然災害による人的・物的被害の発生及び被害拡大の防止または軽減を目的として作成されており、計画書は区域内全世帯に配布をされております。

次に、地域の防災リーダー育成につきましては、県が毎年実施する地域防災リーダー養成講座に、各振興会長や消防団員、消防分団を通じて受講案内をいたしております。

例年の受講に加え、今年度は市職員2名が受講いたしましたことから、本市における地域防災推進員認定者は、前回答弁の35名から3名増えまして38名となっております。今後の業務や自主防災組織の各種活動に、受講で得た防災知識が生かされるものと考えております。

次に、出前講座の活用でございますが、去る 7月20日に市社会福祉協議会が市内サロン運営 者等39名を集めた会合において、市の出前講座 を活用いただき、市防災担当による総合防災マップの再確認や非常持ち出し品の講話など、防 災の取組について、改めて身近に感じていただ く機会を設けました。

この日は市内全域から御参加をいただいており、各グループの防災意識啓発につながったほか、各地区の自主防災活動のお役にも立ったのではないかと考えております。

続きまして、避難行動要支援者の把握と名簿 作成、管理、情報の更新と名簿はどのようにし ているかについて、御質問にお答えいたします。

災害時における要配慮者の個別支援計画は、 平成27年10月に策定をした避難行動要支援者避 難支援等プランにおいて、市が要配慮者のうち、 災害時に自ら避難することが困難な方で、平常 時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供する ことに同意した方について、避難支援に関する 個別支援計画を作成するよう努めるというもの でございます。 そこで、本市の要支援者名簿の登録者数は、 令和2年度末時点で578人でございます。名簿 情報の管理は総務課で行い、提出された計画書 等は随時更新作業等を行っております。

次に、避難支援体制の現状と課題でございますが、平常時においては、早めの避難を心がけていただくよう、広報誌等で周知を図っております。また、実働訓練実施の際は、実際に支援に当たる自主防災組織等の皆様が、様々な想定により訓練をしていただいているところでございます。

避難情報の伝達方法については、コミュニティFM割り込み放送をはじめ、登録制のメールや地上波テレビでのデータ放送と、避難を支援する側、される側にかかわらず、対象となる地域の市民の皆様には、いずれかの方法で目や耳に入るよう、複層的な情報発信に努めているところでございます。

支援する側の安全確保対策などにつきましては、個別の事情が異なり、緊急時を含めまして、現場の判断が行われる場合もあろうかと思われますが、まずは、御自身の安全確保を図っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長(森 秀和) おはようございます。 耕作放棄地・荒廃農地の発生防止と解消策に つきましてお答えいたします。

全国的な農業者の高齢化や後継者不足が問題となっており、それに伴い、耕作されない農地が年々増えております。長期間耕作されない農地は、通常の農作業では栽培が不可能となる荒廃化が懸念されており、荒廃化した農地は、景観の悪化や周辺の農地への悪影響が問題となるほか、イノシシなど野生動物がすみかにして、周辺の農作物に被害を及ぼすことも問題となっております。

また、農地には洪水など、災害を防ぐ機能が あり、耕作放棄地となって管理されなくなると、 農地が持つ様々な機能が失われるため、防災の 観点から、全国的な耕作放棄地等の発生防止や 解消に向けた取組が行われております。

それでは、本市の取組について御説明いたします。

農地法の規定により、農業委員会では、年1 回、農地の利用状況を調査し、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか、誰かに貸し付けるかなどの意向調査を実施しております。

その結果を踏まえ、農地中間管理機構への貸付けや農地の斡旋など、農地の利用調整と有効利用を、農業委員及び農地利用最適化推進員と連携して、遊休農地の解消に努めております。

また、農業委員自ら、農機具等を持ち寄り、 耕作可能な農地への再生作業を行い、農作物を 栽培することで、地域の耕作放棄地解消のモデ ルとなるとともに、新規就農者や認定農業者、 担い手農家への農地集積へつなげております。

また、農林課では、経営規模拡大計画がある 農家や法人を対象にマッチングを行い、5年以 上作付けすることを条件に、再生費用として、 10アール当たり4万円の助成を行っております。 以上でございます。

続きまして、農地中間管理機構の利活用状況 と課題につきましてお答えいたします。

農地の貸し借りは、農業経営基盤強化促進法の利用権設定と農地法第3条による貸し借り許可による方法で行われてきましたが、平成26年に、全都道府県に農地中間管理機構が設置され、中立的な立場で農地の貸し借りを円滑に行う受け皿的な役割を果たしております。

一般的に農地バンクとして浸透してきており、 耕作放棄地の所有者や高齢化などを理由にリタ イアしたい人など、農地を貸したい人から農地 バンクが土地を借り受け、新規就農希望者や規 模拡大志向の農業者など、担い手への農地集 積・集約化を図り、農地利用の最適化や農業生 産性向上を推進しております。

さて、令和2年度中の農地の貸し借りにつきましては、4,481アールとなっておりますが、約3割が農地バンクでの貸し借りとなっております。農地バンクとの一本化された契約や要件を満たすと機構集積協力金が受けられるなどのことから、年々増加傾向にあります。

また、水之上地区の水田耕作者を中心とした 有志の方々と協議を重ね、昨年12月、農地中間 管理事業の推進母体となる宮前地区農地集積協 議会を設立し、省力効率化農業を実現するため、 水田約17.5~クタールの圃場整備に向け、準備 を進めているところでございます。

しかし、課題もございます。農地をマッチングする際に、相続未登記の農地が多数あり、利用権設定に必要な過半同意に時間を費やしているのが現状でございます。

また、マッチングをしたにもかかわらず、 様々な事情で契約途中での解約もあり、草刈り、 耕うんをするなど、事業を推進する上で、農地 バンクの管理する農地が増えることも想定され、 財政的に厳しくなることが想定されております。

農業生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化をさらに加速化し、生産コストを削減していくことが必要であるため、農地バンクとの業務委託を基本に、農業委員、農地利用最適化推進委員等との連携により、事業推進を図ってまいります。

以上でございます。

**〇土木課長(東 弘幸)** 側溝復旧工事と上之 宮砂防につきましてお答えいたします。

側溝につきましては、現在整備中の上之宮砂防工事の谷より、大雨の際、礫混じりの土砂が流出し、市道の側溝が閉塞することで、周辺の農地や道路上へ流れ出し、多大な被害が度々ございました。

閉塞した側溝の礫混じり土を除去するため、

作業性を考慮し、暗渠の上部に3か所開口部を設け、その都度、除去してまいりましたが、地元振興会や地区公民館から、元の状態に戻し歩行ができるようにとの強い要望を受け、本年度、6月10日から9月13日までの工期で復旧工事を発注したところでございます。

その後、受注者や地元の方より、いまだ上流 部より礫混じり土が流出するおそれがあるため、 管理面から、開口部をさらに大きくするか、上 部を全て取壊し、閉塞した場合、直ちに除去で きるようにしたほうがよいのではとの相談がご ざいましたことから、計画変更に検討を要し、 若干遅れを生じたところでございます。

次に、砂防工事の進捗状況でございますが、 昨年度、下流側の1号砂防ダムが完成いたしま したが、現状を確認いたしましたところ、多量 の土砂を捕捉しておりましたことから、上之宮 集落への効果が最大限発揮できたものと思いま す。

進捗状況につきましては、先ほど申しました 1号砂防ダムが昨年度完成し、本年度は県道か らの管理用道路全800メーターのうち、残り520 メーターを着手する予定となっており、その後、 上流側の2号砂防ダムの建設に入るとのことで ございました。

なお、完成年度につきましては、県の予算や 国費の割当てにより、予定も変動いたしますこ とから、未定とのことでございますが、早期完 成に向け、さらなる予算化を図るとの回答をい ただいているところでございます。

以上でございます。

続きまして、復旧工事概要と狭隘化した側溝 の対策工事につきましてお答えいたします。

先ほど、答弁いたしましたとおりでございますが、元の状態に復旧するのではなく、礫混じり土が流出した際、早急に除去できるよう、上部を全て撤去し、地域の方々の安全面より、転落防止柵を設置することといたしました。

また、狭隘化した側溝の対策につきましては、 既存の側溝を広げる、あるいは分水する方法な ど、より効果がある工法を早急に検討したいと 考えておりますが、まずは、下流域の農地や側 溝の閉塞を防ぐことが一番大事でございますの で、県が設置しております土砂止め用ネットよ り上流部に、市といたしまして応急対策を行い、 下流域への流出防止を図りたいと思っておりま すので、県と協議しながら、なるべく早い時期 に対策を講じてまいりたいと考えているところ でございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。

自主防災組織については、答弁いただきました、災害時に実働可能な自主防災組織はどれく らいかとの質問に対し、明確な答弁はいただけ ませんでしたが、本市も少ないものと推測いた します。

74の自主防災組織のうち、実働不安な組織に対しては、今後の対応を関係者で検討していただきたいと思います。

課題2。課題は何かについては、高齢化やコミュニティの希薄化、人材不足など、今日の地域社会特有の現状を挙げられました。私は特に、若年層の参加協力が一番必要じゃないかと思います。若年層の参加、協力を得るにはどうしたらいいのかについて伺います。

○総務課長(和泉洋一) 若年層の参加、協力 を得るにはどうしたらよいかにつきましてお答 えをいたします。

若年層の参加については、自主防災組織に限らず、地域コミュニティを維持していくために、大きな課題であると認識をしております。そこで、参考となるような地域の直近の取組を御紹介いたします。

8月1日に境地区公民館と境小学校が共同主 催で実施されました地域交流イベントにおきま して、境小体育館を模擬避難所として開設し、 イベント参加者に避難所を体験していただくと いう催しがございました。

市の防災担当が避難所の受付方法や避難所運営における新型コロナ対策、避難する際の所持品や日頃の備え等について、参加者にお考えいただく機会を設け、合計83名の親子連れなどの方にお話をさせていただいております。

かねて、防災訓練等の参加者は、どちらかと 言うと、年配の方の参加が多い中、親子連れ等 の若い層に実際の避難所がどういうふうに運営 され、また、どのような雰囲気なのか、実際に 見て防災意識を高めてもらう、非常によい機会 となったというふうに考えております。市では、 実働訓練のほかにも、こうした各団体による取 組を支援し、周知に努めていくことで、市民の 皆様の防災意識の向上を図ってまいります。

なお、自主防災組織の主体的な訓練実施に対し、費用の一部助成を行う制度も設けておりますので、具体的な計画がありましたら、総務課のほうへ御相談をいただきたいと考えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 境地区で開催された地域交流 イベントで、模擬避難所体験や、防災意識等に ついて、親子連れなど若い世代に、市の防災担 当者が話す機会を持ったという話をされました。 若い世代の参加、協力を得るためには、このよ うな機会に、若者が一緒になって地域に目を向 けるきっかけとなるものが大事です。

今後とも、このような機会を捉えて、若者に意 識づけとなる取組や発信をどんどんお願いした いと思います。

2点目の自主防災組織の活性化は図れたかについては、取組について、それぞれ説明がありました。

コロナ禍等もあり、あまり進展していないよ うですが、それぞれ必要不可欠な取組ですので、 出前講座開催やリーダー養成は、一歩一歩確実 に実行していただきたいと思います。

ただ、地区防災計画策定は現在3か所とのことですが、少子高齢化、人口減少の中で、現在の振興会地区に求めるのは難しいのではないかと思います。公民館単位や複数の振興会単位に拡大して策定するほうが、人員等規模面で実現しやすいと思います。これに対して見解を伺います。

○総務課長(和泉洋一) 地区防災計画は、校区、公民館単位で策定すべきではないかにつきましてお答えをいたします。

地区防災計画は現在、市木地区、牛根麓振興 会、辺田自治公民館協議会の3地区で作成され ており、いずれも自主防災組織単位での作成で ございます。

議員御提案のとおり、振興会単位の自主防災 組織によっては、規模的に人員の配備など、実 際の機能を求めることは厳しい組織もあろうか と思われます。

市内の先例も参考にしながら、地域的なまとまりのある複数の振興会で構成される地区や、 校区単位など、それぞれ地区の事情によって、 自主防災組織の範囲を見直した上で、地区防災 計画を作成していただければと考えております。 以上でございます。

**○前田 隆議員** 地区防災計画策定は、コミュニティ活性化の面からも重要です。先例を参考に範囲を見直し、策定を促すようにお願いいたします。

次に、2番目の要支援者の把握と名簿作成等の件に関しては、現状は分かりました。要支援者名簿登録者は3月現在、578人とのことですが、日々変動いたします。

情報更新につきましては、総務課で遅滞なく、 随時更新をお願いいたします。

また、名簿の活用については、原則、同意がないと要支援者名簿の情報は公開されません。

課題として、避難支援にうまく活用されない懸 念があります。この問題は、個別支援計画作成 のところで伺うことにしまして、次の2点目に 入ります。

支援体制の現状について答弁をいただきました。 災害時は要支援者への確実な避難勧告等の 伝達と支援、支援に当たる避難支援関係者の安全確保も大事です。

この前の大雨で、高齢者の支援に駆けつけた 民生委員の悲しい事故がありました。安全確保 に関する行動ルールはどうなっているか、異性 同士について具体的に決めているのか、伺いま す。

**〇総務課長(和泉洋一)** 民生委員等の安全 ルールはあるかにつきましてお答えをいたしま す。

8月14日、長崎県で、民生委員が活動中に死亡された事案を受け、国より、「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」とする通知が発出されており、その中で、民生委員御自身の安全を確保した上で対応することを前提としつつ、避難情報発令中は、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達することが重要であると記載をされております。

特に、避難情報が発令されている場合においては、災害が起こる前に、事前の避難行動をとることが大原則でございます。避難支援を行う立場の方も避難者であります。まずは、御自分の安全確保と避難行動をとっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 具体的なルールの取決めはないようですが、避難情報発令中は、支援する側自身が安全確保した上で、自ら対応するのでなく、自治体に伝達することが重要との国の通知があったとのことです。

そうであるならば、今回の事故を教訓に、伝

達があった場合、市は対応を準備しておく必要があります。命に関わる問題ですので、しっかりと準備していただくよう要望しておきます。

ところで、避難誘導や安否確認に当たる避難 支援員の支援体制は、民生委員、消防団、地区 防災組織等の連帯・協力が必要です。避難支援 関係者同士の連帯・協力はうまく機能している のか、法律的に活動できる体制はできているか、 この点について再度質問いたします。

○総務課長(和泉洋一) 関係者同士の連携・ 協力はできているかにつきましてお答えをいた します。

地域防災計画では、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものと定められております。

支援する側としては、自主防災組織、消防団員、ケアマネジャー、民生委員などでありますが、今後、地域の実情に応じた支援連携体制の整備が必要であると考えております。

一方で、避難支援が必要な方につきましても、 とにかく、早めの避難を心がけることや、事前 に避難先を決めて、支援される方に連絡してお くことなど、可能な範囲でできる行動に努めて いただくことも必要であります。

また、市においても、災害に対して、自分の 身は自分で守ることへの意識向上が図られるよ う、啓発等に努めてまいりたいと考えておりま す。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 取決めを、地域防災計画では、 実施要項で定めるようになっておりますが、実際には、支援者同士の支援連携体制の整理が今後必要とのことです。

災害時に効率的に機能するよう市で行うべき こと、要支援者が行うべきこと、支援者が行う べきこと、支援者同士が連携・協力することな ど、整理して、支援体制整備を万全にしてほしいと思います。この点については、災害時、効率的に機能するために一番大事ですので、必ず準備していただくよう要望しておきます。

次に、3点目の個別支援計画作成の現状と課 題解決について伺います。

高齢化が進み、ますます要支援者の増加が予想されます。要支援者全員の個別支援計画作成が、誰1人見逃さないという最終目的につながります。対象者数の増加、個人情報の問題、支援者の高齢化と人材不足等、課題は山積しております。これらの現状や課題をどう解決していくか伺います。

○総務課長(和泉洋一) 個別支援計画作成の 現状と課題解決策につきましてお答えをいたし ます。

個別支援計画の目的としましては、災害時に おける迅速な避難誘導及び安否確認等でござい ますが、作成状況につきましては、令和2年度 末現在で、同意に基づき、個別の避難支援計画 を作成し、提出のあった方は61人でございます。

個別支援計画作成の条件となる名簿情報を提供することに同意をすることが、プライバシーの観点から作成の障害の一因になっているため、避難行動要支援者本人に、名簿情報を支援等関係者に提供することの必要性について説明し、意志確認を行う必要があるものと思っております。

また、既存の自主防災組織が避難支援の活動を行うことが重要であると考えておりますので、 日頃の啓発活動をはじめ、訓練や研修会への参加等を促し、御自身の防災意識向上を図っていただきながら、併せて、地域の避難支援の在り方につきましても、考えていただく機会を設けるなどして、支援者の確保に努めてまいりたいと考えております。

個別の支援計画がより実効性を持つためには、地区防災計画の活用が有効であると考えており

ますことから、各自主防災組織に地区防災計画 の作成につきましても、今後働きかけてまいり たいと考えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 個別支援計画作成済みは61人 とのことですが、作成のネックになっている同意の取付課題は、答弁に基づき、今後しっかり と取組んでいただきたいと思います。

もう1つの課題、支援者の確保と個別支援計画の実効性については、自主防災組織を重要視して、地区防災計画作成を働きかけ、それを有効活用できるよう取り組む旨の答弁がありました。

地区防災計画策定と自主防災組織の活動が、 個別支援計画と表裏一体の関係になります。双 方の計画策定が同時進行で進むよう働きかけ、 促進を図っていただきたいと思います。

また、個別支援計画の策定は、危険エリアから、優先順位の高い方から順次、作成を進め、 完成を目指していただくよう要望いたしまして、 この件は終わります。

次に、本市の農業について答弁いただきました。

耕作放棄地、荒廃農地の発生は鳥獣被害の原因となり、雑草繁茂による害虫被害や周囲への迷惑、景観の悪化にもなります。

市長の諸般の報告でもありました、この6月、7月に新たに就任された農業委員と農地利用最適化推進員の方々の活躍と行動力、答弁いただいた発生防止や解消をよろしくお願いいたします。特に、農地利用状況調査や意向調査等で把握する離農予定者や後継者不在の方に対し、農地バンクへの農地貸付け案内を進めていただきたいと思います。

次に、2点目の本市の農地中間管理機構の利活用状況について答弁いただきました。本市の 農地バンクへの貸付けは、利用権設定された農 地、農地の約3割とのことでした。あまり進ん でいないようです。周知活動の必要性を感じます。

現在、農業しておられる方がリタイアされる 5年後、10年後の農業従事者はかなり少なくな ると思います。次世代担い手に集約される農業 を考えるとき、農地の機構への貸付けは急がね ばならないと思います。

ただ現在、課題として挙げられた土地所有者の相続未登記の農地が多数あり、課題として挙げられた土地は利用権設定の停滞があるようですが、それでも、今後の農業を展望するとき、農地の集積・集約、大型化は必要です。条件のいいところから先に進め、農林課を中心に関係者で推進体制をつくり、農地中間管理機構の利活用と垂水の農業が取り残されないための取り組み強化を要望いたします。

次に、3点目の質問に入ります。

農業の担い手の経営形態や将来像はどう変わ るかについて伺います。

現在は、小規模農家や兼業農家もまだ多くあります。このような現状の本市農業、農業の担い手への経営形態がやがて所有者の農地中間管理機構への農地貸付けが進み、農地が集約・集積されると農家数は減少いたします。担い手も法人化、企業算入、認定農家のグループ化などが進むと思います。また、ロボット利用やICT化等で省力化、大規模化が進むと、農業の姿も変わると思います。

本市の農業の将来像はどう変わるか。夢と希望に満ちた明るく、また、持続可能なビジョンが描けるのか、気にかかるところであります。 その辺りを語っていただきたいと思います。

農林課長、本市の農業の将来像について伺います。

**〇農林課長(森 秀和)** 農業担い手の経営形態や将来像はどう変わるのかにつきましてお答えいたします。

現在、農業経営形態の推移は、個人経営体が

減少し、法人経営体が増えている傾向にございます。当然、個人で農業を行うよりも、法人のほうがより広い農地、よりたくさんの人材を確保でき、大規模経営を行うことで規模の利益を得ることができます。少子高齢化や小規模農家の離農により、農業生産の担い手不足も進んでおりますので、今後もこの大規模化の流れは確実に進むと考えております。

さて、日本をはじめとする先進国は、基本的には、人口減少局面に入っておりますが、発展途上にある国は、まだまだ人口は増加しており、今後、世界的な食料需要が増大するとの予測もございます。

日本の食料需給率は主要先進国の中でも最低の水準にあることは知られておりますが、農林水産省は、令和12年度までにカロリーベース総合食料自給率45%を目標に掲げ、この目標に向けた対応策が進められております。

また、厳しい生産基準で生産される日本の農産物等は、世界の健康ブームにあやかって評価が高く、世界での需要もあり、農林水産物、食品の輸出額は右肩上がりに増えている状況にございます。このようなことから、日本の農業にとってチャンスとなる要因もございます。

先ほど、議員のほうからもありましたが、ロボット技術や人工知能、情報通信技術などの先進技術を活用し、省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業が実現されております。いずれは、パソコンでの作業がメインになり、日々の管理から収穫まで、全ての作業をパソコン作業で完結される農場が主流となるかもしれません。

このようなことから、時代の波に取り残されないよう、農業が憧れの仕事となるよう、アンテナを高く、スピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

**〇前田 隆議員** はい、ありがとうございます。

世界と時代の潮流に目を向け、次世代を担う若 手就農者がICTなどを駆使して、魅力ある産 業として本市の農業を守り、発展させてくれる ことを期待いたしまして、また、市にはその方 向で支援体制を構築していただくよう要望いた しまして、農業については終わります。

4番目の上之宮の側溝工事の質問に答弁いただきました。狭隘化した側溝箇所の対策工事については、発掘をするか、分水用にもう1本、側溝を増設するか検討中とのことでした。

それよりも優先すべきは、砂防ダム下流の土砂や軽石が大雨のたびに流出し、田んぼに被害を与えているため、これの防止策として、県が設置した土砂止め用ネットの上部に市として応急対策を検討しているとのことでした。この対策は現実的対応として急がれますが、どのような工事を検討されているのか、教えてください。〇土木課長(東 弘幸) 応急対策の具体的な内容でございますが、土砂止め用ネットから上流にかけては砂防指定地でございますので、県との協議が必要でございますが、口頭では話をしているところでございます。

応急対策の工法につきましては、ネットより 上流に大型土のうを2列ほど設置し、礫混じり 土を捕捉するポケットを造り、下流域への流出 を極力減らしたいと考えております。早急に工 法を含め、設置の協議を行ってまいりたいと考 えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 分かりました。上部の土砂や 軽石を元でくい止めることができれば、被害防 止につながりますので、ぜひ早急に実施してほ しいと思います。

なお、今回の大雨後半に橋に木が引っかかり、 そこから土砂が流出しております。この橋も土 砂被害の原因の1つになっており、対策をして いただくよう要望が出ております。今後、狭隘 化箇所の対策工事の際、検討をお願いいたしま す。

それでは最後に、農林課長に、土砂流出で被害を受けた田んぼの復旧工事について対応はどうするのか、伺います。

〇農林課長(森 秀和) 農地復旧につきましてお答えいたします。

国の農地災害復旧での事業要件は、工事費が40万円以上となっております。現地調査の結果、事業要件を満たす農地は、今のところないようでございます。国の災害復旧の要件を満たさない40万円未満の工事につきましては、昨年と同様、市単独災害復旧事業で対応したいと考えております。

災害復旧は原形復旧が原則でございますが、 できる限り、農家の方々の意向に沿った早期復 旧に全力で取り組んでまいりたいと考えており ます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 分かりました。今回も同じ場所が同じ被害を受けております。被害に遭われた耕作者の方には、本当に気の毒であります。 誠意を持って、できるだけの対応をお願いいたします。

そして最後に、この災害防止となる対策工事 の早期着工を再度要望いたしまして、全ての質 間を終わります。ありがとうございました。

○議長(川越信男) ここで暫時休憩いたします。次は、11時20分から始めます。

午前11時14分休憩

## 午前11時20分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、2番、森武一議員の質問を許可します。 [森 武一議員登壇]

○森 武一議員 おはようございます。議長の 許可をいただきましたので、1回目の質問をさ せていただきます。 WHOが新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言してから約1年半たちました。その間、全国的な流行の波が数度訪れましたが、前回の第4波までは県全体としては、全国に比べ、比較的抑えられていたかと思います。それが、デルタ株への置き換わりに伴い、一時期に比べれば、若干落ち着き始めたように見えますが、まだまだ、連日多くの感染者が出ています。

このデルタ株は、初期のウイルスに比べ感染力が強まっていると言われています。これまで、高齢者中心であった感染者が若者、そして子供たちの間でも感染が広がっています。小・中学校においては、1日より2学期がスタートしておりますが、保護者また、子供の中でも感染への不安が広がっていると聞きます。

そこで、まず、デルタ株への学校における感 染予防対策を伺います。

感染力が強まったと言っても、デルタ株においても、これまでの密閉、密集、密接を避け、マスクの着用、手洗い、うがいは、依然として、有効な感染症対策だと言われています。しかし、デルタ株においては、1密でも感染が広がるとも言われています。

広島県福山市では、先月、職員34名が感染するクラスターが発生し、人事課の全員が自宅待機をするという事態も発生しています。

そこで、本市においては、現在、ローテーション勤務や時差出勤の取組をしていますが、現状の庁内を見てみると、職員間の距離の確保や仕切りなど、民間企業の事務所に求められている感染症対策と比べたときに、まだまだ十分と言える状況ではないと思います。

そこで、今年の1月末に策定した本市の業務継続計画で定めた会議室等別の執務場所を確保し、執務室内での職員数を減らす、またはパーティション等の設置、分散勤務や机の間隔を広げるなど、職員同士の距離を確保するなどの計画に記載されている対策が実施できているのか、

伺います。また、できていない場合には、実施 できない課題がどこにあるのかも併せて伺いま す。

今回の第5波では、千葉県において、新型コロナウイルスと診断され、自宅療養中だった妊婦が早産となり、入院先が見つからないまま、自宅で出産した赤ちゃんが死亡するという大変悲しい、残念な事件も起きました。

本来であれば、助けることができたであろう 命がなくなった。このニュースを聞いたときに、 私は大変大きなショックを受けました。これか ら、妊娠を考えている方、また、現在妊娠中の 方は、私よりも大きな大きな不安を抱いたので はないかと思います。この件は他県の特別な事 件ではなく、本市においても起こり得ることだ と思います。

そこで、本市において感染した妊婦が出た場合、どのような対応ができるのか、伺います。

次に、人口減少対策ということで、昨年行われた国勢調査の速報値が6月に発表されました。それによると、本市は5年間で1,703人減り、率にすると11%の減少となり、これは県内の市町村の中で、上から4番目の減少率となりました。この減少スピードは、平成27年に策定した人口ビジョンの推計よりも早く人口減が進んでいます。その人口減が進んでいる要因をどのように考えているのか、伺います。

最後に、現状の公民館を取り巻く課題と今後 の地域運営の在り方及び展望ということで、公 民館の現状の位置づけがどうなっているのかを 伺い、1回目の質問とさせていただきます。

○学校教育課長(今井 誠) 学校におけるデルタ株への対応及び子供の学びの保障と居場所の確保、学校における予防対策につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、 感染力が強いと言われているデルタ株への置き 換わりにより、10代以下の感染者が増加してき ております。県内でも、学校の部活動や児童施設等でのクラスターが発生するなど、2学期の開始とともに、全国的に、児童生徒への感染拡大が懸念されているところでございます。

そこで、学校におけるデルタ株への対応といたしましては、これまで、繰り返し指導してきた基本的な感染防止対策を再度徹底し、マスクの正しい着用や、エアコン使用時も含めた常時換気、丁寧な手洗いや消毒の徹底、さらに、密集、密接、密閉の3密の回避だけでなく、1つの密も避ける、ゼロ密の意識化など、さらに、レベルを上げた感染防止対策の徹底を指示したところでございます。

その中でも、学校内にウイルスを持ち込ませないようにすることが極めて重要であるとの認識を、保護者や児童生徒と共有することが重要であり、これまでもお願いしている保護者と連携した水際対策のさらなる徹底をお願いしているところでございます。

具体的に申し上げますと、先月13日に、本県の感染拡大の警戒基準がステージ4に引き上げられ、学校の行動基準がレベル3扱いとされたことを踏まえ、家庭での朝の検温時に、児童生徒だけでなく、同居の家族にも発熱等の風邪症状がある場合には、登校を控えてもらい、出席停止の取扱いとすることとしているところでございます。また、教職員に対しても同様の対応を徹底しているところでございます。

さらに、デルタ株の影響から、今後の市内での感染急拡大に備え、学校で感染者や濃厚接触者が確認された場合の対応等について、改めて確認するとともに、学級・学年閉鎖や臨時休業への対応、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への対応として、持ち帰りを認めている本市のGIGAスクール構想、1人1台端末等のICTを活用した学びの保障。特に、オンライン授業やAIドリル等を活用した課題提供等の準備を各学校が進めているところでございます。

以上でございます。

○総務課長(和泉洋一) 庁内の新型コロナウイルス感染症対策につきましてお答えをいたします。

これまでの本市の庁内での新型コロナ対策に つきましては、基本的な感染症予防対策の徹底 はもちろん、公務につきましては、8月13日からの鹿児島県独自の緊急事態宣言発令後は、ま ん延防止等重点措置の適用期間である9月12日まで、県内外との出張等を含む往来については、 原則禁止もしくは延期をするなどの対策を取っております。

また、職場内での感染予防対策として、職員 同士の接触機会の削減を目的に、ローテーション勤務や時差出勤を導入し、現在、10課で取り 組んでいるところでございます。

新型インフルエンザ等対応垂水市業務継続計画に記載されている職員間の距離や間仕切りなどの感染症対策につきましては、十分に対応できていない部分もございます。

課題としては、各所属課での職員数に対して、 執務室が十分な広さを確保できていないことが あります。また、会議室等、別の執務場所の確 保については、もともと、本庁舎においては会 議室の数が少ない上に、昨年から新型コロナ対 策として、庁外との会議等はウェブ上で行うこ とが多くなっておりまして、そのウェブ会議等 で会議室を使うことが多いため、さらに、場所 確保が難しくなっていることもございます。

職場内での感染拡大防止対策としては、先ほど申し上げましたローテーション勤務や時差出 勤に加えて、夏休みや振替休暇、年休の取得を 効果的に組み合わせて、職員同士の距離確保に 努めることが最も大事であると考えております。 以上でございます。

**〇保健課長(草野浩一)** 感染した妊婦への対応につきましてお答えいたします。

初めに、議員が申されました新型コロナウイ

ルスに感染した千葉県の妊婦が入院できずに御 自宅で早産し、赤ちゃんが死亡したニュースは、 私たちにも、社会にも大きな衝撃を与えたとこ ろです。

この新型コロナウイルス感染症において、厚生労働省は、妊婦が感染した場合の胎児に与える影響については、感染した妊婦から胎児への感染はまれだと考えられておりますが、妊娠初期または中期に感染した場合に、ウイルスが原因で、胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低く、日本で承認されているワクチンが、妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はないとのことでございますが、妊娠中に感染すると、特に、妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされているところでございます。

妊婦に対する支援といたしましては、令和2年度では、不安を抱える妊婦の方々に対し、かかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合、分娩前のPCR検査等の助成を県が主体となって行っていただいたところでございます。

御質問の感染した妊婦への対応でございますが、感染した妊婦だけではなく、全ての感染者の個人情報は、御承知のとおり、県や所轄の保健所で管理することになっており、市には、県が発表する年代、性別、居住地のみの情報しか提供されないことから、感染した妊婦を特定することは難しい状況でございます。

そのことから、感染した妊婦への対応は、県 や所轄の保健所が行うこととなりますが、県に よりますと、妊産婦が自宅待機や宿泊施設療養 となった場合、所轄の保健所や看護師が容態を 定期的に確認し、急変時には、鹿児島市立病院 や鹿児島大学病院など、受入れ可能な医療機関 に搬送されるとのことでございます。

また、県は、感染した妊産婦が保健師らに出産、育児への不安や悩みを相談できる無料の支援事業があり、保健所などから申し込むことが

できるとのことでございました。

さらに、県は今回、若い方や妊婦の方などで、 ワクチン接種を希望する方に対し、早めのワク チン接種を促進するため、若年層や妊婦を対象 とした新型コロナワクチンの大規模接種を実施 するとのことでございます。

本市といたしましては、感染した妊婦の情報は、先ほども申し上げましたとおり、知り得ることができないことから、感染の有無に関係なく、妊婦への支援として、保健師や助産師が定期的に体調を確認しているところでございます。

また、8月23日付の厚生労働省からの通知に基づき、同月26日から、妊娠中の方やその配偶者等の方々へ、新型コロナワクチンの優先接種の相談を受け付けており、受付初日の26日に7名の方の相談があり、その接種相談と同時に、体調確認や不安等に対する相談に応じたところでございます。

また、感染に対する不安や、日頃、不安を感じている妊婦に対しましては、週1回は保健師や助産師が電話連絡を行い、相談に応じるようにしております。

さらに、感染拡大で外出を控える妊産婦や子育て世代の支援といたしまして、昨年10月から、子育て世代包括支援センターにおいて、スマートフォンやタブレット等から、オンラインやメールでの相談も、保健師や助産師等が対応しているところでございます。

また、市の委託事業、たるみず寄りそい心の 相談において、24時間いつでも、どんなことで も相談できる、相談に対応できる体制を整えて いるところでございます。

今後も、市としてできる対応として、広報、 母子手帳交付時や乳幼児健診時等での周知を行い、気軽に利用していただき、妊産婦や子育て 中の保護者の方々の不安や悩みの解消に向けて、 しっかりと取組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。

○企画政策課長(二川隆志) 令和2年国勢調査速報値によると、人口ビジョンの推計よりも早く人口減が進んでいるが、その要因についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成27年10月に策定しました垂水市人口ビジョンでは、令和2年の将来人口として1万4,374人を掲げておりましたが、令和2年10月の国勢調査の速報値では1万4,000人を下回る結果となりました。全国の状況も、平成27年の国勢調査と比べ、約86万8,000人が減少しており、人口減少は全国的な傾向となっております。

自治体を維持・運営する上で、人口減少は地 方交付税交付金の歳入にも大きく影響し、また、 地域経済の縮小の要因となり、地域経済の縮小 がさらに人口減少を加速させるという負のスパ イラルに陥ることが懸念されますことから、多 くの自治体において、対策に取り組んでいると ころでございます。

本市においての近年の取組は、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住希望者に向けて、移住者の不安を解消するための相談窓口の整備や、移住・定住促進事業をはじめ、子育て世帯を支援するため、18歳までの子供に係る医療費の無料化や個人住宅のリフォーム工事の費用を助成し、定住を促進する取組のほか、民間活力による集合住宅の建設に対して、固定資産税の減免を実施し、住宅環境を整備する取組も進めてまいりました。これらの取組により、人口減少の加速化に一定の抑制が働いているものと考えております。

これまでの人口推移の分析において、数値としてお示しできる人口減少の緩和の要因としましては、平成8年に創設された垂水市定住促進条例により、平成10年には、社会動態として転入が上回り、潮彩町住宅団地の分譲等により、平成12年に中央地区において人口増となったほ

か、水之上定住促進住宅子育て応援事業により、 水之上地区でも平成22年に人口が増加しており ます。このように、大規模な投資により、人口 減少幅が緩和されており、一定の効果が表れた ものと考えております。

転入・転出の社会動態を世代別に見ると、10 代後半から20代で減少傾向が見られ、逆に、50 代から60代前半では増加傾向にあり、生産年齢 人口が約50%、老年人口割合が40%を超えると いう人口構造となっております。

一方、出生・死亡の自然動態では、死亡者数は横ばいでありますが、平成26年以降、出生数が100人を下回る状況であり、自然減が続いている状況であります。

人口減少が一旦始まりますと、減少スピードは加速度的に高まっていくと言われておりますとおり、本市におきましても、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、様々な取組を実施しておりますが、社会動態における10代後半から20代の減少が、人口構造や出生数の減少に大きく影響を及ぼしており、この年齢層の流出傾向が、人口ビジョンの推計よりも早く人口減少が進んでいる要因の1つと考えております。

以上でございます。

**〇社会教育課長(米田昭嗣)** 公民館の現状の 位置づけにつきましてお答えいたします。

現在、本市には中央公民館が1つ、地区公民館が9つ、地区公民館別館が1つ、合計11の公民館が、社会教育法第24条の規定に基づき、条例公民館として設置されております。

社会教育法に規定されている公民館は、社会教育法第20条にある市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各地の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

公民館の事業といたしましては、社会教育法 第20条の目的を達成するため、社会教育法第22 条に規定された公民館講座をはじめとする定期 講座を開設すること。具体的な内容としては、 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を 実施すること。図書、記録、模型、資料等を備 え、その利用を図ること。体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。各種の団 体、機関等の連絡を図ること。その施設を住民 の集会その他の公共的利用に供することなどの 事業を行うこととされており、本市の9つの地 区公民館においても、概ね、同様の事業を実施 し、地域の活性化に寄与していただいております。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、一問一答方式で質疑をさせていただければと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症についてということで、先ほど、学校における感染予防対策をお伺いしました。

その際に、これまでの基本的な感染予防対策 の再徹底、また、検温等の実施徹底をするとい うことで、体調が悪い方がいらっしゃったら、 教員また同居の保護者も含めて、体調が悪い方 がいたら、教員も児童も出席を停止するという ような措置をとられるということがあったかと 思います。

そこでですね、本市としては、GIGAスクールで整備をしたタブレットを使い、学びの保障をしていくというふうに御答弁があったかと思いますが、多様な学びの在り方の提供について、現状の課題についてお伺いさせていただければと思います。

**〇学校教育課長(今井 誠)** 多様な学びの提供につきましてお答えいたします。

学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や 居場所・セーフティーネットとして、身体的、 精神的な健康を保障するという福祉的な役割を 担っているところでございます。

このことから、文部科学省からの各種通知文 等でも、小・中学校につきましては、子供の健 やかな学びの保障や心身への影響等の観点から も、地域一斉の臨時休業は避けるべきとされ、 時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合 わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的 に検討し、学びの継続に取り組むことと示され ております。

そのような中、現在のデルタ株の影響による 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、 今後、感染が不安で、児童生徒の登校を控えさ せる家庭も増えることが予想されるところでご ざいます。

また、実際に学校に感染が拡大することで、 出席停止者の増加や学級・学年閉鎖、臨時休業 の措置を行う場面、学校内での密を避けるため に、時差登校や分散登校等の実施が必要となる ことも考えられるところでございます。

このような場合に備え、やむを得ず、学校に登校できない児童生徒や分散登校等により、自宅で学習する児童生徒に対しまして、昨年度末に整備が完了した持ち帰り前提のGIGAスクール構想、1人1台タブレット端末等の環境を最大限活用した対応を各学校に指示しているところでございます。

具体的には、GIGA端末を持ち帰って、ウェブ会議システムを活用したオンライン朝の会やオンライン授業の実施、本市導入のクラウドサービス、スクールライフノートを活用した子供の心情把握、9月から5教科に対応したAIドリルによる家庭学習の支援など、各学校におきまして、オンライン学習の準備を進めているところでございます。

しかしながら、現時点では、全ての家庭にネット環境が整っている状況ではなく、ネット環境のない家庭への貸出し用モバイルWi一Fi

ルーターの台数も、必要最小限の1学年分を想定した配備のため、1校に3台から15台と限られていることから、学校によっては、学校全体の臨時休業になった場合に、全ての児童生徒がオンライン学習には対応できない現状がございます。

また、臨時休業等となった場合、議員御指摘の子供の居場所の確保の課題も考えられ、保護者が仕事の関係で、自宅にいる子供の見守りができない家庭も少なからず存在することは、昨年の臨時休業時も把握しているところでございます。

そこで、市教委といたしましては、臨時休業等の実施時の対応として、各学校に対しましては、最上学年や遠隔地等で登校が難しい家庭の児童生徒に優先的にモバイルWi一Fiルーターを貸し出した上で、家庭にネット環境がある児童生徒も含めてオンライン授業を行い、ネット環境がない家庭や仕事等の都合で子供の見守りができない家庭の児童生徒には、学校に登校させ、対面授業で対応するハイブリッド授業の実施につきましても、具体的に準備を進めているところでございます。

以上でございます。

**〇森 武一議員** 今回のデルタ株を受けて、ハイブリッド授業を行っていくということで御答弁いただきました。

ハイブリッド授業を行うに当たって、オンライン授業を行うに当たってはWi-Fiを、去年整備したWi-Fiがある。それを貸し出して、ネット環境がないところには対応していくというお話だったかとは思うんですが、今、課長のほうから御答弁いただいたように、やはり、Wi-Fiルーターが足りないということでありました。

今後ですね、冬に向けてまた、去年のように、 デルタ株、また新たにミュー株など、心配なウ イルスが変異してきている中で、どうなってく るか分からないと思います。

今後、オンライン授業を行うに当たって、ネット環境がすごく課題になってくる。また、居場所の確保というところも課題になってくるというお話だったと思うんですが、ひとつ、総務課長に、御提案でお伺いさせていただければと思うんですが。現状、公民館等の公共施設にWiーFiがないということで、そのオンライン授業を受けたくてもできないという方がいらっしゃると思うんですが、そういう公民館へのWiーFiルーター、WiーFiの整備というものができないのかをお伺いさせていただきます。 〇総務課長(和泉洋一) 公民館等へのWiーFiルーターの整備につきましての質問にお答えをいたします。

先ほど、学校教育課長の答弁にもありましたとおり、教育委員会では、Wi一Fiルーターの貸出しを行っており、自宅にインターネット環境がない児童生徒にも、オンライン学習が可能な環境を提供しております。しかしながら、ルーターの台数には限りがあることから、全ての児童生徒に対応ができない場合もあるとのことでございます。

そのようなことから、議員が提案されるように、地区公民館等にWi一Fiを整備し学びの場とすることは、住民サービスの向上につながるとは考えますが、Wi一Fiを整備するだけで子供の居場所となるのか、実際にニーズがあるのかなど、十分な調査を行いまして、検討をする必要があると考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 公民館についてはですね、公 民館の職員、主事、また館長がいるということ で、居場所の確保として、一定程度大人の目が あるということで、一定程度の居場所の確保に はつながるんじゃないかと思います。

また、様々な理由でオンライン環境もなく、また、学校にもちょっと不安で行けないという

子供たちに関しても、そういう多様な学びの場を提供するという方針であるのであれば、そういうWi一Fiルーターを整備することが、今後、冬に向けてどうなっていくか分からない中で必要なんじゃないかと思いますので、ぜひ、前向きに検討していただければと思います。

最後に、今回のデルタ株が出てきたことによって、大変、保護者の方も心配されていると思います。お子さんも心配されていると思いますので、そこに関する現状も、学校のほうからメール等で御連絡はいただいているかと思うんですが、そこに関する丁寧な対応ですね。御不安を持っている方もいらっしゃると思いますので、そこに関する丁寧な対応をよろしくお願いいたしまして、今回、ここの質問には終わらせていただきたいと思います。

次に、庁内のコロナ対策についてということで、現状、オンラインウェブ会議等があって、十分な執務室の確保ができないというふうな御答弁だったかと思うんですが。もう1つの、業務継続計画、大規模災害のほうにおいては、市民館の活用というところを、本庁舎が使えなくなった場合というのは、市民館の活用というのをうたっているかと思いますが、そこの市民館の活用というものはできないのか。そこにおいて、十分な執務室の各スペースというのを確保ができないのかをお伺いさせていただきたいと思います。

○総務課長(和泉洋一) 市民館の活用ができないかにつきましてお答えをいたします。

平成26年策定の大規模災害対応垂水市業務継続計画では、市役所本庁舎が使用できない場合、 垂水市市民館が使用可能な場合は、災害対策本部及び当面の事務スペースを市民館に設置するとされております。

大規模災害等の際は、ある程度、中長期間の 業務が想定されますことから、市民館等の利用 制限が可能であるというふうに思われますが、 現在は、新規予約を中止しているとはいえ、その期間は、まん延防止等重点措置の適用期間、 9月12日までの予定となっておりますことから、 市民の方が利用できる会議室等の現在の状況と 本市の分散業務との優先度等について検討が必 要ではないかと思われます。

また、市民館の会議室などの公共施設での分 散勤務につきましては、その場所で行える業務 の峻別、その業務に対応したシステムの配線等 環境構築が必要でございます。そのようなこと から、直ちに、市民館の会議室等を本庁舎の執 務室として使うことは想定をしておりません。

現状では、先ほど答弁しましたとおり、職場 内での感染拡大防止対策を講じてまいりたいと いうふうに考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 なかなか難しいという御答弁だったかと思います。ただ、今回ですね、デルタ株が出たことによって、他の自治体ですね。 先ほど、例に出させていただいた広島県の福山市においてはクラスターが発生をし、1つの課が、全体として自宅待機になってしまった。

今回、鹿児島県においても、まん延防止等重 点措置が出て、他市町村でも感染が広がってい ると。実際、本市においても職員の感染が出て いる。その中において、実際に、職員の感染と いうものが現実味を帯びて出てきているかと思 います。

なかなか難しいというところではなく、どう やって職員の健康を守っていくのかというとこ ろが、最終的には市民サービスにつながってく るかと思うんです。そこに関しての具体的な手 続というものを進めていっていただければと思 うんですが、市長、ここについてのお考えとか がありましたらお伺いさせていただきます。

**○市長(尾脇雅弥)** 当時の大災害の想定というのは、恐らく、コロナとかは入ってないと思うんですよね。台風でありましたり、地震とか

桜島爆発。今の現状においては、総務課長が申し上げたとおりなんですけれども、これからどうしていくのかということに関しては、森議員の指摘のことは重要なことでありますので、ハード面、ソフト面含めて、何ができるのかをしっかりと協議した上で対応していきたいというふうに思っております。

○森 武一議員 今回の厚生労働省からの通達 としては、密集というものに関しては、最低1 メートル、できれば2メートルの間隔を取って くださいというところが、その感染症対策とし て示されているかと思います。

業務継続計画においても、その間隔を保つ、 とるということを掲げているというのであれば、 そこに関してですね、できないのであれば、ど ういうところをして、この業務を継続していく のか。

何というんですかね、庁内において感染症が出て、クラスターが出てしまうと、御本人も大変だとは思うんですが、やはり、迷惑をかかってくるなら、市民に関しての市民サービスというのが停滞してしまうというところも課題になってくるので、そこはしっかりと、前向きに検討していただければと思います。

〇総務課長(和泉洋一) 議員からの御指摘は 当然だと思っております。

現状において、テレワークの推進についてというところが課題となっております。テレワークについては、なかなか市町村段階において導入が進まないという現状がございますが、その理由としまして、我々の業務というのは、窓口業務や相談業務が多いこと、また、多くの個人情報を扱いますので、書類であったり、データであったりというところは持ち出しが禁止になっております。その点、テレワークをする上で、庁内のネットワークにつなげないことが一番の課題となっておりました。

今般、地方公共団体情報システム機構、いわ

ゆるJ一LIS、マイナンバーの総元締めの組織でございますが、そちらのほうがシステムを開発いたしまして、現在、全国的に実証実験が行われておりまして、庁内のネットワークに、外部からセキュリティを十分に確保した上で接続をするという方策がとられようとしておりまして、本市においても、その実証実験に試行的に参加をしてみようということで、今現在、準備もしております。

そのような形で、密を避ける対策ということ を、今後検討していきたいというふうに考えて おります。

以上でございます。

○森 武一議員 前向きに1つでも動きがある というお話だったと思いますので、冬に向けて、 また、感染が拡大するおそれもありますので、 しっかりと対策を取っていただければと思います。

これに関してはこれで終わらせていただきたいと思います。

次の新型コロナに感染した妊婦への対応についてということで、先ほどの課長の答弁では、 市当局としてできることというのはすごく限られてくるというお話だったかと思います。ここに関しては、もう答弁はいいんですが、要望にさせていただくんですが、妊婦さんはすごく不安なんじゃないかと思っています。

妊婦健診であったりとか、定期的に受けない といけないとは思うんですが、そういうところ も、コロナに感染した場合というのは、受けら れなくなってしまう。御自宅にお一人いらっし ゃることも多いかと思います。

そうなってきたときに、すごく不安感というのが高くなってくると思いますので、県を含めてまた、子育て世代包括支援センターもあるので、そこで相談を受け付けているということであれば、先ほど、広報をしっかりとしていただけるということでしたが、そこの様々な網をも

ってして、どういう方がどういう相談をされる か分からないと思うので、様々な網で、何とか 不安感というものを払拭するということが大切 だと思いますので、そこの広報と周知をしっか りとしていただければと思います。

これについて、ここに関しては、もうこれで終わらせていただければと思います。

減少対策について移らせていただきます。

先ほどの、国勢調査値が人口ビジョンよりも早く減少しているということで、なかなか分析というものが難しいんじゃないかということだったと思います。

若年層の流出が大きい要因になっているんじゃないかというお話だったかと思うんですが、そこに関しては、これまでの傾向において、人口流出というものに関しては、一定程度、割合としてはそんなに変わってないんじゃないかと思うので、なかなか分析としてどうなのかなとお聞きをしていた中では思いました。

次の合計特殊出生率及び未婚率についてというところに質問入らせていただくんですが、今回、大隅管内において、合計特殊出生率また未婚率というのが、本市は低いというところが課題として、地方創生の第2期のところにも載っていたかと思うんですが、そこに関して、なぜこの合計特殊出生率・未婚率が低いのか、どういうふうに分析をされているのか、お伺いさせていただければと思います。

また、政策を今後どのように取り組んでいく のかというところまでお伺いさせていただけれ ばと思うんですが、先ほどの徳留議員のところ で、人口増対策、人口減対策でおっしゃってい た以外のところでありましたら、一緒に併せて 御答弁いただければと思います。

**○企画政策課長(二川隆志)** 合計特殊出生率 及び未婚率についてお答えさせていただきます。

合計特殊出生率につきましては、垂水市人口 ビジョンにおいて、2030年の政府目標である 1.8となることを目指すこととなっております。 厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計によりますと、本市における合計特殊出生率は、平成15年から19年に1.46を記録し、その後の5年間は1.56、直近の平成25年から29年のデータでは1.63と上向いております。鹿児島県全体の1.68には及びませんが、全国平均の1.43は上回っているところでございます。

要因については、分析する数値的なデータが 少ないことから、要因分析は難しいのが現状で ございますが、経済的な理由や晩婚化の傾向に あることが要因じゃないかと考えられます。

なお、合計特殊出生率は、出生数が少ない場合、子供を産む世代人口及び年齢によって、数値が大幅に上下することから、地域の出生の動向を把握することが一般に困難であるとされております。そのため、自治体単位での誤差を少なくするため、推定した数値が公表されております。

このことから、本市におきましては、合計特殊出生率は1つの目標指標として位置づけ、具体的には、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3に掲げております結婚・出産・子育てしやすい環境の整備を目標に、それぞれの事業でKPIを定め、結婚新生活支援事業や子ども医療費助成事業等を実施しております。

次に、50歳時未婚率についてですが、平成27年度の国勢調査の結果から、鹿児島県の男性22.6%、女性14.7%に対し、垂水市におきましては、男性が31.3%、女性が19.6%と、高い傾向があります。

こちらの要因につきましても、分析する数値 的なデータが少ないことから、要因分析が難し い状況でございますが、昨今のライフスタイル の変化や考え方の多様性、経済的な理由など、 複数の要因が存在すると考えられます。

以上でございます。

○森 武一議員 今お伺いした限りにおいては、 要因分析は難しいというお話だったかと思います。

今回ですね、こういう質問をさせていただいた理由としては、この要因分析がない中で政策を打った場合に、その政策が本当に、例えば未婚率が高止まりしていると。それに関して解消するために、本市においては出会いの場を提供するということで、水産商工観光課のほうで事業を行っているかと思います。

これに関して、例えば、出会いがないという ことに関して、この出会いがないというものは 何なのかといったときに、例えば、本当に業務 時間が長くて、勤務時間が長くて平日に仕事以 外できることができないから出会いがない。そ もそも、人と出会う場がないのかという点は、 政策としては違ってくるもの、打つべきことは 違ってくると思うんです。

この要因分析が難しいというのは、人口が少ないので難しいというのは分かるんですが、例えば、先ほどおっしゃっていた人口動態調査においては、出生率1.8を垂水市としては人口ビジョンとして掲げている。それに関して1.63でしたか。その差をどうやって埋めていくかというのが今後の課題になってくると思うんですが、それを、ではどうやってやっていくか。

それのアンケート調査等も難しいというのは、 打合せ等でおっしゃっていたかと思うんですが、 そういう人口動態調査においては、希望出生数 と実際の子供の数に関して、なぜ生まなかった のか。出生できなかったのかというようなこと を調査をされているので、そういう統計調査、 今ある統計調査を使ってやったりとか、先ほど の未婚率に関しては、勤務時間が長いのかとい う様々な推定で仮定ができるかと思います。そ の仮定を基にして、プライバシーに配慮した形 で聞けることというのも出てくると思うんです ね。 実際、その勤務時間というのがどうですかというような話をされて、長いのであれば、もしかしたら、その勤務時間というところを解決していくということが、1つの未婚率の解消につながるということも考えられるので、その分析が必要だと思いますが、課長のほうでもう一度、その分析が必要じゃないかということについてお伺いしたいと思います。

**○企画政策課長(二川隆志)** 今後、データを 集めるに当たっては様々な分析、そしてアン ケート、そういったのが必要であれば、そういったところはまた、機会をおいて、やるべきこ とはやらなければならないというふうに思いま す。

また、要因分析の中におきまして、先ほどもちょっと申し上げましたけども、10代後半から30代前半、こちらの流出はやはり大きな原因。これは、男女ともにですけども、特に、女性において、10代後半から30代後半における流出が大きいということでございます。

やはり、この対象の方々がいらっしゃらないということは、やはりそれぞれ、婚姻という分においては、パートナーがいて成り立つものでございますので、そういった部分では、そういった対象者の方がより少なくなることによって、そういった出会いの場もなくなるというようなところも1つの要因としては考えられます。

ですので、我々としても、そういったところにどういった形で踏み込んで、また、そこにおいてどういう施策をしなければならないかというところで今、取り組んでいるのが、やはり、それぞれのこれまでの施策でありまして、特に、結婚時におきましては、新婚生活支援事業と、そういったところから、特に、生まれるところからではなくて、それ以前の結婚の時点から、そして、そういったところからのライフステージに合わせたそれぞれのイベントにおいて、必要な助成を途切れなく行っていくにはどう取り

組んでいくかというところに視点を置いておりますので、そういった部分で、対象となります方々の人口流出、極力抑制できるような取組をまた、今後も展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 現状ですね、取り組んでいらっしゃる内容等、思い等については十分理解できました。ただ今回ですね、私が質問させていただく趣旨としては、第2期のまち・ひと・しごと地方創生についても、PDCAサイクルを回して政策を効率的に進めていくと。その政策効果に関しても、KPIを設定して検証していくというようなお話だったと思うんです。

その分析がない中で、では政策を打ったときに、その政策が実際効いてくるのか効いてこないのかというのは、分析がないと、なかなか判断がしづらいんじゃないかと思います。

その分析が難しいのは分かりました。ただ、その難しい中でも、垂水市独自として、こういうことではないか。その結果、この分析を基にして政策を打った。これが5年間なり地方創生の期間、5年間ですね。5年間過ぎた中で、どういう政策効果が出たのかというのが分かってくると思いますので、そうすると、その第3期に向けてどういう課題が出てくるのかというのが分かりやすくなってくると思いますので、分析はしっかりしていただければと思います。

それを踏まえて、市長に対して、今後の人口 減少対策をどのように進めていくのか、お伺い させていただければと思います。

**〇市長(尾脇雅弥)** これからの対策の前に、 少し誤解があるようですから、分析をしてない ということでは全くありません。

相当ですね。県内でも最高ぐらいに、いろんな分析を分野ごとにやっておりますから、まち・ひと・しごと総合戦略会議の冊子を見ていただければ、そのことが読み解けるというふう

に思いますので、森議員熱心に、いろんな分野 において勉強されておられますから、まずはそ こを、皆さんの共通認識として、それからどう していくのかというのは、二元代表制の中で御 提案をいただきながら、前に進められるものは 進めていきたいと。

先ほど、徳留議員の御質問の中でもありましたけれども、人口増対策と人口減対策というのは社会情勢が違うということですよね。

人口増対策は、みんな人が増えているときに減っている市町村に対しての対策が基本。人口減というのは、今どこも減っております。これは垂水市だけじゃなくて、近隣市町村、鹿児島県、日本全体が減っていくという社会背景の中でどうやっていくのかということが一番大事なことですから、施策としては、先ほどのことを踏まえて、転入者304名、転出抑制444名ということで、施策としての効果はあるということでありますから、それを踏まえて、どういったことをしていくのかということでお話をさせていただく。町づくりに関することだというふうに思います。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で、住みよい環境を確保して、将来にわたって、活力ある日本社会を維持していく。いわゆる地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法が平成26年に公布されました。

現在は、令和2年度から令和6年度までを実施期間として、第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市の特徴や地域資源を生かした仕事づくりや交流人口による人の流れをつくり出し、結婚・出産・子育てのライフステージに併せた支援策などにより、人口減少問題への取組を推進して、持続可能な地域づくりを目指したいと考えております。その1つが安心・安全、健康福祉の充実ということでご

ざいます。

全国平均を上回る速度で高齢化率が40%を超え、高齢化が進行する本市においては、鹿児島大学病院の心臓血管・高血圧内科学が専門の大石充教授と連携をして、平成29年度にたるみず元気プロジェクトを立ち上げて、平成29年度から約20年間の長期にわたり、健康チェック事業を実施することとしております。

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、2回ほど延期となっていますが、1億総活躍、人生100年時代の中で、充実した人生を送っていただくため、今後も、より多くの人が住んでよかったと実感していただける健康長寿のまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

多くの市民の皆様の御意見を伺いますときに 共通する最大の課題、これはやっぱり、健康に 関することです。垂水市民の皆様の最大の要望 を、鹿児島大学大石教授を中心とする御協力と 本市職員、土日のイベントが多いんですけれど も、そのような形で発展、継続することが1つ は大事なことだろうというふうに思っておりま す。

2つ目は、経済政策であります6次産業化と 観光振興でございます。

諸般報告でも述べましたように、今後は海外市場をターゲットとして、先般、連携協定を締結いたしました日本航空との連携によりまして、水産物をはじめ、農畜産物などの販路拡大を推進することで、地域産業の活性化、雇用の創出につなげていきたいと考えております。

また、北に位置する「道の駅たるみず」、中 央に位置する「森の駅たるみず」、南に位置す る「道の駅たるみずはまびら」この3つの拠点 を結ぶことによりまして、それぞれの地域の特 性が生かされ、人の流れ、回遊性が生み出され ることで交流人口を増やし、周辺の宿泊施設や 温泉施設の活性化につなげていきたいと考えて おります。 日経トレンド9月号の特集に、道の駅最強ランキング101が掲載をされております。全国に1,190を超える道の駅がある中で、九州のナンバー1が道の駅たるみず、ナンバー7番目がはまびらと紹介をされています。さらに、全国的注目の道の駅ということで、はまびらが特集をされております。

今後、令和5年度春をめどに、道の駅たるみずはまびらのエリアには、アフターコロナを見据えたホテル建設という新たな投資が行われる予定であり、交流人口200万人がより現実的なものと捉えられると思っております。

これらによりもたらされる経済効果は、定住人口約2万7,000人にも相当するという試算もありますことから、現状の人口約1万4,000人と合わせて約4万人の財源を創出して、それを介護・医療・福祉の社会保障の財源に充てることで、持続可能な垂水市を目指してまいりたいと考えております。

3つ目、最後でございます。

少子化の対策として、子育て支援の充実でございます。仕事と子育ての両立と子育て世代の 経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策 として、引き続き、子育てしやすいまちづくり の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えて おります。

その1つとして、令和2年度には、18歳までの子供に係る医療費の無償化に取り組み、令和3年度には、新たに牛根児童クラブを開設し、牛根地区の子育て環境の整備に取り組んでまいりました。

加えて、乳児用品等購入助成事業につきましては、令和3年度から6,000円に拡充をし、子育て世代のさらなる経済的負担軽減を実現しております。

このほか、妊婦や産後ケアをはじめ、令和2 年10月に開設いたしました母子保健型垂水市子 育て世代包括支援センター事業などの制度を十 分に活用していただけるよう広報に努めながら、 関係各課が連携をし、結婚、妊娠期まで、子育 て期間など、これからのライフステージに合わ せた切れ目のない支援を行いまして、これらの 取組の対象となられます年齢層の方々の流出抑 制につなげてまいりたいと考えております。

これらを総合的に取り組むことで、私の公約 に掲げておる元気なまちづくりを実現してまい りたいというふうに考えております。

以上でございます。

**〇森 武一議員** 今、市長のほうから御答弁いただいた中で、分析をしているというお話があったかと思います。

では分析に関しては、自然減がなぜ、若年層が流出をしているから、そこに関して課題がある。だから、定住促進、また移住促進ということをやっていくというお話だと思います。また、その出生率に関しても、先ほどの課長のほうからの御答弁にあるように、若年層が出ていくからというところだと思います。

私が言っているのは、では、なぜ出ていくのかというところの、もう一歩踏み込んだ分析というのが必要なんじゃないかということで、そこがあると、先ほどの例ではないですけど、出会いがないというものが、では本当にどういうことなのかというところを詰めていくと、今の出会いの場というところだけなのか。または、ほかの要因が絡んでくるのかというところが分かってきて、さらに、効果的な政策につながるのではないかということであります。

もう時間がないから、ここで終わらせていただくんですが、市長の御答弁の中で、交流人口200万人というところも、この前、質疑をさせていただいたように、宿泊者が200万人いることによって、これは延べ人数ではなくて純の人数ですから、そういうところをどうやって達成していくのかと。

今回、はまびらのほうにホテルを建設すると

いうお話だと思うんですが、それのキャパをもってして、既存の宿泊施設をもってして、では、交流人口200万人、宿泊者数、延べ人数が200万人達成できるのかというところを、やはり、今後また議論させていただければと思いまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

現状の公民館の位置づけに関しては、教育機関ということでの御答弁だったかと思います。 ただ、公民館に関しては、教育機関以外のまちづくりであったりとか、様々な自主防であったりとかになっているというところがあるんですが、現状の公民館が担っている業務と現在の組織が合致しているのかについてお伺いさせていただければと思います。

**○社会教育課長(米田昭嗣)** 公民館が担っている業務と現在の組織が合致しているかにつきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました、社会教育法に定められた目的を達成するための業務を地区公民館館長代理、地区公民館主事は行っており、地域のために御尽力いただいているところでございます。同様に、公民館組織も地域のために機能しているところでございます。

加えて、本市は9つの地区公民館を核として、 地域づくりや伝統文化、芸能の継承など、それ ぞれの特色を生かした地域づくりを担っていた だいているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今の課長の御答弁は、教育機 関以外の様々な業務を担っているという御答弁 だったかと思います。

現在ですね、全国的にコミュニティ協議会と か地域運営協議会などの地域運営組織が立ち上 がって、国の第2期まち・ひと・しごと創生総 合戦略の中にも、地域運営組織の形成の促進を 掲げ、交付金を設けるなど進めています。

鹿児島県も同様に、名称は違えど、地域運営 組織の設立を進めていますが、来年ですね、館 長また主事、会計年度職員になります。その主 事、館長ともに会計年度職員となることによっ て課題はないのか、お伺いさせていただきたい と思います。

**〇企画政策課長(二川隆志)** それでは、会計 年度任用職員の導入による地域づくりにおける 課題はあるかについてお答えさせていただきま す。

現在、地区公民館の館長代理及び主事の方々の臨時職員から会計年度任用職員の移行につきましては、令和2年度の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の執行により、令和2年度から主事が移行され、令和4年度から館長代理を館長としまして、会計年度任用職員へ移行される予定であるとのことであります。

この会計年度任用職員への移行による地域づくりにおける課題としましては、地区公民館長や主事が会計年度任用職員で雇用されることで、地区公民館がコミュニティ組織として認められない可能性がありますことから、今後は、コミュニティ組織を対象とした補助事業や助成金が交付される助成事業を活用できなくなる可能性があるのではと危惧しているところでございます。

このようなことから、令和2年度以降、本市におけるコミュニティ組織として位置づけておりますそれぞれの地区の計画策定・推進委員会において、地域づくり計画策定や助成事業の申請を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今ですね、会計年度任用職員に移行することによって、コミュニティ助成金などの各種の助成金、お金が使えなくなるおそれがあるということだったと思うんですが、現状の、先ほど説明させていただいた地域運営組織、地域コミュニティ協議会等の設置をすることが必要なんじゃないかと思いますが、その必要性の認識についてお伺いさせていただければ

と思います。

**○企画政策課長(二川隆志)** 今後、本市においても地域運営組織が必要ではないかにつきましてお答えいたします。

本市における地域運営組織の必要性でございますが、現在のところ、地域運営の拠点は、地域づくりの拠点を含めて、地区公民館を中心に活動していただいております。

また、地域づくり計画策定や助成事業の申請を行う地域運営組織としては、地域振興計画策定・推進委員会を本市の地域コミュニティ組織として位置づけ、これまでも活動していただいているところでございます。

9地区の地区公民館の中には、現行の制度の ままを望む地区もあると思われますことから、 必要に応じて、それぞれの地域の実情や御意見 をお聞きしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇森 武一議員** これで最後にさせていただければと思います。

まちづくりの面からですね、コミュニティ助 成金等はすごく使い勝手のいい助成金ですので、 それが使えなくなるというのは、すごい課題が 出てくると思いますので、その地域運営組織が、 自分としてはあったほうが、今後のためになる のではないかと思いますので、そこを、地域の 実情を踏まえた上で、しっかりと前向きに検討 していただければと御要望させていただいて、 終わらせていただきます。

O議長(川越信男) ここで暫時休憩いたします。次は、1時30分から再開します。

午後0時21分休憩

午後1時30分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、6番、堀内貴志議員の質疑及び質問を 許可いたします。

## [堀内貴志議員登壇]

〇堀内貴志議員 皆様、お疲れさまです。垂水 の稔り生む風の堀内貴志でございます。一昨日、 東京2020、東京パラリンピックが13日間の戦い に幕を下ろしました。東京オリンピック同様に 新型コロナウイルスの影響で1年延期となり、 また、世界が新型コロナ感染症と戦う中で、さ らには、開催地の東京では緊急事態宣言下とい う中で、原則、無観客の開催でありましたが、 テレビやインターネットで配信される各種競技 を通じて、世界の人々には多くの夢と感動を与 えてくれたのではないかと思います。特にパラ リンピックでは、それぞれの人生の中で障害者 という苦難を乗り越えて必死にスポーツの世界 に飛び込んで戦っている姿に、私自身、私たち にはもっとできることがあるのではないかとい うメッセージと勇気をもらったような気がしま した。これからは、私自身、今、自分に何がで きるかということをよく日々考えながら行動し ようかと思います。

さて、早速ですが、一般質問に入りますが、 今回の質問は、私にとりまして3期目、41回目 の質問になります。関係各課の皆様は、本日も 積極かつ明確な御答弁をよろしくお願いしたい と思います。

大きな1つ目は、コロナ禍におけるまん延防 止等重点措置についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの感染症の第5波は、デルタ株が猛威を振るい、新規の感染者数も各都道府県において日々過去最多を更新するなど、8月20日は全国集計で最多の2万5,865人を記録したこともありましたが、連日1万人を超え、厳しい現状で推移しています。

この新型コロナ感染症ですが、目立つのは、 感染者の数もそうですが新型コロナ感染症によ る死者数です。昨日9月6日現在で、全国で1 万6,410人の人が亡くなられている現状です。 無症状で退院される方が多くいらっしゃる中で、 不幸にも亡くなられる方や、また、重症や中等 症で苦しんでいらっしゃる方も多くおられると いう現実です。我々は緊張感をもって感染症対 策に臨まなければならないと思います。

そんな中で、鹿児島県においては8月9日に 新型コロナウイルス感染症拡大警戒基準をス テージ4相当になったと公表され、県知事は8 月13日に県独自の緊急事態宣言を発令いたしま した。そして、8月17日に政府において、全国 で緊急事態宣言地域を拡大すると同時に、鹿児 島県に対してもまん延防止等重点措置の適用が 決定されました。8月20日から9月12日までの 期間ですが、新型コロナの感染力は収束する兆 しは見えておらず、その期間も延長されるよう に思います。いずれにしましても、全国的に厳 しい現状が継続しています。今、最大の課題は、 新型コロナウイルス感染症予防対策ではないか と思います。

まずは、鹿児島県に出されているまん延防止 等重点措置の適用を受けて、本市はどのような 対策を取り、市民に対してどのような要請をし たのかお聞きをいたします。

大きな2つ目は、新型コロナウイルスの感染 症対策について質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染症対策については、各自治体で何よりも最優先して取り組まなければならない課題であります。本市の感染状況を見ると、5月25日を最後に、71日間、感染者を出していませんでしたが、8月4日に感染者1名が出たと思いきや、みるみるうちに感染者が増加していきました。全国で猛威を振るうデルタ株と、それに合わせた第5波が本市にもやってきた感じがします。それでも、県内の他の自治体に比べますと、本市はまだ抑止されている状況ではないかと私自身は思っていますが、これは、ひとえに市長をはじめとする市職員や関係者の方々が感染防止対策に万全の体制で力を注いでいるからだと思っております。この場を

お借りして感謝すると同時に、引き続き今後も 踏ん張っていただき、感染症対策に努めていた だきたいとお願いをしておきます。

そこで、本市の感染症の状況を見ると、5月 25日以前は72名で、8月4日以降は31名ですが、 5月25日以前と8月4日以降の感染者を年齢別 で比較したところ、大きな違いがあることが分 かりました。8月30日現在、年齢別で50歳を境 に比較すると、5月25日以前は、50歳未満は13 人の18.1%、50歳以上は59名の81.9%、8月4 日以降では、50歳未満が23名の74.2%、50歳以 上が7名の25.8%、感染者の年齢が逆転して低 年齢化しているということです。特に20歳未満 では、5月25日以前は感染者2人の2.8%でし たが、8月4日以降では、感染者8名の25.8% です。この数値は、本市だけでなく全国的に言 えることですが、感染者の低年齢化ということ です。子育て世代の若い年齢層の感染者が目立 つということであります。子育て世代が感染す ると親から子への家族感染が起きるのではない かと思います。

この感染者の低年齢化という現象は、ワクチン接種について、高齢者の方々から優先したことにより、高齢者の方々への感染率を下げている1つの効果ではないかと思いますし、垂水市においても、ワクチン接種の効果が証明されたと私は思っております。そうであれば、垂水市全員に対するワクチン接種を急ぐ必要があるのではないかと思います。

午前中の徳留議員の質問に対する答弁で、65歳以上と12歳以上65歳以下の接種率について、本市は他の自治体、特に鹿児島市と比較して順調に進んでいるという説明がありました。このワクチン接種状況について、さらに詳しく、年齢別でデータ化していないのかお尋ねをいたします。そして、感染者の年齢別実態と感染源の傾向について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** まん延防止 等重点措置の適用を受けた本市の対策、要請等 につきましてお答えいたします。

鹿児島県にまん延防止等重点措置が適用され、 鹿児島市、姶良市、霧島市の措置区域内並びに 措置区域外の全ての市町村においても、飲食店 に対して営業時間短縮の要請がなされました。 そのことを受けまして、8月18日現在の本市飲 食店69店舗のうち、対象外でありますテイクア ウト、弁当屋並びに通常の営業終了時間が20時 以前の店舗を除きました42店舗が対象となりま すことから、8月19日に対象となる全ての店舗 を訪問し、要請期間であります8月20日から9 月12日の24日間、20時までの営業時間短縮、11 時から19時までの酒類の提供、協力金の申請手 続などについて周知を行ったところでございま す。

申請期間につきましては、9月13日から11月5日までであり、申請書につきましては、9月13日に県のホームページへ掲載される予定となっておりますことから、申請書の記載方法などについて、市水産商工観光課並びに商工会を相談窓口として、飲食店の皆様に分かりやすく説明するなどの対応を考えているところでございます。

なお、店舗を訪問する際の事業者への確認や 商工会経営指導員の事業所訪問時の状況では、 昼間から営業されている飲食店は時短営業を実 施されており、居酒屋は時短営業もしくは休業、 スナックなどの飲み屋はほぼ休業されているよ うでございます。

以上でございます。

**○福祉課長(篠原彰治)** まん延防止等重点措置の適用を受けて、本市の対策、要請等の実施につきまして、まとめて福祉課でお答えいたします。

去る8月13日に、鹿児島県におきまして緊急

事態宣言が発令され、それに合わせて県の施設が休館や利用制限等の措置を講ずることを踏まえ、市の施設についても、8月14日から施設の利用制限等を実施しており、その期間につきましては、県のまん延防止等重点措置の適用期間に従い、9月12日までとしたところです。

具体的に申し上げますと、子育て支援センターにつきましては休館としておりますが、相談業務、ファミリーサポートセンターは通常どおりとなっております。

次に、社会教育施設である市民館、各地区公 民館、文化会館につきましては、新規予約の受 付は停止しておりますが、既に予約した分につ きましては、感染防止を徹底した上で利用可能 となっております。

なお、図書館につきましては、改修工事のため9月1日から令和4年2月末までの予定で休館となっております。

社会体育施設である垂水中央運動公園、水之 上体育館、大野体育館につきましては、新規予 約及び当日の利用の受付は停止しておりますが、 既に予約した分につきましては、20時まで利用 可能となっております。

次に、老人憩の家につきましては、垂水地区 の温泉は閉鎖しております。また、既に予約し た会議室につきましては、感染予防を徹底した 上で利用可能ですが、新規予約の受付は停止し ております。

そのほか、猿ヶ城活性化施設加工室及び市生活改善センターのつきましても、新規予約の受付は停止しております。

以上でございます。

**〇保健課長(草野浩一)** ワクチン接種の実施 状況につきましてお答えいたします。

午前中の徳留議員への答弁と重なるところが ございますが、今月4日現在の接種率について 申し上げます。

初めに、12歳以上全体について申し上げます。

1回目の接種が終了された方は、接種対象者 1万3,243人に対し9,656人の72.9%、2回目の 接種が終了された方は、8,208人の62%となっ ております。

次に各年代別について申し上げます。

まず、12歳以上19歳以下の方でございます。 1回目の接種が終了された方は、接種対象者 747人に対し152人の20.3%、2回目の接種が終 了された方は、23人の3.1%となっております。

次に、20歳代でございますが、1回目の接種が終了された方は、接種対象者843人に対し325人の38.6%、2回目の接種が終了された方は、179人の21.2%となっております。

次に、30歳代でございますが、1回目の接種が終了された方は、接種対象者1,091人に対し505人の46.3%、2回目の接種が終了された方は、286人の26.2%となっております。

次に、40歳代でございますが、1回目の接種が終了された方は、接種対象者1,363人に対し734人の53.9%、2回目の接種が終了された方は、422人の31%となっております。

次に、50歳代でございますが、1回目の接種が終了された方は、接種対象者1,604人に対し1,170人の72.9%、2回目の接種が終了された方は、797人の49.7%となっております。

次に、60歳以上64歳以下の方ですが、1回目の接種が終了された方は、接種対象者1,165人に対し963人の82.7%、2回目の接種が終了された方は、777人の66.7%となっております。

最後に、65歳以上でございますが、1回目の 接種が終了された方は、接種対象者6,430人に 対し5,807人の90.3%、2回目の接種が終了さ れた方は、5,724人の89%となっております。

以上でございます。

続きまして、最近の感染者の年齢別の実態と 傾向につきましてお答えいたします。

初めに、全国の感染者につきましては、厚生 労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバ イザリーボード資料によりますと、直近の感染 状況として、年齢別に10万人当たりの感染者数 を見ると、20代が最多だが10代の感染者が増加 し30代に並んできており、地域によっては30代 を超えていると評価されております。

また、鹿児島県においては、先月18日の県発表の記者会見資料によりますと、7月において、10歳未満が2.7%、10代が10.9%、20代が24.5%、50代が15%、60代以上が19.9%に対し、8月においては、10歳未満が4.5%、10代が19.7%、20代が30.3%、50代が18.2%、60代以上が10.5%となっており、全国と同様に10代、20代において増加が見られ、60代以上については減少しております。

本市においては、初めて感染確認された昨年12月26日から本年5月25日までと、71日ぶりに感染が確認された本年8月4日から31日までについて傾向を見ますと、本年1月に高齢者施設での集団感染が発生しているという特異性があることから、正確な分析、評価はできませんが、単純に感染者数だけで見てみると、10代については2人から7人と、学生や子育て世代を中心に増加が見られているようでございます。

また、県発表の資料から主な感染者の感染経 路を見てみますと、親族内からの感染が多く見 られているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、1問目のテーマから一問一答方式で質問をしていきたいと思います

市内、まん延防止になってから市民に対しているんなところが閉鎖されているという状況で、不便をしていただいているというのは思います。 今の状況ではやむを得ない状況ではないかと思いますので、感染拡大にならないように、これがどんどん減っていくように今後していかなければいけないのかと思います。 あと、このまん延防止等重点措置については、 県の指定で、鹿児島市と姶良市と霧島市が指定 になっている。垂水市はその他の地域というこ とになっております。水産商工観光課長が飲食 店の営業時間短縮も重点地区に合わせて一緒に やっているということですけれども、本市の営 業補償、42店舗が対象だということですけれど も、本市の営業補償についてはどのようになっ ているのか。あと、その財源、どこから来てい るのか、本市の手出しはどれだけなのか。あと、 本市独自の支援策ってあるのか、その点につい てお聞きしたいと思います。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** まん延防止 等重点措置の適用に伴う営業補償につきまして お答えいたします。

まん延防止等重点措置に伴う営業補償、協力 金につきましては、対象飲食店が中小企業と大 企業に分けられており、中小企業は売上高方式、 大企業は売上高減少額方式となっております。

本市の対象飲食店は、大企業1社、それ以外は中小企業であり、中小企業の売上高方式につきましては、1日当たりの売上高8万3,333円以下、年間売上額では3,042万円以下と1日当たりの売上高8万3,333円以上、年間売上額では3,042万円以上により協力金の額が定められております。

年間売上額3,042万円以下の飲食店につきましては、時短要請の要件を満たした場合、1日当たり2万5,000円掛ける要請期間24日分、60万円の協力金であり、本市では、数店舗あります年間売上額3,042万円以上の飲食店につきましては、1日当たりの売上額に応じて決定されますが、1日当たりの上限7万5,000円掛ける要請期間24日分、上限180万円の協力金となっております。

協力金につきましては、昨年度実施いたしま した飲食業支援事業により、令和元年12月から 令和2年2月までの店舗種別売上平均月額は、 食堂で約123万円、居酒屋で約56万円、飲み屋 等は約31万円となっており、協力金2万5,000 円の24日分、60万円と比較いたしますと、純利 益を50%と見込んだ場合においても事業継続は 可能と思われます。

なお、申請・協力金の支払いなどにつきましては、全て県が窓口となり、協力金の財源内訳は、国80%、県10%、市町村10%であり、対象となる飲食店42店舗のうち、年間売上額3,042万円以上の飲食店は数店舗でありますことから、本市の負担といたしましては300万円前後の額が見込まれるものでございます。

なお、本市独自の支援につきましては、現在、 商工会と連携して各店舗の状況を把握している 最中でございますので、その状況に応じまして、 必要となる取組に対応したいと考えているとこ ろでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 飲食店営業者、やっぱりすご いダメージです。どこの県内も。垂水市もそう です。ただ、まん延防止等重点措置の関係でそ の期間は補償があるということです。要は、ま ん延防止措置が取れたとき、そのあとの補償、 すぐに飲食店、客が戻るのかといったら、戻り ません。そういったときにどう対応するのかと いうのが大きな課題になってくると思います。

今、課長が商工会と検討しながら、状況を見ながら、また再度検討するということでありますので、その点は状況を見ながら、本当に支援できるところであれば支援していただきたいというふうに、前向きに検討していただきたいと、これは要望に代えさせていただきます。

9月に入って新型コロナの感染者数、落ち着く様子は見受けられません。新型コロナの変異株も多数と言われております。最近では、より感染力の強いミュー株というのも確認されている。そうすると、一層、収束の兆しが見られないという状況が出てきます。

今後、9月12日までという緊急事態宣言、もしくは、もう一つは、まん延防止措置も多分延長されるのではないかと思いますけれども、そういったときにしっかりと対応していただきたいと思います。

今はまん延防止措置です。場合によっては、 鹿児島県にも緊急事態宣言が発令されるかもしれない。いまいち、このまん延防止措置と緊急 事態宣言の区別が分からない。垂水市で、もし 鹿児島県に緊急事態宣言が発令された場合、今 の状況とどう変わるのか、分かる範囲でちょっ と教えていただきたいと思います。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の違いにつきましてお答えいたします。

国の緊急事態宣言が鹿児島県へ発令された場合、飲食店の対象地域は鹿児島県全域となり、措置期間は2年以内、計1年を超えない範囲で延長が可能となり、協力金の額につきましては、1日当たり4万円から10万円、時短並びに休業ともに要請・命令が可能となり、命令違反の罰則は30万円以下の過料となります。

飲食店に対する措置の内容は知事が決定することとなっておりますが、これまでに緊急事態宣言が発令された地域の要請内容と比較いたしますと、現在のまん延防止等重点措置の措置区域であります鹿児島市、姶良市、霧島市と措置期間、協力金の額などは異なりますが、営業時間を5時から20時までとすること、酒類の提供は行わないことなど、ほぼ同じ内容になると思われます。

なお、措置区域以外であります本市の要請内容と比較しますと、措置期間、協力金の額、飲食店への休業要請・命令、命令違反の罰則金などが異なってくると思われます。

以上でございます。

**〇堀内貴志議員** 大きな違いはないということ で、飲食店にとってみれば、宣言が出ていたほ うが補償の対象になるということです。そこは 国が決めることですから何とも言えませんけど も、いずれにしましても、飲食店、新型コロナ で影響を受けているところがありますので、そ の支援策、垂水市として独自の支援策を前向き に検討していただきたいということで、この テーマを終わりにしたいと思います。

2つ目のテーマに入ります。

8月4日以降、年齢別数値を見ますと、感染者は60歳以上の感染率が極端に減少しているというデータです。やはり、ワクチンの効果が出ているという状況ではないかと思いますが、再度、その点について見解をもう一度お聞きしたいと思います。また、本市の感染者の中で、8月4日以降、ワクチン接種した人としていない人のデータの統計はとってあるのかどうか、これについてまず質問したいと思います。

○保健課長(草野浩一) 初めに、ワクチン接種の効果でございますが、実際、数字的に見ますと、5月25日までは先ほど答弁しましたとおり、高齢者施設でクラスターが発生しておりますので一概に比較はできませんが、それを除いた関係でも高齢者の数が、議員が申し上げられましたとおり少なくなっておりますので、ワクチン接種の効果は出ているものと考えられております。

次に、8月4日以降の数字につきましては、 こちらのほうで把握はできていません。

以上でございます。

○堀内貴志議員 課長が答弁されましたけれども、全国的に見ても、今、ワクチンを接種すると感染率が低下していると。これはもう見解で出ていると思います。

本市のワクチン接種状況、年齢別で見ました。 割と、結構進んでいます。垂水市は、しっかり ワクチン接種券を配布して、着々と接種率を上 げているという証明だと思います。このパーセ ンテージも、ワクチン接種率も、もっと向上す るようにこれから努力していただきたいと思います。

あと、今後の感染者、もっと増えるだろうと 思いますけど、感染した場合、全国的には自宅 療養者が増加している状況が出ています。県内 でも一時期、自宅療養者の対応が問題になった ときがあります。今、若干、自宅療養者も減少 している状況ですけれども、現在の状況、今後 の看護体制についてどうなっていくのか。

それと、先ほど森議員の質問の中で、妊婦の関係がありましたけれども、やはり、妊婦のワクチン接種の対応について、しっかりとしなければいけないと思います。千葉県柏市で妊娠中の30代の女性がコロナ感染して、自宅療養で早産した結果、赤ちゃんが死亡するという悲劇がありました。こんなことがあってはなりません。これを受けて、厚労省も妊婦のワクチン接種を急いでくださいという通知が来ているのではないかと思いますけど、垂水市は、もう既に妊婦さんへのワクチン、全市民に対するワクチン接種をしていますけれども、優先しているのかどうか、どのように取り扱っているのかについてお聞きしたいと思います。

○保健課長(草野浩一) 自宅待機者の現在の 状況と看護体制につきましてお答えいたします。 新型コロナウイルスに感染し、自宅待機となった方を含め、市に提供される感染者の情報は、 県発表の情報のみではございますが、県発表時 点の自宅待機者を含む状況については把握できているところでございます。

しかし、県発表後、入院や宿泊施設に入所された情報等につきましては提供されないことから、最新の自宅待機者数については把握できていないところでございます。

そのことから、鹿児島県全体の自宅待機者の 状況と体制について御説明申し上げます。

今月5日時点の県公表資料によりますと、入院や施設入所への調整のため、自宅待機者とな

っておられる方は223名となっているようでございます。その自宅待機者となっておられます方への健康観察等の対応につきましては、所轄の保健所が行うこととなり、毎日朝夕1回ずつ電話連絡等で体調や状況の確認を行っていると連絡を受けております。

また、今般の県内での感染の急拡大に伴い、 入院や施設入所への調整に時間を要し、自宅待 機者が大幅に増加していることから、鹿児島県 は、自宅待機者の健康観察について、症状が安 定している方々等に対しましては健康観察機能 を持ったコールセンターに業務を一部委託して 強化を図る対策を行うとのことでございます。

以上でございます。

続きまして、妊婦のワクチン接種につきましてお答えいたします。

8月23日付で厚生労働省から、できるだけ早期に、円滑に新型コロナワクチンの接種を受けることができるよう特段の配慮をすることとの通知が発出されたことを受けて、妊婦及び同居家族の優先接種につきましては、速やかに、26日、市ホームページに、翌27日の南日本新聞に掲載したところであり、また、今月1日からの全戸配布されたチラシにてお知らせをし、併せて、母子保健担当保健師から全ての妊婦23名に対し電話連絡をし、優先接種に関する希望調査を行ったところでございます。その結果、数名の方が優先接種をすぐに希望されたことから、先週土曜日の9月4日、実施されました垂水中央病院での集団接種において、速やかに接種を行ったところでございます。

なお、現時点において、接種希望はないが後 日接種したいと申し出された方につきましては、 できるだけ早くワクチン接種ができるよう、今 後調整したいと考えております。

以上でございます。

**〇堀内貴志議員** 妊婦さん、優先というのは、 要は空き状況を見て優先するということだけれ ども、それが済んでいくと安心するんではないかと思います。

あと、自宅療養、県内のは分かりました。市 内は保健課として把握しているのか、それとも 保健所任せなのか。原則は施設入所だと思うん ですけど、垂水市の状況について、課長として 把握しているのかしていないのか、保健所任せ なのか、その点について確認します。

**〇保健課長(草野浩一)** 先ほども言いました とおり、感染者情報自体が、市にはどなたが感 染しているかという情報が来ておりませんので、 把握できていないところでございます。

以上でございます。

**〇市長(尾脇雅弥)** 少し補足をいたします。

今、保健課長が言ったような、本来であれば、しっかりと情報を得て対応するということが理想なんですけれども、情報の入手に制限がありますので。その中で、先ほど感染拡大防止という意味で妊婦さんはどうなんだとなったときに、二十数名対象者がいらっしゃるということは保健師が把握しておりますので、すぐ指示をしてプッシュ型で意向確認をしなさいと、それを受けて優先的に接種を終えたと、希望される方を得たという状況でございます。

また、経済政策で、先ほど水産商工観光課長が申し上げたような形で、どうしてもそういう形で、69事業者があって42事業者がその対象になったわけでありますから、その42対象業者さんにも出向いていって、全部説明をして、中身から申し込みの手続き、対象者が漏れることがないようにしていただいて、その結果、非常に順調な形でできることはやっていると。

国においてやるべきこと、県あるいは我々という形で、今、そういうものの中では、できることは担当課を中心に、職員を中心に頑張っていただいておりますけれども、まだまだこれからどうなっていくか分からない中で、いろんな対策を講じていかなきゃいけないというふうに

思いますので、現状においてはそういう形で、 情報が限られた中でできることは対応させてい ただいているという状況でございます。

○堀内貴志議員 確かに他の自治体と比べますと、垂水市、一生懸命やっている、それは認めます。立派だと思います。これを継続しながら感染防止対策を徹底してほしいと思います。

あと、8月4日以降の感染者の状況を見ますと、10歳未満が1名、10代が7名、感染率でいくと31名に対して8名、全体の25.8%、50歳以下の子供世帯の感染者が多く出ていると。50歳以下感染者、31名に対して23名ということは74.2%が50歳以下ということです。これはどういうことかと言うと、子育て世代が感染しているということでありまして、子育て世代が感染すると、どうしても親から子への感染が始まります。これは既にデータにも出ている、垂水市においてもデータとして出ているという状況です。

そうすると、夏休みが終わりまして、9月に 入り2学期が始まりました。心配するところは、 学校における子から子への感染、学校感染であ ります。子供の感染対策について、午前中、森 議員の質問に対する答弁でおおむね理解しまし たが、省略しても構いません。ただ、私も6月 の一般質問の中で、子供の感染防止対策につい て尋ねましたが、はるかにそのときよりはス テージが上がっているというふうに思います。 現実に、鹿屋市では中学校におけるクラスター も発生している現状です。子供たちの安全対策 について、しっかりと対応が求められるのでは ないかと思います。

あと、学校での感染者を確認した場合の措置について、学校での感染者、また、児童生徒の家族の感染を認知したときの迅速な対応が、今後求められるのではないかというふうに思います。学校で感染者の対象者を認知したときの場合の措置について、本市はどのように取り扱う

のかお聞きしたいと思います。

**〇学校教育課長(今井 誠)** 学校内外における児童生徒の安全確保につきましてお答えいたします。

現在、全国的に第5波の状況下で県内各地で 感染拡大が続き、デルタ株への置き換わりもあ り、これまでかかりにくいとされてきた子供の 感染が県内でも増えている状況でございます。 8月の感染者に占める19歳以下への割合は、県 内でも大幅に増え、保健所は親から子供への家 庭内感染が急速に広がっていると指摘しており、 本市においても、今後も予断を許さない状況が 続くものと思われます。

そこで、各学校に対して文部科学省の最新の学校衛生管理マニュアルや各種通知文等に基づき、学校クラスターを発生させないという強い危機感を持ち、管理職研修会、養護教諭研修会等での指導や機会を捉えて公文を適宜発出するなどして、感染症対策を繰り返し指導しているところでございます。

特に、学校における感染拡大を防ぐためには、 水際対策の徹底により、学校内にウイルスを持 ち込まないようにすることが極めて重要との認 識を、教職員、保護者、児童生徒と共有するこ とが大切です。各学校においては、保護者や地 域の理解と協力を得つつ、児童生徒が学習塾、 習い事など、学校外の活動を行う際においても、 3 密、密集、密接、密閉の回避だけでなく、ゼ 口密、1 つの密でも避けることを意識すること やマスクの適切な着用、手洗いの徹底など、基 本的な感染症対策を徹底するよう、児童生徒に 指導しているところでございます。

今後も全ての小・中学校に対して感染防止対策のさらなる徹底をお願いし、児童生徒への指導とともに、PTAの場や安心メール、学校だより等の文書も使って、家庭における感染防止対策等の啓発を継続して行い、保護者の意識をさらに高め、実践化を図ってまいります。

以上でございます。

続きまして、小・中学校で感染者が発覚した 場合の対応につきましてお答えいたします。

文部科学省は先月27日、新型コロナウイルス の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象 地域の学校で、児童生徒等や教職員の感染が確 認された場合に、学校における濃厚接触者等の 特定や学校の臨時休業を判断するためのガイド ラインを初めて策定しました。ガイドラインに は、同一の学級において、複数の児童生徒等の 感染が判明した場合や感染が確認されたものが 1人であっても、周囲に未診断の風邪等の症状 を有する者が複数いる場合、1人の感染者が判 明し、複数の濃厚接触者が存在する場合には、 5日から7日程度を目安に学級閉鎖を実施する こと、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感 染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖 を実施すること、複数の学年を閉鎖するなど、 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、 学校全体の臨時休業を実施することが示されて おります。

本市におきましては、現在、まん延防止等重 点措置の対象地域には指定されていないことか ら、文部科学省の学校における新型コロナウイ ルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づ き、市教育委員会としての対応方針である垂水 市学校臨時休業等対応ガイドラインにより対応 していくこととしております。

児童生徒や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、感染者が出た学校の全部または学年、学級の臨時休業を実施します。その間に校舎内の消毒等を行った上で、学校保健安全法や衛生管理マニュアル等に基づき、治癒するまでの期間、当該児童生徒は出席停止、当該教職員は病気休暇で自宅待機といたします。

ただし、保健所が疫学的に校内での広がりが ないと判断した場合は、臨時休業の実施はござ いません。

次に、児童生徒や職員が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して、2週間の自宅待機、出席停止等とします。

なお、濃厚接触者に特定された児童生徒や職員の状況によっては、感染者と同様に、速やかに学校の全部または学年、学級の臨時休業を行う場合もございます。

また、感染状況により、臨時休業が長期になる場合につきましては、分散登校も含め、適切に登校日を設け、学習面等の支援を行ってまいります。

今後も新型コロナウイルスへの対応は、年単位の長期戦が予想され、学校職員、児童生徒、保護者、地域住民が一体となって対策を講じる必要があります。その際には、感染者等への差別や偏見等がないよう、人権に最大限配慮した対応も必要です。さらに、現在、県内に児童生徒の感染が拡大している状況も考慮し、本市でも、今後、感染者が出てくることも想定しながら、児童生徒の学びの保障のために教育活動を前に進めることと、安全・安心を確保するための感染拡大防止に努め、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な判断を行ってまいります。

ただし、本市の現在の新型コロナウイルス感染状況を考えますと、いつでもまん延防止等重点措置の対象地域に指定される可能性があるとの強い危機感を持っております。その場合には、国が示した学校の臨時休業の判断等に当たっての新たなガイドラインに従って、関係機関と連携を図りながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 教育委員会も教職員も、学校 での感染対策、大変だと思います。ガイドライ ン、マニュアルもできているということであり ますから、それに基づいて、しっかりと早めの 対応をお願いしたいと思います。垂水市の学校 からクラスターを出さない、そういう意気込み でやっていただきたいと思います。

最後、教育長にお伺いいたします。12歳以上はワクチン接種が始まりました。先ほど保健課長から10代の接種率、2回接種した人が現時点で3.1%という答弁もありました。この数値は日を追うごとに増加してくると思います。そうすると感染率も低下してくるのではないかと思いますけれども、問題は、ワクチン接種の年齢に達していない12歳未満の子供たちについてです。多くは小学生、幼児とか保育園もありますけども、今日は幼児、保育園はおいといて、教育長の立場で小学生の感染予防対策についてどのように考えているのか、その見解だけお聞きして終わりたいと思います。

**〇教育長(坂元裕人)** 堀内議員の冒頭で、市 民の感染を心配し、また、子供たちの感染も同 時に心配していただいていることに御礼を申し 上げたいと思います。

また、教育委員会も非常に危機感を持ってこのことには取り組んでおりまして、特に、今おっしゃったクラスターを出さないということを 肝に銘じながら、日々の学校での感染症対策、 適切に講じております。

そういう中で、未接種の子供たち、いわゆる 12歳未満、そういう子供たちほどなかなか、例 えば3密を避けるとか、そういったこと等が厳 しい状況でございます。となりますと、どうし てもやっぱり補助的な特別支援教育の支援員、 そういった者等を適切に各学年に配置しながら、 そういう3密を避けるとか、あるいは感染症の 対策を講じる等々の手伝いをしてもらいながら、 さらに、今まで以上に緊張感を持って感染症対 策に取り組んでいるところでございます。

ちなみに、9月1日、2学期が始まったとき に、コロナ感染を不安に思って子供を登校させ なかった家庭は、実は小学校6件、中学校で12 件、これが昨日の段階では、小学校1件、中学校1件ということで、大分保護者のそういう不安感を払拭できているのか。というのは、やはり学校でも一生懸命感染症対策に取り組んでいると、子供と教師がまさに一体となってやっていると。このことは、家庭における感染の強化にも私はつながると思っています。そういう意味で、学校、家庭、教職員、教育委員会、一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 保護者も大変です。コロナ感 染。保護者の不安を払拭するためにも、これは 1つの例ですけど、枕崎市教育委員会はQ&A を作っております。誰でも見れるようになって おります。ネットでちょっと検索したら出てき ましたので、いい資料だと思いました。これは 参考ですけども。

あと、小・中学校、幼稚園も含めて、保育園も含めて、感染症対策については、今後、個人情報の関係だとか、あと、保護者との関係、保健所との関係など、様々な問題点が発生するのではないかと私は心配しています。様々な問題点にその都度適切に対応して、児童生徒並びに教職員の安心・安全を確保していただきたいということを強く要望して、本日の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。〇議長(川越信男) ここで暫時休憩します。次は、2時30分から再開します。

午後2時23分休憩

午後2時30分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、4番、池田みすず議員の質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

**〇池田みすず議員** こんにちは。それでは、議

長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

まず1問目は、垂水市のスポーツ合宿についてであります。

東京オリンピックでは、日本の獲得メダル数 が過去最高の数であり、その中でも、本市で強 化合宿をした男子エペフェンシング団体が悲願 であった初の金メダルを獲得し、感動を与えた ことは記憶に残っていることと思います。

市役所正面には、男子エペフェンシング団体を祝う懸垂幕が掲げてあり、垂水合宿、感動をありがとうと書かれております。皆さんも御覧になって御存じだと思いますが、昨年度、金メダルを獲得したフェンシング日本代表の選手が本市で強化合宿をされ、日夜練習に励まれ、オリンピックの大舞台において結果を残されたことは、本市にとりましても大変すばらしいことだと思います。関係された職員の皆様は、大変御苦労をされたと思いますが、オリンピックの試合を見て、私と同様、さらに感動されたのではないでしょうか。

本市にとりまして、スポーツ合宿は交流人口 増加に大きく貢献するものであり、夏休み期間 においては、たるスポや体育館で様々なスポー ツの練習で汗を流す姿や、走り込みをしている 一生懸命な姿を見かけると元気をもらえた気持 にもなりました。

そこで、夏休み期間の合宿の状況について、 競技数、団体数、合宿人数などを質問いたしま す。

2問目は、コロナ禍における女性の負担軽減について伺います。

現在、世界各国で女性の月経に関する生理の 貧困が社会問題になっています。生理の貧困と は、生理用品を買うお金がない、また、利用で きない、利用しにくい環境にあることを指して います。先日、任意団体であるみんなの生理が、 過去1年で生理を経験した高校生以上の女子学生などを対象に行ったオンラインアンケート調査によると、我が国においても、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用しているなどの現状が明らかになりました。

その集計結果には、過去1年以内に金銭的理 由による生理用品の入手に苦労したことがある との回答が20%、トイレットペーパーなど生理 用品ではないものを使ったことがあるとの回答 が27%、さらに、生理用品を交換する頻度を減 らした経験がある人は37%に達したという切実 な実情の数々が見られます。これは、コロナ禍 による経済的な影響が広がっていること、また、 それ以前から存在した男女間の賃金格差や女性 の貧困率がコロナ禍によってさらに深刻化し、 生活に必要な衛生用品にもかかわらず、購入で きない事態が生じていると考えます。また、貧 困だけでなく虐待やネグレクトにより、保護者 から生理用品を買ってもらえない、家庭の事情 により子供が保護者に相談できないなど、社会 的課題と関連しているケースもあり、多くの取 り組むべき課題が内包されていると考えます。

そこで、本市において、学校や市役所などで の生理用品無償提供について伺います。

3問目は、コロナ禍における選挙対策について伺います。

皆様も御存じのとおり、衆議院議員の任期が10月21日で任期満了となります。当初は、報道等で衆議院議員解散総選挙が9月5日のパラリンピック閉会直後に臨時国会が召集され、9月前半解散、10月投開票の公算が有力ではないかという説が報道されておりましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が9月12日まで延長されておりますことから、その間は解散がないのではと感じておりました。あとは、どのタイミングで首相が伝家の宝刀である解散総選挙に踏み切られるかと考えておりましたが、9

月1日に菅総理自らが、新型コロナの現状を考えれば今の状況では解散できる状況ではないと解散時期の見送りについて明言され、さらに、9月3日は、突然、自民党総裁選挙への出馬を取りやめるとの意向を表明されました。衆議院議員総選挙のゆくえがどのようになるのか心配しておりますが、しかしながら、遅かれ早かれ、任期満了までには必ず選挙が行われるものと思っております。

さて、今回の衆議院議員総選挙ですが、これまでの選挙とは違いまして、コロナ禍での選挙になることは十分予想されます。現在も新型コロナウイルス感染症第5波の真っただ中にあり、しかも、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言も発令中であります。私はこれまでの感染状況をはるかに超える勢いで感染が広がっているのではないかと感じております。そのようなことから、選挙における新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題とも言えます。

今の状況下の中で、仮に衆議院議員総選挙が 行われた場合、到底、新型コロナウイルス感染 症は終息しておりませんし、また、最悪の場合、 緊急事態宣言が継続されたままの中での選挙も 考えられます。今、政府は新型コロナウイルス ワクチンの予防接種を迅速に進めておりますが、 このまま順調に予防接種が実施されたとしても、 64歳以下のワクチン接種を希望する方の接種が 終わるまではどれだけかかるのか、見通しがつ かない状況だとも言われておりますので、到底、 衆議院議員総選挙までには間に合わないのでは と思っております。このような状況では、市民 の皆さんが不安を抱えながら投票に行かなけれ ばならないことが予想されることから、投票率 の低下につながるのではと大変危惧していると ころであります。

今回の総選挙は、私どもの思い、声を国政に届けていただくための代表を選び、国はもちろん、鹿児島県、この大隅、ひいては本市にとり

ましても非常に大きな影響をもたらす大切な選挙となりますことから、一人一人の大切な一票が非常に意味をなすことになりますので、投票率の低下を招かないような対策を考えなければならないのではないかと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策については、本市だけの問題ではなく全国的な問題でもありますことから、コロナ禍でこれまで実施された選挙での対策、最近では、県内で5月16日には日置市長及び日置市議会議員選挙が、7月11日には肝付町長選挙、7月18日は曽於市市長選挙がありました。そのときにも新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいると思いますので、そちらも参考にしながら、衆議院議員総選挙に備える必要があるのではないでしょうか。

そこで、衆議院議員総選挙における新型コロ ナウイルス感染症対策について、本市の取組及 び対策等について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** 夏休み期間 のスポーツ合宿の状況につきましてお答えいた します。

まず、競技数でございますが、サッカー、野球、剣道、フェンシングの4競技9団体が合宿されており、4団体は、年に数回もしくは毎年同時期に来られている常連団体であり、5団体が、今回初めての合宿でございます。

次に、団体数と合宿人数でございますが、サッカーにつきましては、県内外合わせて5団体298名、野球につきましては、1団体18名、県道につきましては、2団体39名、フェンシングにつきましては、1団体8名、合計では9団体363名、延べ956泊1,319名の実績となっております。

なお、サッカーにつきましては、新型コロナ 感染の影響により、県外の1団体中止、1団体 日程の縮小、大雨警報並びにまん延防止等重点 措置の適用により2団体は中止となり、予定さ れておりました4団体273名、延べ956泊1,151 名は減少しているところでございます。

練習場所といたしましては、たるスポ、野球場、市体育館、水之上体育館を利用されており、特に合宿人数の一番多いサッカー練習場のたるスポにつきましては、関係課の協力により、朝夕水まきをするなどグラウンドは最良の状態で保たれており、各団体より大変好評を得ております。

スポーツ団体誘致実行委員会におきましては、 合宿された全ての団体へ歓迎セレモニーを実施 し、同実行委員会、経済同友クラブ、観光協会 より市特産品を贈呈しており、各宿泊施設にお いて、夕食時に調理してもらうなど、選手の皆 さんへおいしい食事を提供していただいている ところでございます。

各団体の選手の皆さんは、この合宿に大きな 目標を持ち参加されており、日々暑い中で練習 に取り組んでおられます。指導者におきまして は、選手のけがを一番注意し練習されておりま すことから、受け入れる側といたしましても、 合宿期間中は細心の注意を図り、対応するよう 心がけているところでございます。

今回の合宿におきまして、けがやトラブルが なかったことは一番の成果であったと感じてい るところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長(野村宏治) コロナ禍における女性の負担軽減についての、学校での生理用品の無償提供につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、 経済的困窮、特に生理用品の購入もままならな い生理の貧困問題が昨今顕在化してきており、 女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となって いると認識しております。

本市の全ての小・中学校では、児童生徒が生理用品を忘れたり、急に生理になったりしたときのために保健室に生理用品を常備し、養護教

論や女性職員がいつでも臨機応変に対応できる 体制を整えているところでございます。

今回、この対応に加えまして、公共施設や小・中学校のトイレに生理用品を備えることで自由に受け取ることが可能となるよう、その提供方法につきまして工夫をすることとしていることから、学校に対しては、女子トイレに生理用品を設置することについての協力をお願いし、了解を得たところでございます。

今回、学校に配布する生理用品の購入等に関する予算につきましては、教育総務課で上程させていただきました。議決いただきましたら、教育委員会で生理用品等をまとめて購入し、小学校4年生以上の女子児童生徒の数に応じて学校に配布したいと考えております。

なお、設置方法につきましては、衛生面へも 配慮し、安心して使用できるように、女子個室 トイレに生理用品の収納グッズを取り付け、使 用状況を見て補充をするなど、適切に対応して まいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長(篠原彰治) 公共施設での生理用 品の無償提供についてにつきましてお答えいた します。

現在、福祉課における生活困窮者等に関する 相談の中で、生理の貧困に関する相談はないと ころですが、相談しにくいなど潜在的な需要が あるのではないかと考えております。

福祉課としましては、今議会において、生理 の貧困対策として生理用品購入に関する予算を 上程させていただいているところです。

配布方法としましては、プライバシーに配慮 し、相談しなくても受け取れるように、市役所 本庁福祉課及び両支所、社会福祉協議会の窓口、 子育て支援センター窓口に置いた引換券を提示 することにより、生理用品をお渡しすることを 検討しているところです。なお、お渡しする際 には、女性職員での対応を心がけたいと考えて おります。

補正予算が可決されましたら、今、御説明したような対応を取ってまいりたいと考えております

以上でございます。

**〇市民課長(松尾智信)** 投票率低下を防ぐための対策についての質問にお答えいたします。

衆議院の任期が10月21日で満了となることから、今後、任期満了に伴う総選挙が執行される 見込みでありますが、過去の衆議院議員総選挙 においては、衆議院の解散に伴うものが数多く あることから、任期満了前の解散総選挙も十分 想定されるところでございます。

いずれの総選挙につきましても、コロナ禍の 影響により、市民が不安を抱くことにより投票 率の低下につながるようなことは避けなければ ならないと考えております。

本市におきましては、これまでコロナ禍において執行された選挙としましては、令和2年7月12日執行の鹿児島県知事選挙がございます。

県知事選挙においては、新型コロナウイルス 感染症予防対策としまして、期日前投票所受付 場所での飛沫防止アクリル板の設置をはじめ、 当日投票所を含め、投票管理者、投票立会人、 選挙従事者のマスク着用、手指消毒用ボトルの 設置、筆記具・記載台の定期的な消毒及び定期 的な換気、記載台の間隔を空けるほか、投票人 に対してもマスク着用の呼びかけや筆記用具の 持ち込みを可能とするなどの対策を取ったとこ ろでございます。

また、市ホームページにこれらの対策を取っていますことを掲載し、市民の不安を緩和できるよう努めるとともに、過去の選挙における投票所の時間帯別利用状況を掲載し、密となる時間帯の回避促進に取り組むことにより、より一層の不安解消及び感染症予防対策に努めたところでございます。

今後、予定される衆議院議員選挙につきまし

ても、県知事選挙同様の感染症予防対策を徹底 して実施し、市民の方々に安心して投票してい ただける環境を整えることにより、投票率の低 下防止に努めたいと考えているところでござい ます。

なお、最近の他市町での選挙におけるコロナ 対策についての状況でございますが、調査を行 いましたところ、本市と同様の対策を講じてい らっしゃるようでございます。

以上でございます。

**〇池田みすず議員** それぞれ御答弁をいただき、 ありがとうございました。

それでは、ここから一問一答方式で2回目の 質問をいたします。

夏休み期間のスポーツ合宿についてでありますが、夏休み期間において、サッカー、野球、 剣道、フェンシングの4競技9団体、約360名 の選手の皆さんが本市で合宿をされたことは、 交流人口増加や市の観光PRにも大きくつなが るものだと思われます。

本市の特産品でありますカンパチ、ブリ、温泉水など、おなかいっぱいおいしいものを食べて、温泉に入って、体を癒されたのではないでしょうか。

スポーツにはけがはつきものだと言われますが、合宿された全てのスポーツ選手において、けがは一番注意しなければならないものであり、選手はもちろん、指導者並びに関係者の皆さんの御尽力により、けがやトラブルがなかったことは大きな成果であったと私も思います。また、県内外から合宿に来られているようであり、合計の延べ人数は約1,300名とのことですが、コロナ禍の中で、新型コロナ感染や大きな事故も起きていないのは、感染症対策や熱中症対策がきちんとなされていたのではないかと思われます。

そこで、合宿する団体や受け入れについて、 どのような感染症対策をされたのか、また、経 済効果としてどのようなことが事業所への支援 対策へつながったのか伺います。

〇水産商工観光課長(大山 昭) コロナ感染 対策と経済効果につきましてお答えいたします。 コロナ禍の中での感染対策といたしましては、 各スポーツ団体において、大会などの遠征や合 宿の際は、2週間前から毎朝検温を行い記録す ることが決められており、滞在期間においても、 体調管理と合わせて同様の対応がなされており、 決められていないスポーツ団体につきましても、 同様の対応をしていただくよう合宿前に各団体 の指導者へお願いをしております。

合宿期間におきましては、各団体の指導者並びに関係業者、関係機関と連携し、体温の変化や体調の状態に応じて、必要な場合、緊急的な対応が可能となるよう情報共有するなど、感染対策の徹底に努めているところでございます。

また、熱中症対策といたしましては、気温の 一番高い昼間の練習を避け、朝の時間を早めて の練習や休憩時間を長くし、頻繁に水分の補給 をするなど、練習内容、練習時間について、各 団体、様々な対応策を考えられておられます。

スポーツ誘致実行委員会におきましては、夏 合宿で一番必要となる氷につきまして、牛根漁 協より製氷を購入し、朝昼、各練習場に届けて おり、水分補給の冷却やクールダウン時に使用 されるなど、熱中症対策や金銭面の支援につな がることから、合宿された団体から大変好評で ございました。

次に、経済効果でございますが、市内4か所の宿泊施設へ各団体を分散しての宿泊、移動する際に必要となるバスを市内の業者から借用、昼食を市内の弁当業者へ注文するなど、本市においては大きな経済効果となっており、コロナ禍の中で、売上げが減少している事業者に対しましての支援対策につながったものだと思われます。

今後も交流人口増加に向けてスポーツ合宿の

誘致に取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。

〇池田みすず議員 感染対策、熱中症対策については、職員の皆様をはじめ、関係機関の協力をいただき徹底して取り組んでおられるのが分かり、安心いたしました。コロナ禍の中で、売上げが減少しておられる市内の宿泊業者へ分散して宿泊されていることや市内のバス業者の利用、さらには、市内の弁当業者への注文など大きな経済効果であり、商工業者への支援対策につながったものだと思われます。

受け入れる際には、事前打合せから準備、合宿中の対応など様々な御苦労もあるかと思いますが、本市の交流人口増加に大きく貢献するものであり、市内の経済効果へもつながるものでもあります。また、スポーツは見る者にも感動を与え、汗だくになり一生懸命練習に取り組んでいる姿を見ると、元気をもらえた気持ちにもなります。今後もスポーツ合宿団体のさらなる増加へ向けて、関係課並びに関係業者、関係機関と連携され、取り組んでいかれますようお願いします。

2問目のコロナ禍における女性の負担について、学校や市役所などでの生理用品の無償提供についてはよく理解いたしました。

次に、災害発生時の避難所における生理用品 の備蓄について伺います。

○総務課長(和泉洋一) 災害発生時の避難所 における生理用品の備蓄についての御質問にお 答えします。

本会議初日の諸般報告におきまして市長から 報告をいたしましたとおり、すぐに取りかかれ る対応といたしまして、今年度予算の中で生理 用品を購入し、現在、市の防災倉庫内に備蓄を いたしております。

備蓄の希望につきましては、避難者数や使用 量などを想定した上で算出した2日から3日分 を備蓄いたしました。 なお、大規模災害など長期の避難となった場合には、災害時における物資供給や生活必需物資の供給に関し、締結をしております協定に基づきまして、協定先の団体等から必要物資の調達を行うことといたしております。

以上でございます。

〇池田みすず議員 連日、コロナ感染者数が報告され、さらなる感染予防対策の徹底、医療提供体制の充実が求められています。

こうした中、女性の失職、DV被害、若年層の自殺者の増加など、コロナ禍が女性に深刻な影響を及ぼしているとの内閣府の研究会による報告もあります。そこで、困難を抱える女性が相談しやすい環境づくりと場づくりについて伺います。

**〇保健課長(草野浩一)** 困難を抱える女性が 相談しやすい環境づくりと場づくりにつきまし てお答えいたします。

まず、保健課では、健康に関するあらゆる相談の場として、毎週火曜日の午前中を健康相談日としており、来庁者及び電話等の相談に、主に保健師が対応しているところです。

また、火曜日以外の平日においても、随時、電話、窓口での相談に職員が対応しております。

また、地域包括支援センターにおいても、総合相談の窓口として、あらゆる相談に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が対応しているところでございます。

次に、相談しやすい環境づくりといたしましては、妊娠期から子育で期への対応として、保健課内に設置しております子育で世代包括支援センターにおいても切れ目のない支援を行っており、保護者等が周りの目を気にせず安心して相談できるよう、来庁等による相談に加え、昨年10月からオンラインやメールでの相談窓口も設けているところでございます。

さらには、母子健康手帳の交付時や出生手続き及び乳幼児健診等で、困りごとの確認を行う

ようにしており、その中で、経済的支援が必要 と判断された場合は、関係課と連携を図るよう にしております。

そのほか、24時間いつでもどんなことでも相談できるよう、たるみず寄りそい心の相談として、臨床心理士、精神保健士、心理カウンセラー、看護師等の有資格者が対応できる相談体制を委託し、女性に限らず、子供から高齢者まで相談しやすい環境づくりに努めているところでございます。

そのような中、経済的困難の相談は、本年4月から8月までに3件、延べで申し上げますと10件の相談があり、そのうち女性からは1件の延べ3件の相談があったところです。

今後も女性をはじめ、市民の方々が相談しやすい、利用しやすいよう、あらゆる場で、方法等で幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 最後に、市長に改めてコロナ禍における女性の負担軽減について伺います。○市長(尾脇雅弥) コロナ禍における女性の負担軽減について、私の思いをということでございますので述べさせていただきます。

この生理の貧困問題は、経済的な理由で生理 用品が購入できない女性がいるという単なる問 題ではなくて、その生理の貧困にある女性の皆 さんの背景や事情をしっかりと捉え、丁寧に向 き合い、きめ細かい寄り添った支援が必要だと いうふうに考えております。

この生理の貧困問題につきましては、新聞報 道等がなされる前から重要な課題であると認識 をしており、今回、女性の健康や尊厳に関わる 重要な問題として事業化の検討を指示したとこ ろでございます。

事業の構築に当たりましては、池田議員にいただきました要望書や公明党鹿児島県本部女性 局垂水地区の皆様から頂きました要望書の内容 をはじめ、新日本婦人の会からいただきました 要望も参考にさせていただき、また、女性職員 の意見を聞きながら、事業の各種取組の具体化 を行ったところでございます。

今回、実施いたします生理の貧困への支援策につきましては、先ほどそれぞれの担当課長が答弁した通りでございます。近年、社会情勢は人口減少で少子高齢化、育児や介護、就労をめぐる問題等が深刻化しており、全ての人が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する社会の実現が喫緊の課題となっております。

また、世界各国で取組が推進されております SDGsにおいても、男女平等に対する支援等 に向けた取組が積極的に進められております。 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、 経済や生活に対する様々な対策を行うに当たっ て、女性の皆さんに最大限配慮しつつ取り組む 必要があると考えております。

今後とも、私の公約であります元気な垂水づくりの実現のため、安心・安全、産業振興、子育て支援の3つの挑戦にしっかりと取り組み、誰もが安心して暮らすことができる社会、誰もが輝く社会づくりの実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。

**〇池田みすず議員** ありがとうございます。

3問目のコロナ禍における選挙対策、投票率 低下を防ぐための対策についてでありますが、 2回目の質問は要望といたします。

選挙管理委員会の対策をお聞きしまして、気持ち的には安堵したところであります。これ以上の対策は、予算の関係もありますので大変厳しいものがあるのではないかと思います。あわよくば、新型コロナが収束していればと考えますが、現在の状況を勘案いたしますと無理なような気がいたします。

これまでの本市の新型コロナウイルスワクチン接種の状況を見ますと、ワクチン不足も心配

いらないようですので、選挙までにはある程度 接種率も上がっているものと考えております。

最初の質問でも申し上げましたが、今回の選挙、衆議院議員総選挙は、私どもの思い、声を 国政に届けていただく代表を選び、4年間を託す大切な選挙でありますことから、国や県の選挙管理委員会の指導、さらには、これまで市の行事や様々なイベントなどで培ったことを新型コロナ対策として参考にできる部分は大いに参考していただいて、投票率が低下しないよう努めていただくようお願いして、私の質問を終わります。

**○議長(川越信男)**ここで暫時休憩いたします。次は、3時10分から再開します。

午後3時04分休憩

## 午後3時10分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

# [池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可 をいただきましたので、さきに通告しておきま した順に従って質問をしてまいります。市長、 副市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろ しくお願いいたします。

新型コロナ対策について。

感染拡大に伴う医療体制について。市内でも 毎日のように陽性患者が発生をしておりますが、 自分が熱が出て、新型コロナウイルス感染が疑 われるような状況になった場合、どのような手 続をとればいいのかをまず教えてください。

次に、垂水市内で新型コロナ感染が拡大した 場合の医療体制は大丈夫かという懸念が市民の 中にありますが、この点について伺います。

小・中学生、園児、妊婦さんたちのワクチン 接種についての取組について伺います。 夏休みも終わりまして、いよいよ2学期が始まりました。小・中学校の分散登校や時差登校、さらに、オンライン授業についての対応について伺います。

学校での抗体検査キットの使用について。国から配布される数や誰にどのような場合に使用するのかについて教えてください。

経済対策について。

プレミアム付商品券について。例年9月議会で予算が出て、11月頃から使用が始まると思いますが、今回の補正予算の中には計上をされておりません。まずはこのことについて伺います。

刀剣山について。最近では、森の駅たるみずのキャニオニングがテレビ等でも取り上げられて脚光を浴びております。森の駅たるみずからは、刀剣山への登山の入り口でありました。最近の刀剣山への登山の現状について伺います。

垂水市庁舎等の在り方について。

垂水市新庁舎整備基本条件調査研究委託業務について。8月27日の本会議終了後に開かれました議会の庁舎整備特別委員会におきまして、調査研究委託業務の契約締結の報告がありました。庁舎の在り方を検討する上で必要な調査であり、外部検討委員会での議論に有効活用されることになると期待をしております。この調査結果については、随時、外部検討委員会に報告をされ、議論をされた上で、その結果が議会に報告されるものと思っております。我々は、その結果を受けて議論に入っていくものと考えておりますが、この認識でよいのか伺います。

耐震診断について。耐震診断結果は、1階、2階、3階、それぞれX方向、Y方向に対して様々な計算がされ、数値化された上で基準値と比較をされ、OKかNGかの判定が出されるという説明でありました。OKは新耐震基準を満たしている、NGは新耐震基準を満たしていないということです。NGは補強すれば、構造上、新耐震基準を満たすということになり、大規模

地震に対して、倒壊、崩壊の危険性が低いに分類されていくことになります。ということは、補強をすれば新耐震基準が変わらない限り耐震基準は満たしているのでありますから、使い続けられるという解釈でよいのか、総括監に伺います。

市民への広報と説明について。市民の皆さんには、外部検討委員会の役割や議会の庁舎整備検討特別委員会の在り方等について理解をしていただく必要があります。調査研究委託の件や外部検討委員会の活動状況、これを受けての庁舎整備検討特別委員会の議論の様子などについては、しっかり広報し、誤解のないように説明しなければなりません。広報について計画があるのか課長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

**〇保健課長(草野浩一)** 発熱などの症状が出てからの検査、陽性判明、療養先決定に至るまでの流れにつきましてお答えいたします。

初めに、発熱などの症状がある場合の医療機 関受診方法について御説明申し上げます。

かかりつけ医がいる場合は、まずはかかりつけ医に電話連絡をし、指定された時間に受診していただくこととなります。かかりつけ医がいない場合は、鹿屋保健所の受診相談センターへ電話連絡していただき、夜間、休日、祝日の場合は、電話相談医療機関である池田温泉クリニックに電話相談をし、指定された医療機関にて受診していただくことになります。

その医療機関を受診した結果、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、検査が必要と判断された場合には、行政検査として検査を行い、検査の結果、陽性が判明した場合には、検査医療機関等から所轄の保健所へ報告されることとなります。

陽性者への対応は保健所が行うことになるため、保健所が陽性者と連絡を取りながら療養先を決定することとなります。

なお、陽性者が確認された場合には、本市に 伝えられる情報は、県が発表する情報と同様、 陽性者の年代、性別、濃厚接触者数のみであり、 陽性者本人の同意がない限りは、氏名などの詳 しい個人情報を得ることはできないところです。 以上でございます。

続きまして、自宅待機者が増加した場合の医療体制につきましてお答えいたします。

鹿児島県は、先月27日新型コロナウイルス感染症対策の強化として6つの対策を発表したところです。この対策において、医療提供体制の充実としまして、病床のさらなる増床や宿泊療養施設の確保、効果的運用を行うことが示されました。

また、中間治療施設を確保するとともに、症 状が安定している方々等に対しましては、健康 観察機能を持ったコールセンターに業務を一部 委託して強化を図る対策を行っているとのこと でございます。

このように、県においては感染拡大を見据えた新たな対策が打ち出されたところであり、本市におきましても、所轄保健所と連携を図りながら、今後も市としてできる対応をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** プレミアム 付商品券事業につきましてお答えいたします。

今年度6月に販売いたしましたプレミアム付商品券の販売期間が6月から8月であり、現在、商工会におきまして、事業者からの商品券を換金しているところであり、事業終了していない状況でございます。

また、ほかの経済対策事業につきましても、 現在、実施中でありますことや本議会において 予算計上しております誘客促進事業など、今後 の新型コロナ感染状況を踏まえて実施すること から、事業の進捗状況によりプレミアム付商品 券につきまして、改めて検討したいと考えてお ります。

以上でございます。

続きまして、刀剣山の現状につきましてお答 えいたします。

刀剣山は、標高685メートルの花崗岩の白い岩肌をむき出しにした岩石が連なり、荒々しい岩肌が特徴的な山であり、急な箇所には、はしご、ロープが設置されるなど、自然を満喫できる登山が楽しめ、山頂からは、桜島・錦江湾・高隈連山を見渡すことができ、登山愛好家に親しまれております。

登山状況につきましては、国有林へ入林する場合においては届出書を提出する必要がありますが、登山目的で入林する場合は、届出が必要でないことから、正確な人数を把握することはできませんが、登山ガイドとして案内されておられる垂水山岳会の情報によりますと、令和2年5月以降は、5グループ、約40人の登山客がおられるようでございます。

また、刀剣山への登山ルートにつきましては、 旧キャンプ場からの入山ルートが台風災害など の影響により、現在、通行できない状況であり ますことから、内ノ野大橋からの入山ルートを 利用されているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長(今井 誠) 小・中学校の分 散登校、オンライン授業につきましてお答えい たします。

議員御指摘の対応先の1つとして、鹿児島市や霧島市が現在行っている時差登校がございます。これは、学年ごとにグループを分け、登校時間をずらし、通学時の交通機関や通学路、学校の玄関での密を避けるものとなっております。

しかしながら、学校内では学級の人数はその ままとなり、教室での密は避けられません。学 校に余裕教室がない場合、学級の人数を半分に 分けて授業を行うことが難しく、午後の登校に ついても、午前中の子供の居場所確保の問題も あり、登校時間を30分程度ずらした対応が現実 的には多いと伺っております。

次に、分散登校ですが、児童生徒を複数のグループに分けた上で、それぞれが限られた時間、日において登校する方法とされております。この方法では、登校する児童生徒数を減らすことができますことから、登校していない学年の教室を活用し、学級を分割して授業を行うことも可能となり、校内での密を避けることができるものでございます。

しかしながら、登校しない時間や日が生まれるため、事業時数が減り、家庭学習の支援とともに学習の遅れ等への対応が必要となるところでございます。

本市の場合、各学校の児童生徒数を考慮しますと、このような対応が必要になるのは、垂水小学校と垂水中央中学校の2校と考えております。時差登校や分散登校の実施に当たっては、その実施方法も含め、具体的な検討を始めたところでございます。

最後に、オンライン授業につきましては、児童生徒全員が自宅からGIGA端末等を活用してオンラインで授業を受けることが考えられますが、残念ながら、全ての家庭にオンライン環境が整っていない現状では実現は難しいと考えております。

そこで、国も時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むこととしていることから、本市におきましても、感染状況によっては、学校に登校して授業を受ける対面授業と家庭からオンラインで授業を受けるオンライン授業を組み合わせたハイブリッド授業についても、実施の検討を指示しているところでございます。

以上でございます。

引き続き、学校での抗体検査キットの使用方法につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の子供たちへの感染拡大を受け、国から抗原簡易キットが配布されることとなったところでございます。配布数は、全国で80万回分、本市は50回分でございます。

今回配布されるキットは、基本的に教職員が 対象となっており、出勤後に体調に変調を来し た場合で、医療機関を直ちに受診できない場合 等において使用することが想定されており、本 人の検査実施の希望意思を確認した上で、基本 的に本人が鼻腔検体を採取し、検査を実施する ものとなっております。

また、児童生徒につきましても、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校をせずに自宅で療養することを徹底しており、登校後に体調の変調を来した場合は、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により医療機関を直ちに受診できない場合等において、補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が本人及び保護者の同意を得てキットを使用することが考えられるとのことでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長(二川隆志)** 垂水市新庁舎整 備基本条件調査研究委託業務についてお答えいたします。

本業務は、先日行われました庁舎整備検討特別委員会で御報告申し上げたとおり、本年3月まで設置されておりました新庁舎建設検討委員会の提言を踏まえ、新たに設置しました庁舎等のあり方検討委員会で必要となる検討資料や新たな条件整理を取りまとめることとしております。

業務内容としましては、これまでの垂水市庁舎整備の経緯、今後の庁舎整備の動向、2つの敷地の条件、ゾーニング・ボリュームスタディー、事業スケジュールの検討、近年の市庁舎

整備の事例、発注仕様書とした業務委託契約を 鹿児島大学大学院理工学研究科、鯵坂研究室と 契約締結したものでございます。

調査結果の活用でございますが、議員御認識のとおり、この調査結果は、外部検討委員会が今後の庁舎の在り方を検討する上で有効な基礎資料となるものと考えているところであり、外部検討委員会での協議状況等については、これまで同様、庁舎整備検討特別委員会に御報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇庁舎建設総括監(園田昌幸)** 耐震診断につきましてお答えいたします。

耐震診断につきましては、これまで御説明しておりましたが、既存の旧耐震基準で設計された建物を現行の構造基準、いわゆる新耐震基準で、大規模地震、震度6強から7程度に対する建物の安全性を評価するものでございます。よりまして、議員の解釈のとおりと考えます。

以上でございます。

**〇企画政策課長(二川隆志)** 市民への広報と 説明についてお答えいたします。

まず、本年度の広報誌への掲載状況について 御報告させていただきます。

4月号において、新庁舎建設検討委員会の提言書の内容を、6月号におきましては、耐震診断業務の状況を掲載し、7月号においては、新たな外部検討委員会の設置目的、審議事項、委員紹介等を掲載しております。

議員の御指摘のとおり、現在の庁舎整備に関する情報の提供については、引き続き市民の皆様方には、現状における正確な情報をお伝えできるように十分配慮しながら情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 一問一答で最初からちょっといきますけど、感染拡大に伴う医療体制、全国のを見ていると、市民の皆さんも相当不安にな

るわけです。ただ、垂水市に関しては、今の感 じで大丈夫なのかなということで、先ほど堀内 議員も言われましたけど、私は垂水の新型コロ ナ対策、ワクチン対策も評価しています。今の まま頑張っていただければいいんですけど、や っぱり、子供もなんだけど、自宅待機をしたと きの不安感というのは拭えないんです。これは 保健課長に聞くのもちょっと酷なもんですから、 市長でも副市長でも、市民の皆さんの自宅待機 をせざるを得なくなったときの不安感というの をどんなふうに払拭されていくのか、どう考え られるのかだけ、簡単でいいから聞かせてくだ さい。

**○副市長(益山純徳)** 今、池山議員から質問 のありました自宅待機となった方への対応につ いて御答弁申し上げます。

陽性者の対応につきましては保健所が行うこととなっておりますから、保健所から毎朝、毎夕1回ずつ電話連絡等で体調や症状の確認を行っております。そのことから、本市の対応といたしましては、感染者の情報は得ることができないために、基本的には自宅待機となった方への健康観察等、直接的な対応は行えないところであります。

しかしながら、感染者が外出できないことからの食糧支援、感染者が要介護者等で、介護者や支援者が誰もいらっしゃらないなど、保健所から支援要請があった場合には、直接本市の保健師等により対応できる体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 非常に対応していただいて、 そういうことを我々も市民の皆さんに広報しな がら、垂水市の対応を知らせていきたいと思い ます。

あと、ほかは大分いいんですけど、さっきオンライン授業のところで、学校教育課長、子供たち皆がそれに対応する環境にないからと確か

言われました。私の理解では、GIGAスクール構想なんかをしたときに、小さなWi一Fi じゃないけど、それもついているタブレットを持たせたと思ってるんです。そうすると、それを持って帰ると全部対応ができるんじゃないかと思ったんですけど、そこをちょっといいですか。

○学校教育課長(今井 誠) タブレットとは 別に、Wi一Fi環境のない家庭にはWi一F iルーターというのを持って帰ってもらわない といけないんですが、これにつきましては、40 個しかございませんので、配布ができていない 状況です。

現在、ハイブリッド型事業というのを申し上げましたが、既に中央中とも行っておりまして、現在は欠席者にWi一Fi環境がないところは、全てルーターを持って帰らせることが可能であって、もう既にこのハイブリッド事業を展開しているところでございます。

このルーターが全員に割り振りはできないと、 欠席者がたくさんになった場合には、まだその 対応ができないというところでございます。

以上でございます。

**〇池山節夫議員** 分かりました。しっかりやっていただければと思います。

やっぱり、教育長、本当に親が子供にうつす、 子供が、学校等は言いません、いろんな動きを するわけだから。学習塾なり、たまたまそうい うところからもらってきて家庭に持ってくると か、本当に不安はいっぱいです。

私、今回、夏休みが終わって新学期を始めるのに当たって、薩摩川内市とどこだったか、ちょっと遅らせましたよね。私の素人考えでは、垂水もちょっと一週間か二週間、遅らせて様子を見ればと思ったわけです。先ほど堀内議員の質問か、最初、登校されなかった、親がさせなかった小学生が6人で、中学生が12人だったですか。一週間たったら1人、1人だったと。そ

れだけ親の感覚も一週間で変わってくるわけです。

私は、夏休みが始まる前に、教育長、どんな 判断をされるのか。例えば薩摩川内は確かに感 染があったからそれをしたと。だけど、素人考 えで、うちもちょっと10日ばかり遅らせてやれ と。そしたら、ほかのところは学校が始まって からの動向を見て、いいんじゃないかという、 そういう感覚、そういう判断、そういうことは 考えられなかったのかと。それを教育長にちょ っと聞きたい。

○教育長(坂元裕人) ありがとうございます。 判断の理由、根拠ですけれども、まず最初に、 校長会、教頭会に、教職員、児童生徒の健康状 況について、出校日、8月8日以降ずっと追い かけてくれと、そこの把握をしっかりとしてく れということは1点目でございました。

2点目は、市内の子供たちの感染状況を見たときにいけるのかということ。3点目は、大隅管内の教育長様方と連絡を取り合って、ちょっと鹿屋は厳しかったんですけれども、学年を止めるという形でスタートされたんですけれども、それでも、なお3年生だけでもやるということで、そういう方向性でした。それが3点目です。

4点目は、国の方針です。新型コロナの感染 状況が限定的であれば、それは必ずしも学校を 止めるとかいうものではないと、その実態に応 じて判断していいと。つまり、学びの保障、学 びを前に進めるという考え方。そして、私がや っぱり大事にしたかったのは、学校はやっぱり 子供にとって居場所なんです。この5点をもっ て、市長のところに相談にまいりました。そし て、最終的に市長と相談の上で決定をしたとい う、そういう背景理由がございます。

以上でございます。

**〇池山節夫議員** 分かりました。素人考えで、 ちょっとそういうことを考えられなかったのか と思って質問をしたわけです。 その点について、親御さんも一週間たったら 登校させないという人が1人、1人いなったと いうことで、教育長以下、市長も感染対策に本 当に努力されて、安心・安全だということでそ ういうふうになってきたんだろうと思いますか ら、これからも頑張ってください。心配はしま すけど。

これについては終わります。

経済対策ですけど、水産商工観光課長。森山 先生から、自民党所属の議員だろうと思うけど、 市長にも来ていると思うんですけど、今般、新 型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金を追加交付することになりましたと。それが 1,653万5,000円だと来ているわけです。これが 8月19日付だ。私、1,600万円が、これは追加 だからあれだとは思いますけど、プレミアム商 品券でも何でも補正につけてくれなかったのか というのがあるわけです。まず、一旦ここは課 長の答弁を聞きたい。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** 地方創生臨 時交付金の追加交付につきましてお答えいたし ます。

地方創生臨時交付金につきましては、交付対象事業は感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援となりますので、プレミアム付商品券事業には充当できないこととなっております。

しかしながら、本年度実施しております持続 化給付金事業の事業者を支援する事業に充当可 能となりますことから、事業への充当先を調整 することにより、プレミアム付商品券事業に財 源として活用することが可能となります。

以上でございます。

○池山節夫議員 そういうことですか。追加のこの金額、そんなに多いわけじゃないからできないとは思うんですけど、私、ここから先は市長に伺いたい。

今、新型コロナのせいで時短営業をしたり、 相当大変だと思う。食べ物屋さんも、商売して いる方も。政治判断になると思うんです。先ほ ど水産商工観光課長が言われたように、事務的 な作業が終わったら、また今年もプレミアム付 きの商品券を発行されると思うんですけど、そ れは分からないけど。私がお願いしたいのは、 さっきも堀内議員だったか言われたけど、6月 にやったそういうプレミアム付きの商品券、 5,000円で1万円になるとか、私はここは思い 切って、南さつまだったか、以前、1万円ずつ 市民に給付したと。今、新型コロナで大変なも んだから、再度、10万円は特別給付金だったか、 あれをというような話もあるわけです。それに 先んじて、市長、思いっきり、例えば2分の1、 そういうプレミアム付きの商品券を9月の最後 の本会議で補正で組んで出すとか、もうここは 英断だと、垂水市民に1万円ずつ特別給付金を 配りますとか、そのぐらいの思い切った政策が できないものかと聞きたい。

**○市長(尾脇雅弥)** 整理をしながらお話をさせていただきたいと思いますけども、コロナ対策に関しての基本的な姿勢は、後手に回らないように、感染拡大防止対策と経済対策だと思いますけれども、そういう意味では、全てにおいて積極的に、後手に回らないようにということで対応してきたつもりでございます。

思い出していただきたいのは、プレミアム付商品券というのは、通常9月議会に予算を組んで、年末年始、大体20%程度のプレミアムを付けてやっていくということでございますけれども、多分、県内どこよりも早く、6月ぐらいでしたか、第1回目をやらせていただいております。

先ほどおっしゃった1万円で2万円、ブリ、カンパチをつけてということ、さらには、もう1回、今やっているということで、3回やっているところはほかにないと思います。

考え方として、1万円給付という話もありますが、いろんな経済の専門者も含めて、ある意

味、現金は必ずしも地域の経済というところに 回らないとか、貯金をしたり、いろんなものに 使うケースが多いというデータ的なものもあり まして、やっぱり有効な財源を地元の経済に回 していくということを考える中で、先ほど申し 上げたような対策を講じてまいりました。

一方で、持続化給付金というようなものを他 市にはない形で、水産でありますとか、あるい は飲食店に方々に給付をする形、さらには、農 業分野におきましても質問がありましたので、 そういう条件の下でやっているということでご ざいますので、100点とは言いませんけれども、 かなりの形でやれているということは自負して いるところでございますが、まだまだこれから 迎えるに際してどうかということになりますと、 現状におきましては、先ほど担当課長が申し上 げたような状況ではありますから、今、整理を していると。今後、どういう中身で実施をして いくかというのは、財源もにらみながら検討を していかなければいけませんけれども、地元の 商店街の代表でもある池山議員が、多くの皆さ んの声を聞きながらの御提案でありますから、 できるだけその辺のところを酌んで、何とか御 提案できる状況になればというふうに考えてい るところでございます。

○池山節夫議員 ここから先は市長の政治判断、そういうものになってくると思いますから、やっぱり、今、3回やったところは県内にもない、それは分かっているんです、私。さっきから言いますけど、新型コロナ対策も保健課はよくやっているし、市長以下よくやっていて、教育長も学校関係、私は本当に垂水はいいと思っているんです。そのことは評価します。

ここからは、今言いましたようなプレミアム 付きの商品券、もう1回いくとか、そういう、 今は現金給付は市内に回らない可能性がある、 確かにそうだ。そのことはそうかもしれないけ ど、やっぱり、これでもかというぐらい市民の 皆さんを応援をするという意味で、ぜひ頑張って決断していただきたい。これは要望をしておきますから、ぜひ御検討ください。

次に、刀剣山について、以前、結構私もみんなで、議員で登ったことがあるんです。本当にいいところで、道の駅はまびらのところにホテルができると。先ほど市長が交流人口で言えば2万幾らになるというようなことを言われた。そういうのと一緒になって刀剣山をもう一度、森の駅の、そのキャニオニングもこの前もテレビでやっていました。非常に人気が高いと。だったら、そこからもう一息、刀剣山までもうちょっと宣伝して、また交流人口の増加につなげてほしいという思いでこれを言っています。

また、以前、登山道も一遍整備されたことがあったんですけど、その辺のことも検討しながら、水産商工観光課長、ぜひ頑張ってください。市長もこのことを、ホテルができるということが、やっぱり相当なメリットになります。だから、そのことも頭に入れて、ぜひ森の駅たるみず、刀剣山というのを大いに宣伝していただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

最後の垂水市の庁舎の在り方について、あと 10分ほど聞きましょうか。

まず、この質問をするに当たって、前回の私の質問に、総括監の答弁なんですけど、この一番上の調査研究委託業務、これについて私が質問をしたら、総括監の答弁が現庁舎の敷地と市民館敷地に対するプランの実現性の検討に必要な基本条件調査を実施するためのものでございます。そして、その実現性について、まず確認を行う必要があると、これは外部検討委員会から要望があったわけだ。そして、このイメージを実現するためにどのような工事が想定されるのか、また、どういった工事工程にあるのかなど、項目の洗い出しと事業費を算出する仕様書作成の調査研究を想定しているところでございます。これが来年の3月10日までに最終的に出

るわけです。

これで、来年の3月10日に出たときには、この庁舎の2つの考える会が出されたこのチラシ、23億幾らでできるというやつだ。その話に入る前に、まず、総括監、耐震補強をすると大規模地震に対して、倒壊、崩壊の危険性は低いというところまではなるわけだよな。そうすると、新しい新耐震基準が変わらない限りは、耐震基準は満たすことになるんだから、10年でも20年でも使っていける、この解釈でいいですよね。 〇庁舎建設総括監(園田昌幸) 構造的ということになると思います。

以上です。

○池山節夫議員 構造としてはもつんだよね。 だから、長寿命化、いろんなきれいにするとか、 いろんなことは別に置いておいて、耐震補強を すればずっと使えるわけだ。その費用が幾らか かるかは別です。

庁舎の建て替えというのを進めるべきだと。 以前は耐震補強をする費用もいる。耐震診断を すると、補強をしたりすると費用がいる。それ は、今のところ目をつぶって、二、三年のうち に作ってしまいましょうと、そういうことで庁 舎建設を進めてきたわけです。場所もあそこへ 決めて作ろうとした。もう、今頃になると、こ こから見えたはずだ、そろそろ。工事の進捗具 合がだ。来年の今頃になったら、ほとんどでき 上がっていたんじゃないかと私は思います。で も自紙になった。それまで、議会でもいろいろ 本当に議論した。だけど、白紙になったのはい いです。

そこで言いたいのは、この前の庁舎検討特別 委員会の議論を私はあそこで聞いていて、ちょっと違和感があったわけです。前回、庁舎を整備しようというときにも、議会で、全員協議会で特別委員会を作ろうという話が出たんです。 そのときに、議会があまり先走ると外部検討委 員会の議論に影響を及ぼすから、外部検討委員 会の意見を尊重しながら進めるためにも、議会 としては特別委員会は設置しないほうがいいん じゃないか。それは当時の議員の中で、全員協 議会で話が出て、それがいいというふうに決ま ったんです。それで、前回、特別委員会は設置 しなかったんです。

今回は作ろうということで、できました。できたんだけど、今回のこの前の議論を聞いていると、あたかも新庁舎を作るんだというような議論になっているような気が私はするんです。これはおかしいんじゃないか。

前回は外部検討委員会の名称も、新庁舎の委員会だったか、今回のは違いますよね。庁舎整備の、新庁舎とはなっていないよな。今度の外部委員会も。ということは、作るとは決まっていないんだ、まだ。ここを議員も認識してもらわないと、それと、市民の皆さんにもちゃんと認識をしていただいて、まず、今、議論をしているのは、外部検討委員会の、この今言ったこれです。23億円でできると言っているんだから。23億円でできる。参考にしてくれって書いてある。参考にするさ。大いに参考にする。だから、調査検討をするんだと。

いいですか。この市民館の候補地、参考イメージ図、市民館のところ。事業費23億9,326万円でできるんだ。この事業費には、建設費、解体費、仮移転費を含むってここに書いてある。現庁舎の候補地、ここの参考イメージ図は、これには事業費23億9,326万円でできますと、事業費には、建設費、どこかその辺のを買って駐車場にするような、そういう土地購入費でしょうね。土地購入費と書いてある。土地購入費、解体費、仮移転費等を含むって書いてあります。23億9,326万円です。ここに書いてあるんだから。これを参考にしろと言われた、我々は。一生懸命作ったほうがいいと言ったけど。

本体の建設概算費、積算の考え方でここにあ

る。延床面積が4,326平米、屋内の底面積816平 米、建設費が坪単価161万円、これでできます と書いてある。これを調査研究、そして、来年 の3月10日にほぼ出るんでしょう。このことを 検証してもらって、我々は議論するんだよね。 ということで、企画政策課長、いいか。

**○企画政策課長(二川隆志)** 今、池山議員がおっしゃられた内容でほぼ間違いないんですけれども、その中においてですが、事業費を算定するに当たって必要な項目の洗い出しを行いますけども、実際の事業費が出るということではないというのは、先般、予算をいただく前の6月議会で申し上げておりますので、そのことは了承いただきたいと思います。

○池山節夫議員 それは分かっている。事業費が出るんじゃないというのは前回聞いている。 50億円、60億円かかるんじゃないかって聞いた ら、それは出ませんということだから、それは いいんです。

ただ、私の今回の質問は、議会の庁舎検討特別委員会の議論が外部検討委員会の議論より先行するとおかしいんじゃないか。外部検討委員会にまず報告をして、外部検討委員会がいろんな議論を重ねた上で、こんな議論をしましたと言って議会に報告する。その上で、議会はどういう方向にいけばいいんだろうかという議論をする。これが順序だと思うわけです。私が。

それで大体間違いないと言ったよね、今。と 思うけど。

そこで、まず、耐震診断をしたら次の建設までには何年かかるか分からん。設計をしたり、基本設計、実施設計、前も何年もかかった。普通に考えて相当かかると思います。その間、耐震補強をしないということは考えられません。市民の方がここに来られて、そのときに地震があったり、職員もいる。我々が議会の開催中だったら、ここで大きな、6から7の地震が来たときのことも考える。命がかかる。どう考えた

って耐震診断をしたあと、ほっぽって、新庁舎 建設に突っ走るなんてそんなことは考えられな いと思うけど、市長、どうですか。

○市長(尾脇雅弥) 私の見解ということでございますけれども、今、池山議員のお考えをお聞きをいたしましたけれども、基本的な認識としては同じでございます。

庁舎の問題というのは、財政や行政運営、防 災対策、まちづくりなど多岐に影響があります ので、市民の皆様におかれましても関心が高く、 また、多様なお考えをおもちであるというふう に思っております。

このような中、建築の専門家3名、防災の専門家を1名、自治の専門家を1名、関係機関の代表10名、公募委員5名としたより専門性を高めた庁舎等のあり方検討委員会、外部検討委員会を設置させていただいたわけでございます。また、議会に置かれても、特別委員会を設置いただいております。これから先も非常に難しい課題の解決に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

池山議員が指摘されました大きくは財政の問題と期間の問題の2つの大きな課題というものがある中で、まずは耐震診断の結果を受けて、外部検討委員会や庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎への対応を整理する必要があるというふうに考えております。

○池山節夫議員 ちょっと回るね。この2つを、今、調査委託をしていますけど、向こうのC案だった、あの建設をしようとしたところは、もう市長が作らないと言ったからと、この場所と現庁舎のところと市民館跡地を候補地とするのが決まったわけでもないですよね。この2つに作るというのを決めたわけでもない。まだ何も決まっていない。ただ、これを調査するだけなんだ。ほかに更地でいいところがあれば、また候補地が出てくるんだろうけど、それは今から検討をして決めるわけです。そうだよな。もう

1回。

**〇企画政策課長(二川隆志)** 議員がおっしゃ るとおりでございます。

○池山節夫議員 そういうことですから、我々も慎重に、議会の特別委員会を設置しましたけど、その辺のことをしっかり把握をして、外部検討委員会にどんな資料が出た、外部検討委員会はどんな議論をされた、それを受けての議論をしながら、場所をまた検討するというところに入っていかないといけない。まず、この2つの場所を決めたわけでもないし、新庁舎を作ると決まったわけでもない。財源的なものもある。

私は昨年の9月議会でも、長濱前副市長のことを言いましたけど、前の長濱副市長は、白紙になったときに、さあ庁舎を作りましょうと言った、平成24年当時と現在と同じ白紙だけど、状況は全然違うんですと言われた。何が違う。財政問題だと。財源の見通しが立ちませんと言われた。そりゃそうだろう。10億円近い地方交付税、そういう措置があるのをいらないと言って反対をされたわけだ。こういう23億円でできるんだと。私は、こういうことを言われたおかげで、市民の皆さんはある程度誤解をされた方もいると。昨年9月議会でも言いましたけど、私はそう思っているんです。

財源の見通しが立たないというところに、財源の見通しを立てるには、年に1億円ずつ積み立てても10億円の交付税措置があったものをためるには10年かかります。10年かかるんだ。1億円ずつみんなで辛抱してためても。何か意見がありますか。財源のめどが立たないというのはこういうことなんだけど、誰に聞こうかな。副市長、財源のめど、どうします。今の分かる範囲でいいです。

**○副市長(益山純徳)** 今、池山議員から財源 の確保についての質問がありました。

以前については、議員おっしゃるとおり、有 利な起債等がございまして、財源の見通しが立 っていたというふうに認識しておりますが、現 時点では、様々な財源を検討するに当たって、 そのような有利なものというのは見つけられて いないところでございます。

以上です。

○池山節夫議員 もう終わりますけど、今回の 質問は、とにかくその場所も何も決まっていな いんだと。この2か所は調査検討をしているだ けなんだ、このことを、市長、よく市民の皆さ んに理解していただけるように広報してくださ い。我々も言いますけど、白紙になったら次の 庁舎を作るようにさあ走れと、そういうふうに 言われても、私が考えただけでも10年はかかる んじゃないかと思っているのに、さあ作れとい う人がいるんだ、現に。

このことをしっかり、まず広報していただく ことと、財源の問題、それから、今言った、ま だ決まっていないんですということ、まず、耐 震診断をしたら耐震補強をせざるを得ません、 人間の命がかかるんですから、このことをまず 市民の皆さんにしっかり広報して、市民の皆さ んがそうかと、今、耐震診断をしているという のは知っていたけど、やっぱり耐震補強、工事 をしないと、まずできるまでに何年もかかるか ら、自分がたまたま市役所に行ったとき、死ぬ 可能性だってあるから、怖いから耐震補強をし ないといけない、してもらわないと困る、そう いうことを認識していただけるように、それで、 その上で新庁舎建設にどんなものを作ればいい か。以前だったら検討しなくてもよかったよう な新型コロナ対策によるソーシャルディスタン スの問題とか、デジタル化の問題とか、いろん な要素が入ってきています。それは、単価も上 がるだろう。

この辺のことまで、ぜひ、これは市長に聞こ うかな、精いっぱい誤解されないように。私は 前回も相当な誤解があったと思っているんです。 だから、今回、前回も白紙にしたら、すぐまた 計画が新しくぱぱっと出てきて、二、三年後にはできると私に言われた市民の方がいるんだから。そんなものじゃないんですよと。10年近くかかりますということをしっかり認識していただくような広報をしてもらう。我々もそのことを言うと。本当に残念でしたけど、そのことを市長、念を入れて広報していただきたい。

○市長(尾脇雅弥) 基本的認識は先ほど申し上げたとおりでございますが、耐震診断の結果というのが今後の判断の上で一番重要なことであります。そこを踏まえながら、誤解のないようにしっかりと現状を踏まえて、今後の見通し等々を伝えていくというのは責務だと思いますので、情報が独り歩きしないように、しっかりと現実的な情報伝達に努めていきたいというふうに思っております。

〇池山節夫議員 終わります。

〇議長(川越信男) 本日は、以上で終了します。

△日程報告

〇議長(川越信男) 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

〇議長(川越信男) 本日は、これにて散会します。

午後4時05分散会

令和3年第3回定例会

会 議 録

第3日 令和3年9月8日

# 本会議第3号(9月8日)(水曜)

出席議員 13名

1番	新	原		勇		9番	持	留	良	_
2番	森		武	_	1	0番	北	方	貞	明
3番	前	田		隆	1	1番	池	Щ	節	夫
4番	池	田	みす	トザ	1	2番	德	留	邦	治
5番	梅	木		勇	1	3番	篠	原	靜	則
6番	堀	内	貴	志	1	4番	Ш	畑	三	郎
<b>7 7 6</b>	111	4-45	<i>1</i> =-	ш						

7番 川越信男

\_\_\_\_\_\_

欠席議員 1名

8番 感王寺 耕 造

\_\_\_\_\_\_

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	紺 屋 昭 男
副市長	益 山 純 徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和 泉 洋 一	併 任	
企画政策課長	二川隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園 田 昌 幸	事務局長	
財政課長	演 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永 公 洋
市民課長	松尾智信	会計課長	港 耕作
併 任		監査事務局長	福島哲朗
選挙管理		消防長	後 迫 浩一郎
委 員 会		教 育 長	坂 元 裕 人
事務局長		教育総務課長	野 村 宏 治
保健課長	草 野 浩 一	学校教育課長	今 井 誠
保 健 課 長 福 祉 課 長	草野浩一篠原彰治	学校教育課長 社会教育課長	今井誠米田昭嗣
.,			

議会事務局出席者

事務局長 榎園雅司 書 記 瀬脇恵寿

書 記 末松博昭

令和3年9月8日午前9時30分開議

#### △開 議

**〇議長(川越信男)** おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただい まから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたと おりであります。

## △一般質問

〇議長(川越信男) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

#### 「梅木 勇議員登壇」

○梅木 勇議員 おはようございます。2日目、 1番目の登壇となりました。よろしくお願いい たします。

新型コロナウイルスの影響で1年延期され、また緊急事態宣言下で行われた57年ぶり二度目となる第52回夏季オリンピック東京大会は、7月23日開会し、8月8日、17日間の熱戦に幕を下ろし、日本は金メダル27個、銀メダル14個、銅メダル17個、合計58個を獲得し、史上最多となりました。オリンピックに続き、第16回夏季パラリンピック東京大会が、原則無観客の下、8月24日開会、開幕し、9月5日、13日間の熱戦に幕を下ろしました。世界中から約4,400人が参加し、日本は金メダル13個、銀メダル15個、銅メダル23個、合計51個で史上2位のメダルを獲得しました。熱戦を繰り広げたアスリートの皆さん方に拍手を送ります。

一方、新型コロナウイルス感染が急拡大し、 鹿児島県でも8月17日には最多の245人となり、 18日には「まん延防止等重点措置」適用決定を 受け、鹿児島市、霧島市、姶良市が対策を強化 する区域に指定されました。

本市でも感染者が続発し、これまで感染者数が102人となっていることは皆さん御承知のとおりでありますが、これからも、徹底した、感染予防の生活様式に努めなければなりません。

9月となり、周辺では田んぼの水稲に出穂が始まり、ヒガンバナも咲き出し、季節は夏から次第に秋へと変わっていく今日この頃となりましたが、秋の豊かな実りを願うところであります。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので御答弁よろしくお願いいたします。 まず、1問目。有害鳥獣対策について質問いたします。

農産物の食料を生産する農業農家にとっては、 鳥獣による農作物への被害や農地のほじくり、 畦畔のほじくり被害が繰り返し発生している状況に、農家は困惑し、憂慮していますが、私の 少年・青年時代は、畑などに行っても猿やイノシシなどは全く見ることはなく、また農作物や 農地への被害もなく、このような動物を見たければ動物園に行かなければ見ることはありませんでした。

近年の農村地域では猿の群れやイノシシ、アナグマなどを頻繁に見たり遭遇するようになりましたが、このようなことは、本市だけではなく、全国的状況であることは皆さん御承知のとおりであります。

対策としては、「寄せつけない」、「追っ払い」、「捕獲」の3つを基本に方策がなされていますが、事業としては、国のワイヤメッシュと電柵のセットとなった実践事業や、本市単独事業の電気柵設置の有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金事業があります。

捕獲については、猟友会に頼って猟友会に担っていただいているが、国の緊急捕獲活動支援 事業と市の有害鳥獣捕獲事業による鳥獣の種類 ごとに補助がなされているところですが、被害 と捕獲の状況について、これまでの推移をお聞 かせください。

2問目に、桜島・錦江湾ジオパークについて 質問いたします。

桜島・錦江湾ジオパークは、令和3年2月5日、鹿児島市に垂水市、姶良市を含めたエリア拡大により日本ジオパーク委員会に認定されましたが、それに伴い3月議会で、認定箇所と効果についてどのように認定箇所の広報、知名度の向上、活性化につなげていくかなどについて質問をいたしました。

答弁は、認定箇所は、ジオサイトとして猿ヶ城渓谷ほか2か所、自然サイトとして高峠つつじヶ丘公園ほか1か所、文化サイトとして昇平丸モニュメントほか5か所、ビュースポットとして道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、荒崎パーキングの3か所、拠点・関連施設として森の駅たるみずが指定され、認定の効果としては、

桜島や錦江湾、その他の見どころが追加されることにより、ジオのストーリーが広がったことで、回遊性の向上や滞在時間の増加による経済効果が見込まれると考えております。特に本市では、キャニオニングやマリンスポーツ等の体験プログラムを活かしたツーリズム、各ジオサイトの看板設置やジオ資源パトロールによる地域資源の保全活動が推進され、観光や教育、環境保全や防災等、多岐にわたる発展が期待されると考えているところでございます。

広報については、3月にマスコミキャラバンによりPR並びにラジオを活用したCMを実施する予定としており、また、認定記念ポスターやミニのぼりを作成し、3市の観光施設へ配布するなど、県内外に広く周知をしていきたいと考えているところでございます。

令和3年度におきましては、拡大エリアを含めた全体看板整備やガイドマップを作成し、ホームページやSNSでの情報発信を通じて、桜島・錦江湾ジオパーク及び垂水市の魅力をPRしてまいります。

次に、活性化でございますが、具体的にはまずジオツーリズムにつきましては、拡大エリア等を巡るツアーの造成、3市において市職員や市民向けの講座セミナーなどの実施、認定ジオガイドのスキルアップ講座やガイド活動支援など計画しており、3月14日には森の駅たるみずにおきまして、地形地質についてのジオカフェを開催することとなっております。

学校教育では、3市の小学6年生へ大地のつくりと変化についての副読本の配布や中学生向けに地域資源の素材集など作成し、幅広く知っていただくような計画を盛り込んでおり、防災に関する取組といたしましては、桜島に関する情報発信や桜島火山爆発総合防災訓練への参加。保全に関する取組といたしましては、ジオ資源保全計画の改訂、ジオ資源パトロール、ジオ資源保全会議の開催などが計画されております。

なお、情報発信につきましては、ガイドマップ外国語版の作成やエリア拡大に伴うホームページのリニューアル、SNSなどにより新たな桜島・錦江湾ジオパークとして、3市で連携しながら魅力的な地域づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

と答弁されていますが、広報周知、認識の向上、 ガイドの養成、また活性化につなげてゆく多様 な取組が考えられ、計画されておりますが、こ れまでの取組状況をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○農林課長(森 秀和)** おはようございます。 被害と捕獲状況につきましてお答えいたします。 令和2年度と平成28年度を比較し、捕獲頭数と被害額を御説明いたします。

有害鳥獣捕獲数は、5年前と比較してイノシシが215頭減少しておりますが、猿32頭、タヌキ3頭、アナグマ45頭、カラス31羽、ヒヨドリ3羽と、捕獲数が伸びております。

次に、被害額でございますが、平成28年度 289万7,000円に対し令和2年度は336万3,000円 と増加しております。ドバトによる被害がなく なったものの、イノシシ、猿、アナグマ、カラス、ヒョドリの被害が増加しております。

以上でございます。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** おはようご ざいます。桜島・錦江湾ジオパークの認定後の 取組につきましてお答えいたします。

まず、令和2年度につきましては、3月14日に森の駅たるみずにおいて、鹿児島大学名誉教授の大木先生を講師に招き、語り継ぎたい垂水のジオ、と題したジオ講座を実施し、垂水のジオの魅力について分かりやすい説明をしていただくなど、参加された方々は楽しみながら垂水市のジオについて理解を深められたのではないかと思われます。

次に、令和3年度につきましては、7月から8月にかけて市内小学生のスケッチコンクールの開催や、市内小学6年生への桜島・錦江湾ジオパーク副読本の配付により、児童の皆さんへジオを身近に感じてもらう取組を実施しており、3市のジオサイトや体験プログラムを反映させたリニューアルガイドマップを作成し関連施設に配付するなど、多くの人への周知を図っているところでございます。

また、7月から11月まで、県内在住者を対象としたスタンプラリーの実施や、桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会ホームページ並びに市ホームページ、水産商工観光課フェイスブックにおいてジオパークのイベントやお知らせなどの情報発信を行っているところであり、3市の

ジオサイトを直接見て感じてもらいたいと考えているところでございます。

10月以降には、3市統一したジオパーク全体の説明看板を森の駅たるみずに設置する予定であり、さらにジオパークへの関心を高めるために、本市のジオサイトを巡るツアー、ジオ資源パトロール、ジオ講座などを実施する予定でございます。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。

それでは、一問一答式でお願いいたします。 有害鳥獣対策について、1回目で被害と捕獲 について答弁を頂きましたが、令和2年度と5 年前の平成28年度を比較した答弁がありました が、捕獲について令和2年度はイノシシが200 頭余り減少しており、他の猿やアナグマなどは 増加しているようです。被害額については、大 きい数字ではありませんが、垂水市で確認され ているイノシシ、猿、アナグマ、カラス、ヒョ ドリの全てが増えているようであります。

ここで気になるのが、イノシシの捕獲数が200頭余りも減少しております。被害額は増えているところですが、イノシシの捕獲数が減少した要因は何なのかお聞かせください。

〇農林課長(森 秀和)その要因につきましてお答えいたします。

イノシシ捕獲数の減少につきましては、捕獲 活動ができていないわけではなく、猟友会会員 によると「見なくなった」という声が多数あり、 絶対数が減っているのではないかと推測されて おります。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** ただいま、絶対数が減っているのではないのではとの推測でありますということでありますが、私の周りでは、毎年、同じ周辺の農地が繰り返しほじくり返されているのをあちこちで見ると、絶対数が減少しているだろうかと思うところです。そのようなことから、

この捕獲と被害額については、意外な状況というふうに私は受け止めているところです。

次に、猟友会についてでありますが、先ほどの捕獲頭数実績は、全て、猟友会の捕獲活動によるものと認識し、感謝しているところですが、本市の猟友会員数、年齢構成など、5年前と比較して、お聞かせください。

**〇農林課長(森 秀和)** 猟友会員につきましてお答えいたします。

令和3年4月1日現在、有害鳥獣捕獲従事者 として45名が活動されておりますが、うち女性 が2名となっております。5年前と比較します と、メンバーの入替えはございますが5名増え、 平均年齢は若返っております。

わな猟43名、散弾銃、ライフル銃、空気銃が 扱える第1種銃猟で18名が免許を取得されてお り、わな・銃の重複所持者は16名となっており ます。

農林課では、免許取得の狩猟免許補助金、及び有害鳥獣捕獲に従事されております猟友会員の手数料等の費用を助成するなど、人員確保に努めております。

以上でございます。

〇梅木 勇議員 ただいま、令和3年4月1日 現在の有害鳥獣捕獲従事者が45名で、うち女性 が2名で、5年前と比べ5名が増え、平均年齢 は若返っているというような答弁でございまし たけれども、私が頂いた手元の資料では、合計 で45名に変わりありませんが、年齢構成では20 代から60代までが25名で56%、高齢者である70 代から90代までが20名で45%となっています。

平成28年度では20代から60代までが28名の70%、高齢者の70代から90代までが12名で30%となり、5年前と比較すると20代から60代までが14%減少し、高齢者の70代から90代までが15%増加しており、45名のうちの約半数が高齢者で、「若返っている」と言われたが、逆に、猟友会においても高齢化が進んでいると言える

のではないだろうかと思っているところです。

次に、耕作放棄地についてでございますが、 農業者の高齢化が進み、新規就農者が少ない中、 耕作されない農地が年々増えていく、いわゆる 耕作放棄地が増えて、憂慮すべき状況にあると 思われます。

農業委員会では、本会議の初日、市長の諸般の報告でもありましたように、平成26年度から毎年、耕作放棄地の解消に取り組まれ、今年は中俣地区の667平方メートルにトウモロコシを作付され、耕作放棄地を解消され、有害鳥獣害対策にもつながることであり、これまで12筆、7,632平方メートルを解消したと報告がありましたが、耕作放棄地の状況を5年前と比較してお聞かせください。

**○農林課長(森 秀和)** 耕作放棄地につきましてお答えいたします。

耕作放棄地とは、5年に一度調査が行われる 農林業センサスで定義されている用語で、農家 の耕作の意思の調査となります。現在、農林業 センサスでは耕作放棄地の調査項目がないこと から、農業委員が状況を見て判断した荒廃農地 で御説明させていただきたいと思います。

まず、市内の農地面積は、平成28年度が2,050へクタールに対し令和2年度は72へクタール減の1,978へクタールとなっております。次に、荒廃農地ですが、平成28年度が1,021へクタールに対し令和2年度は47へクタール減の974へクタールとなっております。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。

ただいまの答弁では、数字的には5年前と若 干減少しているようであります。しかし、農林 課から頂いた私の資料では、遊休農地の推移に よると、平成28年度からになっていますが、農 地面積に対する遊休農地、これは再生可能と再 生困難を合わせた数字でありますが、遊休農地 が毎年50%ほどで推移しており、既に垂水市の 農地の半分は耕作放棄地になっているというこ とになります。

これからますます高齢化が予想され、また確 実に進み、耕作放棄地が拡大するであろうと思 われ、農産物の生産が減少し、国内自給率にも 影響し、獣のすみかが増大していく現状をどの ように考えられるか、お聞かせください。

**〇農林課長(森 秀和)** 荒廃農地の状況をど のように思っているかにつきましてお答えいた します。

本市において荒廃農地の割合は、議員仰せの とおり約50%横ばいで推移できているものの、 今後、高齢世代がリタイアし、農地など経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業生産基盤が一層脆弱化するのではないかと心配しております。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。

現在、有害鳥獣対策として、国のワイヤメッシュと電気柵のセットになった実践事業、本市 単独事業の電気柵設置に対する補助事業、捕獲 関連については狩猟免許取得費用及び狩猟者年 会費の支援、捕獲については国と市により鳥獣 の種類ごとに補助がなされています。

また、鳥獣のすみかともなる荒廃農地の再生 事業補助金の施策も行われておりますが、これ まで聞きました被害と捕獲数は、被害額が増え ており、捕獲数については、イノシシが大きく 減少しているが、猿などほかは全て増えていま す。

猟友会については、5名ほど増えていますが、 年齢構成では70歳代以上が45%となり、約半数 が高齢者で、高齢化が進んでいるようです。

耕作放棄地については、農地面積も減少し、 荒廃農地も減少しているとのことでありますが、 先ほども言いましたように、農地面積の半分は 既に、耕作放棄地となっています。

このような状況からすれば、各種施策が行わ

れてはいるが、効果・成果が先細りしていくの ではと思われます。

そこで、これまでの施策を強化したり、新たな対策や施策を考える必要性を感じますが、有 害鳥獣対策を高める方策などの思いをお聞かせ いただいたらと思います。

**○農林課長(森 秀和)** どのような取組が必要であると考えるかにつきましてお答えいたします。

荒廃農地の増加は、食料自給率の低下のほか、イノシシ、猿などの有害鳥獣のすみかになるなど、農地の役割の損失や農村景観への悪影響を及ぼすなど、全国的な対策が求められております。

農業の基盤である農地を確保していくためには、担い手の確保を重点課題と掲げ、令和2年度に垂水市農業創生未来会議を設置しております。経営規模の大小や家族経営、組織経営といった経営形態に関わらず、個々の経営体の所得向上のため、生産性や付加価値の向上などに意欲的にチャレンジする農業者を後押しする施策に努めているところでございます。

新規就農者の相談には、親切、丁寧に対応し、 根気よく担い手の確保に努めておりますが、市 単独の荒廃農地再生事業を活用して規模拡大し ている農業経営体もあり、過去5年間の荒廃農 地の再生面積は11~クタールとなっております。

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支 払制度による地域集落における農地利用の話合 いの促進や共同利用の支援、農地中間管理事業 による農地の集積や集約化の促進、基盤整備の 効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解 消に、引き続き取り組んでまいります。

鳥獣害対策につきましては、有害鳥獣捕獲員の保持のため、経費の助成を拡充しておりますが、さらなる効果を上げていく上で、地域が一体となった取組が必要であると思っております。

また、猟友会や地域の意見を参考に、荒廃農

地の削減、有害鳥獣被害を抑制するような方策 を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。ただいま有害鳥獣対策等を含めた農林課長の思いをお聞きして、ありがとうございました。

ただいま述べていただいた思いを、前進、実現するためには、1自治体ではなかなかできるものではないと思っております。今回、私の質問には、肝付町・木村實馬町議会議員より、大隅管内4市5町は連携する必要があるとして4市5町全ての議会に質問の要請を行われ、私にも依頼があり、連携する必要性があると思い、質問したところです。

届いた肝付町議会で木村議員が質問される質問趣旨を、ちょっと披露してみたいと思っております。

昨今の鳥獣被害は年々増大し、全国同様 に危惧される問題だと認識している。被害 対策については基本的に個々では対応し、 鳥獣の捕獲等は猟友会等に担ってもらって いるのが現状である。担い手の中心である 猟友会や就農者の高齢化に伴い特に中山間 地域等においては、耕作放棄地が増大する ことで鳥獣被害が増え、就農意欲の低下に 拍車がかかり自給率の低下を招いている。 現在自治体で実施できる有害鳥獣対策で今 後農地を保全し、農業を振興するには限界 がある。現況を踏まえ、被害を最小限にと どめる施策、耕作放棄地改善事業等を地方 自治体が柔軟に取り組めるよう、国策とし て抜本的な施策の見直しが必要ではないか と考え、本町が中心になり問題提起し、他 市町村と連携して、国・県等に制度の見直 しを提言すべき時期に来ていると考えてい る。

となっております。

私もこのような趣旨に同感でありますが、先

ほどの課長の思いなどを前進、実現するためには、木村議員が述べておられるように、同じ課題を他市町と共有、連携し、国などへ政策の見直し等を提言し、実現に取り組んでいくべきだと考えますが、市長に、答弁をお願いいたします。

## **〇市長(尾脇雅弥)** 答弁いたします。

今、木村議員のお話をされました。よく存じ 上げておりますし、農業中心にですね、頑張っ ておられるというふうに理解をしております。

全市的な連携、4市5町からということでありますけれども、非常に大事なことだというふうに思います。全国的に、高齢化、担い手の減少に伴う農地の減少及び荒廃農地化が懸念されておりますが、有害鳥獣による農作物の被害軽減は、農家の思いであり、私も同じ思いであります。せっかく手塩にかけて育てた農作物が、収穫間近にですね、鳥獣の被害に遭うということは、胸の痛い思いだというふうに思います。

先ほどありました趣旨を受けながら、また先 進事例の施策があると思いますので、その辺を、 今御提言頂いた連携の中で、模索をしながら、 必要に応じた予算措置ということを進めてまい りたいというふうに思います。

有害鳥獣の捕獲、対策等につきましては、これまで県市長会を通じて、県に対し広域での取組を推進するように要望をしているところでございますが、引き続き、有害鳥獣被害が軽減されるように、議会ともさらに連携をしながらですね、広域的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。非常 に前向きな答弁を頂きまして、ありがとうございました。今回を機に他市町と連携され、地方 自治体の声が実現できますように、ますますの 御尽力をお願いいたします。

次に、桜島・錦江湾ジオパークについて質問 いたします。 1回目の答弁では、認定がされ、また令和3 年度になりましてからもまだ6か月が過ぎただけですので、まあそれなりの計画のほうが多いのかなというように受け止めたところです。

そこでですね、認定を受けたことが南日本新聞の一面トップ記事で掲載され、大きな出来事でありましたことから、早速ホームページ等で掲載されるのではと思っておりましたが、最近までジオパークの掲載はホームページにはどこにも見当たりませんでしたが、つい先日から掲載されております。広報誌では、3月号の11ページに、8月号では猿ヶ城渓谷を主体とした特集が掲載されていました。

また、各認定箇所を見ても看板設置は、先ほどもありましたが、10月だったですか、森の駅に設置したいということでしたが、まだ、見かけません。

先日、牛根の道の駅の昇平丸のモニュメントに行ってみましたら、5名の女性の方々が真っすぐモニュメントに来られて、開口一番、「マストの帆が破れている」と言われましたので、話しかけてみたら、観光バス会社のガイドさんの研修だということでありましたので、大いに、案内・宣伝をしていただくように、お願いをしました。

認定になってからまだ6か月ほどでありますが、答弁でありました取組が早く実現できるよう、また修復や整備するところがあれば早めに行っていただきたいと思います。

次に、猿ヶ城渓谷についてでございますが、 6月議会で前田議員が桜島・錦江湾ジオパーク エリア拡大と高隈山、猿ヶ城渓谷について質問 された中で、高隈山への登山コースについて、 森の駅たるみずをベースにした登山コースの出 入口として通行止めを解除しルートの復活を期 待している人も多いと思います。交通止め解除 を林野庁に働きかけ、登山道として利用ができ るように推進をお願いいたします。 次に、ばくち吊橋と鉄山吊橋について、おおすみ自然休養林として自然に親しむため、猿ヶ城渓谷キャンプ場を開設し、遊歩道や、つり橋を架け、整備したにもかかわらず、災害でそのままになっているのは、非常に残念です。

ましてや、復旧どころか、今年中に鉄塔やワイヤロープを撤去するという決定に、驚きとショックを受けております。金をかけ設置した鉄塔やワイヤロープを撤去するのはもったいないので、撤回を望みます。さらに、遊歩道の整備とつり橋の復旧を再度推進していただき、猿ヶ城キャンプ場の遊歩道が以前の姿に戻れるように有効な対策の検討をお願いいたします、と発言されましたが、その後の対応をお聞かせください。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** ばくち吊橋 の状況につきましてお答えいたします。

6月議会におきまして、大隅森林管理署より、 ばくち吊橋の撤去の方針が示されたことから、 鉄山吊橋を含めた周辺の遊歩道の復旧対策について関係機関と協議し、有効な対策を検討する 旨を答弁しております。

答弁に対しまして、前田議員より、林野庁等に対して遊歩道の整備並びにつり橋の復旧について再度進達し、猿ヶ城周辺の遊歩道が以前の姿に戻るよう有効な対策を検討するようにと要望されたところでございます。

そのことを受け、6月議会一般質問終了後の6月16日に鹿児島県観光課観光地づくり係を訪問し、魅力ある観光地づくり事業などの活用について協議を行いましたが、災害復旧的なものであるため、現在のところ、県事業を活用しての早急な対応は厳しい状況でございました。

その後、6月18日に大隅森林管理署を訪問し、ばくち吊橋の撤去について再度協議を行い、今後、現地を確認した上で、どのような対応をするかについて、引き続き協議をすることとなっております。

今後とも、有効な対策について関係機関と協議し、猿ヶ城渓谷を訪れる方々が安全に楽しんでいただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇梅木 勇議員 ありがとうございます。ただいまの、前田議員に対する対応としては、県に出向いて協議をしたけれども、災害のための被害だというふうなことで、対応は、県としては厳しいというふうなこと。それと、林野庁においては引き続き協議をするというようなことだったというようなふうに受け止めました。

私も、8月の23日と29日に、猿ヶ城渓谷に行ってみました。23日は、8月中旬からの梅雨模様の雨もようやく上がり、晴天でありました。渓谷も水の流れも落ち着いておりましたが、高校生が遊びに来ており、どこから来たのと聞いたら、5人で国分から自転車で2時間ほどかけて来たということでした。

続いて29日は、天気もよく、夏休み最後の日曜日でありましたが、森の駅前の渓谷からキャンプ場のばくちヶ渕の縁の上流まで、あちこち至る川面で、家族連れや三、四人のグループ、高校生たちが、巨岩、奇石の周りや水たまり等で川遊びを楽しんでおられ、キャンプ場の駐車場は満杯で通路に止めたり道路脇に止めたりと、大勢の来訪者で大変なにぎわいようでした。

出会った方々に次々と、どこから来られたかと聞きましたところ、鹿児島市、姶良市、加治木、国分、財部、鹿屋市などで、国分の人に「霧島にもこんなところあるでしょう」と聞いたら、似たようなところはあるけれども、ここは水がきれいで、こんなに水がきれいなところはないですよと言われました。

駐車場の車の県外ナンバーは、宮崎が3台、 佐賀が1台、見かけました。ちなみに、私がお 会いした方の中では、垂水の方は1家族だけで した。 また、キャニオニングは、6組19人が渓流下りを楽しまれるとのことでした。

猿ヶ城渓谷は、灼熱の太陽が照りつける、木 陰のない海水浴場よりも、川遊びをはじめ巨岩、 奇石を渡り歩いたり木陰での休憩など、多様性 に満ちております。訪れた皆さんは、川沿いの むき出しになった木の根を伝いながら川に下っ ておられましたが、川に下る階段があったらと 思います。また、ばくち吊橋が復原できたら、 ますます楽しみが広がります。

昨日、池山議員が、刀剣山への登山を活用した観光振興の提言がありましたが、登山者もキャンプ駐車場に車を置いてつり橋を利用され、利便性が高まります。また、森の駅をスタートし、遊歩道を散策しながら、ばくち吊橋で向こう側へ渡り、渓谷を挟んで下流の内ノ野橋を経由した、1時間以内の周遊散策コースになると思うところです。このような構想をどのように思われるか、お聞かせください。

**○水産商工観光課長(大山 昭)** 猿ヶ城渓谷 につきましてお答えいたします。

猿ヶ城渓谷は、夏休みの期間、家族連れや子供たちが川で遊ばれるなど、自然を満喫できる観光地として大変にぎわっております。また、猿ヶ城渓谷は、これまでの一体的な整備により、観光客の周遊コースや、登山客が登山ルートとして利用されていたところでございます。

しかしながら、台風災害によりつり橋が流され、対岸へ渡れない状況となっております。

このようなことから、議員が言われます構想につきましては、本市の主要な観光地でありますが、近年の台風や集中豪雨を含めた気候変動も踏まえ、利用客の安全を第一に考えると、慎重な対応が必要であり、猿ヶ城渓谷を一体的に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。今、

課長の答弁では、慎重に考えなければならない と。まあ当然のことだろうと思っております。

しかしながら、この私が申し上げたような、 提案ですね、周遊する。それにはどうしてもポイントが「つり橋」ということになってきます ので、つり橋を復原するかしないかが、大きなポイントになります。

仮に復原した場合の経費はどのぐらいの経費が見込まれるのか、そのような算定をされているのであればお聞かせいただきたいと思っております。

〇水産商工観光課長(大山 昭) 猿ヶ城渓谷 のつり橋の復旧につきましてお答えいたします。 市単独でつり橋を復旧するには、まずは、残存している設備の安全面について考慮すること が重要となり、河川管理者であります県との協議、さらには大隅森林管理署との協議が必要となります。

具体的には、残存している鉄塔やワイヤロー プ基礎部分を活用するにしても、安全性が担保 されるか調査することも必要であり、またつり 橋の工事費は、現在算定はしておりませんが、 相当な額が見込まれることから、現時点におい て、復旧することは困難な状況であると思われ ます。

このようなことから、活用できる補助事業や その他の方法などについて、大隅森林管理署並 びに県や関係機関と協議していく必要があると 考えているところでございます。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。

ばくち吊橋は、ごくごく小さなつり橋ですが 宮崎県の綾町の照葉大橋や大分県九重町の「九 重"夢"大吊橋」は観光用に架けられた橋で、 規模は桁外れに違いますが、多くの観光客が訪 れ、特に「九重"夢"大吊橋」は、平日でも多 くの観光客が訪れる、一大、人気スポットにな っているそうです。 千本イチョウは、垂水を代表する一つの観光 スポットです。ここへの来客には、駐車場の関 係で毎年シャトルバスでの送迎経費が予算化さ れていますが、猿ヶ城渓谷はその必要がないと ころです。

「ピンチをチャンスに変える」という言葉があります。今回の、林野庁が解体を撤回しなければ、今回のジオパーク認定を受けたことを機に、さらに渓谷活性化を図るためにも、市が譲り受け、財源的には例えばふるさと納税の寄附枠を活用した整備・復旧することは考えられないか、市長にお伺いいたします。

○市長(尾脇雅弥) 現状におきましては、担 当課長が申し上げたとおりでございます。(笑 声)(発言する者あり)

**〇梅木** 勇議員 ありがとうございます。

猿ヶ城渓谷に、森林浴の散策や川遊び、渓流 下りのキャニオニングを楽しみ、さらには刀剣 山へ登山する人々などがますます訪れ、猿ヶ城 渓谷、ジオの魅力を満喫され、そして経済効果 にもつながるように、御検討を頂きたいと思い ます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

O議長(川越信男) ここで暫時休憩いたします。

次は、10時25分から再開します。

午前10時16分休憩

午前10時25分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、13番、篠原靜則議員の質問を許可します。

[篠原靜則議員登壇]

**〇篠原靜則議員** 議長の許可を頂きましたので、 質問をさせていただきます。

オリンピックも終わり、パラリンピックも終

わり、また暑い夏の甲子園も終わりましたけれ ども、笑顔で終わった選手、また涙で終わった 選手、すばらしい経験になったのではなかろう かと思っております。今後の活躍を期待したい と思います。

それでは、質問をいたしますけれども、昨日、 徳留議員、森議員から御質問がございました、 人口減、人口増、これに尽きると私は考えております。もしこれが解決、人口増が解決するならば、私の質問は全部解決したことになると思います。

それでは、ちょっと質問をさせていただきますけれども。まず、外国人雇用の問題でございますけれども、いろいろ調べてみますというと、静岡県浜松市もいろいろ取り組んでいらっしゃるようでしたので、一部紹介いたしますというと、社会経済環境の変化ということで、海外における移民計画の停滞とグローバル化の進展ということで書いてございますけれども。人、物、情報などが国境を越えて活発に行き交い、国際社会は一層厳密になってまいるということで、特に人の国際移動は活発となっており、それに伴い生じる諸課題は世界共通のものとなっていると。多文化共生をこれまで以上に重要で身近なテーマとして、今からは考えていく必要があると書いてございます。

そして、人口減少と労働力不足、これは世界的なものであるようでございまして、2060年は日本の人口は8,674万人に減少するそうでございます。2025年には、日本全体で600万人の労働者不足になると言われているそうでございます。2060年と言いますというと、私は113歳になりますけれども、ちょっと無理でしょうかね、というようなことでございます。

また、今現在、令和2年末でございますけれども、在留外国人の数は288万7,116人であるそうでございます。288万7,116人はどれぐらいの数かと言いますと、鹿児島県民が157万人、宮

崎県民が106万人ということで、2つの県を合わせても、以上の外国人が日本に住んでいらっしゃるということでございます。

そういうことで、外国人の方々が日本で一生 懸命活躍していただいているということで、質 問に入ります。

1番目に、外国人労働者の雇用状況について。 本市では少子高齢化が進み、人口も市制発足時 の昭和33年10月1日時点では、人口が3万 4,789人でございました。現在では、1万3,817 人までに落ち込んでおります。

6月26日の南日本新聞の1面に、「県人口160万人を割る」の見出しで、2020年度国勢調査鹿児島県内市町村別速報値として、県内の人口の一覧が掲載されてありましたが、残念なことに、本市の人口は19市中19番目でございました。

さらに、肝付町より人口が少ない状況でございます。ちなみに、肝付町の人口は1万4,237人で、本市より420人多いことになります。

人口減少については、本市だけの問題ではないとは十分理解をしているつもりでございますが、毎月の広報たるみずの産声欄、お悔やみ欄を比べてみますと、非常に悲しくなってしまいます。

さて、6月29日の、これも南日本新聞でございますけれども、社説の中に「「県人口減加速」地域の活路開く知恵を」とありました。その中に、「人口に占める市部の割合が増したことで、県全体の人口が減る中、市部への「ミニー極集中」が進めば、郡部の衰退は避けられない。魅力をどう高めて発信していけばいいのか、各地域が知恵を絞る必要がある。例えば、塩田県政が掲げる「稼ぐ力」の向上が実現すれば、大きな魅力となり得よう。県には基幹産業の農林水産業と観光関連産業、地域の中小企業の潜在力に磨きをかけてもらいたい」という記事がございましたが、私も、このことについては同

感するところでございます。

ただし、このことを実現するには、やはり労働力が必要不可欠ではないかと感じております。

本市の現状は、高齢化が進み、労働力は限られております。負の状況を打破していくためには、外国人の労働力に期待するしかないのではと考えます。

今現在、全国では外国労働者といいますか、 技能実習172万人とも言われております。相当 数の外国人労働者が日本で働いていらっしゃい ますが、本市での農林・畜産・水産などの1次 産業、商工業等の労働者として、外国人の方々 が働いていらっしゃると思いますが、そこで、 本市の外国人労働者の雇用状況についてお聞か せください。

次に、本市の振興会合併についてをお尋ねしますが、地方創生、市長のお言葉を借りますというと、2060年には、このまま何もしなければ、垂水市は5,761人になるという推計結果が示されているようです。そして、総合戦略の確実な実行により、2060年においては、1万2,000人の人口規模を維持するということでございます。そういう中で、どんどん人口が減って限界集落が出てくるわけですけれども、そのことについて質問をさせていただきます。

現在、過疎化や少子高齢化が進み、自治会自 体が機能しない限界集落が、加速度的に全国に 広がっているようでございます。

この限界集落につきましては、長野大学の大野教授が最初に提唱された概念と言われております。限界集落は、65歳以上の高齢者が人口比率で住民の50%を超えた地域のことでありまして、また、限界集落以前の集落を準限界集落と表現し、55歳以上の人口比率が50%を超えた場合とされております。

限界集落が進めば、将来的には集落での共同 作業や、いろんな面で共同体として成り立って いかない状況に陥り、最悪な場合、集落が消滅 することも考えられるとのことでございます。

私どもの柊原地区におきましても、ほとんどの振興会が限界集落の定義であります、65歳以上が50%を超えている状況であるのではないかと思っております。数年後には、これまで振興会として実施してきました取組、行事等を行えない事態になるのではないかと、大変危惧しているところでございます。

そこで、本市の振興会の現状について教えて いただきたいと思います。

次に、庁舎建設についてでございますけれども、市長の考え方についてを通告しておりますが、何でかと言いますと、いろいろ外部検討委員会、新庁舎整備基本条件調査研究委託業務とか今回設置されたわけですが、近頃、市長の口から、新庁舎建設の話をとんと聞かなくなったものですから、ぜひ市長の口から新庁舎に対する考え方、思いをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** 外国人労働者の雇用状況につきましてお答えいたします。

令和2年10月現在の鹿児島労働局の公表によりますと、本市を含む鹿屋公共職業安定所管内の実績では、192事業所873名の外国人が雇用され、在留資格別では、技能実習生が75.1%と大半を占め、そのほかは永住者や日本人配偶者となっております。

本市におきましては、農業関係5事業所27名、 畜産業1事業所17名、食肉加工業2事業所104 名、衣類製造業1事業所23名、建設業2事業所 7名、水産業4事業所25名、合計15事業所203 名が外国人技能実習生として雇用されており、 国籍別では、ベトナム出身が141名と全体の 70%を占めており、ほか中国、フィリピン、タ イとなっております。

外国人技能実習生のほとんどが食肉加工場で 雇用されており、そのほか衣類製造、農場、養 豚場、建設業であり、水産業においても、水産 物加工場での雇用となっております。

なお、水産業につきましては、海上作業において海上業務の管理団体が必要となりますが、現在、本市には管理団体がないことや、本市の海上業務の中でも特に従事者の多い、カンパチ・ブリなどの養殖業につきましては、外国人技能制度の職種に該当していないのが現状でございます。

カンパチ・ブリなどの養殖業者におきましては、海上での餌やり作業の際、1人で乗船し、養殖生けすで船上の機械を使用しての餌やり作業となりますが、同業務を外国人技能実習生が行う場合は、船舶の免許が必要となり、1人に任せての作業となりますと危険性を伴うことから、2人体制での作業となります。

このようなことから、外国人労働者を雇用することが労働者不足を補うことにはつながらず、現在のところ水産業につきましては、必要性を感じておられないのが現状でございます。

以上でございます。

〇農林課長(森 秀和) 農業の外国人労働者 の雇用状況につきましてお答えいたします。

市内の外国人労働者の雇用状況について、水産商工観光課長から答弁がございましたが、本市の主要作物であるインゲン、キヌサヤは、収穫作業などほとんどが手作業に頼らざるを得ないため、農業法人や経営規模を拡大している若手園芸農家で外国人技能実習制度を活用されているようでございます。

技能実習制度は、単に労働力不足を解消する ための制度ではございませんが、労働力不足で 悩む農業の人材確保救済策として機能してきた 側面もあり、実習生がいなければ作業が回らな い、必要性を感じているという農家の声もござ います。

このようなことから、外国人雇用制度等の改 正、関係法令等、国の動向に注視するとともに、 農業者が相談しやすい環境づくりに努めてまい ります。

以上でございます。

**〇市民課長(松尾智信)** 本市の限界集落の状況についての質問にお答えいたします。

本市では、限界集落の定義によります、65歳以上の高齢者が50%以上で社会共同生活の維持が困難な状況に置かれている振興会は、143振興会のうち66振興会が限界集落となっております。

以上でございます。

○市長(尾脇雅弥) 庁舎の関係についてお答 えをいたします。

昨日、池山議員の御質問にお答えをいたしましたけれども、庁舎の問題は、財政や行政運営、防災対策、まちづくりなど多岐に影響があり、市民の皆様におかれましても関心が高く、また多様なお考えをお持ちであるというふうに思っております。

このような中、建築の専門家3名、防災の専門家を1名、自治の専門家1名、関係機関の代表10名、公募委員5名といたしました、より専門性を高めた庁舎等のあり方検討委員会を設置をさせていただきました。

また、議会におきましても、特別委員会を設 置頂いております。

これから先も、非常に難しい課題の解決に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。池山議員が指摘されておりました、財政の問題と期間の問題の2つの課題というものがある中で、まずは耐震診断の結果を受けて、外部検討委員会や庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎への対応を整理する必要があるというふうに考えております。

今後とも庁舎整備に関する情報提供をしっかりと行い、外部検討委員会や議会の皆様、そして市民の皆様の声をしっかりお聞きをしながら、庁舎整備の諸問題について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原靜則議員 2回目の質問に入りますが、 一問一答方式でよろしくお願いいたします。

今の答弁で、本市におけるある程度の外国人 労働者がいらっしゃることは把握できましたけ れども、全国的に少子高齢化が進み、これまで 以上に労働力の確保が難しくなることは、先ほ ど申し上げましたとおり、誰もが感じているの ではないかと思っております。このままだと、 全国で労働者、特に外国人労働者の奪い合いが 始まってしまうのではないかと心配をしており ます。

先ほどの答弁で、現在、本市に203名の外国 人労働者がいらっしゃるということですが、こ の数を毎年少しずつでも増やし、労働者の確保 ができるならば理想的であると思います。

外国人労働者を確保するためには、どのよう な方法、制度があるのか、教えていただきたい と思います。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** 外国人労働者の雇用制度につきましてお答えいたします。

外国人技能実習制度とは、外国人の技能実習 生が日本において企業や個人事業主の実習実施 者と雇用関係を結び、出身国において習得が困 難な技能・技術の知識を習得するものであり、 単に労働者不足を解消するための労働力の確保 を行うものではないこととなっております。

制度には技能実習と特定技能があり、技能実習は外国人に日本の技術を学んでいただき、母国に持ち帰ることで経済発展に役立てていただく国際貢献が主な目的となっており、特定技能は外国人を労働者として受け入れる在留資格で、人材不足の産業に戦力となる人材を提供することが目的であり、広い範囲への労働を行うことができるとなっております。

また、雇用する際は、企業自体が直接受入れ を行う企業単独型、もしくは管理団体を通して 受入れを行う管理団体型があり、本市において は、全て管理団体型を利用されております。

なお、外国人を雇用することにより会社を運営していく中で、生産と製造を一貫して習得させる場合の人員確保が安定して保障され、業務習得の指導が容易に行えることとなります。

しかしながら、問題点といたしましては、技能実習生の受入れ窓口となる管理団体への月々の手数料並びに住環境の確保が必要となりますことから、資金面での負担が大きくなり、さらには労使間のトラブルを発生させることなく勤務してもらうために、常に言葉の習慣や宗教上の習慣の違いへの配慮や生活面でのケアが必要であると聞いております。

以上でございます。

○篠原靜則議員 今の答弁で、制度的には理解をいたしましたけれども、なかなか労働者として見るのか、いろいろ見方があると思いますけれども。そういう方にお話を聞いてみますというと、3年いらっしゃる方、5年いらっしゃる方がいらっしゃるようですけれども、日本でずっといたいというような思いの方もいらっしゃるようでございます。

そういう中で、なかなか縛り等もあるようで ございますけれども、一概に外国人の労働者を 増やしていくことは難しいと感じたところでご ざいます。

そこで、市長にお尋ねをいたしますけれども、 市長はかねてより6次産業化と観光振興を施策 としてトップに上げられておりますが、特に6 次産業化について御尽力をされております。

しかしながら、6次産業化を推進するにして も、肝腎な労働者の確保ができなければ、これ までの苦労が水の泡となることも考えられます。

そこで提案でございますが、労働者確保のための市独自の施策、例えば、市独自の外国人雇用補助制度や外国人労働者のための外国人タウン等、外国人を増やせる方法は考えられないか。 外国人が増えることにより、消費拡大など経済 効果が望めると思いますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○市長(尾脇雅弥) 今、篠原議員からお話がありました。経済政策の中心、6次産業化、観光振興ということであります。6次産業化は、垂水の食の宝をもうかる仕組みをつくると。つまり加工、販売すること。ここに人材が不足しているということでもあろうかというふうに思います。

そのことの認識を持って、1期目の2年目だったと記憶しておりますけれども、外国人の人材というのが非常に重要であるということで、時の垂水漁協の組合長と一緒に、ベトナムを中心にPR販売と併せて、人材確保のためのアプローチをしてまいりました。

当時、日本人学校がございまして、大変教育も充実をしておりまして、日本語もある程度話せてということで、その中で第1期生という形で垂水漁協にお招きをした労働者の皆さんが、今もずっと継続して働いていただいていると。10名前後だと思いますけれども、働きぶりは現場の方々に聞いても、真面目で一生懸命頑張ると。陰ひなたなく頑張っておられるということで、貴重な戦力だと。

垂水漁協の皆さんは、その代わりに住まいの 1戸の家を買い取っていただいたり、いろいろ 頑張っていただいているということは、一つの 成果だったなというふうに思いますし、その成 功例をもって、ほかのいろんな企業の皆さんと、 トップの経営の皆さんとお話をする中で、やっ ぱり人材不足という話がございましたので、例 えばジャパンファームさん、社長さんと何回も お会いをする中で、それまで中国とか、そうい った方々が中心だったんですけれども、垂水漁 協の例を紹介をさせていただいてお話をする中 で、今では恐らく百数名、ジャパンファームさ んの外国人、ベトナムの方々が一番多いのでは ないかという形でございますし、住まいの部分 で、うちの住宅を利用していただいたりとか、 そういう意味での連携はできているんだという ふうに思います。

また、農業従事者におかれても、そういう形 で現場の外国人の労働者という形が必要になっ てくるというふうに考えておりますので、篠原 議員のおっしゃる外国人労働者の重要性、6次 産業化という中で、具体的に労働力かどうかと いうのは、先ほど担当課長が申し上げたような 形で、技能実習生とか国の法令のルールもあっ たりしますけれども、国際社会の中で、やっぱ りそれだと遅れを取ったりしているケースもあ りますから、その辺のところの法整備も、しっ かり国なんかにも訴えながら、一方で御指摘が ありました、現実的に労働をカバーしていただ いているという現状もありますから、そこにし っかりと手当てをして、足らざる部分をカバー していくということは大事な施策だというふう に思いますので、実際に雇用をしておられる 方々の意見を聞きながら、あるいは働いておら れる方の意見を聞きながら、どういうことがで きるのかというのは今後の課題だというふうに 思いますので、検討させていただきたいと思い ます。

## ○篠原靜則議員 ありがとうございます。

そこで、外国人の方の支援でございますけれども、外国人タウン、また雇用者の方々、声を聞きますというと、一応研修生が来ていただくように段取りはしていると。今度はどこに住ませようかなという、そういう問題もあるようでございます。

そこで、私、市営住宅、県営住宅を土木のほうで調べさせていただきましたけれども、人口が減るということは本当残念でございまして。たしか一番人気があった錦江町の定住とか、水之上の定住とか、がらがらでございまして、特に錦江町の定住には、現在も外国人の方が住んでいらっしゃるそうですけれども、ここら辺り

を何とか考えていただければ、雇用される方も、 どういう考えになるか分かりませんが、そこに 入れていただくというような考えはできないか。 本当、今、市営・県営住宅で、満タンは下宮 団地だけですね、県営住宅の。

そういうことで、空きがいっぱいあるらしいので、入っておっても、市としては管理をしなければならないと思っておりますので、ぜひこういうのを有効活用できないかと思っておりますが、市長のお考えを。

**〇市長(尾脇雅弥)** 基本的には全く同感でありますし、そのような指示を出しております。

水之上は、以前、子育て支援住宅ということ で、ある程度にぎわったんですけど、やっぱり 若干減っておりますし、こちらも定住促進のほ うは町の中にありながら、下のほうは埋まるん ですけど、高いほうはやっぱり階段ということ で、なかなか埋まりにくいという現状がありま して。やはりそこに、先ほどお話がありました 外国人労働者の方々なんかも実際住んでいただ いているんですけど、まだまだ空きがございま すので、そこに住んでいただくということで、 何がしかの賃料が生まれ、あるいは地域への経 済効果があるということでありますので、その ことも検討、指示をしておりますので。近々そ の辺を取りまとめて、またそのほかにも空き家 とかいろんな可能性があると思いますので、既 存のルールというものがありますけれども、そ こは現実を見て臨機応変、どうやったら成果に つながるかという対応を検討することは必要だ というふうに思っております。

○篠原靜則議員 いろいろお考えがあろうかと 思いますけれども、ちなみに錦江町の定住は 48%の入居率が、それから水之上が64%という ことで、水之上は最初は子持ちの方がいっぱい 入っていらっしゃると聞いていたんですけれど も、今はそういう状況でございますんで、外国 人の方々がお見えになったときに、さっと入れ るような対応はできないものかなとお願いをしておきます。

先ほど市長の言葉で、雇用者や外国人労働者のお話を聞いて、いろいろ対応をしたいというようなお話があったように聞こえたわけですけれども、雇用者からお願いがありますんで言っておきますんで、よろしくお願いします。

現在、受入れに当たって、面接に行ったりされるそうですが、まず、来た時の宿泊費や交通費等の初期費用が、1人40万円ほどかかるそうでございます、1人来ていただくのに。そういうのを少しでも支援できないかと。そういうことでございます。

また、先ほど申しましたが、採用面接に外国 に行くわけですけれど、雇用者が。その分の少 しでも援助はできないか、渡航費用の財政的な 支援はできないかということでございます。

それと、先ほど申し上げました定住住宅の活用を何とかできないかというお願いを受けておりますので、ひとつよろしくお願いします。

あちこち聞いてみますと、一番近いところで、 先ほど浜松を言いましたけれど、一番近いとこ ろで枕崎市、入国の一時的な待機期間の宿泊費、 それから空港から宿泊施設等に係る移動の交通 費、または車のチャーター費も含めて支援され ているようでございます。

ちなみに補助額といたしましては、5分の4とか、技能実習生1人当たり上限15万円以内とか、宿泊費の上限は1泊1万円とか、そういう受入れの支援を枕崎市はしているようでございますので、また、全国を調べれば、いろんな支援方法があるのではないかと思いますんで、ぜひ検討していただきたいと思います。

こういうことによって、先ほど申し上げましたとおり、消費の拡大につながると。これは、消費に拡大につながって雇用主がもうかれば、税収に反映されると思っておりますので、ぜひ真剣に取り組んでいただけたらと思っておりま

す。

これで、外国人労働者に対しての質問を終わります。

次に、振興会合併についてですが、合併における行政主導について。振興会の現状については把握いたしましたけれども、たしか9年前ぐらい前、振興会連絡協議会の中で振興会合併検討委員会を立ち上げ、振興会合併について検討し、振興会合併補助金を制定されたと全員協議会の中で説明がされたのを覚えております。

この補助金は、合併を考えている振興会の環境づくりの一助になればと思われた制度と、制定されたと考えておりますが、立派な補助金制度だと思っております。

しかし、これまで振興会合併がなされた振興会は、新城の田中川内振興会と牛根麓振興会の2つでありまして、なかなか合併が進んでいないのも現状でございます。

そこで、当時、これらの振興会合併に行政主導という形で関与され、振興会がしぶしぶ合併をされたのか、それとも振興会自ら積極的に行ったのか、教えていただきたいと思います。

**〇市民課長(松尾智信)** 過去の振興会合併は 行政主導か、それとも振興会自らが積極的に行ったのかについての質問にお答えいたします。

本市では、先ほど議員の質問でもありましたように、2つの合併振興会がございます。新城地区の田中川内振興会は、本市で初めて合併を実施された振興会でありまして、3つの振興会、田平、宇住庵、横間振興会の代表が何回も協議を重ね、平成20年に合併されております。

また、牛根麓地区の牛根麓振興会は、こちらも3つの振興会、宮崎小路、中小路、東小路が、平成22年に合併しております。牛根麓地区の合併については、協議を重ねる中で、先進地の田中川内振興会の振興会長や、合併に尽力された方の意見を参考にされながら合併に至ったとお聞きしております。

この合併を行った2つの振興会の方々は、振 興会の将来を考え、自ら積極的に合併を行われ たようでございます。

また、合併についての相談等が行政にあった 場合においては、助言等は行ったようでござい まして、決して行政主導の下で合併が進められ たことはなかったようでございます。

以上でございます。

○篠原靜則議員 分かりました。本市の66振興 会が限界集落であるようでございますが、今後、 合併を進めなければならない振興会も増えてく ると思われます。

また、早急に合併を実施したいという声も上がってくることも考えられますが、今後は行政 主導という方へ積極的に関与していかれるのか、 教えていただきたいと思います。

**○市民課長(松尾智信)** 振興会合併は行政主 導で積極的に関与していくのかについての質問 にお答えいたします。

振興会合併につきましては、振興会連絡協議 会理事会の中でも、合併促進について行政主導 が必要ではないかという意見がある一方で、自 主的な合併が望ましいという意見もあります。

この課題については、昨年度から協議を行っておりますが、重要な問題でありますことから、引き続き慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

合併につきましては、合併を行った振興会の 方々が、後々合併して本当によかったと思われ る合併が理想であります。今後は、振興会、振 興会連絡協議会の理事の方々と協議を重ね、振 興会の合併がよい方向に進んでくるように努め てまいりたいと思います。

以上でございます。

○篠原靜則議員 分かりました。なかなか行政 主導というのは難しい点が、何のことにおいて もあると思います。うまくいけば褒められるし、 悪くいけばぼろくそ言われるし、なかなか大変 かと思いますけれども、合併をするような状況 にならないのが一番いいんですよね、人口が増 えて。

ということで、やはり振興会が何回も協議を 重ね、一番よい形で合併してもらうことがベス トだと考えておりますが、しかしながら本市の 少子高齢化の状況を考えますと、十数年後には 限界集落ではない振興会は、中央地区の一部の 振興会のみとなるのではなかろうかと思ってお ります。

ほかの振興会のほとんどが、限界集落の状態にあるのではないかと考えております。もう既に合併を考えられている振興会もあるかもしれません。振興会合併問題は待ったなし、避けて通れない問題ではないでしょうか。

最後に要望でございますが、振興会合併について行政主導で取り組んでいかれるのか、それとも、あくまでも自主的な合併を進めていかれるのか、早急に結果を出していただきたいと思います。

と言いますのは、各集落でも、本当、私の柊原でもですけれども、どうすればいいか分からんと。そういうとこには行政が積極的に入って、15戸、集落で戸数が15とかありますんで、小っちゃなとこが。そこはやっぱりもし相談があれば、行政が積極的に関わってもいいのではないかと、私は思います。

これで、振興会合併の質問は終わります。

次に、庁舎建設でございますけれども、昨日も池山議員のほうから質問がございました。新庁舎整備基本条件調査研究委託業務について、そういう中で外部検討委員会もあるわけですけれども、もう一回、どういうことをされるのか、教えていただきたいと思います。

**○企画政策課長(二川隆志)** おはようございます。

それでは、垂水市新庁舎整備基本条件調査研 究業務委託についてお答えさせていただきます。 本業務は、先日終わられました庁舎整備検討特別委員会でも御報告申し上げており、本年3月まで設置されておりました新庁舎建設検討委員会の提言を踏まえ、新たに設置した庁舎等のあり方検討委員会で必要となる検討資料や新たな条件整理を取りまとめることとしております。

業務の内容としましては、これまでの垂水市 庁舎整備の経緯、今後の庁舎整備の動向、2つ の敷地の条件、ゾーニング・ボリュームスタディ、事業スケジュールの検討、近年の市庁舎整 備の事例、発注仕様書とした業務委託契約を鹿 児島大学大学院理工学研究科鯵坂研究室と契約 締結したものでございます。

調査結果の活用でございますが、この調査結果は、外部検討委員会が今後の庁舎の在り方を検討する上で有効な基礎資料となるものと考えているところであり、外部検討委員会での協議状況等については、これまで同様、庁舎整備検討特別委員会に御報告してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○篠原靜則議員 新しい外部検討委員会が発足して、今2回ほど協議がなされたと聞いておりますが、課長さん方はオブザーバーで、何かそこに参加されているとお聞きしましたが、2回ほどあった協議の中の内容は言えますか。
- **○企画政策課長(二川隆志)** 篠原議員、すみません。最後のちょっと言葉が聞き取れなかったんですけど。最後おっしゃられたことが、ちょっと。
- **〇篠原靜則議員** 外部検討委員会に皆さんも参加されていると。オブザーバーであれば、その話は聞いていらっしゃると思いますから、言ってくださいと。
- **○企画政策課長(二川隆志)** 外部検討委員会 のほうには、先ほど申しました20人のメンバー の方々と、それ以外に事務局として庁舎建設係 のほうが入っておりまして、庁内の各課長で構

成しております、庁内の各課長におきましては、 庁内検討委員会というのを別途立ち上げており まして、そちらのほうで現在の庁舎の在り方関 係については、個別で話をしているところでご ざいます。

以上でございます。

○篠原靜則議員 新庁舎整備基本条件調査研究 委託業務外部検討委員会というのがあって、以 前、内部検討委員会というのを聞いたような記 憶があるんですけれども、それはあるかないか、 あればどういうことを検討されているか。

**○企画政策課長(二川隆志)** 今、篠原議員が 言いました内部検討委員会というのは、庁内の 各所管課長で構成しております、庁内のあり方 検討委員会という形で、今年5月から新たに始 動しております。

そして、その庁内委員会におきましても、やはり今後、現在取り組んでおります耐震診断の 状況、そして今後、庁舎の在り方についてどの ような課題があるかというところを、今それぞ れ課題を出し合って検討しているところでござ いまして。また、8月からは総括部会という形 で、総務、財政、企画政策課、そして消防、そ して土木課が入りまして、さらなる課題につい て洗い出しを行い、検討を進めるべく、今話を しているところでございます。

以上でございます。

○篠原靜則議員 新庁舎建設については、平成 28年熊本地震があった後、6月議会ですか、川 越議員、堀内議員の質問に対して、進めるんだ ということであったかと思いますけれども。

それから、いろんな方の市民の声を市長は聞かれていると思いますが、そういう中で、早く造っていただきたいという声を私も聞くわけですけれども、そのことについて、市長のお考えはどうであるのか。

**〇市長(尾脇雅弥)** 庁舎の問題に関しては、いつもお話をしておりますが、東日本大震災の

状況を受けて、まずは、篠原議員なんかも御提 案頂いてスタートしたというふうに理解をして おります。

大きく変わりましたのは、今言われたような 熊本震災を受けて、やはりスピードアップする ということで、隣県の熊本でああいう状況があ りましたので、それを解消するということで。 当時、一つ財源の問題がございまして、5年間 の時限立法ということで、我々の43億円の計画 の中にあっては、交付税、あるいは低金利合わ せまして、約10億円近い財政メリットがあった ということもありまして、一つは急ぐ機運が高 まっていたというふうにも思います。

そのことは二元代表制の中で、基本構想、基本計画、実施設計ということの議決を経て、当時で言うC案ということで、最終的に市民の皆様にいろんな具体的な中身がお示しできる状況でございましたので、最終的に有権者の皆さんの意向を確認しようということで、住民投票を実施したという経緯がございます。

その結果、反対のほうが上回ったということで、白紙になったという経緯でございますので、そこから県のほうも10月の1日に、それまでは次にできるという前提で、耐震診断の部分に関しては、それを待っていただいていたわけですけれども、結果的に新庁舎、当時の案が進まないということになりまして、現在の庁舎を耐震診断をしなさいという命令が10月1日に出たということでございます。

そこを受けまして、議会の先生方に御理解を 頂いて、耐震診断のための予算を議決頂いて、 今、その審査の調査が済んでいる状況でありま すから、常にいろんな方々のお話でも、その話 をしておりますけれども、耐震診断の結果とい うのが非常に重要になってまいります。

それを受けて、いろんな方向性を決めていく わけですけれども、その結果が出るに際して外 部検討委員会を、より専門性を強化して多様な 意見を集約し、また議会の先生方も、そういう 特別委員会を設置していただいておりますから、 総合的に最終的には判断をしてお示しをしてい くということになりますが、現状においては、 本当に多様な意見がございますので、それぞれ のお立場の中で正解だというふうに思いますか ら、その辺を総合的にまとめて、どういう方向 性を出していくのかというのは、これからだと いうふうに考えております。

○篠原靜則議員 いろいろ段取りがあるようですけれども、副市長、副市長にお尋ねしますが、最終的に外部検討委員会なんか特に、執行部からちょっと投げかけてやらんと、いろいろ検討してくださいと言われても、ちょっと困るのではないでしょうか。ちょっとお話を聞いたところによると。

だから、副市長、耐震診断が行われた、耐震性がないというときになった場合、耐震工事をするのか、しないのか、新築の方向に場所を求めて進むのか、それは誰が決めるのか。副市長、よろしくお願いします。

**○副市長(益山純徳)** 篠原議員の質問に対してお答えします。

今までの市長の答弁の一部繰り返しになりますが、今回の外部検討委員会、建築の専門家、防災の専門家、いろいろな専門家、あと関係機関の代表の方々、公募委員、こういう方々を入れさせていただきまして専門性を高めた、そういう検討委員会という形で設置させていただきました。

また、議会においても、特別委員会を設置していただいております。

これから先も、非常に難しい課題の解決に向けて取り組む必要があると考えております。

そういう状況下であることから、やはりこういう耐震診断の結果を受けて、今、専門性を高めた外部検討委員会、庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎の対応を整理

する必要があると考えております。以上です。

**○篠原靜則議員** 議会の特別委員会にしても、 何か投げてもらわないと、議論の余地がないと 思うんですよね。

では、特別委員会で場所を決めていいですか と。そのまま聞いていただけますかというと、 そういうわけでもないでしょう。

だから、先ほど言った質問、仮に耐震性がない場合、耐震補強をされるのか、新築のほうに 走られるのか、それは誰が決めるんですかとい うことです。

**〇副市長(益山純徳)** ただいまの質問に対してお答えいたします。

先ほどの答弁、一部繰り返しになりますが、 庁舎等のあり方検討委員会を設置させていただいておりますので、その検討委員会の議論の推移を踏まえた上で、検討する必要があると考えております。

以上です。

○篠原靜則議員 どう言えばいいのかな。

でも、歴代の行政というか、歴代の市長は、 自分で決めて、批判も自分で受けてやってきた ような気がするんですよね。自分でちゃんと決 めて、前に進めていただきたいと思います。

皆さん、場所なんか言われませんので、私、 市民から言われたのを五、六か所書いています けれども、市民館がいいではないかという方は、 やっぱりだいわさんと協議して、だいわさんも 利用していただけるような造り方はできないか なという方もいらっしゃいます。

それから、現庁舎跡がいいという方は、現庁舎跡に建たないこともないかもしれないけど、できれば近所隣の土地の相談ができたらなという方もいらっしゃいます。

または、文化会館の周辺がいいではないかという方もいらっしゃいます。

それから、上野台地もという方もいらっしゃ

います。(発言する者あり)協和中学校もいいではないかというのも、川畑先生が言われます。 (発言する者あり)

だから、垂高のグラウンドも言われる方がいらっしゃいます。垂高のグラウンドの下は、田んぼがありますけれども、水が少ないそうでございます。水が少ない田んぼは、田んぼではないから、ここに造ってくれという方もいらっしゃいます。

そういういろんな意見ございますけれども、 私は思ったのが、垂水高校に検討、相談をしな いといけないと思うんですけれども、ちょっと おもしろいなと思いました。

というのは、教育新聞ですけれども、東京の ど真ん中に高層ビルが建つんだと。そこに小学 校が入るんだそうでございます、城東小学校と いうのが。

こういうのを考えれば、高校と役所と併設した建物も、こりゃおもしろいなと。今、コマーシャルで言っていますけれども、「何になっと」「公務員」と言いますけれども、そういう垂水高校生にも、活性化と言いますか、頑張って市役所で仕事をしたいという考えはいいのではないかなと思ったりもいたします。

そういう中で、ちょっといろいろ問題があると思いますけれども、1年前ぐらい、市長は、現庁舎にいる職員を守るためにも、造り替えないといけないと言っていらっしゃったわけですから、職員の命を守るためにも、職員の命を守るということは、ここが駄目ということに聞こえるわけですよね。そういう意味からも、よろしくお願いをいたします。

ぜひ大変な問題かと思いますけれども、今後のスケジュールといたしまして、12月議会頃ですか、耐震診断結果の公表があって、3月議会があって、6月議会、9月議会、12月議会、5回議会をしたら、今度は市長選挙なんですよね。それまで引っ張っていかれるのか、その前に結

論を出されるのか、1つお尋ねです。

**〇市長(尾脇雅弥)** 庁舎の問題は、市長選とは全く関係がございません。

今、幾つか、こういうのはどうだろうと。川畑議員の意見に対しても言われました。これ、議会の場で、そういう御提言でありますから、そこは中身はどういうものかというのは検討をしなければいけないと思いますが、もちろん我々もいろんなケースは考えております。

なかなか単純にいかないのがあるというのは、これまでの経緯も踏まえて、慎重、丁寧にやって、そして、ステージを踏んでやっていかなければいけないというのは、皆さんが理解をされている常識だというふうに思っております。

そういった中で、これからその問題を解決を していくということでありますけれども、まず は専門的な、この庁舎においても、どういう決 断をするにしても、この庁舎をしばらく使い続 けなければいけないだろうというふうには思い ますので、何らかの耐震診断の結果を踏まえた 対応と、どうするのかということ、耐震診断の 結果というのが非常に重要になってくるという ふうに思っております。

○篠原靜則議員 以前の質問で、教育委員会、 それから生活環境課、それから消防署も含めて、 同じ近くがいいなと。同じ庁舎で、特に教育委 員会、生活環境課は、同じ庁舎で仕事をしたい というような御意見でございましたので、そう いうのも含めて検討をしていただきたいと思い ます。

最後にですけれども、なかなか防災拠点、それから行政機能の維持、庁舎というのは重要な課題でございますので、頑張って早めに答えが出るよう、よろしくお願いをいたします。

終わります。

**〇議長(川越信男)** ここで暫時休憩します。 次は、11時30分から再開します。

午前11時26分休憩

## 午前11時30分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。 [新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 おはようございます。昨年初 冬に確認された新型コロナウイルス感染症については、国・県・市においても様々な対策が講じられているにもかかわらず、その終息にはなかなか見通せない中、本来7月下旬以降に、全国的なこれまでもない感染急拡大、第5波が見られるようになり、本県においても、8月13日に県独自の緊急事態宣言が発令され、8月17日は国において、まん延防止等重点措置の適用が決定されました。

変異ウイルスも、インド発のデルタ株が主流 になり、ワクチンを2度接種しても、ブレイク スルー感染者が発生するなど、また10代の感染 者も増えてきました。基本的な手洗い、マスク、 手先の消毒はしっかりし、自ら感染しない行動 を取りましょう。

世界では、アフガニスタンに日本人または関係者が、まだ脱出できずにいます。一刻も早く 無事に帰国の途に就かれることを願います。

明るい話題としては、東京オリンピックで、 垂水市が力を入れているフェンシングで、世界 競技人口の最も多いキング・オブ・フェンシン グとも呼ばれる、日本人が勝つのは最も難しい と言われたエペ団体で見事に金メダルを勝ち取 ったことは、関係者を含め、大変喜ばしいこと だと思います。おめでとうございます。これで 一段と企業版ふるさと納税にも追い風になるこ とを期待します。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁を関係各課よろしくお願いします。

消防についてですが、消防署も県の指示に従い、現在、市庁舎とともに耐震診断がなされており、結果がまだ出ていませんが、市庁舎は建設に向かい、いろいろ話がされているが、消防署についてはどのような議論が出ているのか、お聞かせください。

マイナンバーカードについて。現在、市民課において、連絡協議会など様々な会議や場所で、マイナンバーカード申込みを受け付けていますが、現在の加入率と、市民にどんな利点があるか、お聞かせください。

窓口の支払いについて。窓口で証明書などを 受け取るときに、財布にあるつもりが、ぎりぎ りしかなくて、ひやっとした経験があります。 戸籍謄本等を取るときは、何千円もかかるとき もあります。

以前は、ATMが玄関や内外にもありましたが、撤去され、とても不便になりました。各種税もペイジーやコンビニ払いになり、便利になったので、次は窓口支払いの金銭を少しでも扱わないためにもキャッシュレスにする考えはないか、お聞かせください。

牛根地区の児童クラブの設置場所について。 今回、牛根小の児童クラブの場所は、2階の空き教室です。1階の図書館を2階に上げて、1階で児童クラブをつくる発想はなかったのか。1階に児童クラブをつくったとき、体育館に行くスペースを取っても、1人当たりの有効スペースは十分取れるはずだが、改修工事は変更可能なのか。

また、低学年がどうしても先に児童クラブを利用し、2階の音が下まで響いて注意をされた話も聞きます。トイレも1階にありますし、1階で児童クラブをつくったほうが便利だと思いますが、2階に決まった経緯を教えてください。徳留、森、篠原議員も取り上げていましたが、人口増対策について、空き家・空き店舗人口増対策について。2020年国勢調査、鹿児島県内市

町村別速報値が発表されましたが、県人口は160万人を割り、我が垂水市は40市町村で見ても、減少率が4位という不名誉な結果が出ています。19市の中でも、2桁減少は垂水市だけです。人口減少は、働き手不足、コミュニティーの低下、購買力低下など、負のスパイラルに陥ってきます。

垂水市では、空き家バンク登録という制度があり、その施策は有効であるが、今回、家屋全棟調査における明らかになった空き家の棟数は。また、見た目で使えそうな空き家はどのくらいあったのか、教えてください。

各種ワクチン接種について。日本人がかかる 肺炎の中でも、最も原因になりやすい肺炎球菌 です。肺炎で亡くなる方の約98%が65歳以上で あることから、特に高齢者では肺炎球菌による 肺炎などを予防する必要があります。

成人用肺炎球菌は、対象年齢の方が1回目だけ3,000円助成されますが、できれば5年ごとに接種するのが予防としてはいいのですが、2回目からの全額自費となったときに、年金暮らしの方々はちゅうちょされます。そのためにも2回目からの助成は考えられないかと、接種率についてお伺いします。

新庁舎について。議員の間でも新庁舎特別委員会がつくられ、新たな新庁舎建設について動き出しています。海側の候補地は断念されたわけですが、執行部としては、今まで何か所かある候補地から3か所に決められたのですが、第三の新たな候補地の検討があるのであればお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長(二川隆志)** 消防庁舎について、これまでどのような検討を行ってきたのかについてお答えさせていただきます。

これまで消防庁舎については、消防広域化の 問題もありましたことから、本庁舎を優先して 検討を行ってまいったところでございます。 しかしながら、新庁舎建設計画が白紙となり、 さらに鹿児島県から、本庁舎、別館、消防庁舎 に対して耐震診断を行うよう命令が出されまし たことから、本年4月1日に庁舎等のあり方庁 内検討委員会を設置し、本庁舎及び消防庁舎に 関する調査検討を行うようにしているところで ございます。

以上でございます。

**〇市民課長(松尾智信)** 現在のマイナンバーカードの交付率と、市民にとっての利点は、についての質問にお答えいたします。

本市でのマイナンバーカードの交付率でございますが、令和3年8月22日現在、32.41%で、 交付枚数が4,629枚でございます。

次に、市民にとっての利点につきましては、 現在のところ一部の病院において、健康保険証 として利用が可能となっているほか、身分証明 書としての利用、税の申告でのe一Tax等の 電子申請での活用がございます。

また、国においては、運転免許証との一体化 も計画されておりまして、令和7年3月末の実 現を目標とされたところです。

今後は、これまで以上に、市民生活に大きな メリットをもたらす機能の充実が図られていく ものと考えているところでございます。

以上でございます。

**〇会計課長(港 耕作)** キャッシュレスでの 支払いはできないのかにつきましてお答えいた します。

現在、垂水市では令和3年4月より、市民の 利便性向上のために、市税、保険料など、コン ビニやスマホアプリによる納付ができる取組を 始めており、これらの納付実績は7月末時点で、 全体の約24%となっております。

鹿児島県内では、鹿児島市が7月より、また 鹿屋市でも9月から、住民票の写しなどの証明 書発行の手数料の支払いの際に、キャッシュレ ス決済を導入しております。 本市におきましても、窓口での手数料・使用料の支払いにつきまして、これまでの市税、保険料などの納付実績を参考に、キャッシュレスによる納付の検討を関係課で進めているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長(篠原彰治) 牛根地区の児童クラブの設置場所について、1階が使いやすいと思うが、2階を使用することになった経緯についてお答えいたします。

令和2年8月18日、牛根地区3小学校の保護者から、子育て環境の充実、学童クラブの早期設置に係る要望書が提出されました。このことを受けて同年10月16日、牛根地区公民館において、牛根地区3小学校の全保護者が参集する機会に児童クラブの説明を行い、平日の利用希望が4人、長期休暇中の利用が8人であることを確認いたしました。

同年10月27日、福祉課及び教育委員会で牛根小学校に行き、校長と意見交換を行い、学校側からは、学校の教育活動に支障のない範囲内で、2階の特別活動教室の使用可の回答を得たところです。

以上でございます。

○税務課長(橘圭一郎) 家屋全棟調査における空き家棟数についての御質問にお答えいたします。

家屋全棟調査につきましては、市内に所在する家屋等の全棟を調査し、賦課対象の家屋や所在地を把握し、公平公正な賦課に資することを目的として実施し、本年2月をもって終了いたしております。

空き家等の判定については、電気メーターの 動作の有無、周辺住民からの情報を基に確認し、 居住可能の可否は、家屋内に入れないことから、 調査委員の外観目視による判断となっておりま す。

市内の空き家棟数は、本年2月末の調査終了

時点において、総棟数1,465棟を確認しており、 居住可能と判断した空き家は347棟を確認いた しております。

以上でございます。

**〇保健課長(草野浩一)** 成人用肺炎球菌ワク チン接種の2回目からの補助につきましてお答 えいたします。

成人用肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる感染症を予防するもので、厚生労働省によると、肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれ、唾液など通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあるとされております。

肺炎は国内の死亡原因の第5位となっており、 日常的に生じる成人の肺炎のうち、4分の1か ら3分の1は肺炎球菌が原因と考えられている ことから、平成26年10月1日から、高齢者を対 象とした予防接種法に基づく定期接種とされた ところです。

接種対象者につきましては、令和5年度までは、該当する年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方と、60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方となっております。

本市におきましては、定期接種となった平成26年から実施しているところでございますが、接種対象者のうち新たに65歳になられる方につきましては、接種案内を郵送にて個別に通知し、そのほかの方々につきましては、毎年、広報誌等を通じて周知を行い、かかりつけ医からの勧めや接種を希望される方は、直接医療機関にて申込み、接種していただいているところでございます。

また、この定期接種の接種回数は1回と定め

られており、その1回の接種に対し、市は接種 費用のうち3,000円を公費負担しているところ でございます。

御質問の接種率と2回目からの補助等をする 考えはないのかでございますが、昨年度の本市 の接種率を見てみますと、65歳の方は30.7%、 70歳の方は5.6%、75歳の方は12%、80歳の方 は4%、85歳の方は10.9%、90歳の方は13.5%、 95歳の方は11.4%、100歳の方は15.4%で、対 象者全体では13.6%となっているところでござ います。

このようなことから、市といたしましては、 法定接種ではない、2回目接種に補助をするよりも、まずは法定の1回接種について、接種率 向上に努めなければならないと考えており、広 報誌やチラシ等でのさらなる周知や、かかりつ け医との連携の強化を図ってまいりたいと考え ております。

以上でございます。

**○企画政策課長(二川隆志)** 新庁舎建設について、第3の候補予定地はあるのかについてお答えいたします。

議員も御存じのとおり、昨年8月の住民投票によりまして、新庁舎建設計画が白紙となりましたことから、候補地につきましても、全くの白紙となったところでございます。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** それでは、一問一答方式、2 回目の質問に入ります。

消防建設については、打合せの中でも消防担当者も入り、市庁舎建設とともに議論している経緯が分かり、これからどのような方向になるか分かりませんが、市民の安心・安全を守る消防署ですので、しっかりと議論を行ってほしいと思います。

次に、消防団手当ですが、総務省から4月13 日、消防団員の処遇等に関する検討会として新 聞等にも掲載されましたが、出勤報酬が災害時 は1日当たり8,000円を標準とするという金額 が出ていましたが、垂水市としては現在の報酬 をどのようにするか、お聞かせください。

**〇消防長(後迫浩一郎)** 消防団手当について お答えいたします。

総務省消防庁より、全国的に消防団員数が減少し、特に若年層の入団者数の減少が顕著であることや、災害が多様化、激甚化する中、消防団員の負担も大きくなっており、その苦労に報いるため、処遇改善が必要との見解が示されました。

その一環として、令和2年12月に消防団員の 処遇等に関する検討会が立ち上がり、令和3年 4月に中間報告、8月に最終報告があり、非常 勤消防団員の報酬等の基準が制定されました。

また、この基準の制定に合わせ、消防団員の 定員、任免、給与、服務等に関する条例(例) の一部を改正する条例(例)が示されたところ でございます。

消防本部としましては、県内の状況調査、特に肝属地区の2市4町で構成します肝属支部の状況を調査したところであり、現在、国の通知内容や、この調査結果等を踏まえ、消防本部内で、その取扱いについての検討を始めたところでございます。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** 2市4町で、これからいろんな議論をするということですが、どこも減少する消防団員の確保のためにも、いい方向になるように検討をお願いします。

次に、出初め式の日程ですが、現在、1月6日と垂水市は決まっていますが、昨今、他市町村でも日曜日に開催されることが多くなっています。消防団員も農業・商業と個人事業主団員が少なく、会社員が多くを占めています。

4月30日の正副分団長会議においても、市内 9分団が日曜開催を望んでおり、日程変更等に ついてのお考えはないか、お聞かせください。 **〇消防長(後迫浩一郎)** 出初め式の日程につきましてお答えいたします。

新春恒例の消防出初め式は、例年1月6日に 挙行され、国会議員をはじめ各来賓に御参加を 頂きまして、盛大に挙行されます垂水市の重要 な行事でございます。

昨年の正副分団長会議におきまして、平日開催では昔と違い、会社員が多く、仕事の都合上、参加者を集めるのが困難なため、第2週目の日曜日に開催できないかとの要望がございましたが、結果、5日が成人式で6日が出初め式ということが、これまでの市の慣例であることから、今年はこれまでどおりの開催で挙行する予定でありました。

しかしながら、新型コロナ感染症の影響により、表彰式のみの実施となったところでございます。

議員も御承知のとおり、今年度の正副分団長会議におきましても、各分団長から再度日程変更の要望が出されたところであり、消防本部としましては、日程の取扱い等について、これまでの日程の考え方を踏まえた上で、関係機関の意見等をお聞きしながら検討を進めることになると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 これは垂水市内の9分団の総 意ですので、ぜひとも日曜開催でよろしくお願 いします。

マイナンバーの交付率や市民の利点についてですけども、32.4%と低いわけなんですけども、保険証については10月から使える制度が本格的に始まり、利便性が増えてくると思われますが、やはり普及率を上げる必要があります。

国のマイナポイントは終わりましたが、各自 治体交付率を上げるために、新型コロナ対策で 商品券等を使い、普及率を上げています。

石川県の加賀市や都城市においても、独自の 施策を打ち出しています。垂水市も、交付率を 上げるためにも、検討していただきたいと要望します。

総務省にも、各自治体の交付率が出ています。 一気に上位に踊り出るチャンスがあります。垂 水市もチャンスです。市民課任せでなく、例え ば、免許返納で商品券をもらいに来た方に身分 証明書代わりになると言い、つくってもらうな ど、いろいろなアイデアを出し、本腰に取りか かっていこうではありませんか。これは要望と してお願いします。

次に、市外で働く方や学生など、住民票など 必要なとき、時間を割いて垂水市の窓口まで来 る必要があるが、コンビニなどでできるのであ れば、市外の職場等の近くのコンビニでお昼休 憩でも利用できるが、垂水市ではコンビニでの 交付利用については考えていないのか、お聞か せください。

**〇市民課長(松尾智信)** コンビニでの住民票 等の交付利用はできないかについての質問にお 答えいたします。

県内では9月1日現在で、県内43市町村のうち13市町村がコンビニ交付を行っております。 コンビニ交付の運用を開始した場合、市内のコンビニだけではなく、全国のコンビニで交付利用は可能となりますことから、市民の利便性が向上するようでございます。

また、窓口業務の負担軽減により、業務量の 軽減も図られるのではないかと考えているとこ ろです。

一方で、コンビニ交付サービスを開始するに 当たりましては、導入費や維持費などの経費や 住民基本台帳システムとの連携など、様々な課 題を検討する必要があると考えております。

コンビニ交付サービスについては、まずは導入に係る様々な課題を整理した上で、その検討を進める必要があると考えております。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** 本来ならば、国が施策として

住民サービスの一律を行わなければいけないことだと思っています。

デジタル庁でやっと本格稼働し始めたので、 動向を注意していただき、補助金等の助成があ れば費用対効果もあるでしょうけども、市民の 利便性を考えて検討していただきたいと思いま す。

次に、窓口のキャッシュレスなんですけども、 できることなら市民の利便性を踏まえ、促進を していただきたいと思います。

次に、児童クラブですが、校長がここの場所 でという権限での採用が決まったと理解いたし ますので、分かりましたとしか言えませんので、 次に移ります。

ほかの児童クラブも発足してから何年か経ちますが、改善してほしいという意見はないか、 お聞かせください。

**○福祉課長(篠原彰治)** 他の児童クラブから 改善してほしい意見はないかにつきましてお答 えいたします。

令和3年4月から現在までの間、協和児童クラブから1件の要望がございました。内容につきましては、協和児童クラブにおいては、学校終了後、児童クラブに移動する際に、一旦外に出て児童クラブに移動しているところですが、雨天時にはぬれるため、ひさしをつけてほしいという要望でございました。

福祉課においては、ひさしを設置せずとも、 校内を移動すれば雨にぬれることがないことか ら、早速、協和小学校に連絡し、校長先生と教 頭先生に、雨天時においては学校内の移動の許 可をお願いいたしました。

後日、学校から連絡が来て、雨天時の学校内の移動を許可されたことを、委託先のシルバー人材センターに伝えるとともに、学校に行き、支援員の方にもお伝えしたところです。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** 児童クラブは学校側の施設を

お借りしているわけですが、困ったときに柔軟に対処していただくよう、これからもよろしく お願いします。

次に、家屋全棟調査において、見た目で使え そうな空き家が347件。この空き家を何とかた くさん空き家バンクに登録してもらえれば、人 口増、世帯増につながると思いますが、空き家 バンク登録につなげるには、どのような施策が 考えられるか、お聞かせください。

**○企画政策課長(二川隆志)** 新原議員の御質 問にお答えします。

税務課の家屋全棟調査で得られました空き家情報を基に、外見が利用可能な空き家物件を、 売買や賃貸の物件として空き家バンクの登録に つなげて活用するためには、所有者の承諾はも とより、様々な事務や手続が必要でございます。

まずは空き家の所有者の所在を確認いたしまして、不動産業者と同行し、所有者の了承の上で室内の内見をさせていただき、利用可能な物件であるか否かを判断することとなります。それから、利用可能な物件の所有者へ空き家バンクへの登録を促しまして、登録する意向を確認できましたら、空き家バンクへの登録が可能となります。

税務課が実施しました家屋全棟調査で得られた情報は、大変貴重な情報であると認識しております。空き家バンクにおきまして、利用可能な物件の登録件数が増えることは、空き家バンクをベースとする移住・定住促進事業を利用される移住者の増加につながる可能性がございます。

現在、税務課が毎年度、固定資産税の通知書を発送する際、市内に物件を所有されている市外在住の方を対象に、空き家バンク制度等のパンフレットを同封させていただくなど、税務課と連携して制度の周知拡大を図っているところでございます。

家屋全棟調査の空き家情報の活用方法につき

ましては、空き家対策に関連する部署の職員で 組織されます空き家対策ワーキンググループ会 議におきまして、家屋全棟調査で得られた空き 家情報の活用方法を現在検討しているところで ございますので、これから進められるワーキン ググループ会議の検討結果も踏まえまして、家 屋全棟調査の情報の有効活用により、より多く の空き家の活用が図られ、加えて空き家バンク をベースとする移住・定住促進事業へもつなげ ていけるよう、引き続き関係課と連携してまい りたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、全棟調査で出た空き家をパンフレットを使ってやっているということですけども、少しでも空き家バンクに登録してもらうような工夫した、例えば、登録できたら5,000円分のふるさと納税の商品からピックアップし、商品を好きなものをもらえるなどしたら、応募者も増えるのではないですか。商品を提供する方も喜ぶことですし、要望ですけど、考えてみてください。

一挙に300件登録されるということはないですけど、登録されても、送料まで入れても、100、200万もかからないような事業です。1年間に10件登録されただけでも、登録するほうは、登録しようかなという気持ちになりますので、ぜひ検討してみてください。

次に、空き家・空き店舗を居抜きで貸し出す 方法として、現在、空き家を片づけても、借り 手がいつ見つかるか分からないので、荷物の入 った状態でも空き家バンクに登録してもらい、 借り手が見つかったときに対処する方法はない かと。

また、広い家なら、1部屋に借り手がつかないたんすなど、荷物を押し込むなど柔軟な方法で貸しても、負担の少ない方法で貸し出すことはできないか、お聞かせください。

**〇企画政策課長(二川隆志**) 空き家・空き店

舗を居抜きで貸し出す方法は、につきましてお 答えさせていただきます。

空き家バンク制度は、売りたい物件や貸したい物件を登録していただき、購入や借りたいと考えている方々とマッチングさせることにより、市内の空き家物件を有効活用する目的と、空き家バンクをベースとする移住・定住促進事業を推進することで、移住者を増やすとともに、定住促進を図ることを目的として設けられた制度でございます。

空き家バンクに登録されている物件は、購入 者や借り手が決まっていないため、現状、所有 者の家具類を残したままの居抜きの状態で登録 している物件がほとんどでございます。

このような居抜きの状態で登録されている物件の所有者の方は、購入者や借り手が決まりましてから、所有者が家具類を処分する費用の一部を助成する空き家有効活用推進事業支援補助金を活用されまして、居抜き状態を解消されてから契約されております。

実際、当事者間の契約内容次第で、居抜きの 状態での売買や賃貸も可能でございます。

家具類を残した状態の空き家や空き店舗であっても、利用可能な空き家であれば、まずは空き家バンクへ登録していただきまして、空き家有効活用事業や空き家リフォーム事業を活用していただくなど、家屋全棟調査の情報を有効活用する検討を進めまして、空き家バンク制度に登録していただく物件のさらなる充実を図り、より多くの方々に空き家物件を活用していただきますよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○新原 勇議員 現在、荷物の入った状態でも登録できるということで、知らない方もいらっしゃると思いますけども、ぜひたくさん登録できることを願います。

また、リフォーム促進事業も、空き家バンク に登録した家に限り、家主さんの許可があれば、 借り手も使える事業などがあれば助かると思いますが、これは要望として検討してみてください。

次に、やはり若い世代に垂水市に住んでもらうには、子育て支援策は充実が大切です。岡山県の奈義町は、「子育て応援宣言のまち」とうたい、「子育てをするなら奈義町で!」のキャッチフレーズで子育て支援策を行い、高齢化率3割を超えた町ですが、2014年に日本の出生率が1.44に対して2.81を記録しております。

垂水市の子育て支援策はどのようなものがあ るか、お聞かせください。

**○福祉課長(篠原彰治)** 垂水市の子育て支援 策にどのようなものがあるかについてお答えい たします。

今、議員から質問の中でありました、岡山県 奈義町の子育て支援策についてでございますが、 福祉課内においても確認させていただいている ところです。

奈義町が実施している事業につきましては、 ほとんどの事業を本市においても実施している ところです。

また、本市においては、令和2年度から3号認定の子供に係る保育料の半額の軽減、副食費への助成、子ども医療費助成事業の対象年齢の引上げなどを実施しており、令和3年度からは、乳幼児用品等購入助成事業の助成額を2倍の7万2,000円とするなど、子育て支援の充実に着実に取り組んできているところであります。

また、子供を一時的に預かるファミリー・サポート・センター事業については、子育て応援券を利用することで、対象児童1人につき10時間までの利用料金が無料となるなど、本市の子育て支援策の内容につきましては、県内の他市町村の取組と比べても充実したものとなっております。

以上でございます。

**〇市長(尾脇雅弥)** 少し補足をさせていただ

きます。

ただいま新原議員から御紹介がありました岡山県の奈義町の子育て支援策につきましては、 私自身も以前から興味を持ち、参考の一つとさせていただいております。

本市の現状や取組等につきましては、今、福祉課長から御説明のとおりでございます。共通認識として、日本全体が高齢化、少子化社会の中で、垂水市においても、あらゆる施策を実施して課題解決に努めることは重要だというふうに思っております。

簡単に申し上げますと、高齢化の課題に対しては、鹿児島大学との「たるみず元気プロジェクト」の予防を中心とした施策を、また、少子化対策、子育て支援につきましては、もう一つ、デジタル化時代の教育の充実を加えて、政策と予算を投じてまいりたいというふうに思います。

先ほどの例の部分に関しては、あらゆる政策は我々もやっているんだということでありますけれども、例えば、岡山という地の利であったり、そういったものもあるのかなと思いながらも、しっかりと結果を出していくというのが重要だというふうに思います。

いずれにいたしても、先ほど空き家バンクのふるさと納税の御提案でありますとか、今回も成功事例を基に、前向きで建設的な御提案を頂いたということは、何よりありがたいことでありますので、二元代表制の立場は違いますけれども、垂水市の発展、市民の皆さんの幸福という目的は同じでありますから、今後もそういう御提案方で、いろんな御意見を頂ければありがたいと思います。参考にさせていただきます。

**〇新原 勇議員** 市長には後でちょっと聞きたかったんですけども。

垂水市の子供支援策は、奈義町には負けない ぐらいにあります。しかし、PRが全然足りま せん。

そこで、たるたるの成長化、人生100年計画

をうたって、今、市長がいろんな施策を言われたのを踏まえ、生まれたとき、新生児で10万円もらい、保育料の無料化、いろんなワクチンが無料で行われ、一部お金もかかるのはありますけれども、18歳まで医療費無料、垂水高校への支援事業、または大学へたるたる奨学金制度など、結婚して新生活支援補助金、または40歳からの健康プロジェクト等、100歳の長寿お祝い金まで、垂水市民にもこれだけ子育て支援策と福祉政策があるということを、各課の垣根を超えたリーフレットでも作り、市民にもPRしていくことを望みます。

この1冊で年代別に、今、何の施策があるか 分かると便利だと思います。これを要望として お願いします。それについて、市長どう思いま すか。

**〇市長(尾脇雅弥)** 情報発信ということ、本 当に大事なことだと思います。政策的には、か なり担当も知恵を絞って汗をかいて頑張ってい ただいていますけれども、伝わらないというの は非常に残念であります。

その政策、いろんな施策を受けた方々からは、 お礼の言葉とかを頂くことがあるんですが、な かなかそのことが伝わらないということがあり ますので、情報というのはやっぱりしっかりと プッシュ型で、広報誌もありますけど、あらゆ る手段を通じながら、特に子育て支援というこ とに関しては、若い世代でありますし、その世 代に向けてどうするか。また、そのお母さん、 お父さん世代、あるいは、おじいちゃん、おば あちゃん世代も含めて、情報をしっかり届ける と。その中で、こういうことがあるよと。だか ら、垂水でいいよねと。

先ほども申し上げましたけれども、子育て支援の充実、あるいは教育の充実というところで、 垂水市に移住をしたいというような形を一つの 目標にしておりますので、高齢者の皆様方に対 しては、さっき言った健康プロジェクトは垂水 市だけのことですから、垂水だと、そういう形 で健康な暮らしができる。

もともと皆さん共通認識で、食、あるいは水、 地の利もいいということでありますから、ピン チをチャンスにというお言葉もありましたけれ ども、あらゆるそういったことを総動員して、 しっかりと情報発信をしながら、前に進めてい きたいというふうに考えております。

**〇新原 勇議員** ありがとうございます。

各種ワクチンについてですけども、やはり65歳のときに30%肺炎球菌、やはり1回受けて、次は5%とか12%とか低くなっているのは、やはり助成がないということで、幾らかかるんだろう、5,000円だろうか、6,000円だろうかというのがあって。本当は年齢が高い70代、80代の方に打ってもらうというのが本当は一番いいんですけども、3,000円助成でなく、自己負担額2,000円とかそういう感じであれば、接種率が少しは変わると思いますけども、そういう考えのほうでよろしくお願いします。

市民の長寿命の点からでも、2回目からの助成で接種できやすい環境をつくってください。

帯状疱疹ワクチンの助成についてですけども、 加齢などによる免疫力の低下が発症の原因で、 特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までに 約3人に1人が帯状疱疹を発症されると言われ ております。

私も去年の夏、かぶれと思っていましたが、 帯状疱疹であり、びっくりしました。早めの処 置であったため、合併症にはなりませんでした が、ワクチン接種で3年から10年は効果がある ので、ぜひとも助成をお願いしたいのですが、 いかがですか。

**〇保健課長(草野浩一)** 帯状疱疹ワクチン接種の補助につきましてお答えいたします。

国立感染症研究所によると、帯状疱疹は水 痘・帯状疱疹ウイルスが初感染で水痘を引き起 こした後、近く神経節に潜伏感染しているが、 免疫低下などが誘因となり、再活性化を起こして発症するとされております。

国内における帯状疱疹の発生頻度は、年間 1,000人当たり5人程度とされ、加齢に伴い増加する傾向があります。

議員が申されましたとおり、50歳を境に発症率が急激に上昇し、70歳以上では1,000人当たり10人以上となっていると公表しております。

そのようなことから、国は平成25年12月にワクチンメーカーに対し、帯状疱疹ワクチンの開発を要請し、平成26年3月に予防接種に関する基本的な計画において、開発優先度の高いワクチンに帯状疱疹ワクチンが位置づけられております。

その後、平成28年から高齢者に対して帯状疱疹ワクチンが国内で使用可能となっておりますが、接種に当たり、免疫不全患者は帯状疱疹のハイリスク群であることを考えると、予防接種の必要性が高いにもかかわらず、ワクチンが生ワクチンであるため、免疫不全患者への接種は許可されていないことや、ワクチンによる予防効果がいつまで持続するのか明確な答えが出ていないなど、幾つかの解決すべき課題があるようでございます。

そのようなこともあり、国からは帯状疱疹ワクチン接種について、通知等は示されていないところでございます。

また、鹿屋保健所管内1市4町と近隣市の鹿 児島市、霧島市、曽於市に調査を行ったところ、 補助を行っているところはございませんでした。

今後は、国や県内の他市の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。

**〇新原 勇議員** 帯状疱疹のワクチンは生ワク チンであるということから、少しリスクのある 方もいらっしゃるという話でした。そういうことは、かかりつけの先生と相談しながらやっていけたらなと思っております。

帯状疱疹は、皆さんも御存じのとおり、重症 化したら長期治療になって、大変な思いをした というお年寄りなどもよく聞きます。それがワ クチンによる予防で重症化を防ぐことはできま すので、ほかの市町村が検討していないのであ れば、垂水市も第1号で検討をお願いします。

また、いろんなのを調べてみますと、10年に 1回打てばいいような感じの見聞もありますの で、どうか助成のことも考えて、よろしくお願 いいたします。

最後に、新庁舎についてですが、耐震診断の 結果がどうなるか分からないが、新庁舎の候補 地の決め方は大変重要になります。その時期に、 また幅広い意見を酌み上げてほしいです。

去年、鹿屋女子高は4階建て、約6,294平米、 多目的ホール671平米、屋内運動場も整備し、 総事業費約25億円でできております。市民の方 は、そういう建物でもいいと思っております。 これから耐震補強になるか分からないですけど も、こういう実例があるということで、皆さん のおかげで早く終わりましたので、以上で質問 を終わらせていただきます。

**〇議長**(川越信男)ここで暫時休憩いたします。次は、1時20分から再開します。

午後0時15分休憩

## 午後1時20分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

暑い方は上着不着用で構いませんので、対応 方よろしくお願いいたします。

また、会議中は携帯電話をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、質問中は、私語を謹んでください。お 願いいたします。

次に、10番、北方貞明議員の質問を許可しま す。

[北方貞明議員登壇]

**〇北方貞明議員** 皆さん、昼を食べて眠気が差 す時間帯になりましたけれども、しばらくの間 お付き合いください。

それでは、質問に入らせていただきます。

ごみステーションについて。私は6月議会でも、ごみステーションの用地について質問をいたしました。そのうちの答弁は、ごみステーション場所の用地は、公有地を利用している集落は、減免や無償で借用しているとの答弁でありました。また、私有地をしている集落は、借地料を地権者に払っているという答弁でもありました。

6月議会終了後、早速、生活環境課ではごみ ステーション設置に関わる調査表を各振興会に 配付され、アンケート調査を実施されました。

主な調査内容は、ごみステーションの設置場所が公有地か私有地か、ごみステーションの借地料は無料か有料か、無料の場合の理由は何か。有料である場合の年間の借地料などの調査をされましたが、その調査結果をお聞かせください。

民生委員について。私は、民生委員の方々は、 市町村内の生活困窮者の世話などを行い、社会 福祉の増進を図る名誉職であり、地域で日夜頑 張っておられると思っています。

先日、私のところに高齢者の方から「民生委員の方が全然訪問されない」という電話をもらいました。民生委員には毎月の活動報告が義務づけられていると思います。その実態についてお聞かせください。また、民生委員法では、報酬は無給となっているが、本市での報酬並びに活動費はどのようになっているかお聞かせください。

教育関係についてお尋ねいたします。

1番目に、市内の通学路について。皆様方も 御承知のとおり、6月28日、千葉県八街市の路 上で、下校中の小学生の列に大型トラックが突 っ込み、児童5人が巻き込まれ、2人が亡くな られた事故が発生しました。この事故を受けて、 文部科学省では全国の学校に対し、通学路の危険箇所調査が指示されたと思っていますが、本市では危険箇所は何か所あったかお聞かせください。

2番目に、牛根小学校の今後について。6月 議会で森議員の今後の小学校の在り方について、 特に牛根3校においては、平成9年度には3校 で合わせて児童数は12名となる。今後の牛根3 校の方向性についての質問に対し、教育委員会 の答弁では、保護者、地域の意見交換を進め、 地域の総意の下に進めていきたいと答弁があり ました。現状と将来について考えたとき、教育 委員会はこの問題に積極的に取り組むべきと考 えますが、その見解をお聞かせください。

次に、コスモス苑でのコロナワクチン2回未 満接種者利用停止について。

私は8月12日の南日本新聞の、垂水市立老健施設接種未完者の利用停止の記事を見て驚きました。県内で新型コロナが急激に拡大し、本市でも8月4日に71日ぶりの感染者が出て、コスモス苑では1月にクラスターが発生し、二度と園内で発生させてはならないという思いからであったことと思っております。

8月6日に通所リハビリの一部利用停止を緊急決定し、8月7日から、対象者、コロナワクチン2回未満接種の方16名にサービスを停止されました。停止期間は当面の間としているとのことであったが、停止から1か月がたっているが、16名の方の現在の状況をお聞かせください。これで1回目を終わります。

**〇生活環境課長(紺屋昭男)** 各振興会へのご みステーションの実態調査についてお答えいた します。去る6月下旬から7月下旬にかけまし て、ごみステーションの実態を把握するために 市内142振興会へアンケート調査票を送付し、 振興会の皆様方に御協力をいただきながら実施 したところでございます。

アンケートの内容につきましては、先ほど議

員からもございましたが、各振興会のごみステーションの設置場所の数や、設置している場所が公有地なのか個人などの私有地なのか、また、設置場所の借地料の支払いの有無についての調査を行わせていただきました。

アンケート結果につきましては、ごみステーションの設置場所数は190か所で、190か所の内 訳としましては、公有地のみの設置が88振興会 115か所、私有地のみの設置が44振興会49か所、公有地と私有地両方の設置が10振興会26か所でございました。その中で、ごみステーション設置場所の借地料を支払っている振興会は30振興会35か所でございました。なお、公有地の借用に係る借地料は発生していないところでございます。

以上でございます。

**○福祉課長(篠原彰治)** 毎月の活動報告が義 務づけられていると思うが、その実態は、につ きましてお答えいたします。

民生委員の活動報告につきましては、統計法第19条による統計調査である福祉行政報告例の第40表民生委員・児童委員の活動状況において、年度分を年1回まとめて国に報告することとされております。このことから、本市においては民生委員に対し、毎月の活動報告を提出するよう求めており、活動内容は、高齢者、障害児、児童、母子世帯などの要援護者の調査、実態把握や相談支援を行うことが主なものとなっております。

しかしながら、令和2年3月2日、国から、 民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための当面の留意点が示され、各自治体は感染の拡大防止の観点から、地域の実情に応じた活動内容、方法等について検討することとされました。

このことを受けて、本市においても感染状況 を踏まえ、必要に応じ、訪問から電話対応に代 えるなどの対応をし、活動を継続している場合 もあるところです。

以上でございます。

続きまして、民生委員法では報酬は無給となっているが、本市での報酬及び活動費はどうなっているかにつきましてお答えいたします。

報酬と活動費についてですが、議員のおっしゃるとおり民生委員法の中で給与を支給しないものとなっていることから、報酬については本市においても支給しておりません。活動費については、民生委員法に基づき活動費を支給することとなっております。

以上でございます。

**〇学校教育課長(今井 誠)** 市内の通学路の 危険箇所は何か所把握しているかにつきまして お答えいたします。

6月28日に、千葉県八街市で起きました児童 5人が死傷した痛ましい事故の発生を受け、文 部科学省は通学路における合同点検等実施要領 を作成し、7月9日付で全国の都道府県教育委 員会等に文書で発出しました。

本市におきましては、この文書を受け、各学校に通学路点検を実施し、危険箇所を報告するよう指示したところでございます。各学校から上がってまいりました危険箇所の件数は、新城小学校区4件、柊原小学校区5件、垂水小学校区6件、水之上小学校区6件、協和小学校区7件、松ヶ崎小学校区10件、牛根小学校区4件、境小学校区4件、計46件でございます。

以上でございます。

**〇教育総務課長(野村宏治)** 牛根3小学校の 今後について、どのように考えているかにつき ましてお答えいたします。

牛根3小学校の「小学校の在り方」についての教育委員会としての基本的な考え方は、今後の児童数の推移を見極めつつ、保護者や地域の方々の合意形成を図るとともに、子供たちの気持ちも酌みながら、慎重かつ丁寧に対応すべき重要案件であると考えております。6月議会の

森議員の質問に対してもお答えいたしましたと おり、小学校の在り方につきましては、子供た ちの声、保護者の声、地域の皆様の小学校の在 り方についての思いや考えが重要であると考え ております。

教育委員会としましては、お声かけいただければ、保護者あるいは地域の集まりの場において児童数の現状、今後の推移等の情報提供をさせていただき、保護者及び地域の皆様と一緒に、よりよい学校の在り方につきまして前向きな意見交換ができればと考えております。さらに、各地区におかれましても、保護者、地域の方々の意見交換等を進めていただき、保護者や地域の皆様の小学校の在り方についての御意見等をお伺いさせていただき、保護者と地域の方々総意の下、よりよい小学校の在り方につなげていきたいと考えております。

なお、8月1日には、境地区公民館等を主催 とした、2回目の境地域交流会が開催され、学 校も特認校生とのブースを設けたところであり、 より充実した交流会になるように教育委員会も 協力したところでございます。

以上でございます。

**〇保健課長(草野浩一)** コスモス苑における 通所リハビリサービスの一時停止措置となった 方々へのサービス提供状況につきましてお答え いたします。

まず、先月27日の市議会全員協議会において 御説明申し上げた内容と重複することとなりま すが、改めて通所リハビリサービスの一時停止 に至った経緯について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に 急激に拡大し、鹿児島県においても、8月に入 り感染者が200人を超える数が確認され、急激 な拡大状況になりました。そのような状況の中、 本市におきましても先月4日に71日ぶりとなる 感染者が確認され、市内での広がりも予想され たところです。 コスモス苑といたしましては、施設入所者も 含めサービス利用者に対し、少しでも感染リス クを低減するため、御自宅から施設に通われる 通所サービス利用者の中で感染リスクが高く重 症化しやすい、ワクチン2回未接種者16名に対 し、できるだけ感染から守るためのより安全確 保の観点から、8月7日から当分の間、サービ スの一時停止を行い、その該当者への対応策と しまして代替サービスを提供するもので、サー ビスの継続を図ろうとしたものでございます。

この措置は、あくまでも一時的、緊急的な措置として長期化しないよう施設側と協議を行っておりましたが、同月13日に県独自の緊急事態宣言が発令されたことから、改めて通所サービス利用者90名全員の個々のサービス提供の在り方について、今般の県内・市内の感染拡大状況を踏まえた上で、生活に必要なサービスの見直しを行うこととし、コスモス苑、担当ケアマネジャー、利用者、その御家族を交えての話合いを進めているところでございます。

議員から御質問がありました16名のサービス 提供の状況についてでございますが、16名のう ち10名につきましては、サービスプランを見直 し、新たなサービス提供がなされ、残りの方に つきましては御本人の意向も確認し、この感染 拡大の状況において当面は自宅での療養をされ ているとの報告を受けているところでございま す。

なお、自宅での療養をされている方々につきましては、身体機能低下や体調悪化とならないよう、施設担当職員やケアマネジャーが定期的な体調確認を行うこととしているとの報告を受けているところでございます。

以上でございます。

**〇北方貞明議員** それでは、一問一答でよろしくお願いいたします。

そしたら、ごみステーションのことで伺いま すけれども。実態としまして、ごみは公有地を 使用しているところは無料、私有地を使わせて もらっているところは有料であるところを今、 聞きましたけれども。

まず、垂水市民の大方の方々が、確かにごみ 袋は有料で購入されると思います。先ほども言 いましたように、大方の方々は、ごみ出しは無 料だと思っておられるのが大半と思います。だ けど、このように実際、借地料を払ってごみ出 しをするということは、結局はごみ出しは、こ の集落にしたら有料なんですよね。と私は思っ ています。

それで、この制度が始まってから、平成14年にこのごみ分別がスタートしたわけなんですけれども、今日まで約20年近く、19年ですかね、の間ですよ。この有料のところは約20年間、地料を払っておられるわけですよね。それで、私も今度、分かって、私たちも力不足だったなあと反省はしています。なぜこういうのを早く気づかなかったかと反省もしています。

そして、執行部においては、こういうのを私 たちより執行部の方が一番分かると思っていま した。気づかれると思っていましたから。今、 今日までなっていると。役所は、市長もですけ ど、市民に対し公正公平な立場で市政運営、市 民サービスに取り組んでおられると思っていま す。この公正公平という下の考え方で、このよ うな実態があるわけですけれども、今、一課長 さんはいいです。副市長、市長、この実態をど のように考えておられますか。ちょっとお聞か せください。

**○副市長(益山純徳)** 今、北方議員から質問 がありました、公平公正の観点からどう思うか ということに対して、御答弁申し上げます。

ごみステーションの設置場所につきましては、 先ほど担当課長が申し上げましたとおり、30振 興会がごみステーションの借地料を支払ってい るということが、今回の調査で確認ができまし た。今回の調査結果等を基に、ごみステーショ ンの利用につきまして、振興会の負担軽減のためにどのような方法があるのか関係課などと協議しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**〇北方貞明議員** 各関係課と協議して検討。検 討というのは、前向きな検討と私は理解いたし たいと思っております。

そういうことで、これから年末にかけて予算編成もされると思いますけれども。これはぜひ、先ほども言いましたように約20年間払い続けている集落もあるんです。役所の温かい支援の手を差し伸べていただきたいと思います。これは来年度、ぜひ実現していただいて、ごみ出しがみんな無料なんだよというふうな形を取っていただければと思っています。

その検討というのは。その決意をもう一遍、 これぐらいはやりますよというぐらい勇気ある 回答をお願いいたします。

**○副市長(益山純徳**) 再度、北方議員から御 質問がございました。

まずは、そのごみステーションの利用のための振興会の負担軽減ということで、まずは振興会内の公有地等への移設が可能であるかどうかなどの検討を、まずは行う必要があるのではないかと考えております。

以上です。

**〇北方貞明議員** そしたら、前向きに検討して くれることを期待しまして、次の質問に入りま す。

民生委員さん、毎月の義務づけがするようになっているんですよね。それで、報酬は報酬ではないと。活動費だと、そういうことですけれども。その活動費は、本市が幾ら、そして本市は19市の中でどのような位置にあるのか。まず、それを教えてください。

○福祉課長(篠原彰治) 垂水市における活動 費は、月額6,000円の年間7万2,000円となって おります。それで、活動費の19市での順番ですが、15番目となっております。

以上でございます。

**〇北方貞明議員** 上から15番目ということですか。それでは、最高と最低が、その中で分かれば教えてください。市町村名はいいです。

○福祉課長(篠原彰治) 最高が、私たちの調べている範囲内では、市町村合併の関係で姶良市が1番というふうになっております。姶良市です。

## O北方貞明議員 金額。

○福祉課長(篠原彰治) 金額が、費用弁償と 一緒に合わせてということで、具体的な金額が 姶良市については分かっておりません。

それと、最低はちょっと名前のほうは差し控えさせていただきますけれども、4市、上乗せ部分、県の定めた金額に上乗せをしていない市が4市あります。

以上でございます。

〇北方貞明議員 県で上乗せをしていないのが 4市と言われましたけれども、これは、本市の 7万2,000円というのは、従来5万幾らと僕は 思っているんですけれども。それから活動費が 上がったから、現在、7万2,000円ということですよね。

その据え置いていたほかの4市は従来、今さっき言ったような、国からか、県からか決まっている。その金額ということの理解でいいですかね。

それから、とにかく垂水市は上から15番目、19市のうち15番目ですから、もうちょっと。この民生委員さん方は、本当にプライバシーを守ったりして、いろんな日夜活動をされております。そういう関係で、もうちょっと活動費をお渡ししたほうがいいのではないかと、私自身は考えておりますけれども。その辺をよろしくお願いいたします。

それから、このようにして1番目の質問をし

ましたように、民生委員さんが訪問されないというふうに、私に電話があったわけですけれども。実際は、私のところの民生委員さんも、留守中に来られるときも、「この間行ったからね」ということで、お会いしないときもあるんですけれども。

そういうようなことはありますので、何か民 生委員さんと受けるほうの高齢者の方あるいは 生活困窮者の方々へ、こうして来たんだよとい うような証。例えば訪問カードとかそういうふ うなものを作成して、ポストでも入れていたら。 あっ、今日は来てくださったんだなというふう にして、受けるほうも、ああ、私のことを見守 ってくれているんだなあと安心感もあると思い ますよ。

そういうふうに、やはり何らかの来たんだというような方法というか。お互いが意思疎通ができるような、そういう安否確認のときの訪問カードというかそういうのを作成とかは考えておられるか、お聞きします。

**○福祉課長(篠原彰治)** 今、議員から御提案 がありました訪問カード等ということでござい ますが、実際、私どもも、個人でそういったこ とをされている民生委員さんもいらっしゃるの を確認しました。そういった経緯から、事務局 でもそのことを検討し、現在、準備をして作成 中でございます。

今後は、そういった形で訪問したときに、い らっしゃらなかったというときには、訪問カー ドを置いて、また何かありましたら御連絡くだ さいといったような形でやっていこうと思って おります。

以上でございます。

○北方貞明議員 では、前向きに取り組んでいただけるものと理解します。これはちょっと、私の地域の民生委員さんは、毎月、おかげさまでこうして。もうこの人は五、六年ですかね。毎月おかげさまで、こういうのを入れてくださ

っています。だから、私たちの集落では毎月訪問されるときには、こういう形で分かるわけなんですけれども。

そこで、いろいろな季節の話題やら書いてあるんですけれども、また川柳とか笑いを誘うようなことも書いてあります。それで、それがお年寄りには、この川柳とか、勘違い、取り違えといったひねくれておられる方も中にはおられます。

その中の、ここに幾つも書いてありますけれども、1つ御披露いたします。

18歳と81歳の違い。恋に溺れるのが18歳、風 呂で溺れるのは81歳と。こういうふうなことを 書いて、下には断りがしてあります。これは、 そう皮肉っていませんが、皆さんであったら参 考にしてくださいというような注意書きもある んですけれども、こういうような川柳とか入れ ることになって、私も安心しているところです。 これは私の集落のことでしたけれども。

このようにして民生委員さんとその受けるほうとの意思疎通ができるように、先ほど課長から言われましたように、訪問カードとか何かそういうふうなこと、証をできるように、前向きにお願いしておきます。

これで、この項は終わります。

危険箇所調査、大変お疲れさまでした。全部で46か所ということになって。これは、また新たに調査されて、今度は父兄の方々もいろんな関係があって、細かいところまで目配り気配りをされて、このような数字ができてきたと思います。

以前、私が五、六年前、同じようなことを質問したときは、8か所だったかな、そういうふうな。8か所だったかな、あったんですよ。そしたら、そのときは、順次、消化して、来年、再来年度に終わりますということだったから、もうそれから数年たっていますから。私が質問した後には、もう完全に終わっていると思いま

す。

だから、この46か所、この新しく出てきたわけですけれども。これは大概が車道とか車のことではないかというのがあると思います。

その中には、私は思うんですけれども、川とか側溝とか、また崖下とか。それは、またいろいろと探せばきりがないことでしょうけれども。そういうところもあるのではないかと思っています。

今ここに46か所出てきたわけですけれども、これは教育委員会で解決する、一つところで解決できる問題でもないし。各課と協議していただいて、いち早くこの問題は、解決して子供たちだけではなくして、大人もですけれども。安全対策には寄与しますので、各課と協議していただいて、一日も早く安全な通学路をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

次に、教育の問題ですけれども。今、課長が 述べられましたように、これは6月の森議員の 答弁と大差というか、同じというように思って います。全く同じと言ってもいいぐらいです。

だから、ここのところ課長の、地域という言葉が再三出てきているわけなんですけれども。 私が思うには、その中で、森議員に対しての6 月の答弁をちょっと二、三、読ませていただきます。

昨年の10月に、牛根3校区の保護者と意見交換の要請を受け、学校の在り方について意見交換が有意義であったと。これからも保護者と話合いの活動をお願いしたい。必要ならば、教育委員会も参加させていただきたいと。呼んでいただければということですね。そういう機会をいただければ、児童の推移等もお伝えして意見交換につながると。また、保護者と地域の方々は――これは先ほども言われましたように、総意の下、よりよい小学校の在り方についてつなげていきたいというような答弁でした。

全てが、地域とという言葉が連発されていま

すが、教育委員会の積極的な取組が全然、これには、私の答弁の中には見えてこないんですけれども。5年後には、牛根全体で十数名となるという、もう予測はたっているわけです。

そういう中で、地域から地域からではなくて、教育委員会から発信する場も多いのではないかと思うんですよ。もう5年後が見えているわけですから。出生率から行けば。今こういう状態ですよと。確かに小学校がなくなれば、その地域が大変寂しくなるのは、私も分かっています。今、こういう中で12名と言っても、3校で12名ですからね。あまりにも教育委員会の取組は、のろいのではないかと。とろいのではないかと思っています。

そして、感王寺議員の12月の答弁には、「可能な限り」というような言葉も使っておられます。そして、6月議会では、市長は、「にっちもさっちも行かんようになったら駄目だから」というようなことで。そういうようなことを考えたら、今すぐもう取り組まなければ遅いのではないかと思います。教育委員会、市長の考えをお聞かせください。

**〇教育長(坂元裕人)** 北方議員の御質問にお答えいたします。

北方議員もおっしゃいましたけれども、地域にとりまして小学校というのは、やはりなくてはならないもの。心のよりどころであったり、あるいは交流の場であったりと、非常に特別な存在というふうに私どもも考えております。

そういう意味で、先ほど来繰り返し答弁しておりますのは、だからこそ慎重、丁寧な対応が必要だということを言っているわけでございます。ですので、地域の方々と保護者の方々の御意見を添えて、子供の気持ちも酌みながらという、そういう手順をしっかり踏むということが慎重、丁寧な対応だと私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○市長(尾脇雅弥) 私にもお尋ねでございますので。まず、今、6月議会で「にっちもさっちも」とそのような表現はしていないと思いますので。

〇北方貞明議員 していない。

○市長(尾脇雅弥) そこはまた確認をしていただければというふうに思います。その上でどう判断をするのかということに関しましては、先ほどありました、全体的な中においては、小学校というのは地域においての、いろんな意味での核でありますから、ある意味、相反する部分があります。子供たちを持つ保護者の皆様方にとっては、教育的な視点で、例えば少なくなったらというお考えの方もいらっしゃいますし、地域にとってはコミュニティーの場でありますから、小学校を残してもらいたいということがございますので。

その中で、ある意味、行政がリーダーシップを取ってということの意味の御質問だと思いますけれども。そうやって積み上げたものっていうのは、結果としてなかなかうまくいかない。過去に4つの中学校を1つにしたことがございましたけれども、そのときも、当時の教育長も一生懸命対応されましたけれども、難しい問題も残ったというふうに思います。

今回のことも牛根エリアに関しては、3校で 十数名という将来的な現実がありますので、そ のことは全く考えていないわけではなくて、ま ずその当事者である地域の皆さんがどういう意 向を持っておられるかと。それに対して教育長 を中心として、十分お話を聞きながら、一緒に 考えていこうということは考えていると思いま すので。そのようなことで御理解いただきたい というふうに思います。

**〇北方貞明議員** 確かに小学校があるということは、その地域の活性化にもなるし、なくなれば残念だとは思っているんですよ。だけど、今の状態では、さっきも言いました、牛根境にす

れば、来年度は休校にならざるを得ないというような。廃校はもちろん駄目ですけれども、いっ、誰が来てもいいように休校にしておくと、そういうのは学校のやり方と僕は思っています。 廃校したとしたら、もうそこの地域には行けないわけですからね。だから、休校という言葉でずっと生きていると思うんですけれども。

だけど、現状を踏まえたとき、やはりそこに、 校区に児童がいないっていうことは、もう本当 に大変なことです。だから、その以後、全体の 牛根には12名しか5年後にはいないわけですけ れども。先ほども教育長は、地域から、市長は、 行政が出れば、ちょっと話がこじれるようなこ とを言われましたけれども。だけど、それも理 解してもらうためには、行政側が動いてやるの が一番いいんのではないかと思うんです。地域 が地域がと言わないで、行政ではこういうふう な考え方をしているんですよと、そういうふう な発信をしてくださいというのが私の考え方で す。

もう一度そういうことを、自ら教育委員会が 動こうかと、意欲とかそういうのはないんです か。

○教育長(坂元裕人) お答えを申し上げます。 9月に、森館長代理、森議員を通して境校区 で会を開きたいという旨の連絡をいただいてお ります。そこに出向いて、在り方について前向 きな話合いができればなと思っております。

以上でございます。

〇北方貞明議員 先ほど、僕は「にっちもさっちも」という言葉を使いましたよね。「にっちもさっちも」と。使ったですよね、僕は。それで、市長は「そんなのを言った覚えはない」と言われましたよね。(発言する者あり)えっ、何。そのようなことを言われました。これは6月議会の議事録です。そこに、森議員のところに、はっきり「にっちもさっちもいかなくなって

からは」と、はっきりと言っています。言っていなかったではないです。

**〇市長(尾脇雅弥)** 議事録に残っているんであれば、言ったということなら、そういうことだと思いますけれども、意味合いとして、ちょっとニュアンスが違うかなあということを言いたかったということです。

○北方貞明議員 だから、私はそれを揚げ足を 取っているのではない。にっちもさっちもいか ないようになってからではと言われたんだから、 早くスタートをしてほしいということなんです よ。もうおたくも、にっちもさっちもいかない ときは駄目になってくるということを言ってお られるんですから。

そういうことで、そういうふうにならないように、早め早めに教育委員会並びに市長は先頭に立って、今の立場で説明をというか、牛根の方々にはお願いしておきます。

次は、コロナ禍の協議に移ります。

新型コロナ関係ですけれども、27日の全協で 説明は、私たち全員聞いたわけですけれども。 そのことに、私の調べた中のこと、そのコスモ ス苑の使用の経緯です。この間の27日、それで 現在までの。ちょっと後で確認しますけれども、 これから質問させてください。

コスモス苑の利用の経緯について。8月4日に垂水市に71日ぶりに新規患者が確認された。8月6日金曜日に通所者の一時利用停止を決定した。8月7日に、2回接種していない16名に、通所リハビリ利用を停止する。そして、8月10日、連休明けにコスモス苑から報告があった。そして、8月13日、停止見直しをしたと。これは、私は情報が来たわけですけれども。8月27日、これは初日の市議会の全協で説明されたものです。この順序で間違いないですよね。

**〇保健課長(草野浩一)** おっしゃるとおりで ございます。

**〇北方貞明議員** おっしゃるとおりと言われま

した。8月13日、停止見直しをした。これは、 私たちは聞きましたかね、全協で。(「聞いた かも」の声あり)聞いたかもではない。聞いて いないんですよ。これは、なぜ私たちには、こ の8月13日の停止というのを知らされなかった のかと。何があったんですかね。これをせっか く見直しをして、市側は再利用できますよと停 止者に連絡されたのではないのか。していませ んか。そこを僕は聞きたいんです。

○保健課長(草野浩一) 全員協議会に説明を したのは、13日に県独自の緊急事態宣言が出さ れて、20日の日に、12日のまん延防止が適用さ れましたと。協議を進めている中で、その13日 の宣言が出された後、その施設側と協議をして、 長期化する形になるので、しっかりとこの全員 に対して見直しをしなさいという形でお話をし たという形でございます。

だから、そこの部分がきちっと明確な言葉で 説明をされたかといいますと、説明はしていな いと思いますけれども、そういう言葉の含んで いる形になりますので、こちらとしては説明を したという認識でございます。

以上でございます。

〇北方貞明議員 県のなんでしょう。これは垂水の、13日といったら垂水のことだから。垂水の利用者が、再利用できますよと。これは、その人たちは知ったのに、なぜ私たちだけが知らなかったのかなあと思って、これは聞いているんです。13日以前はこの答えになっていますよ。だから、ここ。8月、鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令と。これは知っているんです。垂水市のことを私は聞いているんですから。なぜ知らなかったのかということです。

それから、コスモス苑からの報告ですよね。 連休がありましたから、今回は。だから遅れた ということかもしれませんけれども、これはコ スモス苑と市の保健課とは一体になって行動し ているのではなかったんですか。この受入れに。 私は、ここら辺がちょっと腑に落ちなくて。

それで、遅れた。そして停止するにも、まず 市に相談し、こういう理由で利用者は停止しま すから。なぜなかったんですかね。

**〇保健課長(草野浩一**) まず、13日の緊急事態宣言が発令、出された後、知事の記者会見がございました。その後、その協議をずっと続けていた中で、施設側とその夜にこういった形では長期化するのでという形で話を、協議を進めまして。まず、施設の利用者の方々に、14日からそれぞれのお話をされていると思いますので。

議会のほうに報告がなかったという形でございますが、この報告も含めて全員協議会で報告という形でお話をさせていただいたところです。

それで、今回、市のほうに、一体となってということでございますが、これまでは事前に市のほうにはいろいろな形で、クラスターの部分に関しましても報告があって、その報告を受けての対応だったんですが。今回の件はあくまでも緊急的な対応が必要だったということで、施設側が先行して対応を取ったということでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、緊急、緊急と言われた。 緊急であればこそ、市に連絡しないと。それを 協議して、そして、県なりに相談して指示を仰 ぐとか。新聞紙上でも介護保険法で抵触するの ではないかとかいうような記事も出ていますけ れども。

だから、2回接種しない人を受け入れないのは、既に法に抵触しているわけですよ。そうではないのですか。それは、駄目ですよ。2回接種しないと、施設に入れないんですよと。それが法で決まっているんですかということ。

**〇保健課長(草野浩一)** そこの法に触れる、 触れないという部分に関しては、私では御案内 できないんですが、おそれがあるということで、 まず県のほうに報告をしましたら、県のほうか らは合理的な理由がなければ、介護保険における運営基準の部分、サービス提供の拒否の禁止、また2月にございました厚生労働省における通知といったところに抵触するおそれがあるということで、改めて通所リハのサービス提供の在り方について、整理をする必要があるという助言がございました。

それを踏まえて、今回、施設側と協議を重ねておりました。県独自の緊急事態宣言があって、長期化すると。最初、8月の31日までまん延防止等措置で9月12日までと。明らかに長期化するという状況がございましたので、改めて13日の夜にコスモス苑側と協議をしまして、14日の日からサービス利用者全員に対して、それぞれ現状に合った生活に適したサービスになるようにということで、お一人お一人にお話しをしていくようにという形で協議をしたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 かみ合わない部分もありますけれども。この老健施設というのは、その介護を受ける、必要な人が介護を受ける権利があるわけですよね。そういう方々に対して、2回接種していないからストップというのは、ちょっと行き過ぎと見る面もあると思います。施設長の、先ほども言いましたように、1月にクラスターを発生したから、二度と発生させてはならないとの思いもあったんでしょうけれども。そういう、2回目を受けていないのは受入れはできませんという法的な決まりもありませんので。その辺を十分踏まえておいてください。

それで、ちょっと今度は話題を変えますけれども。私が知っている通所者で、頭はちょっと 損傷している人なんですけれども、その人も対象者で通所はできなかったわけなんですけれど も。その人は、全然理解をしていなかったらしくて、行くのをその人は楽しみにしていた。家族の話を聞けば、行くのを楽しみにしていた。 そして、行くときは、車が来れば、もう元気よくおはようございますと言ってあいさつをして乗り込んで、それで帰ってきた後も楽しくハッピーで、元気よく帰ってきたと。そういう人なんですけれども。

その人に、「今度は、あなたは受け入れられませんよ」と、なぜだと聞いたら、その理解ができないんです。やられているもんだから。それで、環境が変われば、パニックを起こすらしいです。その人が。それで、家族のほうで大分、今回のは困ったと言っておられました。

そういう意味で、そういう変わったために、 家庭内で大変苦労されたということで、一日も 早く通所させたいということだったんですけれ ども、幸いにして8月30日からその方は通所で きたということでした。それは一例として。

それで、最後に質問いたしますが、これはこのような介護施設停止のところは、私もこの新聞紙上で、我が垂水のことしか知りませんけれども、鹿児島県でほかにこのような事例があったのか。また、全国的にこういう事例があったのか。特異な我が垂水市で1件だったのか。その辺をはっきりお聞かせください。

**〇保健課長(草野浩一)** 他市の状況について は把握していないところでございます。

〇北方貞明議員 んつ。

**〇保健課長(草野浩一)** 他市の状況について は把握はしていないところでございます。

**〇北方貞明議員** 把握はしていない。僕らも聞いていないから、把握はしていない。そういう事例はないのではないかなと思っているんですけれども。これは、今後は国でもいろんな議論になるのではないかなと思っています。その次を見届けるしか仕方ないものかなあと思っておるところです。

今日はありがとうございました。これで終わります。

**〇議長(川越信男)** ここで暫時休憩します。

次は、2時25分から再開します。 午後2時19分休憩

午後2時25分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、10番、持留良一議員の質問を許可しま す。

[持留良一議員登壇]

**〇持留良一議員** それでは、質問を行っていき たいと思います。

今、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大 の勢いは、止まる状況にはありません。本県で も感染拡大が広がっています。

さらに、コロナ感染第5波では、感染性がより高いデルタ株が主流になり、全国的にも子供の陽性者が急増しています。感染状況が大きく変わる中、子供が感染し親が感染することも心配されます。一層の不安が今広がってきているのではないでしょうか。市民の暮らしを守る対策はさらに求められています。

そこで、以下の点について質問いたします。

1つは、事業者への十分な補償と営業支援で、 事業者等の声として、飲食店に限定せず、売上 げが減少した全ての関連事業者を対象とし、市 独自の支援を行う考えはないか。さらに、時短 要請期間中でも固定費負担が多額に発生するこ とから、補助対策を講じる必要があると考えま すが、見解を求めます。

2、大規模検査によって、無症感染者を発見、 保護、感染拡大を食い止める必要性は、今や多 くの専門家の共通認識になっています。自治体 がちゅうちょなく取組をすることが求められて います。自治体のPCR検査拡充のためにも、 県が主導し、財政的支援と検査を実施するよう 強く要望することが求められていますが、見解 を伺います。

3番目、学校での対策として、クラスター対

策と簡易検査の実施を強く求めます。

そこで、教職員等については簡易検査を頻回 に行う必要があるのではないか。

次に、陽性者が出た場合の対応について、濃厚接触者を狭く見ず、広めの行政検査を行うことを検討すべきと考えますが、対応はどうなっているか伺います。

学童保育対策としても広い場所の確保が必要です。学童保育のクラスターも増えていると報告があります。現場からも3密対策への深刻な懸念が寄せられています。見解を求めます。

学校対策としてのマスクの支給の必要性はないのか伺います。

4点目、濃厚接触者、自宅待機者等への休業 補償と生活支援、買物等の支援へ市民から声が 寄せられて、必要性があると考え、問題を提起 します。

雇用関係のない日雇いや個人事業者には、濃厚接触による休業は強制力はないため個別補償がなく、社会保険労務士も疾病手当等に準じた救済措置が求められていると提言しています。 生活面でも、近隣に生活を支援できる親族等がいない場合など、日常生活に支障を来すことになります。

また、休業で収入がなくなり、必要となる生活物資の購入もできないなど、大きな課題です。 生活支援について、災害時の緊急時と同等のスキームを構築することが必要です。見解を求めます。

次の質問は、学校給食センターの民間委託について、問題点を検証したいと思います。

食の外部化、多様化が進展し、生活環境の変化、多様化等から、さらにコロナ禍の中で、家族の食事の在り方にも大きな変化が生まれています。栄養バランスの偏りなど、心身の発育にも影響を与えることから、食の教育がさらに重要視される今日です。

このような中、学校給食法に明記されている

ように、学校給食は栄養補給のための給食にと どまらず、学校教育の一環であるという趣旨が より明確にされました。これは、給食、生きた 教材として食育を推進するための重要な観点で す。今、時代を担う子供たちの学校教育環境を どのように充実、整備していくのか。どのよう に成長してもらうか、そのためにどういう教育 を進めるのか。これは学校教育を考える基本で す。

だから、民間委託導入は学校給食の在り方が問われました。なぜ必要なのか、何の目的のため、どのようによくなるのか。納得のいく考えは示されませんでした。結局は、学校給食、調理業務の経費、いわゆるコスト削減だけしか思えません。

そこで、以下の点を質問いたします。

1つ、業務コストを抑えられたのか。人材は 確保できたのか。コスト削減されるとしても民 間委託と直営の利点、欠点を整理し、削減コス トに見合うかどうかを検討されたのか。そのこ とは将来的にも確定的といえるのか。

2点目、委託するとき、どのようなケースが 偽装請負となるのか。それを解決したのか。

以上の点について回答を求めます。

次の問題は、熱中症から市民の命を守る対策について質問いたします。

今年も30度以上の猛暑が続きました。気象庁はこれまで記録的猛暑が続いたときに、一つの災害と指摘し、対策を強く求めました。今年も猛暑が続き、さらに新型コロナ対策で外出自粛が求められている中、自宅での熱中症にかかるリスクが高まり、家庭内での熱中症予防対策が一層重要になっています。特に、コロナ危機は社会的、経済的立場の弱い人たちをより一層困難にし、貧困と格差を広げています。

今求められているのは、ケアに手厚い市政の 基本的役割、いわゆる福祉の増進の役割を発揮 することではないでしょうか。 そこで、以下の点についてお聞きし、対策を 求めます。

1つは、この5年間の熱中症の実態の特徴と 対策はどうなっているか。

全国的には、経済的理由でクーラーの設置や 使用ができない方が少なくないケースが報告を されています。本市ではどういう実態か、そこ からどのような必要と対策が見えてきたか伺い ます。

2点目は、新型コロナ対策で外出自粛が求められています。だからこそ、家庭内での熱中症対策は一層重要になっています。生活保護受給者、低所得者、高齢者、障害者等にエアコン等の購入、設置費用及び使用にかかる電気代の助成の検討が必要と考えます。これは市民の声であります。見解をお聞きいたします。

最後の質問は、個人情報の問題についてです。 個人情報保護条例は、個人の権利利益を保護 することが目的です。市条例の目的にも、市民 の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進を 図ることを目的とするとなっています。だから 市民は、自治体が個人情報を守ってほしいと考 えるのは当然であり、条例はその保障です。

さらに、住民の情報管理は、自治体が責任を 持つという住民との約束としてつくられてきた ものです。だからこそ、今自治体に求めている ことは、プライバシー権、自己決定権、自己情 報コントロール権、時代に合う権利保障を確立 する必要があるということです。

そこで、以下の点について時代に見合う権利 保障になっているか。改正の必要性はないのか。 基本的なところについてお伺いいたします。

1つは、本市の条例は目的に合った内容になっていると考えるか。また課題としてどのように捉えているのか。

2、条例で要配慮個人情報や、出身地、LG BTはどういう扱いになっているか。要配慮個 人情報の収集は原則禁止の扱いか。取り扱う場 合も審議会の意見を聞くことになっているが、 今後も堅持する必要があると考えますが、問題 ないのか伺います。

3番目は、個人情報を本人以外から収集した場合、本人への通知義務はあるのか。また、個人情報の提供を希望しない場合、除外申請ができる仕組みが必要と考えますが、どのように考えているのか。

4番目、不当に収集された個人情報の消却を 請求できるのか。

5番目、第9条電子計算組織結合の際の保護 措置の理解は、外部機関とのオンライン結合、 いわゆる情報連携は、個人情報を処理するため に、その自治体以外の機関との通信回線による 電子の結合を行ってはならないという規定を維 持してきたと思います。この理解でいいのか。 それは、この規定が、住民情報の管理は自治体 が責任を持つという住民との約束をしてつくら れてきたからです。これからも必要な措置と考 えますが、見解を伺います。

これで質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問を行います。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** 事業者への 十分な補償と営業支援につきましてお答えいた します。

緊急事態宣言などにより、県外からの宿泊者 がキャンセルとなり、売上げが減少している宿 泊業者への支援といたしまして、誘客促進事業 に関する予算を本議会に提案させていただいて いるところでございます。

なお、飲食店以外の事業者からの要望につきましては、商工会の経営指導員が事業所を直接 訪問しておりますが、現時点におきましては、 そのような声はございません。

また、固定費の中で、家賃につきましては、 国の家賃支援給付金へ約20件申請されており、 うち半数が飲食業でありますことから、飲食店 以外で賃貸店舗を利用している事業者は少数で あり、ほとんどの事業者は自己所有の店舗となっております。

市独自の支援につきましては、国や県の動向 を注視するとともに、近隣市町の状況を調査し た上で、慎重に検討することが必要であると考 えております。

以上でございます。

**〇保健課長(草野浩一)** 自治体のPCR検査 拡充のためにも県が主導して財政的支援と検査 を実施するよう強く要望するが、市としての見 解につきましてお答えをいたします。

6月議会でも申し上げましたとおり、PCR 検査等につきましては、県が主体となって実施 していかなければならないものと考えていると ころでございます。

今回、鹿児島県においては、8月6日に感染拡大警戒基準をステージ3に引き上げると同時に、爆発的感染拡大警報を発令したところでございますが、そのとき県外等でのイベントに参加した学生などに、無料のPCR検査を実施することを決定しております。

また、県独自の緊急事態宣言を発令した8月13日には、やむを得ず来県される方への対策として、鹿児島空港及び鹿児島中央駅でのPCR検査を、羽田空港、伊丹空港でのPCR検査費用の割引を、さらには、国の事業で、羽田空港等から鹿児島空港へ向かう便の搭乗者に対し、無料のPCR検査や抗原定量検査を8月31日まで実施することとしたところです。

さらには、まん延防止等重点措置が鹿児島県に適用された8月20日には、これまでのやむを得ず来県される方に加え、離島へ出発される方に対しても、鹿児島空港及び鹿児島中央駅でのPCR検査を、羽田空港、伊丹空港でのPCR検査費用の割引を実施することとし、27日には、学校のサークル活動でクラスターが発生したことから、2学期の開始に伴い生徒等の感染増加が懸念されたため、これまでの県外のイベント

等に参加した学生などのPCR検査の実施を9月12日まで延長することとし、県外から帰ってきた学校の入寮者に対しても、鹿児島中央駅及び鹿児島空港等でPCR検査を9月12日まで実施して、学校等での感染防止を図ろうとしております。

このようなことから、PCR検査等につきましては、県が主導して、そのときの感染状況に合わせ対策を行っているところでございます。

市といたしましては、引き続き、行政検査とならない自費検査について、一部助成を行うこととしております。

御質問の県に対する要望につきましては、6 月議会終了後、鹿屋保健所管内の1市4町に調 査を行いましたところ、全ての市町において要 請を行う予定がないとの回答でございました。

市といたしましては、近隣市町の状況や、市 議会全体における議論の状況を踏まえた上で、 その検討を行う必要があるものと考えておりま す。

以上でございます。

○学校教育課長(今井 誠) 学校での対策と して、クラスター対策と簡易検査の実施を。教 職員等については、簡易検査を頻回に行う必要 があるのではないかにつきましてお答えいたし ます。

池山議員の質問でも答弁させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の子供たちへの感染拡大を受け、国から抗原簡易キットが配付されることとなり、本市への配付数は50回分でございます。

今回配付されるキットは、基本的に教職員が 対象となっており、出勤後に体調に変調を来し た場合で、医療機関を直ちに受診できない場合 等において使用することが想定されており、本 人の検査実施の希望意思を確認した上で、基本 的に本人が鼻腔検体を採取し、検査を実施する ものとなっております。 現在、教職員につきましては、毎朝出勤前に 検温をし、自分の体調をチェックすることを徹 底しており、学校における新型コロナウイルス 感染症に関する衛生管理マニュアル等において、 発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤せず に自宅で休養することを徹底することとしてお り、出勤後に体調の変化を来した場合は速やか に帰宅させ、医療機関を受診するよう促すこと を原則としております。

議員御指摘の簡易検査を頻繁に行うことの必要性につきましては、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、陽性者が出た場合の対応は。濃厚接触者を狭く見ず、広めの行政検査を行うことを求めたいが対応はにつきましてお答えいたします。

陽性者が出た場合の対応につきましては、堀 内議員の質問で答弁させていただきましたので、 ここでは控えさせていただきます。

濃厚接触者等の特定につきましては、保健所が、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや 濃厚接触者等の特定等のための調査を行っており、保健所がその状況を踏まえて判断すること であり、こちらから行政検査を依頼するものではございません。

緊急事態宣言対応地域またはまん延防止等重 点措置対象の学校におきましては、保健所が示 す一定の基準に基づく濃厚接触者や、その周辺 の検査対象者となる者の特定のため、校内の濃 厚接触者等の候補者リストの作成に協力するこ とが必要な場合がございます。その場合におき ましても、濃厚接触者等の特定は保健所が行う ことになります。

以上でございます。

**○福祉課長(篠原彰治)** 学童保育所対策として、広い場所を確保しておくことが必要ではな

いかにつきましてお答えいたします。

広い場所の確保についてということでございますが、校庭を利用するなどし、室内での密状態をなるべく少なくするなど、各児童クラブにおきまして、工夫をしていただきながら事業の継続をされているところです。児童クラブにつきましては、保育所と同様に子供の居場所を確保しなければならないとの観点から、コロナ禍においても感染対策に十分注意した上で、児童の受入れを継続していただいているところです。

感染対策として、マスク着用の徹底、施設内 の消毒、登園児の体調確認、家族が濃厚接触者 等と指定された場合の登園制限などの感染対策 を実施しております。

福祉課としましても、国、県から新型コロナウイルス関連の情報が提供されたときは、随時、電話での一報、資料の送付、現場へ赴き説明をさせていただき、コロナ対策を取っているところでございます。

今後も国、県の情報に留意しながら、また、 他自治体などでどのような取組をしているか参 考にしながら、感染対策に取り組んでいきたい と考えております。

以上でございます。

○教育総務課長(野村宏治) 学校への不織布 マスクの支給の必要性につきましてお答えいた します。

不織布マスクにつきましては、現在、スーパーマーケットやコンビニ及び一般小売店舗にも十分に行き渡っており、価格も安定し、誰でも安心して購入できる状況にあります。

市内の小・中学校におきましては、マスクを 忘れたり、汚したり、またはひもが切れたりし た児童生徒用に不織布マスクを常備し、適切に 対応しているところでございます。なお、垂水 中央中学校で約2,000枚、垂水小学校で約1,500 枚、水之上小学校で約1,400枚など、小規模校 を含めて、在庫につきましても十分確保してい る状況であり、学校で適切に管理していただい ております。

このようなことから、一律に不織布マスクを 児童生徒に支給することは考えておりませんが、 児童生徒のマスクの状況に応じた個別の支給に つきましては、引き続き丁寧に対応してまいり ます。

以上でございます。

〇福祉課長(篠原彰治) 濃厚接触者、自宅待機等への休業補償と生活支援、買物等を行う必要性があるのではないかにつきましてお答えいたします。

国においては、新型コロナウイルス感染症の 影響による休業や失業等に、生活資金でお悩み の方に対し、必要な生活費用等の貸付けを実施 しております。

一時的な資金が必要な方、例えば主に休業された方ですが、そのような方に対しては、緊急 小口資金という制度が、生活の立て直しが必要な方、例えば失業された方ですが、そのような方には総合支援資金という制度がございます。

社会福祉協議会を通しての申込みとなりますが、このような制度がございますので、御利用 していただけたらと考えます。

次に、生活支援につきましては、令和3年9月3日付で新型コロナウイルス感染症自宅待機者への生活支援についての通知がございます。

内容としましては、鹿児島県が小売業者から 食料品及び衛生用品を調達し、配送業者を通じ て、新型コロナウイルス感染症の陽性者の自宅 待機者に無償で提供するものです。

なお、支援開始日は令和3年9月6日からとなっており、自宅待機者に対し、保健所が生活支援の利用希望を確認し、県から直接発送することとなっております。

以上でございます。

〇学校教育課長(今井 誠) 学校給食センターの民間委託に問題はないのか。業務コスト

を抑えられたのか。人材は確保できたのか。コスト削減されるとしても民間委託と直営調理の利点、欠点を整理し、削減コストに見合うかどうか検討されたのか。そのことは将来的にも確定的といえるのかにつきましてお答えいたします。

調理業務と配送業務の民間への委託後の業務 コストにつきましては、若干ながら削減されて おります。

今回、学校給食センターの一部を民間委託しなくてはならなかった大きな要因の一つは、調理技師の人員の確保が大変厳しい状況にあったことでございます。委託したことにより、現在、毎日12人から13人の体制で業務が行われており、人材は確保できているところでございます。

民間委託と直営調理の利点、欠点の整理につきましては、委託前に十分検討し、委託することが、これまでと同様、安全・安心でおいしい学校給食を提供するための最善の方法であると考えて出した結論でございます。

今回、調理業務と配送業務を委託した業者は、これまでに全国、特に県内でも鹿屋市をはじめ、8市町の学校給食センターを運営している実績のある業者であり、多様なノウハウを持ち、確実な雇用形態による雇用の継続、勤務労働条件の確保により、適切な人員配置を行うことができ、調理技術や衛生面なども独自の研修、指導の下、より改善された調理業務と配送業務を確実に行っております。

委託前から調理・配送業務に従事してくれていた職員からは、1週間前までには人員の配置、担当する調理内容、作業中の導線等が示され、実際に調理するときにも、責任者からその場に応じた適切な指示が出され、スムーズに調理作業ができている、より働きやすい環境になったとの声を聞いております。

また、業務委託後も食材は市が発注し、これまでの調理水準を確保するように、献立の作成、

食材の選定、食材や調味料の分量などは、これまでと同様に、栄養教諭が作成した調理指示書によって調理手順等を責任者と打合せをし、責任者による指示、命令の下、資格を有する調理員等が調理しております。

出来上がった給食も、これまでどおり栄養教 論と市の職員が検食等を行っておりますので、質の高い、安全・安心でおいしい学校給食の提供は、今後も確実に行えると考えております。 以上でございます。

**〇市長(尾脇雅弥)** 私のほうでも補足をさせていただきます。

これまで、垂水市直営の給食は、安全でおい しいということで学校給食を実証しておりまし た。今回の一部民間委託に際しては、現状のま までは安全でおいしい今の給食を安定的に供給 できない厳しい現状がありまして、将来を考え ましたときに、熟慮を重ね、決断されたことと 理解をしております。

調理業務、配送業務の一部民間委託でありまして、食材等の発注や献立の作成等は、これまで同様、本市の栄養教諭が作成をすることとなります。

結論といたしましては、今回の一部民間委託によりまして、これまでのおいしくて安全な誇れる給食を安定的に供給できる状況となりますことから、何より子供たちのためになる内容というふうに報告を受けているところでございます。

**〇学校教育課長(今井 誠)** 委託するとき、 どのようなケースが偽装請負となるのかにつき ましてお答えいたします。

職業安定法第44条では、何人も労働者供給事業を行い、または労働者供給事業を行う者から 供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働 させてはならないとあり、労働者供給事業を禁 じております。

考えられる偽装請負のケースとしましては、

学校給食センターの調理業務、配送業務を受託 した業者の調理技師等に対して、完全直営のと きのように、それらの業務について、市の職員 や栄養教諭が調理の進め方等を直接指示したり、 指導したりすることが偽装請負に当たります。

現在、当センターでは、市の職員と栄養教諭は、受託業者の責任者と指示書を基に話し合い、その日の業務を進めております。調理技師等への指示、指導につきましては、委託側は一切関わることはなく、受託業者の責任者が行っているところでございます。

以上でございます。

**〇保健課長(草野浩一)** 5年間の熱中症の実態と対策につきましてお答えいたします。

初めに、熱中症の実態として、鹿児島県が公表しております熱中症の疑いによる救急搬送状況の5年間について御説明申し上げます。

まず、県全体でございますが、平成28年度は 1,251件、平成29年度は1,358件、平成30年度は 1,332件、令和元年度は1,148件、令和2年度は 1,199件、令和3年度は8月末までで802件となっております。

次に、垂水市においてでございますが、消防本部によると、平成28年度は30件、平成29年度は15件、平成30年度は16件、令和元年度が34件、令和2年度が34件となっており、令和3年度は8月までで12件とのことでございます。

また、保健課で行っている熱中症対策といた しましては、市のホームページに熱中症の基礎 知識として、熱中症を引き起こす3つの要因、 熱中症予防に関する情報、熱中症の対処法を掲 載しており、毎年7月には、熱中症予防のため の周知チラシを全戸配布しております。

また、昨年度、今年度においては、これまでの対策に加え、コロナ禍においての新しい生活様式における熱中症予防について、市ホームページや全戸配布チラシにて周知を行っているところでございます。

そのほかの対策といたしましては、健康教室 や高齢者の集まるサロン等の住民と直接接する 機会において、保健師等が、事業の最初に熱中 症予防について必ず講話するよう心がけており ます。

また、高齢者の中には、喉の渇きや暑さを感じにくかったり、エアコンがあっても使用されない方もいらっしゃることから、地域包括支援センターでは、ケアマネジャーや訪問看護師が支援の必要な高齢者に対し、訪問時や電話等において、水分補給や扇風機、エアコンの利用について注意を促すようにしているところでございます。

以上でございます。

〇福祉課長(篠原彰治) 新型コロナ対策で外 出自粛が求められている。家庭内での熱中症対 策が一層重要になっている。生活保護受給者、 低所得者、高齢者、障害者等にエアコン等の購 入、設置費用及び使用にかかる電気代への助成 の検討が必要と考えるがどうかにつきましてお 答えいたします。

生活保護者の熱中症予防に関しましては、例年5月の連休明け以降から、居宅生活者に対する現況確認訪問調査の際に、口頭で水分補給や冷所での過ごし方等、助言を行っており、特に高齢単身者等、健康状態に問題を抱えている世帯については、定期訪問以外に電話による現況確認も実施しているところです。

生活保護制度における冷房機器等の購入については、保護基準の中の臨時的一般生活費の家具什器費で対応可能となっており、国の定める5つの条件のいずれかに該当し、熱中症予防が特に必要とされる者については、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、上限5万4,000円の範囲内で認定を行っているところです。

また、低所得者、高齢者、障害者の方々につきましては、行政へのつなぎ役としての民生委

員に、地域の見守りや安否確認などをお願いするとともに、訪問給食委託先にも、給食の配送時に高齢者の安否確認をお願いしております。

熱中症をはじめ、異変を感じたらすぐに市役所への連絡をお願いしております。問題のある方については、福祉課、保健課、地域包括センター等、関係機関で情報の共有、連携を行い、対応をしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長(和泉洋一) 本市の条例は、目的に合った内容になっていると考えるか。また、 課題としてどのように捉えているかにつきましてお答えをいたします。

地方自治体の個人情報保護については、国の 行政機関等を対象とした行政機関個人情報保護 法に倣い、垂水市個人情報保護条例を制定して おります。

条例の第1条に規定しておりますとおり、個人情報の適正な取扱いに関し、本市の保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進を図るとの目的に沿った条例となっていると認識をいたしております。

なお、個人情報に係る3法は、令和3年5月 19日の法改正で、個人情報の保護に関する法律 に統合をされまして、地方公共団体の個人情報 保護制度についても、全体の所管が個人情報保 護委員会に一元化されることとなっております。

法改正の理由といたしまして、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たって、情報通信技術の進展の状況並びに個人情報の有用性及び保護の必要性を踏まえた規律の見直しでございます。今後、法改正に関して国からガイドラインが示される予定となっておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、条例で要配慮個人情報に出身地やLG BTはどのような扱いになっているか。要配慮 個人情報の収集は原則禁止の扱いか。取り扱う 場合も審議会の意見を聞くことになっているか。 今後も堅持する必要があるが問題ないかにつき ましてお答えいたします。

要配慮個人情報につきましては、垂水市個人情報保護条例第2条第3号におきまして、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報として規定をされておりますが、議員御質問の出身地やLGBTについては規定がされておりません。

また、要配慮個人情報の収集につきましては、 垂水市個人情報保護条例第7条第4項におきま して、実施機関は要配慮個人情報を収集しては ならないと規定されておりますが、要配慮個人 情報の収集が法令に基づくものであるとき、実 施機関が審査会の意見を聴いて保有個人情報取 扱事務の目的を達成するために必要であり、か つ、欠くことができないと認めるときは、要配 慮個人情報を収集することが認められておりま す。

要配慮個人情報の取得等につきましては、令和3年5月19日に公布されました改正個人情報法との関係から、今後国からガイドラインが示される予定となっておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、個人情報を本人以外から収集した場合は、本人への通知義務はあるのか。また、個人情報の提供を希望しない場合は、除外申請ができるべきだがどうかにつきましてお答えをいたします。

個人情報の収集につきましては、垂水市個人情報保護条例第7条第3項におきまして、実施機関は、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないと規定をされておりますが、例外として、法令または条例に定めがある

とき、本人の同意があるときなど、本人以外から収集することができる場合についても規定をされております。個人情報を本人以外から収集した場合の本人への通知については、規定をされていないところでございます。

また、個人情報の提供を希望しない場合は除 外申請ができるべきではないかとのことですが、 本市の条例においては、そのような規定は整備 されていないところでございます。

次に、不当に収集された個人情報の消却を請求できるのかにつきましてお答えをいたします。

垂水市個人情報保護条例第20条第2項におきまして、何人も実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対して当該記録の削除を請求することができると規定をされております。同条第2項第1号におきまして、第7条の規定に違反して自己に関する保有個人情報を収集したときと規定をされておりますので、規定に違反して収集された個人情報については削除を請求することができることとなっております。

次に、電子計算組織結合の際の保護措置の理解は、外部機関とのオンライン結合は個人情報を処理するために、その自治体以外の機関との通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならないという理解でいいのか。これからも必要な措置と考えるがどうかにつきましてお答えをいたします。

個人情報のオンライン結合につきましては、 垂水市個人情報保護条例第9条におきまして、 実施機関は、保有個人情報を処理するため当該 実施機関以外の電子計算組織と通信回線による 結合を行う際には、保有個人情報の漏えい防止 等に関する十分な保護措置を講じなければなら ない。また、結合を行った事実を審査会に報告 しなければならないと規定をされております。 オンライン結合を可能とする要件としては、法 令に定めがある場合は、公益上の必要があり、 かつ個人の権利、利益が侵害されるおそれがな いような保護措置が取られている場合が挙げら れます。

オンライン結合につきましては、法改正に関して、今後国からガイドラインが示される予定となっておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇持留良一議員** 不十分な点について、再質問を行っていきたいというふうに思います。

一つは、新型コロナ、命と暮らしを守る対策 のところで、先ほど様々な問題点、今後慎重に 検討するということでした。

この間、担当課の水産商工観光課の皆さんは、 現場に出て様々な声も聞かれたかというふうに 思います。そのことによって今後、様々な施策 がされることをお願いしたいと思うんですが。

そういう意味では、今回やはり問題になるのは、関連業種ですね。飲食業、この方々も非常に厳しい状況がずっと続いていて、そしてあと、どうしても関連業種に様々な影響が出てきているということがあると思うんですよね。今回はなかった、前回はそういった対策が取られたかというふうに思うんですけども。長引くこういう状況の中で、飲食業を、やっぱり明かりを消してはいけないという、そういう立場でこの問題というのは考えなければならないというふうに思います。

特に、市長もこのことについては様々声も聞いてらっしゃると思うんですが。その中で、改めてこの事業者への十分な補償と営業支援をということは強くお願いをしたいというふうに思うんですけども、このことについて市長の見解を聞かせてください。今後のことについてです。

**○副市長(益山純徳)** 持留議員からただいま 質問があった件について御答弁申し上げます。

補償と営業支援ということでありますが、鹿児島県については、9月補正において、売上げ

が大きく減少している中小企業、個人事業主に 対する支援金の給付を行う事業を計上している というふうになっております。この制度設計の 内容を十分注視する必要があると考えておりま す。

以上です。

○持留良一議員 やはり特に大事なのは、住民 の皆さん、関連業者も含めた飲食業、事業者の 声だと思うんですよ。その声に対してどういう 対応をしていくのか、何ができるのかと。今、市長が常々言われる、そういう対策の必要性、 それはやっぱり何といっても現場に声があると 思うんですよ。そこをどうやっぱりしていくの か、拾っていくのか。そして、市民の皆さんの、事業者の皆さんにどう応えていくのかとなると 思うんですよ。

今、事業者の方々も8時までと、10時までだったんだけど8時までしかできないと。では、その間どうするかということで、非常に、もう4時半から出てきて何とかそこを埋めなければいけない、様々な努力をされているんですよ。そういう努力はちゃんと皆さんに映っているかどうなのか、副市長どうですか。

**○副市長(益山純徳)** ただいまの質問に対しましてですが、先ほど水産商工観光課長から答弁がありましたとおり、飲食店以外の事業者からの要望につきましては、商工会の経営指導員が事業所を直接訪問しているということを聞いております。

現時点ではそのような声はないというふうに 先ほど答弁しているので、そのようなことだと 考えております。

以上です。

**〇持留良一議員** 私は、副市長、市長には、ぜ ひ現場に出かけていっていただいて、一体どう いう実態なのか、どういう声があるのか、直接 声をぜひ聞いていただきたいというふうに思い ます。 次は、PCR検査の問題。先ほど課長が述べられたとおり、そういう中身で、なかなかこれが進まないというのが現状だと思うんですよね。

それで、このことは政府分科会会長である尾 身会長のほうも、新たな視点で取り組むという ことを要望されています。PCR検査または抗 原定量検査も圧倒的にキャパシティーは増えて きたので、ちょっとでも具合が悪い人は、職場、 学校、地域、どこでも気軽に検査できる体制を 国、自治体が一生懸命やっていただきたいと。

このことでは、いわゆる無症感染者を発見し、 保護して、感染を食い止めるという、まず基本 的なイロハだと思うんですよね。そこがなくて、 その後の対策、その後の影響で事業所を支援し なければならないと。では、そこのための全体 としての入り口が、なかなかこの間も行われて こなかったということはあると思います。この ことはもう指摘しておきたいと思います。再度、 指摘をしておきたいというふうに思います。

次、今このPCR検査の問題なんですけども。 時短をやりたい、しかしちゅうちょなくできないという問題が、今課長が言われたような背景があるというふうに思います。思い切ってやりたいけども財政的な問題がないと。この点については、国、県、含めて主導的にやってもらうよう、さらに我々も要請をもっとしていきたいというふうに思います。

それから、学校のクラスター対策と簡易検査 の実施問題なんですけども。

昨日の議論の中でも多く出てきたのは、その 後の対策ですよね。学びの保障の問題、それか ら学校の対策の。本当皆さん努力をされて、周 りの人も含めて、子供たちの教育の機会均等を 守っていこうと、職員、それから先生たちも対 策をとっていこうということなんですけども、 それはあくまでも現状の中で対策が行われてい るということ。大事なのはやっぱりその前の問 題、今言ったように検査問題だと思うんです。 今回も50回分しか来ないということで、一体これはどういうことだということがあるんですけども。

そこで、学内で感染者が出た場合の対応ガイドラインというのが発表されたというふうに思うんですけども、これについて説明お願いできますか。この問題で大事なのは、今まで狭い範囲の濃厚接触者に限られていた検査対象を、陽性者が出た場合、クラス全員もすることは可能だというふうに出ているんですよね。この新しい対応ガイドラインの中では。特に定義ということで、濃厚接触者の問題をきちっと捉え直していくということが出てきました。

それで、濃厚接触者や検査対象者の速やかな 特定が困難な場合、ガイドラインではどう示し ているかというと、判明した感染者が1人でも、 感染状況によっては、原則として当該感染者が 属する学校等の全ての者を検査対象の候補とす ることが考えられると。保健所の調査を待たな くても、濃厚接触者や検査対象の候補者リスト を学校が作成し、それを保健所が認定すれば行 政検査の対象になるということに大きく変わっ てきたんですよね。これはやっぱり幅広く問題 を捉えていかないと防げないではないかと。ま さに入り口の問題、対応のその後の問題よりも、 入り口の問題をやっているというんですけども。 そして、何よりも大事なのは初動体制ですよ

そして、何よりも大事なのは初動体制ですよ ね。そうなってきたときに大事なのは、教育委 員会と保健所が考え方を整理しておくというこ とだと思うんですが、保健所とはどういう関係 になっていますか。

**〇学校教育課長(今井 誠)** 教育委員会が直接保健所と交渉することは残念ながらございません。

しかし今、垂水市で教員がこういう形で、しっかりした体制で授業を行えているのは、各学校の先生方のチーム学校としての動きだと思います。一人が少しでも熱があったら、この前ち

よっと報道でもありましたが、陽性であること を隠して学校に勤務して、子供にうつってしま ったという事例もございます。

本市につきましては、そこがやっぱりチーム 学校として動き、少し異常があったらもう休み なさいと学校長は指示を出しております。それ に対しての補強体制も取っているところでござ います。ですから、先生方が休みやすい環境で あるからこそ、今の現状が維持できているとい うふうに理解しているところでございます。

議員が御指摘のように、確かに教員がPCR 検査をその都度ごと受けられることができて、 より安全な、それを担保して教壇に立つことが ベストではあるというふうに考えますが、なか なかそれが叶わないところではあるところでご ざいます。

そこをもって、だからこそ、こういう対策を していくんだというふうな強い意識、危機感を 持って先生方は現場で授業に取り組んでいただ ける、対策を組んでいただける、そして子供た ちに感染しないように注意して、日常の学校生 活を送っていただけるというふうに私どもは感 じているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 私は、保健所とは考え方を整理しておく必要があると。この対応のガイドラインが出たわけですよね。万が一、そういう形、陽性者が出た場合、クラス全員を対象とするということ。そのとき、では保健所とどういう連携ができるのか。そこのところは、では整理されているのかということだったと思うんですけども。

この対応ガイドラインが出たのが8月27日だったですかね、そうすると時間的な問題もあると思います。だから今大事なのは、確かにおっしゃるとおり、PCR検査が頻回にできれば、もうそれにこしたことはないわけなんですけども、実際はそういうことはできない中で、では

どうするのかと。抗原検査も限られているとなったときに、その後の救済対策、もう本当に、クラス全員を対象とした形できちっと対応していこうという、そういう考えがないと、全体としてこの問題、対応できないと思うんです。本当に子供たちの命を守れないと思うんですよね。そこのところは、ぜひ保健所との考え方をぜひ整理していただきたいというふうに思います。

それと、あと昨日の議論の中でも出てきた問題ありましたよね。いわゆる教育の均等、機会均等の保障の問題、いわゆるタブレットの問題ですよね。

今、現状はなかなかそういう問題は発生していませんけども、今後、起こり得ると。これまたGIGAスクールのある意味での谷間だったですよね。その問題があって、そして、あと子供たちの機会均等、教育の保障がされないという、教育の格差がこの時点でも指摘されたんだけど、実際こういう事態が発生していくと思われてくるという問題があります。この問題は気をつけて対応していただきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、やっぱり子供たちの問題として、心の問題があると思うんですよ。様々不安だし、そして今朝の新聞にも様々出ていましたけども、いろんな問題が出ていましたけども、やっぱりそこのところをどうしていくのかという部分は非常に重要な問題だろうというふうに思います。

子供たちが、また保護者がウイルスを正しく、恐れることがないようにするために、そしてまた子供たち、不安定なそういう状況の中で、では、どうその問題に取り組んでいくのかという関係において、心のケアの問題。特に今2学期です。中学生も含めて非常に心の問題、進学の問題含めてあると思うんですが、その辺りの対応はできているんでしょうか。

**〇教育長(坂元裕人)** 大事な御指摘だと思い

ます。

心のケアにつきましては、今、持留議員が申された「心の天気」、このアプリを使いまして、朝、夕、子供の心情を把握しながら、そしてリアルタイムで教師が関わっていくと。しかも担任だけではなくて、管理職、あるいは養教、チームで関わっていくということで心のケアをしております。

したがいまして、何か様子が変わったなというときには必ず声かけをするという体制を全ての学校で整えて、今子供と向き合ってもらっているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 ぜひ、この格差の問題、教育 の機会均等の問題、タブレットを含めて、そう いうことはぜひ対策を取っていただきたいと。 そういうことがないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今日は皆さんのところに資料をお渡ししていましたけども、文科省がつくった。子供たちがこんな多いとは思いませんでした。実際、この資料から見て、これだけ子供たちが感染しているんだという実態の報告があったもんですから、この件を紹介したまでです。

それで、次は、学校給食の民間委託の問題な んですけども。

先ほど言われたとおり、これはこの前募集されたチラシですよね。私たちも東洋食品を調べてみたんですよ。そうすると、頻繁に募集をかけているんですよね。これだけいっぱい募集をかけているんですよ。何でこんな事態が起きるのかなあというのは、ちょっと十分に研究はしていないんですけども。やっぱり、勤務の状況、中身含めていろいろあるかと思います。それは実態は分かりませんけども、やはりこれだけ募集をかけるということは、不安定雇用をこの関係がつくり出していることも指摘ができるんではないかなというふうに思います。そのことを

まず私たちは頭に入れておかなければならない。 要するに、民間委託して、パート化されて、そ のことによって、やっぱり結果としてこういう 実態が生まれてきているという現実を見なけれ ばいけないと思いますね。そのことをまず報告 をしておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、皆さんのお手元にこういう、行政サービス民営化ということで、お渡しをしたと思うんですけども。

直営の給食センター、民間委託。要するに人件費を削減するんだということで、会社のほうはこういう形で人件費が削減されて、物的経費は変わりませんよね。直営だろうが民営化だろうが変わりません。そして、会社ですから利益を生み出さなければならないですよね、利益を、会社ですから。だから今回、事業費を受けたとしても、それの中に、では中身はどうかというと、当然利益をつくり出していかないと会社は将来的に営業することはできないわけですよね。だからそれを簡単にしたやつなんですけどもね。まずこれを頭に入れながら問題を見て行かなければならない。

先ほど言ったとおり、将来的なことに関して 確定的なことをいえるのかということを言った んですけど、その点については問題ないでしょ うか。

○学校教育課長(今井 誠) まず、議員御指摘の先ほどの募集をまだしているではないかということでございますが、現在、13人が確保できています。そして、3人が鹿屋からのヘルプという形になっています。ですから、その3人分をあとやっぱり地元から取りたいという気持ちがあって、そういうふうな形で募集しているというふうに御理解頂ければと思います。

そして、今まで週5日働いていた職員は1人だったんですが、それが現在、9人が週5日働けるようになっておりますので、そういう形で、人員は先ほど申し上げた、毎日12人から13人確

保できているということでございます。決して 確保できていないわけではなくて、ただ単に今 はヘルプで入ってくれている鹿屋のメンバーを、 最終的に垂水から取りたいというところで募集 をしているということでございます。ですから、 日常的な勤務体制が崩れることはございません。

そしてまた、先ほどありました議員が出していただいた、この、当然企業ですので利益をもってというところが、その部分はありますが。この表でいく人件費等につきましては、先ほど言いましたように、今回、4業者がプロポーザルに参加していただきました。その中で、やっぱりこの人件費等を削減している会社も当然あります。そうすれば300万ぐらい今年度より安くなった。先ほど申しましたが、少しだけというところは、ほぼ今年度と変わらない、直営のときと変わらない。そこは何でかというと、その人件費をしっかりその企業が取っていただいている会社がプロポーザルで業者決定したというところでございますので、そのように御理解いただければと思います。

そして、これはあくまで3年間契約しておりますので、今後その内容を見ながら、また3年後というところが考えられるということでもありますので、それも担保してございますので、それは継続した形でいけるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 そういうことでも、なかなか、ではこの問題が安定的に運営できるかということではないわけです。当初からやっぱりそういう不安を抱えた形でスタートしたと。外から。地元に還元できないわけですよ、結果として。そういう問題もあるんだということをぜひ理解しなければならない。

次、偽装請負の問題なんですけども、機材等 は受託者が準備しなければならない、もしくは 賃貸契約を結ぶ。食材は受託業者が準備するこ と。先ほどはこれまで同様と栄養教諭と市の職員が行うと言われました。受託者の責任において調理業務を行う、市のマニュアルは独自でということになると思うんですが。

これちょっと引っかかるのは、これまでと同様で栄養教諭と市の職員が行うということ、これは引っかかりませんか。

○学校教育課長(今井 誠) これについては、 そこの責任者とだけ話ができる、直接今そこで 調理している、配送をしているメンバーに指導 はできないということでございますので、当た らないという。当然この業者、先ほど申した8 市町で既にセンターを経営しておりますので、 どこのところでもそういうことは発生していな いという事実がございます。

以上でございます。

○持留良一議員 いわゆる労働者派遣事業と請 負により行われる事業との区分に関する基準と いうのが示されていますよね。自己の責任と負 担で準備し、調達する機械、設備もしくは器材、 または材料もしくは資材による業務を処理する ことということですね。自ら行う企画または自 己の有する専門的技術もしくは経験に基づいて 業務を処理するということだというふうに思い ます。だから、そうするとこの辺りが不透明に なっちゃうんですよ、今の段階でいくと。これ 該当しちゃうんですよね。

そしてまた、調理、設備、資材等は委託契約 書とは別個の双務契約、互いの契約に書かれて いる、この場合、有償契約であるということが ありますけども、この辺りはどうなんですか。

○学校教育課長(今井 誠) 今回の場合は、 調理業務、配送業務の一部の委託でございまし て、完全な民間企業への委託ではございません ので、直営部分を守りながら、一部ということ でございますので、施設等は直営している市の ものを使っても問題はないというふうに考えて おります。 以上でございます。

○持留良一議員 それは法的にも問題ないということですよね。弁護士とも相談されたんですわ

○学校教育課長(今井 誠) 今回お聞きしている企業につきましては、しっかりと事前の一次審査のときに、これまでの経営状況も審査していただいております。何より、同じような形でどこの市町もやっておりますので、今までどこでも問題は発生しておりません。それでありますから、安心できる企業であるというふうに確信を持っているところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** また、これは再度いろいろやりたいと思います。

次の熱中症対策、エアコンの問題、これ生活 保護世帯に対しては、きちっと情報なり内容が 伝わっているんでしょうか。申請主義だから、 なかなか情報が伝わらないと申請されないと思 うんですけども、その点についてはどうですか。 〇福祉課長(篠原彰治) 生活保護を受給する 際に、最初で説明のほうはしております。今回 議員からこういった御質問があったことによっ て、今後なおさら丁寧な説明を行っていきたい と考えております。

以上です。

**〇持留良一議員** 前後したんですけども、もう後のところはまた後でやりたい、また次回やりたいと思います。

個人情報の問題、最後になりますけども、時間がありませんので。

この2点目の除外申請の問題なんですけども。 これ福岡とか京都市はちゃんとできるようになっているんですけども、先ほど、うちはないということでしたけども、きちっと整備する必要があるんではないでしょうか。

○総務課長(和泉洋一) 現在の条例は、法に 基づいて策定をしております。今後につきまし ても、法改正がありましたことから、国が示す ガイドラインに沿って適切に対応してまいりた いというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 先ほど、私は冒頭、大事なのは何なのかということで、個人情報のプライバシー権、自己決定権、自己コントロール権、これが保障されなければ、やっぱり本市としての条例の目的は達成しないということを強く早々訴えたはずなんですよね。

そうすると、今の除外申請というのは、特に 自衛隊との名簿の関係で、自分の名前が除外申 請できること。何でこれに使われるんだいうこ とも含めて、除外申請がなければ、基本的には プライバシー権、自己決定権、自己コントロー ル権は確立することができないということはあ ると思うんですが。

まず一つは確立する、そこに強い考え方があるのかどうなのかということを、除外申請、これはやるかやらないか、まず述べてください。

○総務課長(和泉洋一) あくまで国のガイド ラインに従って事務をやっていきたいというふ うに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 もう時間がありませんけど、 非常にこの問題について、個人情報保護法が壊されてしまうんではないか。そしてまた、市の 姿勢としても自己決定権、コントロール権、これが十分今の中では果たされていない、そのことを指摘をして終わりたいと思います。

○議長(川越信男) ここで暫時休憩します。次は、3時35分から再開します。

午後3時25分休憩

午後3時35分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可しま

す。

## 「川畑三郎議員登壇〕

〇川畑三郎議員 7月23日、東京オリンピック が開幕し、パラリンピックも8月5日で閉幕、 世界に感動と勇気を与えました。新型コロナウ イルス禍の中で無観客での競技は、テレビ等で 感動の連続でありました。

それでは、先日通告いたしておりました案件 について質問いたします。

農業振興について。

中間管理事業については、先日の質問で答弁 がありました、機構集積協力金交付事業、農地 中間管理機構関連農地整備事業などあります。 内容をお聞かせください。

活動火山周辺地域防災営農対策について。この事業は、桜島降灰で農作物の被害が多かったため、ビニールハウス等の整備が図られたものであります。現在の事業の内容について伺います。

長い梅雨も終わり、夏本番の8月中旬から梅 雨末期を超える大雨が長く続き、日照時間も短 く、農業にも被害を与えたのではないでしょう か。災害の状況をお知らせください。

次に、水産業、商工業の持続化給付金につい て。

これまで垂水市においては、売上げが減少している事業者へ様々な対策を講じられております。水産業へは水産物給食食材供給事業、ブリ・カンパチ丼、昨年末の医療従事者並びに市民へのブリ、カンパチの配布など。商工業へはプレミアム付商品券、県飲食業支援事業。観光業へは、おもてなしキャンペーンなど、事業者の方々へは支援対策となり、大変喜んでいたようであります。まだまだコロナ禍の中、事業者に厳しい状況が続くのではないかと思います。今後も経済対策に力を入れていただきたいと思います。

水産業、商工業へ昨年度に引き続き、売上げ

減少事業者への持続化給付金は、補正予算では 約60%で減額されております。減額の理由とし て、周知漏れ等はなかったのか、実績と併せて お聞かせください。

最後に、市庁舎についてお伺いいたします。

先ほど、鹿屋女子高建設費の話がありました。 私としては学校の校舎と市役所の庁舎では用途 が異なるので参考にならないのではと思ってい ますが、その辺り執行部はどうお考えなのかお 聞かせください。

耐震診断は簡単にいえば、旧耐震基準の建物 が新耐震基準を満たしているかどうか評価する ということだったと思います。

昨日の質問では、耐震診断の結果、NGが出ても耐震補強をすれば基準が変わらない限りは10年、20年と使い続けても問題はないということでありました。この診断結果が出たら、どのような対応を行うことがよいのか。専門家の意見をしつかり聞く必要があると思いますが、専門家の意見を聞く予定があるのかについてお伺いし、私の1回目の質問を終わります。

**〇農林課長(森 秀和)** 中間管理事業につきましてお答えいたします。

農地中間管理機構の利活用状況と課題については、前田議員の質問でも答弁いたしましたが、そのほかに農地中間管理事業の主な内容といたしまして、最大20年間の農地利用権の設定が可能となります。また、農地中間管理事業のメリットとして、複数の方より農地を借り受けた場合でも、農地中間管理機構が賃借料を管理することから、決められた月に一括で支払うことができるほか、機構集積協力金交付事業や農地中間管理機構関連農地整備事業など、農地中間管理機構関連農地整備事業など、農地中間管理事業を活用することで実施可能となる事業もございます。

現在、水之上宮前地区において、事業計画の 採択に向け取り組んでいる農地中間管理機構関 連農地整備事業について御説明いたします。 この事業は、農林水産省の農業農村整備に関する補助事業であり、事業実施主体は鹿児島県となります。農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者は、費用を負担することなく圃場整備を実施することができる事業で、離農問題や農地被害が多いこの地区に有効な事業の一つと考えております。

また、担い手への農地集積・集約を進め、農業の生産性、農業者の所得向上や産地の育成は もとより、遊休農地や荒廃農地の未然防止に有効な事業と考えております。

この事業の採択要件は、事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること、事業対象農地面積は、中山間地域等でございますので5へクタール以上、農地中間管理権の設定期間が事業計画公告日から15年以上、事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手へ集団化すること。そのほか、事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上させるなど、要件のハードルが高くなっております。

現在の集積率は、面積割で43.4%となっておりますが、相続未登記の農地が多いことから、貸付申請等に時間を要しております。事業採択までタイムリミットもあることから、鹿児島県農地中間管理機構や鹿児島県と連携し、地域の皆様の願いである圃場整備を実現できるよう進めてまいります。

続きまして、活動火山周辺地域防災営農対策 事業につきましてお答えいたします。

本市は、桜島降灰の激甚地域であり、降灰や 火山ガスによる農作物への被害が甚大で、作柄 の変動が大きいことから、昭和50年代から現在 に至るまで、活動火山周辺地域防災営農対策事 業により、ビニールハウスなどの整備が図られ、 サヤインゲンなどの施設園芸が盛んになってき たところであります。

国庫事業、県単独事業により、土壌矯正、被

覆施設、被覆資材更新など、防災営農対策事業 を実施することができるため、農家巡回、技連 会だよりによる周知を行うなど、事業推進を図 っております。

また、鹿児島市、霧島市、鹿屋市、本市の4市で組織する協議会で、事業の課題を協議し、 国、県に対し農作物の被害防止、軽減を図り、 農家の経営安定と地域農業の健全な発展を推進 するため、予算確保、火山ガスの研究、事業の 採択基準の見直しなどの要望活動を行っており ます。

以上でございます。

**〇土木課長(東 弘幸)** 梅雨から8月豪雨までの災害状況につきましてお答えいたします。

まず、梅雨期についてでございますが、本年 度は例年より19日早く、5月11日に梅雨入りし、 長雨による災害発生を危惧いたしましたが、比 較的雨量が少なく、道路に流出した土砂災害や、 側溝が閉塞する被害はございましたが、大規模 な崩壊はございませんでした。

梅雨明け以降は例年台風を心配いたしますが、 8月に入り予想外の前線が発生したことにより、 まさに梅雨末期を思わせるような豪雨が全国各 地で発生いたしました。

本市の状況につきましては、市長の諸般報告にございましたとおり、多いところで総雨量800ミリ以上を観測されましたが、被害につきましては、道路や側溝の土砂除去が16件、河川の土砂除去が4件あり、いずれも重機借上料で対応することとしております。また、公共施設災害として申請する災害が、市道高峠線で1件発生しております。総雨量が多く強い雨が降ったにもかかわらず、比較的被害が少なかったことに胸をなで下ろしたところでございます。

高峠線につきましては、現在、通行止めとしておりますが、災害査定終了後は速やかに発注し、早期完成を図ってまいります。

以上でございます。

**〇農林課長(森 秀和)** まず、本年度の梅雨 前線での災害につきましては、土木課長から答 弁がありましたとおり、比較的雨量が少なく、 道路や用排水路に土砂が流入する被害はござい ましたが、大きな被害はございませんでした。

次に、8月豪雨でございますが、昨年7月豪 雨災害を教訓に、災害復旧箇所や危険箇所の点 検を行い、農道、林道、山腹崩壊箇所などに大 型土のうを設置するなど、事前対策を行った結 果、大規模な土砂流出は免れたと考えておりま す。

しかし、短期間に雨が集中したことにより、 のり面の崩壊や道路、用排水路に土砂が流入す る被害が市内13か所で発生しております。災害 箇所の復旧作業は、重機借上げで対応してまい ります。

また、今後の台風襲来に備え、事前の防災対策も講じてまいります。

以上でございます。

**〇水産商工観光課長(大山 昭)** 水産業、商工業の持続化給付金の減額理由につきましてお答えいたします。

水産業につきましては、両漁協全ての組合員を対象といたしまして、垂水市漁協219業者、 牛根漁協65業者、合計284業者、商工業につきましては、市商工会員281業者、非商工会員192 業者、合計で757業者を対象といたしまして、 全ての業者へ案内文を送付しております。

その後、両漁協、市商工会、水産商工観光課に相談窓口を設けまして、5月10日から5月31日までを受付期間としておりましたが、申請者が少ないことから、6月1日から6月7日まで受付期間を延長し、関係機関と協力の上、申請されていない全ての業者へ電話連絡し、確認したところでございます。

給付実績といたしましては、垂水市漁協は41 業者、牛根漁協は30業者、市商工会員は147業 者、非商工会員は88業者、合計で水産業71業者、 商工業者235業者。対象業者であります757業者 のうち、306業者、約40%であり、令和2年度 の給付事業者数とほぼ同数となっております。

なお、関係機関におきまして、申請書類の確認をしておりますが、申請された全ての業者が 給付要件を満たしており、給付したところでございます。

対象事業者のうち、約60%の事業者が申請されていない理由につきましては、全ての業者に連絡するなどの対応をしておりますことから、周知漏れではなく、電話連絡の際に確認したところでは、売上げが20%以上減少しておらず、給付要件に該当していない業者がほとんどでございました。

以上でございます。

**○副市長(益山純徳)** 川畑議員の市庁舎についての質問のうち、鹿屋女子高について御答弁申し上げます。

3月までの外部検討委員からの提言におきまして、新たな庁舎に関しましては、行政手続デジタル化に伴う市民サービスへの対応、防災への対応の必要性など、その機能について触れられております。このようなことを踏まえますと、学校の校舎と市役所の庁舎とではその役割が異なるため、単純に比較することは適当ではないと考えております。

いずれにいたしましても、昨日、市長が答弁 いたしましたとおり、財政の問題と期間の問題 の2つの課題というものがある中で、まずは耐 震診断の結果を受けまして、外部検討委員会や 庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上 で、現庁舎への対応を整理する必要があると考 えております。

以上でございます。

**〇庁舎建設総括監(園田昌幸)** 耐震診断についてお答えいたします。

現在、本庁舎の耐震診断業務につきましては、委託業者より、図面や現地調査、コンクリート

強度から構造耐震指標、いわゆる I s 値などの 算定が行われ、第三者機関であります建築物耐 震診断判定委員会の審査が行われていると報告 があったところでございます。

耐震診断結果については、これまで御説明しておりますとおり、暫定値の報告が委託業者より頂ける予定であり、報告を受けまして、外部検討委員会で協議を行っていただく予定でございます。

また、耐震診断結果につきましては、議員御 指摘のとおり専門性が高いことから、協議の際 には、外部検討委員会の建築の専門家3名の説 明や解説等を頂きながら協議を進めていただき たいと考えております。

以上でございます。

〇川畑三郎議員 2回目の質問に入ります。一 問一答方式でお願いいたします。

中間管理事業についてです。昨日もこの事業について質問があり答弁があったわけですけれども。特に今、水之上のほうで耕地整備をまとめてするように、補助事業を頂いてやろうとしている状況の中で、今、水之上地区でその委員会を立ち上げて、地域の人とみんなで一緒にやろうということになっているわけですけども、その人数と内容についてちょっと教えてください。

○農林課長(森 秀和) 水之上宮前地区は、 稲作が盛んな地域でございますが、高齢による 離農など、将来を不安視する声がございました。

このようなことから、耕作者を中心とした地域有志の方々と協議を重ね、昨年12月16日、農地中間管理事業の推進母体となる宮前地区農地集積協議会設立総会を開催し、会長を筆頭に、副会長2名、書記、会計1名、監査2名、理事3名、計3名の役員を中心に活動をスタートしております。不定期ではございますが会議を開催し、農地集積の状況、今後の推進等について情報共有を図っているところでございます。

また、県農村整備課による検討会にも、会長をはじめ数名の役員の方々に出席いただき、事業の内容について御理解を深めていただいているところでございます。

以上でございます。

〇川畑三郎議員 皆さんも御承知と思いますけれども、水之上地区は取水のほうで大変苦労する状況で、この事業がうまくいきますと、耕地整備と取水とが一括してできるわけで、大変、本当に農家のためになるわけですけれども、なかなかこの事業をやり遂げるまでには苦労もありそうな気がします。

20年間という利用権を結ぶことができれば、 規模拡大を目指す若手農家や農業法人など、中 長期的な経営の計画を立てることが可能となる ことから、本市の主産業である農業の発展のた めにも、この事業をぜひ活用していく必要があ ると思うわけであります。

農地の取扱いについては、登記や戸籍など専 門的な知識が必要となると思います。また、相 続人が何十人となるケースもあることから、今、 農林課のほうでは推進委員が1名の体制でやっ ていますけれども、なかなかスムーズな事業展 開は、私は望めないのではないかと思います。 金額的にも大きくなるわけですので、農林課や 農業委員会が一体となって推進していただくよ うにしなければなりませんが、そのためには推 進委員が1人ではなかなか先に進まないという ことであれば、登記や戸籍などの専門的な知識 のある人もいなければ、私はさらに先に進まな いと思いますので、これは要望として、市長、 農林課長へ話して、なるべく専門的な人をつぎ 込んで、必ずこの事業をやり遂げていただくと いうことを、私はこれで要望としていきたいと 思います。一応そういう点でこの件は終わりま

それから、次の活動火山周辺地域防災営農対 策事業のことですけれども、今、課長のほうで 説明がありましたが、現在のこの事業の取組は どうなっているのか、お知らせいただきたいと 思います。

〇農林課長(森 秀和) 活動火山周辺地域防 災営農対策事業の進捗状況につきましてお答え いたします。

過去5年間の実績は、ビニールハウスの導入が3組合、11棟、トンネルハウスの導入が2組合、90列となっております。資材、重油価格の高騰により、初期費用が安価で栽培管理のしやすいトンネルハウスにシフトしている傾向にございます。

また、若手農家が本事業を活用してトンネル ハウスを導入するなど、規模拡大を図っており ます。最近では、規模を縮小した農家のビニー ルハウスを若手農業者が引き継ぐなど、空きハ ウスをうまく活用しております。

今後も本事業を推進し、農作物の被害防止、 軽減を図り、農業者の経営安定を図ってまいり ます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。この 事業につきましては、もう長い年月がたってこ の防災営農対策ということで、桜島の2市3 町──前は2市3町と言いましたけれども、国 のほうに要望に行って、ビニールハウスとか土 の矯正のための補助をもらうために陳情に行っ ていたわけですけれども。今後の予算等を見て みますと、前からしたら大分金額がちょっと低 くなっているようですよね。

というのは、ハウスももう今、後継者不足で 大型ハウスが少なくなったと。特にトンネルハ ウスになって、そういう状況が今進んでいると いうことであるようですので。ですから、さっ きお話がありましたように、若い人がハウスを 引き継いでやっている方もいるということです ので。お話を聞けば、若い農家の方が上野台地 とか元垂水地区に結構いると聞いていますので、 そういう人たちも連携取りながら育てて、後継者を育てていければと思います。この事業をもう少し活用しながら先に進めてください。そういうことで終わります。

それから、災害の状況ですけれども、今の土 木課長、農林課長のほうからお話がありました。 今年は雨量の割には災害がなかったということ で、まあ、ほっとしているわけですけれども。

私の海潟の岡の三角のため池があるわけですけれども、あそこ毎年砂が流れるんですよ。まだ工事がもうちょっと済んでないんですけど、今年もあそこに砂が出て、集落の側溝を持ち上げて作業したので、すぐ対応をお願いしたんですけれども。それには土木課のほうですぐ来ていただいて、もうその日によくしていただきました。ありがたいことです。だからそういうことで、緊急でできることは対処していただきたい。ありがたいということを言っておきます。

それと、海潟の福岡原農道から流れてくる水があるわけですよ。相当水量が出ます。飛岡のほうに行く分と東和田に落ちる分があって、その東和田の分で金網を張って土砂を止めて、それを取り除いてということで、あんまり被害はないんですけれども、その件についても今回取っていただきました。ありがとうございます。

そういうことで、いろんな災害があったとき、 要望に応じて、土木、農林のほうも頑張ってい ただきたいということをお願いして、一応この 分は終わりたいと思います。ありがとうござい ました。

次に、水産業、商工業持続化給付金について。 予算を見てみますと、相当減額されていたので、みんなに周知してあるのかなと思いましたので、今回挙げてみましたけれども。話を聞けば、前回と同じぐらいのようなということだったようですけども、結構喜ばれる事業で、特に水産業の方は喜んでいらっしゃいました。

漁協と水産商工観光課の課長等にも一生懸命

頑張っていただいたと聞いておりますので、い ろんな引き続いて、漁業のほうも商工業のほう にも力を入れていただきたいなと思います。

ちょっとそこで、新型コロナの関係で今、食 堂等も閉まったりしている状況が結構ありまし たけれども、桜勘食堂ですよ、垂水の。あそこ も結構お休みがあったんですけれども、理由と しては新型コロナだと思うんですけれども、そ ういう状況をちょっとお知らせいただきたいん ですが。

〇水産商工観光課長(大山 昭) 桜勘食堂に つきましては、通常営業が20時以内となってお りますことから、まん延防止等重点措置の時短 要請店には該当しておりませんが、県内外から のお客さんが多く、漁協への関係者並びに従業 員も多いことから、感染予防対策といたしまし て、自主的に8月21日から31日までの11日間休 業されたようでございます。

以上でございます。

〇川畑三郎議員 漁協のほうはそういうことで、 人数も多いということなんですけれども。あそ この場合は加工場も同じ館にありますので、そ れも心配されたのかなと私は思います。だから、 正常に動いたということで、ブリ・カンパチ丼 の販売等もこれから始まるのではないかと思い ますので、またいろんな面で御協力のほうよろ しくお願いします。

以上で、一応終わりたいと思います。

次に、庁舎の耐震についてですけれども、先ほどの中で、鹿屋女子高が出まして、私も鹿屋女子高のPTA会長もしていると、副会長もしました。だから、よくあそこ行っていて、最近よく、見た目はよくなったなという気持ちはある中で、今度の庁舎の関係、どうか知らないけど二十何億でできたと。それはやっぱり庁舎との関係を言われたのかなと思うんですけれども。まだ庁舎も造る、造らないははっきりとしてはない中でのそういう発言ですね。やっぱし我々

議員もですよ、そういうことが独り歩きしてしまうと、あそこはこの金額でできたんだよ、こうだよというようなことになって、先に進まないですよ。(「ですよ」の声あり)今度はみんなで一緒になって、協議をしながら造りましょうということで、全協でみんなで決めましたよね。そういうことを考えてやらないと、こういう先走ったことを言えば、勘ぐる人がいて、走りますよ、この言葉は。

もう一つは、屋久島の庁舎の問題、覚えてい ますか。あそこも問題になった庁舎ですよ。も めにもめてできた庁舎。それをいかにも市長と 反対の方々は、いや安くでできた、木造ででき た、いいのができたというけど、あれはもう地 域の屋久島では問題があって、争って争ってあ れになったんですよ。(発言する者あり)あれ は、いやよかった、あそこはよくできたと、二 十何億でできた。もうそう言うと、みんな知ら ないの、ちょっとは勉強に行かなければいけな いですね。(発言する者あり)何よ。(発言す る者あり)何をやめるって。(発言する者あ り) 分からないか、あんた。何よ、庁舎の問題 をやっているのにあんた何言ってんの。(発言 する者あり)何を言うのよ。(発言する者あ り)だからそういうことがあったと僕は言うだ けで、独り歩きしちゃいけないよということよ。 (「そうだ、そうだ」の声あり) そういうこと を僕は、みんな一緒になってやっているだろう、 今。(発言する者あり) そういうことで、先が 分からなくなるから、ちょっと待ってよ。(発 言する者あり) そういう女子高のその問題は、 女子高は立派なものができてよかったですよね ということで終わりたいと思います。

最後に、庁舎に移りたいと思います。

先ほど総括監のほうから、耐震診断結果については、建築の専門家3名がいる外部検討委員会で、説明や解説を頂きながら協議が行われると御答弁がありました。

大事なことは、誤解を生じさせないことですよね、誤解を生じさせない。間違った解釈、勝手な解釈がないようにしないと、自分勝手な解釈をすれば、議員が恥をかくと。だから、我慢すれば我慢するようにしていないと、僕は先に進まないと思いますよ。議会へも報告をされると思いますが、誤解を生じさせないよう丁寧な説明を僕はお願いいたしたいと思います。

昨年の12月議会で、私は白紙化以降の進め方 について確認いたしました。

市の執行部としては、計画が白紙になった今、 市民や職員の安全確保を第一に、まずは庁舎の 耐震診断を行い、その結果を確認して今後の庁 舎の在り方について、市民の皆様に意見を伺っ ていくと私は受け取っております。

現在、そのとおり進んでいて、耐震診断の結果がもう出るというので、それまではじっと我慢して、結果が出て、また外部検討委員会で検討し、我々の委員会でまた検討しながら方向づけがされるんだと思います。

今日の午前中の中でも、誰がこれを決めるのかというのがあったけど、これはそういうことを協議しながら、執行部が決めて、こう行きますよというのが普通のパターンですよ。そういうことですから、そういうのを聞くのはやぼ。だから、そういうことで今後進めばいいわけですから。

それから、庁舎の建て替えについてですけれ ども、昨日の質問で、財政の問題、期間の問題 があると指摘されました。私も非常に大事な問 題だと思います。お金がないのにいくらする、 どこに造るぞと。ただそういうことばかり先に いって、誰が銭を出すとかということにもなり ますので。

そういうのを控えながら、期間の問題もあります。非常に大事な問題だと思います。市民や職員の安全・安心を第一に考えた場合、建て替えまでの期間が相当僕はかかるのではないかと

思いますね。すぐはできないでしょう。

どういう結果になるか知らないけど、一応耐 震結果を見ながら先に進まなければならないと いうことになりますね。現庁舎がもしも耐震補 強が必要と診断された場合、まさか、補強をし ないでそのまま使えばいいというような意見は ないとは思いますよね。

市長としても市民、職員の安全をまずは考え ていただきたいと思いますが、市長はどんなお 考えですか。

**〇市長(尾脇雅弥)** 市長の考えはどうかということでお答えをいたします。

まず、第一に考えなければいけないことは、 市民の皆様の安心・安全、そのための対策とい うことであろうかと思います。

池山議員また篠原議員の御質問でもお答えを いたしましたけれども、新庁舎計画が白紙とな りまして、現庁舎への耐震診断結果を踏まえた 対応、そして新たな庁舎の在り方も併せて考え ていかなければならない状況ということとなり ました。

そういった中で、昨日も御指摘がございましたが、財政の問題と期間の問題の2つの課題というものがある中で、まずは耐震診断の結果を受けて、外部検討委員会や庁舎整備検討特別委員会での議論を踏まえた上で、現庁舎への対応というものを整理する必要があると考えております。

今後とも庁舎整備に関する情報提供をしっかりと行い、外部検討委員会や議会の皆様、そして市民の皆様の声をしっかりとお聞きしながら、庁舎整備の諸問題について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇川畑三郎議員** ありがとうございました。

本庁舎の問題で一言僕は思ったんですけども。 今日の午前の一般質問の中で、土地のあそこも いい、ここもいいというような、土地の問題が ありましたね。

その中で、垂水高校の学校内の敷地に一緒に どうかという、それはもう、そういう声はいい と思いますけれども。垂水高校は、この垂水市 が存続するために補助金をいっぱい出して、ど うしても垂水高校は残すんだよというのが一つ の垂水市の行き方ですよね。それをまだ何もし てない中で、垂水高校を出す自体は、僕はどう かなと思いますね。

これは前の選挙のとき、市長、一部の人が、 垂水高校に造ればという声があって、相手の候 補の一部の人が謝りではなくて、いや私たちは 言っていないと、学校まで行った経緯があるん ですよ。だから、こういうので学校をターゲッ トにすることは、僕はもう慎んで、自分でしな いといけないと思いますよ、我々も議員だから。 そこは僕はもう言いたいですね。そういうこと ですので、ちょっとお話をさせていただきまし た。

市長、市民第一でぜひとも頑張っていただきたいと思います。財政の問題、期間の問題など非常に難しい課題が本当にありますよね。市民の声をしつかりと聞き、取り組んでいってほしいと思います。市民の声を聞こうとしても聞かない人は道理に合わないことを押し通す。だからまとまりきらないのですよ。それをどうしてもまとめようとするけど、まとまっていない。今の状況ですよね。今は、今まだ先に進むにはちょっと入り口なんだけど、今後そういうこともは出そうな気がするので、みんなでしっかりとは出そうな気がするので、みんなでしっかりとは出そうな気がするのが、僕一人はもう、議員としてそれで行きたいということを思います。

市長もこれまでもしっかりとリーダーシップは、僕は取ってきていると思いますよ。これからも同様、しっかりと頑張って、市政にまっすぐに、そしてこの庁舎の問題もじっくりとみんなで考えながら進んでいってもらいたいという

ことを要望して終わります。

O議長(川越信男) ここで暫時休憩いたします。次は、4時18分から再開します。

午後4時16分休憩

午後4時18分開議

○議長(川越信男) 本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長(川越信男) 明9日から9月16日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月17日午前10時から開きます。

△散 会

○議長(川越信男) 本日はこれにて散会します。

午後4時19分散会

## 令和3年第3回定例会

会 議 録

第4日 令和3年9月17日

## 本会議第4号(9月17日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新	原		勇		8	8番	感王	三寺	耕	造
2番	森		武	_		9	9番	持	留	良	_
3番	前	田		隆	1	L (	)番	北	方	貞	明
4番	池	田	みす	トず	1	L :	1番	池	Щ	節	夫
5番	梅	木		勇	1	L 2	2番	德	留	邦	治
6番	堀	内	貴	志	1	: ا	3番	篠	原	靜	則
7番	JII	越	信	男	1	L	1番	Ш	畑	三	郎

\_\_\_\_\_\_

欠席議員 0名

\_\_\_\_\_

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾脇雅弥	生活環境課長	紺 屋	昭 男
副市長	益 山 純 徳	農林課長	森	秀 和
総務課長	和泉洋一	併 任		
企画政策課長	二川隆志	農業委員会		
庁舎建設総括監	園 田 昌 幸	事務局長		
財政課長	濵 久志	土木課長	東	弘 幸
税務課長	橘   圭一郎	水道課長	森 永	公 洋
市民課長	松尾智信	会計課長	港	耕作
併 任		監査事務局長	福島	哲 朗
選挙管理		消防長	後 迫	浩一郎
委 員 会		教 育 長	坂 元	裕 人
事務局長		教育総務課長	野 村	宏 治
保健課長	草 野 浩 一	学校教育課長	今 井	誠
福祉課長	篠 原 彰 治	社会教育課長	米 田	昭 嗣
水產商工	大 山 昭	兼務		
観光課長		国体推進課長		

\_\_\_\_\_\_

議会事務局出席者

 事務局長 榎園雅司
 書 記 瀬脇恵寿

 書 記 末松博昭

令和3年9月17日午前10時開議

△開 議

○議長(川越信男) おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△諸般の報告

○議長(川越信男) 日程第1、諸般の報告を 行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率に関する報告、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和2年度垂水市教育委員会の事務の点検及び評価の報告書の提出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、北方貞明議員から、会議規則第65条 の規定による発言の申出がありますので、これ を許可します。

**〇北方貞明議員** 議長、本当、許可していただきましてありがとうございます。

私は、令和3年第3回定例会における一般質問において、不適切な発言がありましたので、ここで訂正させていただきます。訂正箇所につきましては、コスモス苑でのコロナワクチン2回未満接種者利用停止についての質問中、「やられている」と言いましたが、「高次脳機能障害を発症している」と訂正をお願いするものであります。このことにより、対象者及び議会に対しまして、大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

△報告(令和2年度垂水市一般会計継続 費精算報告書の報告について) ○議長(川越信男) 日程第2、報告を行います。

令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告書 の報告について報告を求めます。

**○財政課長(濵 久志)** おはようございます。 令和2年度垂水市一般会計継続費精算報告書 につきまして、御報告申し上げます。

固定資産家屋全棟調査業務委託につきまして、 令和元年度から令和2年度の2年間の継続費と して設定しておりましたが、令和3年1月29日 付で事業完了しましたことから、地方自治法施 行令第145条第2項の規定により、継続費精算 報告書を御報告申し上げるものでございます。

なお、財源につきましては、一般財源を充当 いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長(川越信男) 以上で、日程第2、令和 2年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告 についての報告を終わります。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第145 条第2項の規定により報告されるものですので、 御承知おきお願いします。

> △議案第52号・議案第56号~議案第62 号・陳情第12号─括上程

〇議長(川越信男) 日程第3、議案第52号及び日程第4、議案第56号から日程第10、議案第62号までの議案8件並びに日程第11、陳情第12号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第52号 垂水市税条例の一部を改正する条 例 案

議案第56号 令和3年度垂水市一般会計補正予 算(第6号) 案

議案第57号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 案

議案第58号 令和3年度垂水市介護保険特別会 計補正予算(第1号) 案 議案第59号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号) 案 議案第60号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 案 議案第61号 会和3年度垂水市水道事業会計補

議案第61号 令和3年度垂水市水道事業会計補 正予算(第1号) 案

議案第62号 令和3年度垂水市一般会計補正予 算(第7号) 案

陳情第12号 分煙環境整備に関する陳情

〇議長(川越信男) ここで、税務課長から、 会議規則第65条の規定の準用による発言の申出 がありますので、これを許可します。

○税務課長(橘圭一郎) 本定例会初日の議案 第52号垂水市税条例の一部を改正する条例案の 上程説明に際し、施行日につきまして、令和4 年4月1日及び令和6年4月1日と御説明申し 上げておりましたが、正しくは、令和4年1月 1日と令和6年1月1日でございました。訂正 してお詫びを申し上げます。

○議長(川越信男) ここで、各常任委員長の 審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[產業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

**○産業厚生委員長(梅木 勇)** おはようございます。

去る8月27日、9月7日の本会議において、 産業厚生常任委員会付託となりました各案件に ついて、9月9日に委員会を開き、審査いたし ましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第56号令和3年度垂水市一般会計補正予算(第6号)案中の福祉課の所管費目について説明があり、生理の貧困対策について、コロナ終息後も継続して行うのかとの質問に対し、女性の経済的な問題のみならず、貧困の背景や事情を捉え、コロナ感染症拡大の影響だけではなく、今後もしっかり対応していく必要があることから、継続が必要な事業であるとの答

弁がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、 保健衛生費の補助金の内容についての質問に対 し、市内の医療・介護事業所に対し、従来のコロナ感染予防対策に加え、さらに必要な対策に 要する経費に対し、限度額を定めた上で支援を 行うものであるとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、特 段質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目については、新規就 農者支援のため、新規就農者施設等整備事業補 助金について、防災営農の補助残に対する補助 率の上乗せは考えられないかとの質問に対し、 現状を把握した上で対応を協議したいとの答弁 がありました。

さらに要望事項として、意欲のある新規就農 者のために、市が大型ハウスの整備を行った上 でリースを行うなどして、新規就農者の支援を 求める要望がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、 秋の産業祭、誘客促進事業について、発生状況 を見ながらとのことであるが、新型コロナ感染 対策と経済対策、どちらを優先するか難しい中、 事業実施の判断についてとの質問に対し、イベ ントについては実施する予定で計画を立て、状 況に応じて、関係機関・団体とも協議を行った 上で、実施の可否を判断するものと考えるとの 答弁がありました。

また、道の駅たるみずの温泉施設の修繕料が 計上されているが、昨年のリニューアル時に補 修はされなかったのかに対しては、昨年は看板 等の外観補修工事を行っており、今回、内部補 修を行うものであるとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目については、市営住宅の植栽管理の在り方として、入居者が行うのか、市が行うのかとの質問に対し、住環境を含め入居者にお願いしている状況であるが、高齢者にとって大きな樹木の管理は困難なこともあ

ると思われるので、現場を見て対応したいとの 回答がありました。

また、その他で、市営住宅の廃止等があれば、 転入・転居者の受皿がなくなり地域振興を図れ ないことにもなるが、対応策はあるかとの質問 に対し、空き家の利活用などが考えられるが、 ほかにも地域の活性化にどのような方策がある か探っていきたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和3年度垂水市一般会計 補正予算(第7号)案中の農林課の所管費目に ついて説明があり、特段質疑はありませんでし たが、その他で水害予防の観点から、井川の堰 に土砂が堆積することがないよう堰板の改善を 求める要望がありました。

次に、土木課の所管費目については、特段質 疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和3年度垂水市介護保険 特別会計補正予算(第1号)案については、特 段質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決 されました。

次に、議案第59号令和3年度垂水市漁業集落 排水処理施設特別会計補正予算(第1号)案に ついては、特段質疑はなく、採決の結果、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和3年度垂水市簡易水道 事業特別会計補正予算(第1号)案及び議案第 61号令和3年度垂水市水道事業会計補正予算 (第1号)案については、特段質疑はなく、採 決の結果、いずれも原案のとおり可決されまし た。

以上で報告を終わります。

〇議長(川越信男)次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長(池山節夫) おはようございます。

去る8月27日、9月7日の本会議において、 総務文教常任委員会付託となりました各案件に ついて、9月10日に委員会を開き、審査いたし ましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第52号垂水市税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、セルフメディケーション税制における医療費控除特例の狙いについて 質問があり、医療費が高騰しているため、医療 費の適正化に資することを目的としているとの 回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和3年度垂水市一般会計補正予算(第6号)案中の総務課の所管費目については、運動公園体育館の空調整備について質疑があったほか、ウェブ会議の運用において、会員登録等のメリットはあるのかとの質問があり、本市は鹿児島県のセキュリティークラウド回線を使用しており、県内の台数で案分した定額通信料を毎月払っているため、会員登録等は不要である。また、ウェブ会議に必要なライセンス等について、市が主催するZoom会議に必要となる1ライセンスを保有しているが、外部主催の会議に参加する場合、ライセンス不要のため、会費的なものは発生していないとの回答がありました。

次に、企画政策課の所管費目については、ふるさと納税に係る機器購入について質疑が交わされ、契約方法が随意契約になる理由はとの質問に対し、取扱業者が県内に1社しかないこと及び既存システムとの密接不可分のためであるとの回答がありました。

次に、財政課及び消防本部の所管費目について説明がありましたが、特段質疑はありません

でした。

次に、教育総務課の所管費目については、生理の貧困対策である女子トイレへの生理用品設置場所について、学校や児童生徒の保護者の意見も聞いて設置をしたのかとの質問があり、学校からの意見では、今も保健室へ取りに来る子もいるとのことであったが、恥ずかしくて言えない児童生徒のために、個室に備えることにしたとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目については、成人式参加者へのPCR検査費助成の考えはとの質問があり、現時点では予想が難しいため、成人式に近い段階で出されている知見に基づいて判断するとの回答がありました。

次に、地方債・歳入全款の審査に入り、財政 課の所管費目では、新型コロナ対策事業の財源 について質疑があり、一般財源で、地方創生臨 時交付金事業は実施していないとの回答があり ました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の 採決を行ったところ、原案のとおり可決されま した。

次に、議案第62号令和3年度垂水市一般会計補正予算(第7号)案中の歳入全款の審査に入り、財務課の所管費目では、前年度繰越金が増えたことをどう評価するかとの質問があり、次年度以降の事業に財源を活用できる一方、予算配分の検討を要するなど、一概に増えることだけがよいとは言いにくいとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について説明があり、新型コロナの影響があった被保険者への国保税減免は、税収減をカバーできるのかとの質問に対し、本市は、減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%未満で、10分の4相当額の財政支援になるため、残りは国保会計で補う

ことを考えているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、陳情第12号分煙環境整備に関する陳情 について申し上げます。

審査の課程において、趣旨や喫煙に関する現 状について意見が交わされた結果、本陳情の取 扱いは趣旨採択されました。

最後に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について申し上げます。

審査の課程において異議はなく、本意見書の 取扱いは可決とし、関係機関へ意見書を提出す ることが決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長(川越信男) ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ○池山節夫議員 申し訳ない。先ほど水産商工 観光課の審議をされたところでは、秋の産業祭 とか、イベントの可否の可能性の判断は後々す ると。あと、道の駅たるみずの温泉施設の補修 の件だけが出たんですけど、私、一般質問で質 問したんですけど、補正ででも、こもんそ商品 券、それを発行していただきたいというような 質問もしたんですけど、産業委員会ではそのよ うな質疑はなかったんでしょうか。

**○産業厚生委員長(梅木 勇)** ただいまの、 こもんそ商品券については、特段意見はありま せんでした。

〇議長(川越信男) よろしいですか。

〇池山節夫議員 いいです。

**○議長(川越信男)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(川越信男)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(川越信男)** 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第52号及び議案第56号から議案第62号までの議案8件については、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(川越信男)** 異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第56号から議案 第62号までの議案8件については、各常任委員 長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情1件をお諮りします。

陳情第12号分煙環境整備に関する陳情については、総務文教委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号分煙環境整備に関する陳 情については、総務文教委員長の報告のとおり 決定いたしました。

> △委員会の閉会中の継続審査の件につい て

O議長 (川越信男) 日程第12、委員会の閉会 中の継続審査の件についてを議題とします。

産業厚生委員長から、目下、委員会において、 審査中の事件について、会議規則第103条の規 定によって、お手元に配りました申出書のとお り、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審 査とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

O議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の 継続審査とすることに決定しました。

△議案第63号~議案第71号一括上程

○議長(川越信男) 日程第13、議案第63号か

ら日程第21、議案第71号までの議案9件を一括 議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第63号 令和2年度垂水市一般会計歳入歳 出決算認定について

議案第64号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和2年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和2年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和2年度垂水市漁業集落排水処 理施設特別会計歳入歳出決算認定につい て

議案第69号 令和2年度垂水市介護保険特別会 計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和2年度垂水市後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(川越信男) お諮りいたします。

各決算については、6人の委員をもって構成 する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、 閉会中の継続審査とすることにしたいと思いま す。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、各決算については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員 の選任については、委員会条例第8条第1項の 規定により、篠原靜則議員、北方貞明議員、持 留良一議員、感王寺耕造議員、梅木勇議員、池 田みすず議員、以上6人を指名したいと思いま す。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人を決 算特別委員会委員に選任することに決定いたし ました。

> △意見書案第14号・意見書案第15号一括 上程

○議長(川越信男) 次に、日程第22、意見書 案第14号及び日程第23、意見書案第15号の意見 書案2件を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省 略いたします。

意見書案第14号 妊産婦医療費助成制度の創設 を求める意見書

意見書案第15号 コロナ禍による厳しい財政状 況に対処し地方税財源の充実を求める意 見書

○議長(川越信男) お諮りいたします。

ただいまの意見書案2件については、提出者 の説明を省略したいと思いますが、これに御異 議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定いたしまし

これから質疑を行います。質疑はありません か。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません か。

[「なし」の声あり]

〇議長(川越信男) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第14号及び意見書案第15号の意見書 案2件を原案のとおり決することに御異議あり ませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号及び意見書案第15号 の意見書案2件は原案のとおり可決されました。 お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その 提出手続及び字句、数字、その他の整理を要す るものにつきましては、その整理を議長に委任 されたいと思います。これに御異議ありません

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。そ の提出手続及び字句、数字、その他の整理は、 議長に委任することに決定しました。

> △議会運営委員会の閉会中の所掌事務調 査の件について

○議長(川越信男) 次に、日程第24、議会運 営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定 により、お手元に配付した申出書のとおり、閉 会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調 査とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中 の継続調査とすることに決定しました。

> △各常任委員会の閉会中の所管事務調査 の件について

○議長(川越信男) 次に、日程第25、各常任 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを 議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則 第103条の規定により、お手元に配付した申出 書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありま す。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続 調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 これで、本定例会に付議されました案件は全 部議了いたしました。

△閉 会

○議長(川越信男) これをもちまして、令和 3年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員